

大学機関別認証評価

自 己 評 価 書

平成 2 7 年 6 月

群馬大学

目 次

I	大学の現況及び特徴	1
II	目的	3
III	基準ごとの自己評価	
基準1	大学の目的	5
基準2	教育研究組織	11
基準3	教員及び教育支援者	37
基準4	学生の受入	58
基準5	教育内容及び方法	79
基準6	学習成果	138
基準7	施設・設備及び学生支援	157
基準8	教育の内部質保証システム	190
基準9	財務基盤及び管理運営	200
基準10	教育情報等の公表	227

I 大学の現況及び特徴

1 現況

(1) 大学名 群馬大学

(2) 所在地 群馬県前橋市

(3) 学部等の構成

学部：教育学部，社会情報学部，医学部，理工学部

研究科：教育学研究科，社会情報学研究科，医学系研究科，保健学研究科，理工学府

専攻科：特別支援教育特別専攻科

附置研究所：生体調節研究所

関連施設：総合情報メディアセンター，大学教育・学生支援機構（教育基盤センター，学生支援センター，学生受入センター，健康支援総合センター），研究・産学連携戦略推進機構〔研究戦略室，産学連携・知的財産戦略室（産学連携・共同研究イノベーションセンター，群馬大学TLO，高度人材育成センター，インキュベーションセンター），機器分析センター〕，重粒子線医学推進機構（重粒子線医学研究センター，重粒子線医学センター），国際教育・研究センター，未来先端研究機構，多文化共生教育・研究プロジェクト推進室，多職種連携教育研究研修センター，先端科学研究指導者育成ユニット，附属学校（幼稚園，小学校，中学校，特別支援学校），医学部附属病院，教育学部附属学校教育臨床総合センター，社会情報学研究センター，医学系研究科附属生物資源センター，医学系研究科附属薬剤耐性菌実験施設，医学系研究科附属教育研究支援センター，医学系研究科附属医学教育センター，保健学研究科附属保健学研究・教育センター，理工学府附属元素科学国際教育研究センター，生体調節研究所附属生体情報ゲノムリソースセンター，生体調節研究所附属代謝シグナル研究展開センター，生体調節研究所附属生体情報シグナル研究センター

(4) 学生数及び教員数（平成27年5月1日現在）

学生数：学部 5,133人，大学院 1,342人

専任教員数：857人（学長・副学長含む）

助手数：2人

2 特徴

1. 本学は，昭和24年5月に国立学校設置法により，群馬師範学校，群馬青年師範学校，前橋医学専門学校，前橋医科大学並びに桐生工業専門学校の各旧制の諸学校を包括し，学芸学部，医学部及び工学部の3学部を有する新制の国立総合大学として発足した。創設以来，北関東を代表する総合大学としてその使命を果たすとともに，知の探求，伝承，実証の拠点として，次世代を担う豊かな教養と高度な専門性を持った人材を育成すること，先端的かつ世界水準の学術研究を推進すること，そして，地域社会から世界にまで開かれた大学として社会に貢献している。

この間，時代の要求を先取りして，組織の新設，改組・再編を進め，現在では，4学部，5研究科，1専攻科並びに1附置研究所で構成されている。

2. 本学の敷地は，主として前橋市内の荒牧地区，昭和地区と桐生市内の桐生地区の3地区に分かれており，荒牧地区には，教育学部，大学院教育学研究科（教職大学院を含む），特別支援教育特別専攻科，社会情報学部，大学院社会情報学研究科，総合情報メディアセンター，大学教育・学生支援機構，研究・産学連携戦略推進機構，国際教育・研究センター及び事務局が，昭和地区に医学部，大学院医学系研究科，大学院保健学研究科，生体調節研究所，重粒子線医学推進機構及び医学部附属病院が，桐生地区には，理工学部，大学院理工学府，研究・産学連携戦略推進機構がある。また，先端理工学分野の研究者の育成及び現役の技術者・研究者のためのリカレント教育を提供するため，平成19年度から，北関東随一の製造業集積地である太田市の「テクノプラザ太田」の一部を借用し，理工学部太田キャンパスを設置している。

3. 本学は多様な教育・研究活動に対して，積極的な取組を行っている。その結果，さまざまな事業が大学教育改革支援プログラム等，国からの支援事業に採択されており，質の高い教育・研究を提供している。

[教育分野の採択例]

「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」，「がんプロフェッショナル養成基盤推進プラン」，「基礎・臨床を両輪とした医学教育改革による

グローバルな医師養成」，「専門的看護師・薬剤師等医療人材養成事業」，「未来医療研究人材養成拠点形成事業」など

[研究分野の採択例]

「博士課程教育リーディングプログラム」，「卓越した大学院拠点形成支援補助金」，「テニユアトラック普及・定着事業（機関選抜型）（若手研究者の自立的研究環境整備促進）」，「ポストドクター・キャリア開発事業」，「女性研究者研究活動支援事業（一般型）」「地域再生人材創出拠点の形成（デジタルを活かすアナログナレッジ養成拠点）（「多文化共生推進士」養成ユニット）」など

Ⅱ 目的

【大学の基本理念・目標】

（基本理念）

1. 新しい困難な諸課題に意欲的、創造的に取り組むことができ、幅広い国際的視野を備え、かつ人間の尊厳の理念に立脚して社会で活躍できる人材を育成する。
2. 教育及び研究活動を世界的水準に高めるため、国内外の教育研究機関と連携し、世界の英知と科学技術の粋を集め、常に切磋琢磨し、最先端の創造的な学術研究を推進する。
3. 教育及び研究の一層の活性化と個性化を実現するため、大学構成員の自主性、自律性を尊重し、学問の自由とその制度的保障である大学の自治を確立するとともに、それに対する大学としての厳しい自己責任を認識し、開かれた大学として不断の意識改革に務める。

（目標）

1. 教育の目標

- （1） 学生の自主的で創造的な勉学を促進する学修環境を整えるとともに、学生が本来持っている潜在的能力とエネルギーを引き出すため最大限の支援を行う。
- （2） 教養教育においては、その重要性を認識し、全学的な協力体制の下、専門教育との連携を図りながら、幅広く深い教養、総合的な判断力、そして自然との共生を基盤とした豊かな人間性を涵養する。
- （3） 学部専門教育においては、教養教育との融合を図りつつ、各専門分野の最新の知見及び技術を修得しうる基礎的能力を育成し、豊かな知性と感性及び広い視野を持ち、学士力に裏打ちされた、社会から信頼される人材を養成する。
- （4） 大学院教育においては、高い倫理観と豊かな学識に立脚し、学部専門教育との関連を視野において、実践力を有する高度専門職業人及び創造的能力を備えた研究者を養成する。

2. 研究の目標

- （1） 専門分野において独創的な研究を展開するとともに、特に重点研究領域において国内外の大学・研究機関と連携して先端的研究を推進し、国際的な研究・人材育成の拠点を形成する。
- （2） 基礎的研究と応用的、実践的研究との融合を図り産業界や自治体等との共同研究・共同事業を推進し、その成果を広く社会に還元する。

3. 社会貢献の目標

- （1） 地域の知の拠点として学内外の関係機関と連携した活動を通じて、地域の文化及び伝統を育み、豊かな地域社会を創造する活動を行うとともに、知の地域社会への還元を推進し、産業の発展に貢献する。
- （2） 地域医療を担う中核として医療福祉の向上にあたりとともに、地域住民の多様な学習意欲や技術開発ニーズに応え、地域社会の活性化に貢献する。
- （3） 国際的視野の下で教育研究を充実する観点から、留学生の受け入れ及び本学学生の海外派遣を推進するとともに、海外の大学等との学術交流や教職員の国際交流を進める。

4. 大学運営の目標

- （1） 学長のリーダーシップの下で経営戦略を明確にし、大学構成員の能力を引き出し、自主性、自律性を持って効率的な大学運営に当たる。
- （2） 大学内での情報共有化と社会に対する大学情報の積極的な発信に努め、学内外への説明責任を果たす。
- （3） 不断の点検・評価と改革を推進し、大学の活力を維持発展させるとともに、大学の諸活動の質的向上を図る。

【第二期中期目標期間における目標】

(1) 教育に関する目標

- ① 教養教育，学部専門教育，大学院教育を通じて，豊かな人間性を備え，広い視野と探求心を持ち，基礎知識に裏打ちされた深い専門性を有する人材を育成する。
- ② 学生の勉学を促進する学習環境と支援体制を整備する。

(2) 研究に関する目標

- ① 各専門分野で独創的な研究を展開する。とりわけ重点研究領域において国内外の大学・研究機関と連携して先端的研究を推進し，国際的な研究・人材育成の拠点を形成する。
- ② 基礎的研究と応用的，実践的研究との融合を図り，産業界や自治体等との共同研究・共同事業を推進する。

(3) 社会貢献に関する目標

- ① 地域の知の拠点として，学内外関係機関との連携した活動を通じて文化を育み，豊かな地域社会を創るために活動する。
- ② 知の地域社会への還元を推進し，産業発展に貢献する。
- ③ 地域医療を担う中核として，医療福祉を向上させる。
- ④ 地域住民の多様な学習意欲や技術開発ニーズに応え，地域社会の活性化に貢献する。

(4) 大学運営に関する目標

- ① 学長のリーダーシップの下で経営戦略を明確にし，教職員の能力を引き出し，自主性・自律性を持って効率的な大学運営にあたる。
- ② 学内での情報の共有化と社会に対する情報発信を促進する。
- ③ 不断の点検・評価と改革を推進し，大学の活力を維持発展させる。

【学部・研究科ごとの目的】

(1) 学士課程・大学院課程共通

① 学士課程

豊かな知性と感性及び広い視野を持ち，学士力に裏打ちされた，社会から信頼される人材を養成する。

② 大学院課程

高い倫理観と豊かな学識に立脚し，実践力を有する高度専門職業人及び創造的能力を備えた研究者を養成する。

(2) 学部・研究科ごとの目的

[学 部] 資料 1-1-①-2 各学部規程（抜粋）のとおり

[大学院] 資料 1-1-②-2 各研究科規程（抜粋）のとおり

Ⅲ 基準ごとの自己評価

基準 1 大学の目的

(1) 観点ごとの分析

観点 1-1-①: 大学の目的(学部、学科又は課程等の目的を含む。)が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第 83 条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。

【観点到る状況】

本学の目的は、学校教育法第 83 条に規定された大学の目的を達成するため、「群馬大学学則」(昭和 24 年制定、平成 16 年制定(国立大学法人化後))(資料 1-1-①-1 参照)及び各学部規程(資料 1-1-①-2 参照)に定めている。

また、中期目標・中期計画を定め、第 2 期中期目標期間に法人が達成すべき目標を定めている(資料 1-1-①-3 参照)。

資料 1-1-①-1 「群馬大学学則(抜粋)」

第 1 章 総 則
第 1 節 目的及び自己評価等
(目 的)
第 1 条 国立大学法人群馬大学組織規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 2 条の規定により設置される群馬大学(以下「本学」という。)は、教育及び研究の最高の機関として、有為な人材を育成するとともに、真理と平和を希求し、深遠な学理とその応用を考究し、世界の繁栄と人類の福祉に貢献することを目的とする。
(出典 群馬大学 学則(別添資料 1-1-①-A))

資料 1-1-①-2 「各学部規程(抜粋)」

教育学部規程(抜粋)
(目 的)
第 2 条 本学部は、新しい時代の学校教育を担う教員、中でも小学校・中学校・特別支援学校の教員を養成することを主な目的とし、豊かな教養と優れた人格、幅広い実践的な能力を十分に備えた人材を育成する。
社会情報学部規程(抜粋)
(目 的)
第 2 条 本学部は、情報科学と人文・社会科学との融合のもとで、情報と人間の共存の在り方を追究し、高度情報化社会の要請に応える人材の育成、新しい学問分野の創造、地域社会及び国際社会に貢献することを目的とする。
医学部規程(抜粋)
(目 的)
第 3 条 医学科は、次の各号に掲げる人材の育成を目的とする。
(1) 高い倫理観を持って患者中心の医療を実践し、医療チームのスタッフから信頼される医師

(2) 広い医学知識と高い臨床能力を持ち、進歩する医学知識・医療技術を、生涯にわたり獲得し続けることのできる医師

(3) 高度な研究を推進し、その成果を社会に還元できる基礎医学、臨床医学及び社会医学の研究者及び教育者

(4) 広い視野を持ち、医療政策の立案・実施に携わる医療行政担当者

2 保健学科は、次の各号に掲げる人材の育成を目的とする。

(1) 高度化・専門化する保健医療の担い手となる、看護師、保健師、助産師、臨床検査技師、理学療法士及び作業療法士

(2) 医療技術の学問体系の確立と発展に寄与しうる専門職

(3) チーム医療においてリーダーシップを発揮できる人材

(4) 国際社会で活躍できる専門職

理工学部規程（抜粋）

（目 的）

第2条 本学部は、21世紀の人類が進むべき新たな指針を見いだし、人と自然との調和のとれた豊かな未来社会を創造するため、高い専門的能力と健全な理念を持ち、地域・社会、日本、そして世界に貢献できる人材を育成することを目的とする。

2 前項の目的を達成するため、学生と教員との緊密なつながりを基本として、次の各号に掲げる教育を行うものとする。

(1) 理学に根ざした俯瞰的な物の見方、考え方を身に付け、工学に根ざした実践的・独創的な課題解決能力を養う理工学教育

(2) 国際的な水準を満たし、かつ、各教員の特長を生かした教育

(3) 個人の発想や知的好奇心を尊重し、未知の分野に挑戦する活力と創造性を育む教育

(4) 国際コミュニケーション能力を備え、世界を舞台に研究者・技術者として活躍できる人材を育成する教育

（出典 学部規程（別添資料1－1－①－B））

資料1－1－①－3 「国立大学法人群馬大学中期目標（抜粋）」

（前文）大学の基本的な目標

本学は、北関東を代表する総合大学として、知の探求、伝承、実証の拠点として、次世代を担う豊かな教養と高度な専門性を持った人材を育成すること、先端的かつ世界水準の学術研究を推進すること、そして、地域社会から世界にまで開かれた大学として社会に貢献することを基本理念に掲げ、以下の目標を設定する。

① 教育においては、1) 教養教育、学部専門教育、大学院教育を通じて、豊かな人間性を備え、広い視野と探求心を持ち、基礎知識に裏打ちされた深い専門性を有する人材を育成する。2) 学生の勉学を促進する学習環境と支援体制を整備する。

② 研究においては、1) 各専門分野で独創的な研究を展開する。とりわけ重点研究領域において国内外の大学・研究機関と連携して先端的研究を推進し、国際的な研究・人材育成の拠点を形成する。2) 基礎的研究と応用的、実践的研究との融合を図り、産業界や自治体等との共同研究・共同事業を推進する。

③ 社会貢献においては、1) 地域の知の拠点として、学内外関係機関との連携した活動を通じて文化を育み、豊かな地域社会を創るために活動する。2) 知の地域社会への還元を推進し、産業発展に貢献する。3) 地域医療を担う

中核として、医療福祉を向上させる。4) 地域住民の多様な学習意欲や技術開発ニーズに応え、地域社会の活性化に貢献する。

- ④ 大学運営においては、1) 学長のリーダーシップの下で経営戦略を明確にし、教職員の能力を引き出し、自主性・自律性を持って効率的な大学運営にあたる。2) 学内での情報の共有化と社会に対する情報発信を促進する。3) 不断の点検・評価と改革を推進し、大学の活力を維持発展させる。

(出典 国立大学法人群馬大学 中期目標・中期計画 (別添資料 1-1-①-C))

【分析結果とその根拠理由】

大学全体の目的は学則に、各学部の目的は学部規程において明確に定めており、それらの目的を基に第2期中期計画・中期目標を策定している。またその内容は、学校教育法第83条に規定された「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。」を具体化したものとなっている。

以上のことから、大学の目的（学部の目的を含む）が、明確に定められており、その目的が学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的に適合していると判断できる。

(別添資料)

- ・ 1-1-①-A 群馬大学学則
- ・ 1-1-①-B 学部規程
- ・ 1-1-①-C 国立大学法人群馬大学中期目標・中期計画

観点 1-1-②： 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。

【観点に係る状況】

大学院の目的は、学校教育法第99条に規定された大学院の目的を達成するため、「群馬大学大学院学則」（昭和34年制定、平成16年制定（国立大学法人化後））（資料1-1-②-1参照）及び各研究科規程（資料1-1-②-2参照）に定めている。

資料1-1-②-1 「群馬大学大学院学則（抜粋）」

第1章 総 則

（目 的）

第2条 本大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

2 各研究科又は専攻ごとの人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、別に定める。

（課 程）

第5条 教育学研究科、社会情報学研究科及び医学系研究科に修士課程を、医学系研究科、保健学研究科及び理工学

府に博士課程を、教育学研究科に専門職学位課程を置く。

- 2 保健学研究科及び理工学府の博士課程は、前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱う。
- 3 修士課程及び博士前期課程においては、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うものとする。
- 4 博士課程においては、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するのに必要の高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。
- 5 専門職学位課程においては、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うものとする。

（出典 群馬大学 大学院学則（別添資料1-1-②-A）

資料1-1-②-2 「各研究科規程（抜粋）」

教育学研究科規程（抜粋）

（目 的）

第2条 研究科は学部教育を基盤とし、教育・研究の成果を社会へ還元することを目的とし、次の各号に掲げる人材を育成する。

- (1) 優れた教育倫理と豊かな学識を有し、教育諸科学に関する高度な専門的知識・技能及び実践力を備え、教育現場において指導的な役割を担える教員
- (2) 学校教育及び種々の教育的場面における現代的諸課題に対応できる研究開発能力及び実践力を備えた人

社会情報学研究科規程（抜粋）

（目 的）

第2条 研究科は、人文・社会科学と情報科学に関する学識を兼ね備え、現代社会の多面的な諸問題に対する洞察力をもってその解決に関与できる高度専門職業人及び実践的研究者としての基礎学力の涵養を目指し、社会人再教育と留学生受入れを含めて地域社会や国際社会に貢献することを目的とする。

医学系研究科規程（抜粋）

（目 的）

第3条 修士課程生命医科学専攻は、医学の基礎知識の上に、発展を続ける生命科学を医学との関連において教授することにより、次の各号に掲げる人材の育成を目的とする。

- (1) 自らが研究を立案し遂行することのできる生命医科学研究者及び学際的医学研究者
- (2) 医学と生命科学の関連領域における高度専門職業人

2 博士課程医科学専攻は、次の各号に掲げる事項を目的とする。

- (1) 医の科学(Science)、倫理(Ethics)、技能(Skill)の探求とそれらの統合による医学の研究と教育の推進並びに医学と医療をリードする人材の育成
- (2) 疾病の病因究明及び体系的治療戦略の開発を通じての社会への貢献
- (3) 優れた医学の研究者と教育者の育成を通じての社会への貢献
- (4) 高い倫理観と卓越した臨床能力を持つ医療人の育成を通じての社会への貢献

保健学研究科規程（抜粋）

第3条 博士前期課程は、次の各号に掲げる人材の育成を目的とする。

- (1) 全人的医療を理解し、高度な専門知識と技術を有する者
- (2) 専門分野での教育や研究を実践するための基礎的な能力を有する者
- (3) 地域の保健医療・福祉専門職として活動が実践できる者
- (4) 国際的な保健医療・福祉分野の活動が実践できる者

2 博士後期課程は、次の各号に掲げる人材の育成を目的とする。

- (1) 保健医療・福祉分野で、独創的あるいは学際的な研究が実践できる者
- (2) 保健医療・福祉分野で、高度な教育が実践できる者
- (3) 保健学の高度な専門知識と技術を有し、保健医療・福祉分野での指導者となる者
- (4) 国際的な保健医療・福祉分野で、指導や教育及び研究が実践できる者

理工学府規程（抜粋）

第2条 学府は、多様化・複層化が深化する産業活動における諸課題に対して俯瞰的なものの見方と、総合的実践力・独創力を発揮することにより、これらに適切に対処していくことのできる人材、さらに、社会の革新・成長を牽引するリーダーとして社会の各分野で活躍できる実践的かつ独創性を有する高度な研究開発人材を育成することを目的とする。

2 前項の目的を達成するため、理学と工学の分野融合による教育研究活動を基盤に次の各号に掲げる教育を行うものとする。

- (1) 従来の学問分野の枠を超えて俯瞰的に問題を把握し、知識を総合化して課題を解決できる能力を養う高度な理工学教育
- (2) 各教員の特長を活かした先端的研究の実践を通じて、自ら新たな課題を発見し挑戦する創造性と実践力を養う教育
- (3) これからの研究者・技術者に求められる技術マネジメントなどに関する基礎的素養と高い倫理観を養う教育
- (4) 先端研究者・高度専門技術者としてグローバルに活躍するための国際コミュニケーション能力を養う教育

（出典 研究科等規程（別添資料1－1－②－B））

【分析結果とその根拠理由】

大学院の目的は大学院学則に、各研究科の目的は研究科規程において明確に定めており、学校教育法第99条に規定された「大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。」を具体化したものとなっている。

以上のことから、大学院の目的（研究科の目的を含む）が、明確に定められ、その目的が学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合していると判断できる。

（別添資料）

- ・ 1－1－②－A 群馬大学大学院学則
- ・ 1－1－②－B 研究科等規程

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

該当なし

【改善を要する点】

該当なし

基準 2 教育研究組織

(1) 観点ごとの分析

観点 2-1-①： 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点到係る状況】

■学部組織（総論）

本学は昭和 24 年の創設以来、組織の新設、改組・再編を進め、現在は教育学部（1 課程）、社会情報学部（2 学科）、医学部（2 学科）及び理工学部（5 学科）を設置している（資料 2-1-①-1 参照）。それぞれの学部において各々の理念の具体化を図るために、教育研究実施体制を整備している（資料 2-1-①-2 参照）。

■学部組織（各論）

教育学部は、学校教育に対する多様な要求に対し、柔軟かつ効果的にこたえられる高度な専門的知識・技術と豊かな人間性を身に付けた実践的指導力のある教育者の養成するため教員養成に特化した学部となっている。

社会情報学部は、情報科学、人文科学、社会科学、環境科学といった、さまざまな分野が互いの研究成果を融合させることで、社会情報学という新しい学問分野の創造や諸問題の解決策を探究し、高度情報社会の要請に応える人材を育成する学部となっている。

医学部は、医学科と保健学科で構成されている。医学科は、人体、生命の神秘を追求し、疾病の本態を解明し、それを克服するための方策を探究するとともに、優れた医師、真摯な医学研究者を養成する学科となっている。保健学科は、人間として、保健医療の専門職として、確固たる倫理観と豊かな人間性を持ち、その社会的使命を果たすことのできる人材の育成を図るとともに、総合的で先進的な教育・研究を展開する学科となっている。

理工学部は、平成 25 年度に工学部の改組により設置された。理学に根ざした俯瞰的な物の見方、考え方を身に付け、工学に根ざした実践的・独創的な課題解決能力を養う理工学教育を行っている。個人の発想や知的好奇心を尊重し、未知の分野に挑戦する活力と創造性を育むとともに、国際コミュニケーション能力を備え、世界を舞台に研究者・技術者として活躍できる人材を育成する学部となっている。

資料 2-1-①-1 「群馬大学学則（抜粋）」

第 2 節 教育研究組織

（学部 及び 学科又は課程等）

第 3 条 本学に、次の学部及び学科又は課程を置く。

教 育 学 部	学校教育教員養成課程
社会情報学部	情報行動学科
	情報社会科学科
医 学 部	医学科
	保健学科
理 工 学 部	化学・生物化学科
	機械知能システム理工学科
	環境創生理工学科

電子情報理工学科

総合理工学科

(出典 群馬大学学則 (別添資料1-1-①-A))

資料2-1-①-2 「各学部規程 (抜粋)」

教育学部規程 (抜粋)

第2章 課程 (系及び専攻)

第3条 本学部置く課程の系及び専攻は、次のとおりとする。

課程	系	専攻
学校教育教員養成課程	文化・社会	国語, 社会, 英語
	自然・情報	数学, 理科, 技術
	芸術・表現	音楽, 美術
	生活・健康	家政, 保健体育
	教育人間科学	教育, 教育心理, 障害児教

社会情報学部規程 (抜粋)

第2章 教育課程

(学科及びコース)

第3条 本学部、次の学科を置く。

情報行動学科

情報社会科学科

2 情報行動学科に、次の履修コースを置く。

情報メディアコース

情報システムコース

医学部規程 (抜粋)

(学科及び専攻)

第2条 本学部、次の学科を置く。

(1) 医学科

(2) 保健学科

2 保健学科に次の専攻を置く。

(1) 看護学専攻

(2) 検査技術科学専攻

(3) 理学療法科学専攻

(4) 作業療法学専攻

※ 理工学部においては、学科の下に設置する専攻等はない。

(出典 学部規程 (別添資料1-1-①-B))

【分析結果とその根拠理由】

本学の教育研究組織は、それぞれの学部がその目的に沿った実施体制を整備しており、幅広い学問分野にわたり教育・研究を行うことのできる4学部10学科(課程)の編成となっている。

以上のことから、学部及び学科の構成が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断できる。

観点 2-1-②： 教養教育の体制が適切に整備されているか。

【観点に係る状況】

■実施組織（総論）

本学では、実社会において活躍できる人材を養成するため、その基礎となる「広い視野・国際性・就業力等」を身につけさせ、専門教育へのスムーズな展開を可能とするため、「教養教育」に力を入れている。

教養教育の実施組織として、大学教育・学生支援機構に「教育基盤センター」（以下「教育基盤センター」という。）を設置し、メインキャンパスである荒牧地区において、全学の教養教育を実施している（資料 2-1-②-1, 2-1-②-2, 2-1-②-3 参照）。

資料 2-1-②-1 「大学教育・学生支援機構規則（抜粋）」

（目 的）

第2条 機構は、群馬大学（以下「本学」という。）における学生の教育、支援等の適正かつ円滑な実施に資することを目的とする。

（組 織）

第3条 機構に、次の各号に掲げるセンターを置き、第4条各号に掲げる業務を分担する。

（1） 教育基盤センター

（出典 群馬大学 大学教育・学生支援機構規則（別添資料 2-1-②-A））

資料 2-1-②-2 「大学教育・学生支援機構 教育基盤センター規程（抜粋）」

（目 的）

第2条 センターは、群馬大学（以下「本学」という。）における全学に共通する大学教育の基盤を整備するとともに、教養教育を円滑に運営することを目的とする。

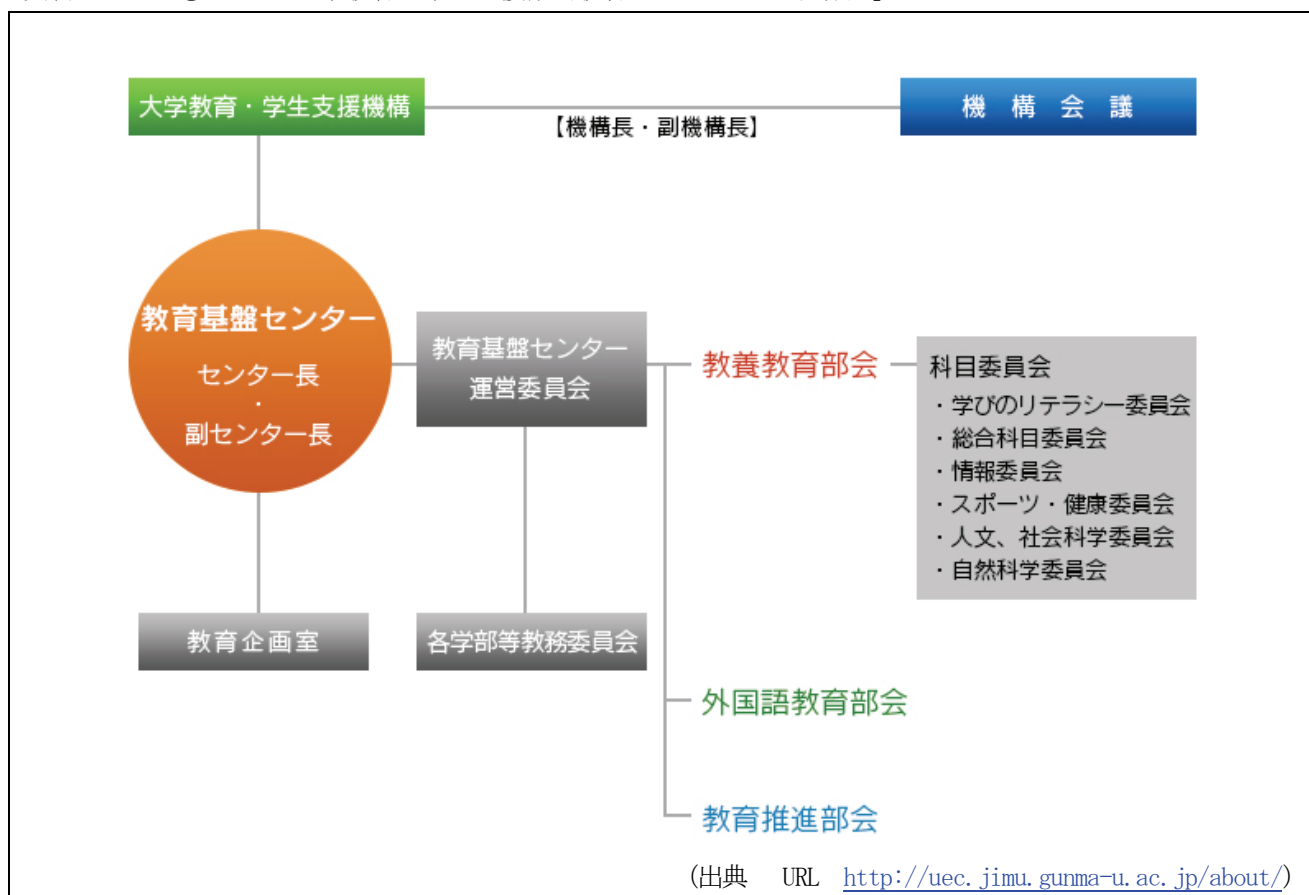
（業 務）

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- （1）全学共通の教育基盤の整備並びに大学教育の教育内容及び教育方法の改善に関すること。
- （2）教養教育の企画に関すること。
- （3）教養教育の運営に関すること。
- （4）大学教育の評価に関すること。
- （5）その他センターの目的を達成するために必要な事項

（出典 群馬大学 大学教育・学生支援機構教育基盤センター規程（別添資料 2-1-②-B））

資料2-1-②-3 「大学教育・学生支援機構教育基盤センター 組織図」



■実施組織（各論）

教育基盤センターに、企画・立案を行うための「教育企画室」と、センターの運営や各学部との連携を行うための実施組織として「教育基盤センター運営委員会」を設置している（資料2-1-②-4参照）。

「教育企画室」は、本学の教職員のうちから学長が指名する教育企画室長1名と、教育企画室員8名を構成員としており、全学に共通する教育基盤の整備や教養教育について企画・立案を行っている（資料2-1-②-5参照）。

「教育基盤センター運営委員会」は、各学部におかれた教務委員会と連携し、教養教育を実施しているほか、教育内容の評価・改善など、全学的な運営事項についても審議を行っている。また当該委員会の下に、教養教育の運営を中心に行う「教養教育部会」、外国語教育の充実を図る「外国語教育部会」、幅広く大学教育の改善に取り組む「教育推進部会」を設置し、より具体的な事項について審議を行っている（2-1-②-6参照）。

資料2-1-②-4 「大学教育・学生支援機構 教育基盤センター規程（抜粋）」

（教育企画室）

第7条 センターに、第3条各号に掲げる業務に関する企画立案を担当させるため教育企画室を置く。

2 前項の教育企画室に関し必要な事項は、別に定める。

（運営委員会）

第8条 センターの円滑な運営を図るため、教育基盤センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会については、別に定める。

（出典 群馬大学 大学教育・学生支援機構教育基盤センター規程（別添資料2-1-②-B））

資料 2-1-②-5 「大学教育・学生支援機構 教育基盤センター 教育企画室 内規（抜粋）」

(業 務)

第2条 教育企画室は、大学教育に関する次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 全学に共通する教育の基盤に関する企画立案
- (2) 教養教育に関する企画立案
- (3) その他大学教育に関する必要な事項

(組 織)

第3条 教育企画室は、本学の教員のうちから学長が指名する次の各号に掲げる室員をもって組織する。

- (1) 教育企画室長
- (2) 教育企画室員

2 前項各号の室員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合は、前任者の残任期間とする。

(出典 群馬大学 大学教育・学生支援機構教育基盤センター教育企画室内規

(別添資料2-1-②-C))

資料 2-1-②-6 「大学教育・学生支援機構 教育基盤センター運営委員会 内規（抜粋）」

(審議事項)

第2条 委員会 は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 教養教育の実施に関する事項
- (2) 教育内容・方法の改善に関する事項
- (3) 大学教育の評価に関する事項
- (4) その他教育基盤センターの運営に関する事。

(部 会)

第8条 委員会に、第2条に掲げる事項を具体的に審議させるため、次の各号に掲げる部会を置く。

- (1) 教養教育部会
- (2) 外国語教育部会
- (3) 教育推進部会

2 各部会に部会長を置き、センター長が指名する教育企画室員をもって充てる。

3 部会に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

(出典 群馬大学 大学教育・学生支援機構教育基盤センター運営委員会内規

(別添資料2-1-②-D))

3つの部会は、それぞれの役割（審議事項）に応じた活動を行うための体制を整備している。

「教養教育部会」は、教育課程や授業担当などの実施に関連した審議を行うほか、教養教育の授業科目ごとに個別事項の審議を行うため、「学びのリテラシー、総合科目、情報、スポーツ・健康、人文・社会科学及び自然科学」の6つの科目委員会をおいている。科目委員会は、各学部から選出された当該科目の担当教員を主な構成員としている（資料2-1-②-7、2-1-②-8参照）。

「外国語教育部会」は、外国語の授業計画や時間割の編成、外国語教育の改善などの審議を行うため、教育基盤センターの英語教育を担当する6名の専任教員（外国人数員4名を含む）のほか、各学部等から選出された専任教員等を構成員としている（資料2-1-②-9参照）。

「教育推進部会」は、教養教育を含む大学教育全般に係る、FDや高大連携・大学間連携などの審議を行うため、各学部の教務委員会の委員を主な構成員としている（資料2-1-②-10参照）。

資料2-1-②-7 「大学教育・学生支援機構 教育基盤センター運営委員会 教養教育部会 運営内規(抜粋)」

(審議事項)

第2条 部会は、教養教育に関する次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育課程及び授業計画に関すること。
- (2) 授業担当に関すること。
- (3) 授業時間割の編成に関すること。
- (4) 教養教育棟教室の利用に関すること。
- (5) 期末試験に関すること。
- (6) その他教養教育の実施に関すること。

(組 織)

第3条 部会は、次の各号に掲げる部会員をもって組織する。

- (1) 教養教育部会長（以下「部会長」という。）
- (2) 外国語教育部会長
- (3) 各学部等の教務を所掌する委員会等の委員 各1人
- (4) 第6条に規定する科目委員会の委員長 各1人
- (5) センター長が指名する者 若干人

2 前項4号及び5号の部会員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合は、前任者の残任期間とする。

(部会長)

第4条 部会長は、部会を招集し、その議長となる。

2 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長が指名した部会員がその職務を代行する。

(副部会長)

第5条 部会に、副部会長を置くことができる。

2 副部会長は、センター長が指名する部会員をもって充てる。

3 副部会長は、部会長を補佐する。

(科目委員会)

第6条 部会に科目ごとの具体的な事項を検討させるため、科目委員会を置く。

2 科目委員会については、センター長が別に定める。

(出典 群馬大学 大学教育・学生支援機構教育基盤センター運営委員会教養教育部会運営内規
(別添資料2-1-②-E))

資料2-1-②-8 「大学教育・学生支援機構 教育基盤センター運営委員会

教養教育部会 科目委員会 要項(抜粋)」

(設 置)

第2 教養教育部会に、教養教育に関する科目ごとの具体的な事項を検討させるため、次の各号に掲げる科目委員会を置く。

- (1) 学びのリテラシー委員会
- (2) 総合科目委員会
- (3) 情報委員会

(4) スポーツ・健康委員会

(5) 人文・社会科学委員会

(6) 自然科学委員会

(組 織)

第3 各科目委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 各学部等から選出された教員 各1人

(2) 教養教育授業科目又は関連分野の科目を担当する教員のうちからセンター長が指名する教員 若干人

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4 科目委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、科目委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(出典 群馬大学 大学教育・学生支援機構教育基盤センター運営委員会
教養教育部会科目委員会要項 (別添資料2-1-②-F))

資料2-1-②-9 「大学教育・学生支援機構 教育基盤センター運営委員会 外国語教育部会 運営内規 (抜粋)」

(審議事項)

第2条 部会は、外国語教育に関する次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 教養教育の外国語の授業計画、授業担当及び時間割の編成に関すること。

(2) 外国語教育の改善及び評価に関すること。

(3) その他外国語教育の実施に関すること。

(組 織)

第3条 部会は、次の各号に掲げる部会員をもって組織する。

(1) 外国語教育部会長 (以下「部会長」という。)

(2) 教養教育部会長

(3) 教育基盤センターの主担当を命ぜられた外国語担当教員

(4) 各学部等から選出された教員 各1人

(5) その他センター長が指名する者 若干人

2 前項4号及び5号の部会員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合は、前任者の残任期間とする。

(部会長)

第4条 部会長は、部会を招集し、その議長となる。

2 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長が指名した部会員がその職務を代行する。

(副部会長)

第5条 部会に、副部会長を置くことができる。

2 副部会長は、センター長が指名する部会員をもって充てる。

3 副部会長は、部会長を補佐する。

(出典 群馬大学 大学教育・学生支援機構教育基盤センター運営委員会
外国語教育部会運営内規 (別添資料2-1-②-G))

資料2-1-②-10 「大学教育・学生支援機構 教育基盤センター運営委員会 教育推進部会 運営内規（抜粋）」

（審議事項）

第2条 部会は、大学教育に関する次の各号に掲げる事項を審議する。

（1）教育内容・方法の改善に関すること。

（2）大学教育の評価に関すること。

（3）FDの推進に関すること。

（4）各種プロジェクト（GP）に関すること。

（5）高大連携、大学間連携等に関すること。

（6）その他大学教育の改善に関すること。

（組 織）

第3条 部会は、次の各号に掲げる部会員をもって組織する。

（1）教育推進部会長（以下「部会長」という。）

（2）各学部等の教務を所掌する委員会等の委員 各1人

（3）センター長が指名する者 若干人

2 前項3号の部会員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合は、前任者の残任期間とする。

（部会長）

第4条 部会長は、部会を招集し、その議長となる。

2 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長が指名した部会員がその職務を代行する。

（副部会長）

第5条 部会に、副部会長を置くことができる。

2 副部会長は、センター長が指名する部会員をもって充てる。

3 副部会長は、部会長を補佐する。

（出典 群馬大学 大学教育・学生支援機構教育基盤センター運営委員会
教育推進部会運営内規（別添資料2-1-②-H））

■人員体制

教養教育の実施にあたっては、大学教育・学生支援機構の教員のほか、各学部等の教員が専門性を活かした講義を担当しており、全学による体制を構築している（資料2-1-②-11 参照）。

資料 2-1-②-11 「平成 26 年度 教養教育科目 学部別 担当コマ数」

平成26年度 教養教育科目 学部等別 担当コマ数													
科目区分	コマ数	担当教員の 主担当学部等										非常勤	合計
		教育学部	社会情報学部	医学系研究科 附属病院	保健学研究科	理工学部 (相生太田)	理工学部 (荒牧)	生体調節 研究所	メディア センター	国際教育 ・研究センター	大学教育学生 支援機構		
学びのリテラシー(1)	33	12	4	5	8	4							33.0
学びのリテラシー(2)	53	13	6	6	9		7	2	2	4	3	1	53.0
学びのリテラシー(3)	35					35							35.0
英 語	156	8	10		7					7	55	69	156.0
外国語教養科目群(独・仏)	62	14	4									44	62.0
外国語教養科目群(その他)	33		2								3	28	33.0
スポーツ・健康	72	37		0.3	0.3						0.7	33.7	72.0
情 報	22	1	2	1	2	3			2			12	22.0
就業力	4		0.8								3	0.2	4.0
人文科学科目群	21	7	2	4	2					2		4	21.0
社会科学科目群	20	4	7		3					1		5	20.0
自然科学科目群	17	5	3		3		4					2	17.0
健康科学科目群	15	2		6	7								15.0
総合科目群	32	5.7	2		2	1.9			3	4	10	3	32.0
学部別(数学)	48	3			5	7	8					25	48.0
学部別(物理)	66			1	2	16	15					32	66.0
学部別(化学)	60			1	2	8.5	16				1.5	31	60.0
学部別(生物)	14			7	4.8	1		0.2			0.2	1	14.0
学部別(地学)	1					1							1.0
日本語・日本事情科目	32									11		21	32.0
合 計	796	111	43	31	57	77	50	2	7	29	76	312	796.0

(出典 学務部作成資料)

【分析結果とその根拠理由】

学生の教育等の適正かつ円滑な運営に資することを目的として、教養教育の企画・運営組織として大学教育・学生支援機構に「教育基盤センター」を設置している。センターには、全学に共通する教育の基盤及び教養教育の企画・立案を行う「教育企画室」と、教育基盤センターの運営と各学部と連携のための実施組織として「センター運営委員会」を置いており、運営委員会の下には個別事項を審議するための3つの部会を設置している。これらの学内組織においては、それぞれの役割に応じた実施体制が整備されている。

また人員の面でも、大学教育・学生支援機構の教員のほか、各学部等の教員が専門性を活かした、講義を担当しており、教養教育を全学で実施する体制が整備されている。

以上のことから、教養教育の体制が適切に整備されていると判断できる

(別添資料)

- ・ 2-1-②-A 群馬大学 大学教育・学生支援機構規則
- ・ 2-1-②-B 群馬大学 大学教育・学生支援機構 教育基盤センター規程
- ・ 2-1-②-C 群馬大学 大学教育・学生支援機構 教育基盤センター 教育企画室 内規
- ・ 2-1-②-D 群馬大学 大学教育・学生支援機構 教育基盤センター 運営委員会 内規
- ・ 2-1-②-E 群馬大学 大学教育・学生支援機構 教育基盤センター運営委員会
教養教育部会 運営内規
- ・ 2-1-②-F 群馬大学 大学教育・学生支援機構 教育基盤センター運営委員会
教養教育部会 科目委員会 要項

- ・ 2-1-②-G 群馬大学 大学教育・学生支援機構 教育基盤センター運営委員会
外国語教育部会 運営内規
- ・ 2-1-②-H 群馬大学 大学教育・学生支援機構 教育基盤センター運営委員会
教育推進部会 運営内規

観点 2-1-③： 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】

■研究科組織（総論）

本学は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的として（資料 1-1-②-1 参照）、教育学研究科（修士課程（2 専攻）、専門職学位課程（1 専攻））、社会情報学研究科（修士課程（1 専攻））、医学系研究科（修士課程（1 専攻）、博士課程（1 専攻））保健学研究科（博士前期課程（1 専攻）、博士後期課程（1 専攻））及び理工学府（博士前期課程（1 専攻）、博士後期課程（1 専攻））を設置している（資料 2-1-③-1 参照）。

また各研究科において専攻の下に、専門性を持つコース等を置くことにより、大学院課程における教育研究の目的に対応する構成となっており、それぞれの理念の具体化を図るために教育研究実施体制の整備を行っている（資料 2-1-③-2 参照）。

■研究科組織（各論）

「教育学研究科」では、教科教育実践専攻・障害児教育専攻（修士課程）と、教職リーダー専攻（専門職学位課程）を設置している。修士課程は、障害児教育及び各教科に関わる高度な専門的知識・技能及び実践力を備え、教育現場において指導的な役割を担う教員の養成を目的としている。また専門職学位課程は、社会のニーズに応える高度専門職業人の養成に特化しており、学校教育現場の諸課題を解決できる高度な専門性と実践的指導力を備えた教員の養成を目的としている。

「社会情報学研究科（修士課程）」は、社会情報学の深化・発展を図り、社会的・時代的要請を受けて、人文・社会科学の基礎知識に情報科学の知識を兼ね備え、行政・企業等の組織において意思決定に具体的・実践的に関与できる「高度専門職業人」、及び社会情報学過程の主体としての人間と情報化の共存という視点に立って情報化の進展に伴う経済・社会・産業の諸問題や地域社会の各組織の在り方を考究できる「実践的研究者」の養成を目的としている。

「医学系研究科」は、医科学専攻（博士課程）と生命医科学専攻（修士課程）を設置している。博士課程では、医の科学（Science）、倫理（Ethics）、技能（Skill）の探求とそれらの統合による医学の研究と教育の推進並びに医学と医療をリードする人材の育成を目的としている。また修士課程では、文系・理系問わず医学科以外の 4 年制大学の学部卒業生に対して、生命医科学の教育を行い、自立して研究を行う能力を身につけた人材を育成することとしている。また両専攻においては、本学の附置研究所である生体調節研究所及び重粒子線医学研究センターが協力講座として、また日本原子力研究開発機構高崎量子応用研究所が連携講座として、連携した組織を形成しており、活発な教育・研究を展開している。

「保健学研究科（博士課程（前期・後期））」では、保健学に関する知識・技術・研究基礎能力を更に高め、個人及び集団の健康保持増進や生活の質（QOL）向上のための独創的あるいは学際的な研究を進め、幅広い学識と高度な専門性、倫理性を身につけた人材の養成を目的としている。

「理工学府（博士課程（前期・後期）」）では、学理の探求と新技術の創造を目指し、急激に変化する産業界に迅速かつ柔軟に対応するとともに未来社会の創造に貢献するために、先端的な科学技術を担い国際的に活躍できる人材を育成し、世界をリードする創造的教育研究拠点の形成、また、産官学連携、地域連携及び国際交流による社会貢献の実現を目的としている。

資料 2-1-③-1 「群馬大学大学院学則（抜粋）」

第2章 組 織

（研究科及び学府）

第4条 本大学院に、次の研究科及び学府を置く。

教育学研究科

社会情報学研究科

医学系研究科

保健学研究科

理工学府

2 各研究科及び学府（以下「各研究科等」という。）に、別表第1のとおり、講座及び部門を置く。

3 各研究科等に科長及び学府長を置く。

4 教育学研究科及び社会情報学研究科の科長は、当該研究科の基礎となる学部の長をもって充てる。

5 理工学府の学府長は、理工学部長を兼ねる。

（課 程）

第5条 教育学研究科、社会情報学研究科及び医学系研究科に修士課程を、医学系研究科、保健学研究科及び理工学府に博士課程を、教育学研究科に専門職学位課程を置く。

2 保健学研究科及び理工学府の博士課程は、前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱う。

3 修士課程及び博士前期課程においては、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うものとする。

4 博士課程においては、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。

5 専門職学位課程においては、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うものとする。

（専攻及び収容定員等）

第6条 本大学院各研究科及び学府の専攻及び収容定員等は、次のとおりとする。

研究科及び学府	課 程	専 攻	入学定員（人）	収容定員（人）
教育学研究科	修士課程	障害児教育	3	6
		教科教育実践	20	40
		計	23	46
	専門職学位課程	教職リーダー	16	32
社会情報学研究科	修士課程	社会情報学	14	28
医学系研究科	修士課程	生命医科学		

			15	30
	博士課程	医科学	57	228
保健学研究科	博士前期課程	保健学	50	100
	博士後期課程	保健学	10	30
理工学府	博士前期課程	理工学	300	600
	博士後期課程	理工学	39	117

(出典 群馬大学 大学院学則 (別添資料1-1-②-A))

資料2-1-③-2 「各研究科規程 (抜粋)」

教育学研究科規程（抜粋）

(専修・コース)

第3条 研究科の各専攻に次の専修又はコースを置く。

課 程	専 攻	専修又はコース	領 域
修士課程	障害児教育専攻	障害児教育専修	
	教科教育実践専攻	文化・社会コース	国語，社会，英語
		自然・情報コース	数学，理科，技術
		芸術・表現コース	音楽，美術
		生活・体育コース	家政，保健体育
専門職学位課程	教職リーダー専攻	児童生徒支援コース	
		学校運営コース	

社会情報学研究科（参考）

※学則に定める専攻より下に設置している組織はない

医学系研究科規程（抜粋）

(課程，専攻及び専攻分野)

第2条 研究科の課程，専攻及び専攻分野は，次のとおりとする。

課 程	専 攻	専攻分野	
修士課程	生命医科学		
博士課程	医科学	系	高次機能統御系，代謝機能制御系，臓器病態制御系， 環境病態制御系

保健学研究科規程（抜粋）

(課程等)

第2条 研究科の課程及び専攻等は、次のとおりとする。

課程	専攻	区分
博士前期課程	保健学	ユニット 基礎保健学，応用保健学，地域・国際保健学
博士後期課程	保健学	領域 看護学，生体情報検査科学，リハビリテーション学

理工学府規程（抜粋）

第2章 組 織

第3条 学府博士前期課程に、次の教育プログラムを置く。

物質・生命理工学教育プログラム

知能機械創製理工学教育プログラム

環境創生理工学教育プログラム

電子情報・数理教育プログラム

2 学府博士後期課程に、次の領域を置く。

物質・生命理工学領域

知能機械創製理工学領域

環境創生理工学領域

電子情報・数理領域

(出典 研究科等規程（別添資料1-1-②-B）)

【分析結果とその根拠理由】

本学大学院における教育研究組織は、それぞれの研究科がその目的に沿った実施体制を整備しており、幅広い学問分野において、より専門性の高い教育・研究を行うことのできる5研究科10専攻の編成となっている。

以上のことから、研究科及びその他の専攻の構成が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断できる。

観点2-1-④： 専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】

大学（学士課程）において修得した基礎の上に、障害児に関する高度の専門教育を教授し、その研究を指導することを目的として、「特別支援教育特別専攻科（以下「特別専攻科」という）」を設置している（資料2-1-④-1参照）。

資料2-1-④-1 「群馬大学学則（抜粋）」

第4条 本学に、特別支援教育特別専攻科を置く。

2 特別支援教育特別専攻科に関する規程は、別に定める。

(出典 群馬大学 学則（別添資料1-1-①-A）)

特別専攻科には、「一種免許状取得コース」と「専修免許状取得コース」の2コースを設けている。前者は、大学を卒業し、幼・小・中・高の普通免許状を有する者に対して、特別支援学校教諭の1種免許の取得を目指すものであり、後者は、特別支援学校教諭の1種免許状を有する者に対して、特別支援学校教諭の専修免許状の取得を目指すものである。定員は両コース合わせて15名となっている（資料2-1-④-2参照）。

重複障害教育学、障害児病理学、障害児心理学、障害児教育学の4分野6名の教員を中心に、運営している（資料2-1-④-3参照）。

資料2-1-④-2 「群馬大学特別支援教育特別専攻科規程（抜粋）」

（趣 旨）

第1条 群馬大学特別支援教育特別専攻科（以下「特別専攻科」という。）は、大学において修得した基礎の上に、障害児に関する高度の専門教育を教授し、その研究を指導することを目的とし、特別専攻科に関する事項は、群馬大学学則に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（専攻及び入学定員）

第2条 特別専攻科の専攻及び入学定員は、次のとおりとする。

重複障害教育専攻 15人

2 特別専攻科に、次のコースを置く。

一種免許状取得コース

専修免許状取得コース

（出典 群馬大学 特別支援教育特別専攻科規程（別添資料2-1-④-A））

資料2-1-④-3 「特別支援教育特別専攻科における 教員の研究概要」

分野	研究概要	教員名
重複障害教育学	重度・重複障害の子どもとの教育的係わり合いに関する研究に取り組んでいます。特に、視覚や聴覚などの感覚障害に他の障害を併せ有する重複障害の子どもを中心に、コミュニケーション及びインタラクション、探索活動をテーマとする種々の実践研究（アクションリサーチ）を行っています。	中村 保和
障害児教育学	障害児、特に知的障害児教育における教育内容を中心とした授業づくりの研究を行っています。これをベースにして、障害児教育の教育システム全体における位置づけ、障害児観と教育的関係、学校（教育）の意義にも関心をもっています。	浦崎 源次
	大学における障害学生支援の体制作りや障害者の就労支援を中心に、社会的な視点から「障害者問題」の研究を行っています。また、他機関との共同研究として、遠隔通信技術を活用した聴覚障害者への情報保障についても研究を行っています。	金澤 貴之
障害児病理学	障害児の医学（生理・病理学）を担当します。重度障害児の在宅療養生活を医学的・社会的に支援する、子どもと家族の生活の質（QOL）向上のための医療（治療・相談・栄養管理）、教育・医療・福祉の多職種連携などに取り組んでいます。	吉野 浩之

障害児心理学	動作法（身体の動きから接近する心理学的方法）を中心に実践研究を行っています。また、学習障害児（LD）、注意欠陥多動性障害児（ADHD）等の特別支援教育の方法や障害児と養育者の相互交渉への支援の研究にも関心を持っています。	任 龍在
	知的障害児や自閉症児への支援方法に関する研究を大きなテーマとしています。特に、支援方法としては、障害児心理学の視点を用いたり、問題の原因を個人のみに求めるのではなく、環境との相互作用の中で改善する支援方法を用いたりしています。	霜田 浩信

（出典 URL <http://www.edu.gunma-u.ac.jp/jp/senkoka/handicap-research-abstract.htm>）

【分析結果とその根拠理由】

大学（学士課程）において修得した基礎の上に、障害児に関する高度の専門教育を教授し、その研究を指導するため、2つのコースを設け、4つの専門分野を網羅した体制を整備している。

以上のことから、本学専攻科の構成が、教育研究の目的を達成する上で適切なものであると判断できる。

（別添資料）

- ・2-1-④-A 群馬大学 特別支援教育特別専攻科規程

観点2-1-⑤： 附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】

大学設置基準第39条に基づき設置される附属施設のほかに、教育研究の目的を達成するために、さまざまな附属施設・センター等（以下「センター等」という）を設置している（資料2-1-⑤-1参照）。

これらのセンター等は、学部・研究科等と連携し、その研究成果を大学本体における教育・研究に反映している。具体例として「生体調節研究所」や「重粒子線医学推進機構」は、医学系研究科に協力・連携講座を開設しており、研究科と共同でさまざまな教育・研究を展開している（後述資料3-1-①-3参照）。

資料2-1-⑤-1 「附属施設・センター等の教育研究上の役割」

■大学設置基準に定められる附属施設

附属元	附属施設・センター等名称	教育・研究上の役割
教育学部	附属学校 (附属幼稚園) (附属小学校) (附属中学校) (附属特別支援学校)	幼児及び児童・生徒に対し、幼児教育、義務教育として行われる普通教育及びそれに準ずる教育等を施すとともに、それぞれに関する実践的研究や先導的研究を学部と協力して推進し地域の教育の充実・発展に寄与することや、教育学部学生の実習を実施することを目的とする。
医学部	附属病院	診療を通じて医学の教育及び研究を行うことを目的とする

■その他の施設（全学附属）

附属元	付属施設・センター等名称	教育・研究上の役割
附置研究所	生体調節研究所	生体調節に関する医学及び薬学の学理の探求及び応用研究を行うことを目的とする。
	生体情報ゲノムリソースセンター	学内共同利用施設として、ゲノム研究とプロテオーム研究を一元的に管理するとともに、遺伝子組換え関連実験その他の遺伝子実験に関する安全管理及び先端遺伝子実験技術の教育を行うことにより、本学における遺伝子研究等の総合的な推進を図ることを目的とする。
	代謝シグナル研究展開センター	ポストゲノム研究の重要な柱である代謝シグナル研究を推進するとともに、基盤技術開発を通じて新技術の医療応用を図ることを目的とする。
	生体情報シグナル研究センター	生体調節シグナルの統合的研究を、秋田大学をはじめとした他大学と緊密に連携しつつ、推進することを目的とする。
全学	総合情報メディアセンター	本学における学術情報及び情報技術に関する中枢的業務の遂行及び情報基盤の整備並びにその管理運用を行い、もって本学の教育研究及び社会貢献活動等の向上に資することを目的とする。
	国際教育・研究センター	本学における研究の国際交流及び学生の国際交流の推進に寄与することを目的とする。
	大学教育・学生支援機構	本学における学生の教育、支援等の適正かつ円滑な実施に資することを目的とする。
	教育基盤センター	全学に共通する大学教育の基盤を整備するとともに、教養教育を円滑に運営することを目的とする。
	研究・産学連携戦略推進機構	本学の学術研究及び産学官連携を企画・推進することによって、本学の基本理念に基づく目標を達成し、優れた研究成果を生み出すための体制を強化するとともに、知的財産の管理・運用等を円滑に行い、もって本学における学術研究の一層の高度化とその成果を広く社会に還元することを目的とする。
	研究戦略室	本学の学術研究に必要な研究戦略を策定し、先端研究及びプロジェクト型研究を推進させ、本学の研究成果を地域社会に広く還元する。
	産学連携・知的財産戦略室 (産学連携・共同研究イノベーションセンター) (群馬大学TLO)	本学と民間企業等との共同研究等の推進並びに知的財産の創出、取得、管理及び戦略的な活用並びにポストドクター等のキャリア開発支援並びに起業家精神に富んだ人材養成並びに大学発ベンチャー企業の創出及び支援を通

	(高度人材育成センター) (インキュベーションセンター)	じて、産学官連携を積極的に推進し、本学の研究成果を社会に還元する。
	機器分析センター	各種分析機器等を集中管理し、学内外の者の共同利用に供するとともに、産学官連携の推進を図り、本学における教育と研究開発の進展に資する。
	重粒子線医学推進機構	重粒子線医学に係る研究、教育、治療等の進展及び円滑な運営に資することを目的とする。
	重粒子線医学研究センター	重粒子線治療法の高度化を実現するために必要とされる放射線基礎医学及び臨床医学の研究推進並びにそれに基づく高度重粒子線治療技術の開発を目指し、もって重粒子線医学における研究及び教育の進展に資する。
	重粒子線医学センター	重粒子線診療の高度化及び効率化を図り、広く医学及び医療の向上及び発展に貢献する。
全学	多文化共生・教育・研究 プロジェクト推進室	多文化共生社会の構築に貢献する人材の育成を全学的及び総合的に推進することを目的とする。
	多職種連携教育研究研修センター	世界保健機関から、WHO Collaborating Centre の指定を受けて、世界保健機関と連携して国際・地域社会に的確に対応したチーム医療が実践できる保健・医療人材の養成を推進することを目的とする。
	未来先端研究機構 (統合腫瘍学研究部門) (内分泌代謝・シグナル学研究部門)	本学が強みを有する先端研究分野をさらに発展させ、世界のトップを走り続ける大学を目指すことを目的とする。

■その他の施設（学部・研究科等附属）

附属元	付属施設・センター等名称	教育・研究上の役割
教育学部	学校教育臨床総合センター	教育実践に関する臨床の学の創出を目指し、教育関係諸機関と連携し、教育実習、教育実践及び教育相談に関する理論的・実践的研究を行うとともに、それらの成果を踏まえた教育、研修及び支援を行い、豊かな教育実践力と子どもの成長をめぐる諸問題の解決力を身につけた学校教員の養成及び学校の教育力の向上に寄与することを目的とする。
社会情報学部	社会情報学研究センター	高度情報社会が内包する諸課題の解決を実現するため、社会情報学的研究領域の研究拠点として国内外の研究者との共同研究及び企業・自治体等との共同調査研究を行い、さらなる社会情報学の探究とその研究成果を広く社会に情報発信を行うことにより、地域社会に寄与することを目的とする。

医学系研究科	生物資源センター	実験動物の飼育管理及び高次の実験を行い、医学教育及び研究の向上発展に資することを目的とする。
	薬剤耐性菌実験施設	種々の病原菌を用い、疫学、生化学及び分子遺伝学的方法をもって、薬剤耐性菌についての基礎的及び応用的課題を解明するとともに、薬剤耐性菌の収集・保存及び配布することを目的とする。
	教育研究支援センター	大学院医学系研究科の大学院生の教育及び実習カリキュラムの企画・立案や研究上の助言及び実験技術の習得支援等の教育及び研究の支援業務を行うことを目的とする。
	医学教育センター	医科学専攻の入学者選抜、医学教育及び卒後教育を一貫して行うため、地域医療機関等と連携し、医学教育の充実及び推進を図ることを目的とする。
保健学研究科	保健学研究・教育センター	大学院保健学研究科の保健学研究・教育の企画・立案・運営・評価や高度保健医療専門職教育及び多職種連携教育等の研究及び教育の支援業務を行うことを目的とする。
理工学府	元素科学国際教育研究センター	炭素及びケイ素科学を基礎とする元素化学の教育研究拠点を構築することを目的とする。

(出典 学部・研究科等作成資料)

【分析結果とその根拠理由】

本学に設置の附属施設・センター等は、学部・研究科と連携し、それぞれの特性による教育研究活動を展開している。特に、附置研究所である生体調節研究所や、重粒子線医学推進機構においては、医学系研究科に協力・連携講座を開設し、研究科と共同でさまざまな教育・研究を展開しており、その活動は大学本体の教育・研究に大きく寄与している。

以上のことから、本学における附属施設・センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断できる。

観点2-2-①： 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。

【観点到に係る状況】

■教育研究評議会

教育研究活動に係る重要事項を審議するため、国立大学法人法に規定する教育研究評議会を設置している（資料2-2-①-1参照）。群馬大学教育研究評議会規則に組織構成、審議事項等を定め、原則毎月1回開催している。教育研究評議会は、学長、学長が指名する理事、各学部（研究科）の長等で構成されている（資料2-2-①-2、2-2-①-3参照）。教育研究評議会が審議・承認された事項は、役員会において審議のうえ最終決定しており、終了後には本学のウェブサイトに掲載している（URL http://www.gunma-u.ac.jp/html/aboutus_25_2.html参照）。

資料 2-2-①-1 「国立大学法人群馬大学組織規則（抜粋）」

（教育研究評議会）

第14条 本法人に、教育研究評議会を置く。

2 教育研究評議会に関し必要な事項は、別に定める。

（出典 国立大学法人群馬大学 組織規則（別添資料 2-2-①-A））

資料 2-2-①-2 「国立大学法人群馬大学 教育研究評議会規則（抜粋）」

（審議事項）

第2条 教育研究評議会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- （1）中期目標についての意見に関する事項（経営に関する事項を除く。）
- （2）中期計画及び年度計画に関する事項（経営に関する事項を除く。）
- （3）学則（経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- （4）教員人事に関する事項
- （5）教育課程の編成に関する方針に係る事項
- （6）学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- （7）学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- （8）教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- （9）その他教育研究に関する重要事項

（組 織）

第3条 教育研究評議会は、次の各号に掲げる評議員をもって組織する。

- （1）学長
- （2）学長が指名する理事
- （3）学長が指名する副学長（教育研究に関する重要事項をつかさどる者に限る。）
- （4）教育学部長、社会情報学部長、医学系研究科長、保健学研究科長及び理工学府長
- （5）生体調節研究所長
- （6）総合情報メディアセンター長
- （7）事務局長
- （8）教育学部、社会情報学部、医学系研究科、保健学研究科及び理工学府から推薦された教授で、
学長が指名したもの各 1 人
- （9）生体調節研究所から推薦された教授で、学長が指名したもの 1 人

（出典 国立大学法人群馬大学 教育研究評議会規則（別添資料 2-2-①-B））

資料2-2-①-3 「教育研究評議会 名簿」

平成27年4月1日現在

教育研究評議会		
1. 議長	平 塚 浩 士	学長
2. 評議員	窪 田 健 二	理事(教育・企画・国際交流担当)・副学長
	和 泉 孝 志	理事(研究企画担当)・副学長
	後 藤 宏 平	理事(総務・財務担当)・副学長・事務局長
	田 村 遵 一	理事(病院担当)・附属病院長
	豊 泉 周 治	教育学部長
	富 山 慶 典	社会情報学部長
	峯 岸 敬	医学系研究科長
	村 上 博 和	保健学研究科長
	篠 塚 和 夫	理工学府長
	泉 哲 郎	生体調節研究所長
	田 中 麻 里	総合情報メディアセンター長
	齋 藤 周	教育学部教授
	森 谷 健	社会情報学部教授
	選考中	医学系研究科教授
	横 山 知 行	保健学研究科教授
	花 泉 修	理工学府教授
	徳 永 文 穂	生体調節研究所教授

(出典 URL <http://www.gunma-u.ac.jp/outline/out002/g1710>)

また平成26年度より、教員人事に関する事項については、国立大学法人法の趣旨を踏まえて教育研究評議会では方針等の審議に限定し、個別の人事案件は新設した執行役員会議に移行するなど、運営の見直しを行った。このことにより、従前より審議内容を教育研究に関する重要事項に特化し、運営の適正化を行うことができた。

■教授会

また、各学部・研究科等に、教授会を設置している(資料2-2-①-4, 2-2-①-5参照)。各学部及び研究科等では、教授会等規程を定め、原則毎月1回教授会を開催し、規程が定める教育活動に関わる重要事項を審議している。(資料2-2-①-6, 2-2-①-7, 2-2-①-8, 2-2-①-9参照)。

また、教授会は、医学部においては、学科会議が代議員会としての性格・機能を持ち、医学部教授会審議事項のうち各学科に係わる教育研究に関する事項について審議し、学科会議の議決をもって教授会の議決としている。理工学部及び理工学府においては、理工学部教授会及び大学院理工学府教授会の議事運営の円滑化を図るため、代議員会が当該教授会から付託された事項について審議し、当該会議の議決をもって教授会の議決としている。

なお、教授会等は、構成員の3分の2以上の出席がなければ成立せず、また、議決は原則出席者の過半数により決定することとなっている(別添資料2-2-①-C, 2-2-①-D参照)。

資料 2-2-①-4 「群馬大学学則（抜粋）」

第14条 各学部及び生体調節研究所に、教授会を置く。

2 教授会に関する規則は、別に定める。

（出典 群馬大学 学則（別添資料1-1-①-A））

資料 2-2-①-5 「群馬大学大学院学則（抜粋）」

第9章 教授会

（教授会）

第48条 各研究科等に、教授会を置く。

2 前項の教授会に関する必要な事項は、別に定める。

（出典 群馬大学 大学院学則（別添資料1-1-②-A））

資料 2-2-①-6 「群馬大学教授会規則（抜粋）」

（組 織）

第2条 教授会は、当該組織の主担当を命ぜられた教授をもって組織する。

2 教授会には、当該教授会の定めるところにより、当該組織の主担当を命ぜられた教授以外の者を加えることができる。

（任 務）

第3条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

（1）学生の入学、卒業及び課程の修了

（2）学位の授与

（3）前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会を置く組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

（議決の方法）

第6条 教授会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

ただし、特別の必要があると認められるときは、出席した構成員の半数以上であって当該教授会の定める割合以上の多数をもって議決しなければならないとすることができる。

2 前項の議決を行う場合において、第3条第3号に関する議事は、当該組織の主担当を命ぜられた教授（第2条第2項の規定により当該組織の担当を命ぜられた教授を加える場合にあっては、当該教授を含む。）をもって行う。

（出典 群馬大学 教授会規則（別添2-2-①-C））

資料 2-2-①-7 「学部・研究科等における 教授会 設置状況」

学部・研究科等名		組 織 名	根拠規程等（参照条文）
学部	教育学部	教育学部教授会	教育学部教授会規程 第2条（組織）第3条（任務） 第5条（会議）

	社会情報学部	社会情報学部教授会	社会情報学部教授会規程 第2条（組織）第3条（審議事項） 第5条（会議）第6条（議決方法）
	医学部	医学部教授会 （医学科会議） （保健学科会議）	医学部教授会規程 第2条（組織）第3条（審議事項） 第6条～9条（会議） 医学部学科会議規程 第1条（設置）第2条（審議事項） 第3条（組織）第5条（会議）
	理工学部	理工学部教授会	理工学部教授会規程 第2条（組織）第3条（審議事項） 第7条（会議）第8条（議決方法）
研究科	教育学研究科	教育学研究科教授会	教育学研究科教授会規程 第2条（組織）第3条（任務） 第5条（会議）
	社会情報学研究科	社会情報学研究科教授会	社会情報学研究科教授会規程 第2条（組織）第3条（審議事項） 第5条（会議）
	医学系研究科	医学系研究科教授会	医学系研究科教授会規程 第2条（組織）第3条（審議事項） 第5条（会議）第6条（議決方法）
	保健学研究科	保健学研究科教授会	保健学研究科教授会規程 第2条（組織）第3条（審議事項） 第5条（会議）第6条（議決方法）
	理工学府	理工学府教授会	理工学府教授会規程 第2条（組織）第3条（審議事項） 第7条（会議）第8条（議決方法）
附置 研究所	生体調節研究所	生体調節研究所教授会	生体調節研究所教授会規程 第2条（組織）第3条（審議事項） 第5条（会議）第6条（議決方法）

(出典 学部・研究科等 教授会規程（別添資料2-2-①-D）)

資料2-2-①-8 「教授会等の 構成・開催回数一覧」

(平成26年度)

学部・研究科等名	構成人数		開催回数
	教授	教授以外	
教育学部	40	40	14
教育学研究科	7	3	11
社会情報学部	17	10	13
社会情報学研究科	17	9	12
医学部	72	0	2
医学科（学科会議）	40	0	14
保健学科（学科会議）	32	0	15
医学系研究科	49	3	14
保健学研究科	32	0	16
理工学部	70	0	11

理工学府	70	0	11
理工学部 及び 大学院理工学府 (代議員会)	19	0	12
生体調節研究所	9	9	11

(出典 学部・研究科等作成資料)

資料 2-2-①-9 「教授会 審議事項一覧 (例)」

教育学部教授会資料 (平成 26 年 4 月分)	
(審議事項)	
1. 平成 26 年度群馬大学教育学部小学校教員資格認定試験実施委員会設置要項 (案) の制定について	
2. 平成 26 年度非常勤講師配分枠について	
3. 平成 27 年度群馬大学入学者選抜に関する要項(案)について	
4. 平成 27 年度群馬大学一般入試学生募集要項(案)について	
5. 平成 26 年 5 月教育学部研究生の入学可否について	
※別添資料として、全学部・研究科等の審議事項一覧を添付 (平成 26 年度)	
(出典 学部・研究科等 教授会等審議事項一覧 (別添 2-2-①-E))	

■教務委員会

各学部及び研究科における教育課程や教育方法等を検討する委員会として教務委員会等を設置している (資料 2-2-①-10 参照)。委員は当該学部等を主に担当する教員から選出され、原則として月 1 回開催し、教育課程の立案・実施・点検・評価等の事項の具体的問題について検討を行っている (資料 2-2-①-11, 2-2-①-12 参照)。

なお、医学部においては、学科ごとに部会が設けられており、各学科の教育課程について検討している。

資料 2-2-①-10 「学部・研究科等における 教務委員会等 設置状況」

学部・研究科等名		組 織 名	根拠規程等 (参照条文)
学部	教育学部	教育学部 教務委員会	教育学部教務委員会内規 第 3 条 (審議事項) 第 4 条 (組織) 第 6 条 (会議)
	社会情報学部	社会情報学部 教務委員会	社会情報学部教務委員会内規 第 2 条 (審議事項) 第 3 条 (組織) 第 6 条 (会議)
	医学部	医学部 教務委員会 (医学科部会) (保健学科部会)	医学部教務委員会規程 第 2 条 (審議事項) 第 3 条 (組織) 第 4 条 (部会) 第 7 条 (会議) 医学部教務委員会部会内規 第 2 条 (審議事項) 第 3 条 (組織) 第 6 条 (会議)
	理工学部	理工学部 教務委員会	理工学部教務委員会規程 第 2 条 (審議事項) 第 3 条 (組織) 第 5 条 (会議)
研究科	教育学研究科	教育学研究科 修士課程 運営委員会	教育学研究科修士課程運営委員会内規 第 2 条 (審議事項) 第 3 条 (組織) 第 5 条 (会議)

		教育学研究科 専門職学位課程 運営委員会	教育学研究科専門職学位課程 運営委員会内規 第2条（審議事項）第3条（組織） 第5条（会議）
	社会情報学研究科	社会情報学研究科 学務委員会	社会情報学研究科学務委員会内規 第2条（審議事項）第3条（組織） 第6条（会議）
	医学系研究科	医学系研究科 教務委員会	医学系研究科教務委員会内規 第2条（審議事項）第3条（組織） 第6条（会議）
	保健学研究科	保健学研究科 教務委員会	保健学研究科教務委員会規程 第2条（審議事項）第3条（組織） 第6条（会議）
	理工学府	理工学府 教務委員会	理工学府教務委員会規程 第2条（審議事項）第3条（組織） 第5条（会議）
教養教育	大学教・学生支援機構 （教育基盤センター）	教育基盤センター 運営委員会 （教養教育部会） （外国語教育部会） （教育推進部会）	教育基盤センター運営委員会内規 第2条（審議事項）第3条（組織） 第6条（会議）第8条（部会） 教養教育部会運営内規 外国語教育部会運営内規 教育推進部会運営内規
		教育企画室	教育基盤センター教育企画室内規 第2条（業務）第3条（組織）

(出典 学部・研究科等 教務委員会規程等 (別添資料2-2-①-F))

資料2-2-①-11 「教務委員会等の構成・開催回数一覧」

(平成26年度)

学部・研究科名	委員会名	(人数)	開催回数
教育学部	教務委員会	8	18 (うち書面6)
教育学研究科	修士課程運営委員会	12	11 (うち書面3)
	専門職学位課程運営委員会	13	2
社会情報学部	教務委員会	4	15
社会情報学研究科	学務委員会	3	16
医学部	教務委員会	5	1
医学科 (学科部会)	教務委員会医学科部会	15	14
保健学科 (学科部会)	教務委員会保健学科部会	11	11
医学系研究科	医科学専攻教務委員会	11	12
	生命医科学専攻教務委員会	11	8
保健学研究科	保健学研究科教務委員会	8	12
理工学部	理工学部教務委員会	12	12
	理工学府教務委員会	12	16

大学教育・学生支援機構 (教育基盤センター)	教育基盤センター運営委員会	11	12
	教養教育部会	18	11
	外国語教育部会	16	4
	教育推進部会	6	2
	教育企画室	9	8

(出典 学部・研究科等作成資料)

資料 2-2-①-12 「教務委員会審議事項一覧(例)」

教育学部教務委員会(平成 26 年 4 月分)
(審議事項)
1. 平成 26 年度教務委員会の部会の設置及び各部会担当について
2. 平成 26 年度教務委員会から推薦する学務部関係委員会委員等の選出について
3. 平成 26 年度広報委員会へ推薦する教務委員について
4. 平成 26 年度非常勤講師採用計画について(追加)
5. サンディエゴ州立大学交換留学生の単位認定について
6. 教員免許取得プログラム受講者の単位認定について
7. 特設の授業公開Ⅱ候補授業の選出について
8. 平成 26 年度前期における学部及び大学院の授業公開科目について
9. 平成 26 年度予算配分に伴う予算計画について
※別添資料として、全学部・研究科等の審議事項一覧を添付(平成 26 年度)
(出典 学部・研究科等 教務委員会等審議事項一覧(別添資料 2-2-①-G))

【分析結果とその根拠理由】

大学全体では教育研究評議会、学部・研究科においては教授会を定期的に開催しており、教育活動に係る重要な事項等を審議するための必要な活動を行っている。また、各学部等において教授会の下、設置される教務委員会等についても定期的に開催し、各学部等の特性を踏まえた教育課程や教育方法等の検討を行っている。

以上のことから、教授会等が教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っており、また教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が適切に構成されており、必要な活動を行っていると判断できる。

(別添資料)

- ・ 2-2-①-A 国立大学法人群馬大学 組織規則
- ・ 2-2-①-B 国立大学法人群馬大学 教育研究評議会規則
- ・ 2-2-①-C 群馬大学 教授会規則
- ・ 2-2-①-D 学部・研究科等 教授会規程
- ・ 2-2-①-E 学部・研究科等 教授会等 審議事項一覧
- ・ 2-2-①-F 学部・研究科等 教務委員会等規程
- ・ 2-2-①-G 学部・研究科等 教務委員会等 審議事項一覧

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 全学共通の教養教育は、教育基盤センターが主体となり、専門を問わず社会人として必要となる教養を学ぶためのカリキュラムを組み立てており、大学教育・学生支援機構の所属教員のほか、各学部等の教員が専門性を活かした、幅広い講義を担当しており、全学による体制を構築している。

【改善を要する点】

該当なし

基準3 教員及び教育支援者

(1) 観点ごとの分析

観点3-1-①： 教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

【観点到係る状況】

■教員組織（総論）

本学のすべての教員は、分野の別なく単一の組織である「学術研究院」に所属している（資料3-1-①-1参照）。教員は、この学術研究院から教育研究の実施組織である学部、大学院等の学内の様々な組織に派遣され、各人の専門性を活かした教育研究等の業務を行っている。教員組織を一元化することにより、学内組織の横断的な教育・研究の実施に対して、柔軟に取り組む体制を構築している（資料3-1-①-2参照）。

資料3-1-①-1 「群馬大学学則（抜粋）」

第2節 教育研究組織

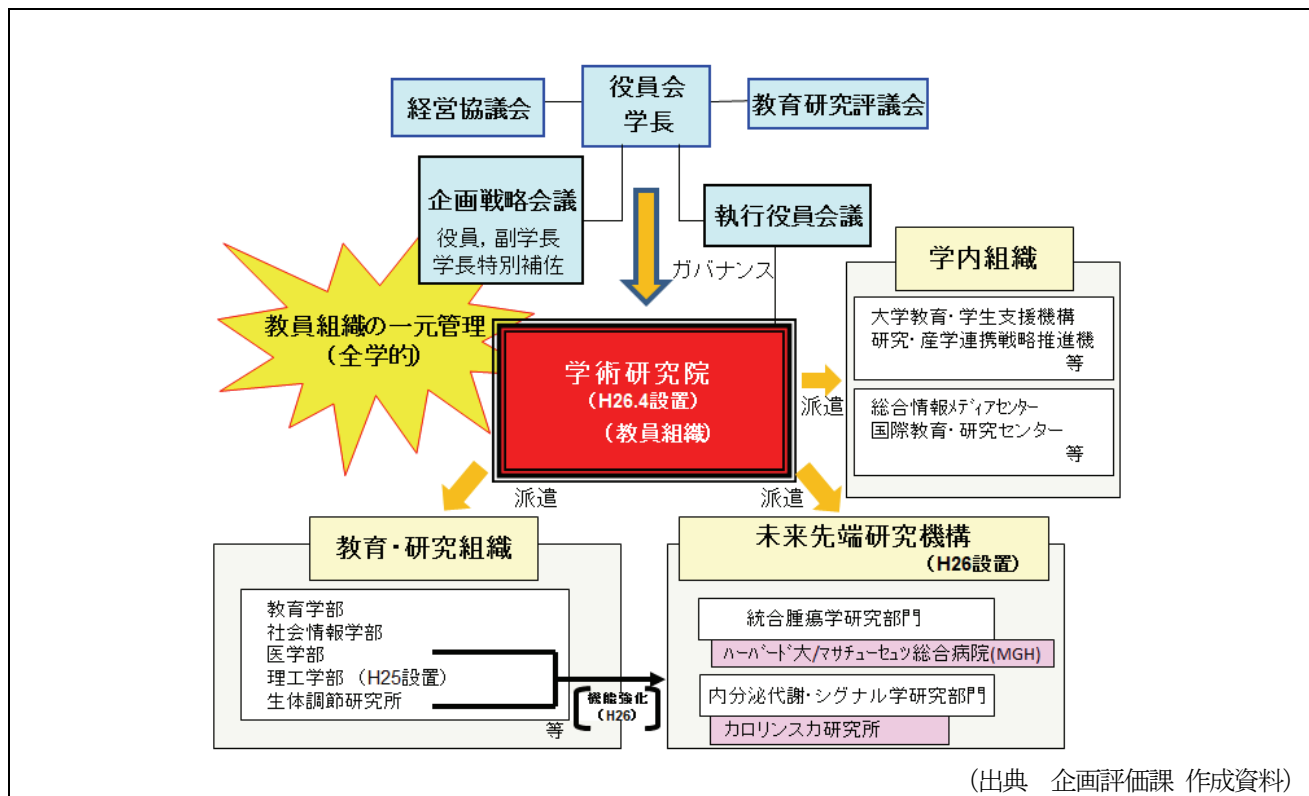
（学術研究院）

第2条の2 本学に、大学教員の所属組織として学術研究院を置く。

2 学術研究院に院長を置き、学長をもって充てる。

（出典 群馬大学 学則（別添資料1-1-①-A））

資料3-1-①-2 「教員組織 と 教育・研究組織 の相関関係」



医学系研究科においては、生体調節研究所及び重粒子線医学推進機構が協力・連携講座を開設しており、当該研究科の担当教員とともに、当該研究科の教育研究に参画している（資料3-1-①-3参照）。

資料3-1-①-3「群馬大学大学院学則（抜粋）」

第2章 組 織

（研究科及び学府）

第4条 本大学院に、次の研究科及び学府を置く。

教育学研究科

社会情報学研究科

医学系研究科

保健学研究科

理工学府

2 各研究科及び学府（以下「各研究科等」という。）に、別表第1のとおり、講座及び部門を置く。

3 各研究科等に科長及び学府長を置く。

4 教育学研究科及び社会情報学研究科の科長は、当該研究科の基礎となる学部の長をもって充てる。

5 理工学府の学府長は、理工学部長を兼ねる。

別表第1（第4条関係）

研究科等	講座等
教育学研究科	障害児教育講座，国語教育講座，社会科教育講座，数学教育講座，理科教育講座，音楽教育講座，美術教育講座，保健体育講座，技術教育講座，家政教育講座，英語教育講座，教職リーダー講座
社会情報学研究科	社会情報学講座
医学系研究科	（生命医科学専攻） 基礎医学教育研究講座，臨床医学教育研究講座，協力・連携講座 （医科学専攻） 脳神経病態制御学講座，脳神経発達統御学講座，器官代謝制御学講座，器官機能制御学講座，病態腫瘍制御学講座，生体防御機構学講座，社会環境医療学講座，高次細胞機能解析学講座，代謝・内分泌学講座，遺伝情報・発現学講座，生体情報学講座，重粒子線医学講座，生体機能解析学講座
保健学研究科	看護学講座，生体情報検査科学講座，リハビリテーション学講座
理工学府	分子科学部門，知能機械創製部門，環境創生部門，電子情報部門，理工学基盤部門，産学連携推進部門

※着色は、協力・連携講座

（出典 群馬大学 大学院学則（別添資料1-1-②-A）

■教員組織の責任体制（学部長・研究科長等）

学部・研究科等において、それぞれの教育研究活動を遂行するため、学部長及び研究科長を配置している。学部長及び研究科長は、学部・研究科の校務をつかさどり、教授会においては、議長として教授会を主宰する役割

を担っている（資料3-1-①-4参照）。

資料3-1-①-4 「学部・研究科等 教授会規程（抜粋）」

教育学部 教授会規程（抜粋）
（議 長） 第4条 教授会に議長を置き、学部長をもって充てる。 2 議長は、教授会を主宰する。 3 学部長に事故あるときは、常置委員会の委員長が議長の職務を代行する。
社会情報学部 教授会規程（抜粋）
（教授会の議長等） 第4条 教授会に議長を置き、学部長をもって充てる。 2 議長は、教授会を主宰する。 3 議長に事故あるときは、あらかじめ学部長が指名した教授がその職務を代行する。
医学部 教授会規程（抜粋）
（議 長） 第5条 教授会に議長を置き、学部長をもって充てる。 2 議長は、教授会を主宰する。 3 議長に事故あるときは、その都度互選によって選出された教授がその職務を代行する。
理工学部 教授会規程（抜粋）
（議 長） 第4条 教授会に議長を置き、学部長をもって充てる。 2 議長は、教授会を主宰する。 3 議長に事故あるときは、副理工学部長又はあらかじめ学部長の指名した教授がその職務を代行する。
教育学研究科 教授会規程（抜粋）
（議 長） 第4条 教授会に議長を置き、教育学研究科長をもって充てる。 2 議長は、教授会を主宰する。 3 議長に事故あるときは、あらかじめ議長が指名した教授がその職務を代行する。
社会情報学研究科 教授会規程（抜粋）
（研究科教授会の議長等） 第4条 研究科教授会に議長を置き、研究科長をもって充てる。 2 議長は、研究科教授会を主宰する。 3 議長に事故あるときは、あらかじめ研究科長が指名した教授がその職務を代行する。
医学系研究科 教授会規程（抜粋）

(議 長) 第4条 教授会に議長を置き、本研究科長をもって充てる。 2 議長は、教授会を主宰する。 3 議長に事故あるときは、あらかじめ研究科長が指名した教授がその職務を代行する。
保健学研究科 教授会規程 (抜粋)
(議 長) 第4条 教授会に議長を置き、研究科長をもって充てる。 2 議長は、教授会を主宰する。 3 議長に事故あるときは、あらかじめ研究科長が指名した教授がその職務を代行する。
理工学府 教授会規程 (抜粋)
(議 長) 第4条 教授会に議長を置き、学府長をもって充てる。 2 議長は、教授会を主宰する。 2 議長に事故あるときは、副学府長又はあらかじめ学府長が指名した教授がその職務を代行する。

(出典 学部・研究科等 教授会規程 (別添2-2-①-D))

■教員組織の運営体制

また学部長や研究科長等を補佐するため、副学部長等を配置しているほか、それぞれの学部・研究科等の特性にあわせて、学科長、課程長、講座主任等をおき、教育・研究活動を行っている(資料3-1-①-5参照)。

資料3-1-①-5 「学部・研究科等の教員組織の形態」

学部・研究科等名		教員組織
学部	教育学部	学部長, 副学部長, 講座主任 (12 講座)
	社会情報学部	学部長, 副学部長, 学科長 (2 学科)
	医学部	学部長, 副学部長, 学科長 (2 学科) *研究科長と兼務
	理工学部	学部長, 副学部長
大学院	教育学研究科 (修士) (専門職)	研究科 修士課程長 専門学位課程長
	社会情報学研究科 (修士)	研究科長
	医学系研究科 (修士) (博士一貫)	研究科長, 副研究科長, 研究課長補佐, 専攻長 専攻長, 講座主任, 副講座主任 (7 講座)
	保健学研究科 (博士前期) (博士後期)	研究科長, 副研究科長, 研究課長補佐
	理工学府 (博士前期) (博士後期)	学府長, 副学府長, 部門長 (6 部門)

(出典 企画評価課作成資料)

【分析結果とその根拠理由】

全学組織である「学術研究院」に教員組織を一元化しており、教員は、学術研究院から教育研究の実施組織である学部、大学院等に派遣され、各人の専門性を活かした教育研究等の業務を行っている。このことにより、学内組織の横断的な教育・研究の実施に対して、柔軟に取り組むことができる体制を構築している。

また各学部・研究科等においては、組織の長として学部長・研究科長等を置いているほか、それぞれの学部・研究科等の特性にあわせて、副学部長、学科長、課程長、講座主任などを置き、教育・研究活動を行っている

以上のことから、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織が編制されていると判断できる。

観点 3-1-②： 学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

【観点に係る状況】

学士課程における専任教員については「大学現況票（平成 27 年 5 月 1 日現在）」のとおり配置しており、大学設置基準第 13 条に定める数を満たしている。

各学部の理念・目標に沿った教育課程を遂行するために、教授、准教授、講師、助教、助手の教員と非常勤講師を配置しており、教員一人当たりの学生数についても、学部等によりばらつきはあるものの、平均で 8.91 名となっており、教育効果が十分に期待できる教員配置となっている（資料 3-1-②-1 参照）。

資料 3-1-②-1 「学士課程における 専任教員数 及び 学生収容定員」 (平成 27 年 5 月 1 日現在)

学部名等		教授	准教授	講師	助教	計 (a)	設置基準上 必要教員数		学生収容 定員 (b)	教員一人当たりの学 生数 (b/a)
							基準数	うち 教授		
教育学部		36	36	5	0	77	61	31	880	11.43
社会情報学部		17	10	0	0	27	16	8	440	16.30
医学部	医学科	37	25	25	77	164	150	30	717	4.37
	保健学科	32	12	10	25	79	26	13	640	8.10
理工学部		70	73	3	43	189	51	28	※ 2,100	11.11

※理工学部（平成 25 年度設置）は、学年進行中なため収容定員は完成年度のものを表示している。（出典 大学現況票）

また教育上主要な授業科目については、原則専任の教授や准教授が中心となり授業を担当している（資料 3-1-②-2 参照）。

資料 3-1-②-2 「必修科目の担当状況（職名別・科目数）」 (平成 26 年度)

学部名等	必修科目	教授	准教授	講師	助教	非常勤講師
------	------	----	-----	----	----	-------

教育学部		218	126 (57.8 %)	74 (33.9 %)	10 (4.6 %)	0 (0.0 %)	8 (3.7 %)
社会情報学部		76	45 (59.2 %)	24 (31.6 %)	0 (0.0 %)	0 (0.0 %)	7 (9.2 %)
医学部	医学科	47	40 (85.1 %)	0 (0.0 %)	0 (0.0 %)	6 (12.8 %)	1 (2.1 %)
	保健学科	186	115 (61.8 %)	32 (17.2 %)	33 (17.7 %)	1 (0.5 %)	5 (2.7 %)
理工学部		109	55 (50.5 %)	29 (26.6 %)	2 (1.8 %)	13 (11.9 %)	10 (9.2 %)

(出典 学部等作成資料)

【分析結果とその根拠理由】

学士課程における専任教員数は、大学設置基準第13条に定める数を満たしており、教員一人当たりの学生数からみても、各学部の理念・目標に沿った教育課程を遂行するために必要な教員を確保している。また必修科目などの主要な科目については、原則として専任の教授や准教授が中心となり授業を担当している、

以上のことから、教育活動を展開するために必要な教員が確保されており、教育上主要な授業科目に専任の教授又は准教授が配置されていると判断できる。

観点3-1-③： 大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。

【観点に係る状況】

大学院課程の研究指導教員及び研究指導補助教員については「大学現況票（平成27年5月1日現在）」のとおり配置しており、大学院設置基準第9条に定める数を満たしている。教員一人当たりの学生数についても、研究科によりばらつきはあるものの、平均で1.23名となっており、教育効果が十分に期待できる教員配置となっている（資料3-1-③-1参照）。

資料3-1-③-1 「大学院課程における 専任教員数 及び 学生収容定員」 （平成27年5月1日現在）

研究科・専攻等名	教員数				大学院設置基準必要教員数				学生 収容 定員 (b)	教員一 人当た りの学 生数 (b/a)
	研究指導教員		研究 指導 補助 教員	計 (a)	研究指導教員		研究 指導 補助 教員	計		
		うち 教授				うち 教授				
教育学研究科	53	42	35	88	56				78	0.89
障害児教育専攻 (M)	5	2	1	6	3	2	2	5	6	1.00
教科教育実践専攻 (M)	42	34	28	70	42	30	34	76	40	0.57
教職リーダー専攻 (専)	6	6	6	12	11	7	4	11	32	2.67
社会情報学研究科	15	13	12	27	3				28	1.04
社会情報学専攻 (M)	15	13	12	27	3	2	2	5	28	1.04
医学系研究科	162	89	318	480	36				258	0.54
生命医科学専攻 (M)	67	40	71	138	6	4	6	12	30	0.22
医科学専攻 (D)	95	49	247	342	30	20	30	60	228	0.67
保健学研究科	68	59	35	103	12				130	1.26
保健学専攻 (M)	36	30	29	65	6	4	6	12	100	1.54

保健学専攻 (D)	32	29	6	38	6	4	6	12	30	0.80
理工学府	271	140	18	289	56				717	2.48
理工学専攻 (M)	144	70	2	146	43	3	－	43	600	4.11
理工学専攻 (D)	127	70	16	143	13	3	－	13	※117	0.82

※ (M) は修士課程 (博士前期課程), (D) は博士課程 (博士後期課程), (専) は専門職学位課程を示す。(出典 大学現況票)

※理工学府 (平成25年度設置) は, 学年進行中なため収容定員は完成年度のものを表示している。

※教育学研究科共通の1名を含まない。

■補足① 教育学研究科 (修士)

教育学研究科教科 (教育実践専攻) においては, 平成27年4月から, 教科の枠を超えたより実践的なカリキュラムへの改編を行うとともに, 「専修」を廃止し, コース制を導入のうえ教育体制を整備した。

また, 平成26年11月7日公布の平成26年文部科学省告示第161号 (大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件の一部を改正する告示) による改正後の基準によれば, 研究指導教員及び研究指導補助教員ともに必要とされる人数を上回っている (資料3-1-③-2参照)。

資料3-1-③-2 「教育学研究科修士課程 (教科教育専攻) コース別 専任教員」

大学院設置基準(改正後の基準(専攻単位により算出))											(28.4.1施行)			
専攻名等			現 員				設 置 基 準 (改正後)							
専攻	コース	旧 専修	教授	准教授	講師	計	研究指導教員		研究指導補助教員		計			
							マル合	うち教科教育担当	合	うち教科教育担当		うち教授		
教科教育実践専攻	文化・社会コース	国語教育専修	2	3		5	15	1	10	1	25	10		
		社会科教育専修	6	2	2	10		1		1				
		英語教育専修	2	6		8		1		1				
	自然・情報コース	数学教育専修	5	2		7		1		1				
		理科教育専修	5	5		10		1		1				
		技術教育専修	3	1		4		1		1				
	芸術・表現コース	音楽教育専修	3	3	1	7		1		1				
		美術教育専修	2	4		6		1		1				
	生活・体育コース	保健体育専修	4	4		8		1		1				
		家政教育専修	3	2		5		1		1				
合 計			35	32	3	70	15	10	10	10	25	10		
※現員は26.4.1現在														

※現員は26.4.1現在

(出典 企画評価課作成資料)

■補足② 教育学研究科 (専門職)

教育学研究科 (専門職学位課程・教職リーダー専攻) の専任教員数は, 「大学現況票 (平成27年5月1日現在)」のとおりであり, 専門職大学院設置基準第5条に定める必要な専任教員数 (実務家教員を含む) を満たしている。

また専門職大学院設置基準の附則において認められている特例措置については, 専任教員のうち, 学士課程との兼務が2人となっており, 全体の3分の1を超えない数となっている。

【分析結果とその根拠理由】

大学院課程については, 大学院設置基準第9条に定める必要教員数を満たしている。また教員一人当たりの学生数からみても, 各研究科の理念・目標に沿った教育研究を遂行するために必要な研究指導教員及び研究指導補

助教員を確保している。

専門職学位課程である教育学研究科（教職リーダー専攻）については、専門職大学院設置基準第5条に定める必要な専任教員（実務家教員を含む）を確保しており、他の学部研究科との兼務も設置基準に定められた特例の範囲内となっている。

以上のことから、大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されていると判断できる。

観点3-1-④： 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

【観点到係る状況】

■公募制・任期制・年俸制

本学の理念・目標に基づく計画に沿って（資料3-1-④-1参照）教員組織の活動を活性化し、学内外に広く有能な人材を求めるため、教員の採用は、全学的に原則として公募制を採用している（資料3-1-④-2参照）。

また任期制適用教員の範囲を拡大し、平成25年4月以降に募集し、採用した全教員に5年の任期制を導入した（資料3-1-④-3参照）。任期制適用の実績は、平成25年度7名、平成26年度39名となっている。

さらに平成26年度より、教育・研究の活性化と優秀な人材の確保を目的として、年俸制の適用範囲を拡大した（資料3-1-④-4参照）。適用実績は平成26年度において30名となっている。

資料3-1-④-1 「群馬大学 第二期中期計画（抜粋）」

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

- ① 学長のリーダーシップの下、教育、研究、診療、社会貢献、国際交流等の分野について重点とすべき内容を精選の上、教育研究組織等の見直しや整備等を含め、適切な学内資源の配分を行う。

特に、機動的・戦略的な法人運営を行うため、教員を全学的に一元管理する「学術研究院」を設置する。

- ② 教職員の人事評価を定期的 to 実施し、評価結果を給与等に反映させる。

- ③ -1) 運営費交付金、事業収入等に基づく、効率的な人員管理、人件費の運用を行うとともに競争的資金等を活用する。

- 2) 多様な人材を確保するため、人事・給与システムの弾力化に取り組む。特に、適切な業績評価体制を整備し、年俸制は退職手当に係る運営費交付金の積算対象となる教員を中心として年俸制導入等に関する計画等に基づき促進する。

（出典 国立大学法人群馬大学 中期計画（別添資料1-1-①-C））

資料 3-1-④-2 「群馬大学人事の方針（抜粋）」

第 1 選考等の基本原則

- 1 教員の選考に当たっては、世界的水準の教育研究を目指す本学の基本理念に則り、人格及び識見共に優れた者につき、教育・研究業績及び能力等を総合的に判断して行う。広く学内外に有能な人材を求めるため、**原則として公募制を採用する。**また、必要に応じて任期制を積極的に導入する。
- 2 職員の採用及び昇任に当たっては、専門的能力に加え、幅広い視野を有し、時代の変化や複雑化する社会の現状に対応し得る人材の確保に努め、効率的な大学運営を支える有為な人材の登用を図る。
- 3 教職員の選考、採用及び昇任に際しては、選考等の客観性、透明性及び公正性を高めるために、その基準を明確にするとともに、その公開に努める。

(出典 国立大学法人群馬大学 人事の方針（別添資料 3-1-④-A）)

資料 3-1-④-3 「群馬大学教員の任期に関する規則（抜粋）」

(任期を定める職及び任期等)

第 2 条 任期を定めて雇用する教員の職及び任期等は、別表第 1、別表第 2 及び別表第 3 に定めるとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、学長が特別に認める場合は、任期の定めのない教員を雇用することができる。

別表第 1

任免規則第 15 条第 1 項第 3 号アに規定する教員の職

教育研究組織の名称	職 名	任期	再任の可否
教育学部	教授 准教授 講師	5 年	不可
教育学研究科			
社会情報学部			
医学系研究科			
保健学研究科			
理工学府			
生体調節研究所			
総合情報メディアセンター			
重粒子線医学推進機構			
研究・産学連携戦略推進機構			
大学教育・学生支援機構			
国際教育・研究センター			
医学部附属病院			

別表第2

任免規則第15条第1項第3号イに規定する助教

職 名	任期	再任の可否	再任の場合の任期
助教（次欄に定める者を除く。）	5年	不可	
助教（研修医等の教授・指導等に従事する者のうち 医学部附属病院長が定める者に限る。）	2年	可（2回限り とする。）	2年

別表第3

任免規則第15条第1項第3号ウに規定する教員の職

職 名	任 期	再任の可否
准教授（先端科学研究指導者育成ユニットの主担当を命ぜられた者に限る。） 講師（先端科学研究指導者育成ユニットの主担当を命ぜられた者に限る。） 助教（先端科学研究指導者育成ユニットの主担当を命ぜられた者に限る。）	5年以内	可（2年を限度とする。）
講師（博士課程教育リーディングプログラムにより雇用されている者に限る。） 助教（博士課程教育リーディングプログラムにより雇用されている者に限る。）	平成27年3月31日まで（平成27年4月1日以降に雇用された者については、平成30年3月31日まで）	可（平成30年3月31日までを限度とする。）
准教授（テニュアトラック普及・定着事業により雇用されている者に限る。） 講師（テニュアトラック普及・定着事業により雇用されている者に限る。） 助教（テニュアトラック普及・定着事業により雇用されている者に限る。）	5年以内	可（テニュアトラック普及・定着事業により雇用された日から5年を限度とする。）
教授（未来先端研究機構の主担当を命ぜられた者に限る。） 准教授（未来先端研究機構の主担当を命ぜられた者に限る。） 講師（未来先端研究機構の主担当を命ぜられた者に限る。） 助教（未来先端研究機構の主担当を命ぜられた者に限る。）	5年以内	可（未来先端研究機構の主担当を命ぜられた日から10年を限度とする。）

備考 先端科学研究指導者育成ユニットの主担当を命ぜられた教員の任期については、5年以内の任期中に育児休業又は介護休業等を取得した者から請求があった場合は、その休業等期間と同一期間を限度として、延長することができる。

（出典 国立大学法人群馬大学 教員の任期に関する規則（別添3－1－④－B））

資料 3-1-④-4 「群馬大学年俸制適用教員給与規則（抜粋）」

（目 的）

第1条 この規則は、国立大学法人群馬大学に勤務する年俸制の適用を受ける教員（以下「年俸制適用教員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

（対象者）

第2条 年俸制適用教員は、教授、准教授、講師及び助教のうち、次の各号に掲げる者とする。

（1）次表職名欄に掲げる区分に応じ、同表対象者欄に掲げる者

職名	対象者
教授	一の年度（4月1日から翌年3月31日までの1年をいう。以下「年度」という。）の初日の前日に60歳に達している者
	年度の初日の前日に55歳に達している者で年俸制適用教員になることを希望した者
	生体調節研究所の主担当を命ぜられた者（新たに採用された者に限る。）
	未来先端研究機構の主担当を命ぜられた者
准教授	生体調節研究所の主担当を命ぜられた者（新たに採用された者に限る。）
	未来先端研究機構の主担当を命ぜられた者
講師	新たに採用された者（教育学部、社会情報学部又は大学院教育学研究科の主担当を命ぜられた者を除く。）
	未来先端研究機構の主担当を命ぜられた者
助教	新たに採用された者（教育学部、社会情報学部又は大学院教育学研究科の主担当を命ぜられた者を除く。）
	未来先端研究機構の主担当を命ぜられた者

（2）国立大学法人群馬大学教員の任期に関する規則（以下「任期規則」という。）別表第3に規定する教員のうちテニュアトラック普及・定着事業により雇用された者（新たに採用された者に限る。）

（3）その他学長が特に必要と認める者

2 前項の規定により年俸制適用教員となった者は、昇任等した場合においても、引き続き、年俸制適用教員とする。

（出典 国立大学法人群馬大学 年俸制適用教員給与規則（別添資料3-1-④-C））

■テニュアトラック制

また、文部科学省の科学技術人材育成費補助金の支援を受けて開始したテニュアトラック制の普及及び推進を図るとともに（資料3-1-④-5）、テニュアトラック教員を国際公募により採用している（別添資料3-1-④-E）。テニュアトラック制度導入後、5名の若手研究員にテニュアを付与した（平成27年5月現在）。

資料 3-1-④-5 「群馬大学テニュアトラック普及推進室規程（抜粋）」

（設 置）

第1条 国立大学法人群馬大学（以下「本学」という。）に、本学におけるテニュアトラック制の普及及び推進を図るため、人材養成システム検討委員会の指導及び助言の下、国立大学法人群馬大学テニュアトラック普及推進

室（以下「推進室」という。）を置く。

- 2 次条に規定する学部等に、当該学部等におけるテニュアトラック制の普及及び推進を図るため、学部等テニュアトラック普及推進室を置く。
- 3 学部等テニュアトラック普及推進室の設置に関し必要な事項は、当該学部等が別に定める。

（出典 国立大学法人群馬大学 テニュアトラック普及推進室規程（別添資料3-1-④-D））

■男女共同参画

また、「国立大学法人群馬大学男女共同参画推進基本計画」を策定（資料3-1-④-6参照）するとともに、平成25年8月に「男女共同参画推進室」を設置し（資料3-1-④-7参照）、群馬大学全体で男女共同参画に積極的に取り組む体制を構築した。

平成27年5月1日現在の女性教員の状況は資料のとおりであり（資料3-1-④-8参照）、女性教員比率は5年前と比較して2.02%上昇している（資料3-1-④-9参照）。女性教員の採用については、全学的な数値目標（平成27年度末時点 在籍率16.4%）を定め、女性研究者のサポート体制と環境の整備、意識啓発と情報発信を2つの柱とした事業を展開している。

資料3-1-④-6 「国立大学法人群馬大学男女共同参画推進基本計画（抜粋）」

国立大学法人群馬大学は、男女共同参画社会の実現に向けて大学が果たすべき責務を自覚し、男女共同参画を積極的に推進するため、「国立大学法人群馬大学男女共同参画推進基本計画」を策定します。

基本理念

群馬大学は、人権尊重に基づく男女共同参画推進のための基本理念を以下のように掲げます。

- 男女共同参画の意識の醸成
- 大学運営の意思決定への共同参画の推進
- 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現
- 国際的な連携や地域との連携の促進

基本方針

群馬大学では、基本理念の具体化を目指し、以下の基本方針を策定します。

1. 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し
 - ・ 性別による固定的な役割分担意識を解消します。
 - ・ 男女共に安心できる就業・修学環境を整備します。
 - ・ 人の尊厳を侵害する行為（セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントなど）を防止し、人権を尊重する環境を整備します。
2. 男女共同参画に関する教職員及び学生への意識改革と啓発活動
 - ・ 男女共同参画に関するシンポジウム、講演等を通じて意識改革に取り組みます。
 - ・ 次世代への積極的な情報提供やロールモデルの提示を行います。

・男女共同参画に関する教育を充実させるため、教養教育での授業実施、女性の大学院生を増やすためのプログラム策定などを行います。

・学生と教員との交流の場を整備・提供します。

3. 大学運営の意思決定への女性の参画拡大

・法定会議等の主要な会議の構成員や管理職に積極的に優秀な女性の登用を図ります。

4. 女性教職員の増加と支援体制の構築

・教職員の男女比率を改善するため、採用に際して積極的な広報や募集方法の見直しを行い、優秀な女性教職員の増加を図ります。

・女性教職員のキャリアアップのため、学内外の研修機会の拡大や若手女性教職員が直面する諸問題の相談、解決に向けた助言を行う制度を構築します。

5. 教育研究、就業、修学及び家庭生活との両立支援

・男女を問わない育児休業及び介護休業等の取得を促進するための職場環境を整備します。

・出産・育児等により、業務の遂行に影響が出ないように、代替職員又は支援員の配置などの支援体制を整備します。

・ワーク・ライフ・バランスを確立するため、在宅勤務、学内保育施設の在り方や多様な保育サービスの提供を検討します。

6. 地方公共団体、企業等との連携

・男女共同参画に関する取組みを地域の自治体・大学・企業等と連携し、男女共同参画社会の実現を推進します。

7. 男女共同参画に関する国際的連携の促進

・国際社会の取組みと連携し、グローバル化に対応した男女共同参画を促進します。

(出典 URL http://kyodo-sankaku.gunma-u.ac.jp/about_02/)

資料 3-1-④-7 「国立大学法人群馬大学男女共同参画推進室規程（抜粋）」

（設 置）

第2条 国立大学法人群馬大学に、男女共同参画を全学的視点で推進するため、男女共同参画推進室を置く。

（業 務）

第3条 男女共同参画推進室は、次の各号に掲げる業務を行う。

（1）男女共同参画の推進のための具体的方策の計画及び実施に係る支援に関すること。

（2）男女共同参画に関する調査、分析、情報発信及び評価に関すること。

（3）その他男女共同参画の推進に関すること。

(出典 国立大学法人群馬大学 男女共同参画推進室規程（別添 3-1-④-F）)

資料 3-1-④-8 「教員数」 ※（ ）は女性教員で内数

(平成 27 年 5 月 1 日現在)

学部・研究科等	教授	准教授	講師	助教	助手	合計
学長・副学長	5(2)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	5(2)
教育学部	37(6)	37(12)	5(2)	0(0)	0(0)	79(20)
教育学研究科	6(0)	2(0)	1(0)	0(0)	0(0)	9(0)
社会情報学部	16(1)	10(0)	1(0)	0(0)	1(0)	28(1)
医学系研究科	37(0)	27(1)	25(4)	79(15)	0(0)	168(20)

保健学研究科	32(12)	12(7)	10(6)	26(18)	0(0)	80(43)
理工学府	69(1)	77(1)	3(0)	45(5)	1(0)	195(7)
医学部附属病院	1(0)	12(1)	34(2)	166(32)	0(0)	213(35)
生体調節研究所	8(0)	7(1)	1(0)	14(4)	0(0)	30(5)
総合情報メディアセンター	1(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	2(0)
大学教育・学生支援機構	3(1)	4(1)	3(1)	0(0)	0(0)	10(3)
研究・産学連携戦略推進機構	1(0)	1(0)	1(0)	0(0)	0(0)	3(0)
重粒子線医学推進機構	3(0)	0(0)	1(0)	11(1)	0(0)	15(1)
未来先端研究機構	0(0)	2(0)	1(0)	4(2)	0(0)	7(2)
国際教育・研究センター	0(0)	2(0)	5(4)	0(0)	0(0)	7(4)
多文化共生教育・研究プロジェクト室	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	1(0)
先端科学研究指導者育成ユニット	0(0)	0(0)	1(0)	4(0)	0(0)	5(0)
男女共同参画推進室	0(0)	0(0)	1(1)	0(0)	0(0)	1(1)
テニュアトラック普及推進室	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	1(0)
合計	219(23)	193(24)	96(20)	349(77)	2(0)	859(144)

(出典 人事労務課作成資料)

資料3-1-④-9 「女性教員の割合」

(各年度5月1日現在)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
女性教員数 (A)	121 人	122 人	126 人	138 人	144 人
全体教員数 (B)	821 人	839 人	840 人	851 人	859 人
女性教員比率 (A/B)	14.74 %	14.54 %	15.00 %	16.22 %	16.76 %

(出典 人事労務課作成資料)

■外国人教員の採用

さらに、グローバルな環境下での研究推進するため外国人教員の採用を積極的に進めており、外国人教員比率は、5年前と比較して0.53 %上昇している（資料3-1-④-10 参照）。

資料3-1-④-10 「外国人教員の割合」

(各年度5月1日現在)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
外国人教員数 (A)	9 人	9 人	10 人	12 人	14 人
全体教員数 (B)	821 人	839 人	840 人	851 人	859 人
外国人教員比率 (A/B)	1.10 %	1.07 %	1.19 %	1.41 %	1.63 %

(出典 人事労務課作成資料)

【分析結果とその根拠理由】

本学の理念・目標に沿って、教員組織の活動を活性化するため、公募制による採用、任期制や年俸制の導入、テニュアトラック制の活用、女性教員や外国人教員の積極的な採用を図るための取組など、さまざまな方面に配慮した措置を講じている。

以上のことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置を講じていると判断できる。

(別添資料)

- ・ 3-1-④-A 国立大学法人群馬大学 人事の方針
- ・ 3-1-④-B 国立大学法人群馬大学 教員の任期に関する規則
- ・ 3-1-④-C 国立大学法人群馬大学 年俸制適用教員給与規則
- ・ 3-1-④-D 国立大学法人群馬大学 テニユアトラック普及推進室規程
- ・ 3-1-④-E テニユアトラック教員募集要項 (例)
- ・ 3-1-④-F 国立大学法人群馬大学 男女共同参画推進室規程

観点 3-2-①： 教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

【観点に係る状況】

■採用・昇格にかかる 基準の制定・運用

教員の採用や昇任は、「国立大学法人群馬大学教員の資格に関する規則」を基本としている（資料 3-2-①-1 参照）。教員の採用・昇格は、学部等が設置する選考委員会等において、それぞれ定められた基準により審査し、当該学部の教授会等の議を得ることになる（別添資料 3-2-①-B, 前出資料 2-2-①-9 参照）。その後、講師以上については全学的な執行役員会議において選考のうえ（資料 3-2-①-2 参照）最終的に学長が決定している。

審査に当たっては、教育研究上の指導能力を重要な要素としており、採用や昇任にあたって提出させる「教育研究業績書」等において、教育研究上の業績のほか、義務教育諸学校又は高等学校等での指導経験（教育学部）の記載を義務づけている（別添資料 3-2-①-D 参照）。

資料 3-2-①-1 「群馬大学 大学教員の資格に関する規則（抜粋）」

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人群馬大学における大学教員に必要な資格について定める。

(教授の資格)

第 2 条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者
- (2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- (3) 学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号)第 5 条の 2 に規定する専門職学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者
- (4) 大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者
- (5) 芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていると認められる者

(6) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

(出典 国立大学法人群馬大学 大学教員の資格に関する規則 (別添3-2-①-A))

資料3-2-①-2 「国立大学法人群馬大学執行役員会議規則 (抜粋)」

(任 務)

第2条 執行役員会議は、次の各号に定めることを任務とする。

(1) 大学の運営に関する重要事項について協議すること。

(2) 教員の選考を行うこと。

(3) 他の規則等の定めるところにより執行役員会議の議決が必要とされる事項について協議すること。

(4) その他学長が必要と認める事項について協議すること。

(出典 国立大学法人群馬大学 執行役員会議規則 (別添3-2-①-C))

■教育・研究上の指導能力の評価

学士課程においては、教育研究上の指導能力を評価するために、学部ごとに必要に応じて、セミナーやプレゼンテーションを課した選考を行っている(資料3-2-①-3参照)。

また、大学院課程においては、研究科等ごとに、教員個人調書における論文目録における研究業績を評価するとともに、研究科独自の基準を設けて研究指導教員の審査を行い、教育研究上の指導能力を評価している。

資料3-2-①-3 「教育研究上の指導能力の評価方法」

学 部	(採用・昇任時等における) 教育上の指導能力の評価方法
教育学部	選考過程で、面接・プレゼンテーション等により教育上の指導能力のほか、著書・論文等により研究面での指導能力についても、審査を行っている。
社会情報学部	選考過程で、面接・プレゼンテーション等により教育上の指導能力を審査している。また、研究業績取扱要領に基づき研究業績審査結果記録書を作成し研究面からも審査している。
医学部 (医学科) (保健学科)	選考過程で、面接・プレゼンテーション等により教育研究上の指導能力を審査している。
理工学部	教育研究上の指導能力を重要要素としており、書面や面談により判断している。 選考は研究業績等の基準等を定めた内規に基づくほか、指導能力を評価するため講演会を課している。

(出典 学部等作成資料)

【分析結果とその根拠理由】

教員の採用及び昇任は、「国立大学法人群馬大学教員の資格に関する規則」を基本として実施している。採用時には、各学部・研究科が設置する選考委員会等において定めた基準により審査を行っているほか、「教員個人調書」等により、教育・研究上の指導能力についても継続した評価を行っている。

以上のことから、教員の採用基準等が定められ、教育研究上の指導能力の評価が行われていると判断できる。

(別添資料)

- ・3-2-①-A 国立大学法人群馬大学 大学教員の資格に関する規則
- ・3-2-①-B 学部等の教員の選考に関する内規 (例)

- ・ 3-2-①-C 国立大学法人群馬大学 執行役員会議規則
- ・ 3-2-①-D 教員個人調査表（様式）

観点 3-2-②： 教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

【観点に係る状況】

■教員評価

本学では、「教員の諸活動への支援と啓発並びに本学の教育、研究及び社会貢献等の改善と向上に資するとともに、適切な情報公開により社会への説明責任を果たすこと」を目的として、3年に1度、教員評価を実施している。

教員評価は、教職員評価・人事制度検討部会の下に設置した「教員評価実施専門部会」を全学の実施組織としており（資料3-2-②-1参照）、教員評価指針等に基づき、「教育」、「研究」、「社会貢献」及び「管理・運営」の4つの領域について、項目を定め評価を実施している（資料3-2-②-2参照）。

資料3-2-②-1 「教職員評価・人事制度検討部会 設置要項（抜粋）」

5 部会に次の各号に掲げる専門部会を置き、学長が指名する者をもって構成する。

(1) 教員評価実施専門部会

(2) 職員評価実施専門部会

(3) その他部会長が必要と認める専門部会

（出典 教職員評価・人事制度検討部会設置要項（別添3-2-②-A））

資料3-2-②-2 「群馬大学における 教員評価指針（抜粋）」

第5 評価領域

教員評価の領域は、「教育」、「研究」、「社会貢献」及び「管理・運営」の4つの領域（以下「各領域」という。）に分類し、各領域それぞれの評価項目は別に定める。

第6 評価期間

(1) 教員評価は、3年に1度の割合で実施するものとして、原則として過去3年度分（ただし、研究の領域は過去6年度分）の教員個々の活動について行う。

(2) 必要に応じて評価の対象となる年度以外の活動の一部を評価することができる。

(3) 評価期間のうち、海外渡航、休職、育児休業等の期間がある教員については、当該期間を考慮して評価することができる。

（省略）

第9 評価結果の活用

(1) 評価結果は、教員が次の評価期間の活動を向上させるために活用するものとする。

(2) 学長及び部局長は、特に高い評価を受けた教員に対して、その活動の一層の向上を促すため報奨等の適切な措置をとる。

(3) 学長及び部局長は、教員評価の結果を本学及び部局の活動の改善に役立てるものとする。

(出典 群馬大学における教員評価指針 (別添3-2-②-B))

評価結果は、全体の概要について、本学のウェブサイトで公表するほか(資料3-2-②-3参照) 個々の教員に対して、自身の評価結果とともに、学部等における全体の平均値と自身の評価結果の位置づけを確認できるグラフを通知し、諸活動の啓発を行っている。

併せて、特に優秀な教員に対しては、一時金の支給及び研究費の配分を行っており、改善を要すると判断された教員に対しては、改善計画書を作成し、学部長等へ提出することを義務付けている(資料3-2-②-4, 3-2-②-5参照)。

資料3-2-②-3 「平成25年度実施 教員評価結果(全学・領域別)」

URL http://www.gunma-u.ac.jp/hyouka/07_kyouin/H25/10_kekka.pdf

資料3-2-②-4 「教員評価結果の反映事項について(学長裁定)(抜粋)」

1. 学長のリーダーシップによる研究費等資源配分への反映

(1) 部局長裁量経費

各部局長が評価結果の特に良好だった教員に対し資源配分するための経費として、部局長裁量経費に加増配分する。

部局長は、「群馬大学における教員評価指針」第9(2)に基づき適切な配分を行う。

2. 人事・給与面等への反映

(4) 一時金の支給

評価結果が良好な教員のうち特に良好な者に対し、一時金を支給する。

3. 改善指示等

部局長は、特に低い評価を受けた教員に対して、「群馬大学における教員評価指針」第7に基づき、適切な指導及び助言などの改善指示を行うとともに、改善計画書を提出させる。

(出典 教員評価結果の反映事項について(別添3-2-②-C))

■ベストティーチャー賞

「教育実践に顕著な成果をあげた教員に対して、その功績を表彰するとともに、公開授業等を通して広く周知することにより、本学の教員の意欲向上と大学教育の活性化を図る」ことを目的として、ベストティーチャー賞の授与を行っている(資料3-2-②-5, 3-2-②-6参照)。

受賞者は、学生アンケート等により各学部等において選出される。その後、全学における公開模擬授業を経て「優秀賞」と「最優秀賞」を選考している。受賞者に対しては、報奨金として教育研究資金の配分を行っている。

資料3-2-②-5 「群馬大学ベストティーチャー賞表彰実施要項(抜粋)」

(最優秀候補者による公開模擬授業)

第6 受賞候補者の審査過程においては、各学部長等から推薦のあった第1位の受賞候補者(以下「最優秀賞候補者」という。)による公開模擬授業を実施する。

2 本学に新たに採用された教員は、前項の公開模擬授業に参加するものとする。

(受賞者の決定等)

第7 最優秀賞は、最優秀賞候補者の中から選考する。

2 優秀賞は、各学部長等から推薦のあった受賞候補者の中から選考する。

3 学長は、審査委員会の議を経て、受賞者を決定する。

(重複受賞等)

第8 各学部等の重複受賞は、これを妨げない。

2 最優秀賞及び優秀賞の受賞回数は、これを制限しない。

(表彰の方法)

第9 学長は、受賞者に対し表彰状及び副賞を授与する。

2 表彰状は、別紙様式第1及び別紙様式第2とする。

3 第1項の副賞は、教育研究の支援のための報奨金とし、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 最優秀賞 1人 200,000円 (優秀賞の副賞100,000円を含む。)

(2) 優秀賞 1人当たり 100,000円

(表彰の時期)

第10 表彰は、原則として毎年度1回行う。

(受賞者の公開授業)

第11 受賞者は、受賞後に公開授業を行う。

2 前項の公開授業の実施に当たっては、各学部等と調整を行う。

(出典 国立大学法人群馬大学 ベストティーチャー賞表彰実施要項 (別添3-2-②-D))

資料3-2-②-6 「ベストティーチャー賞」受賞者決定について

URL <http://www.gunma-u.ac.jp/information/4687>

【分析結果とその根拠理由】

3年に1度、教員評価指針等に基づき、「教育」、「研究」、「社会貢献」及び「管理・運営」の4つの領域について、教員評価を実施している。評価結果に基づいて、一時金の支給や研究費の配分を行っているほか、改善計画書の提出などの是正指導を行っている。また毎年、ベストティーチャー賞の選考・授与を行っており、受賞者に対して、報奨金として研究費の配分を行っている。

以上のことから、教員の教育及び研究活動に関する評価が継続的に行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断できる。

(別添資料)

- ・3-2-②-A 教職員評価・人事制度検討部会設置要項
- ・3-2-②-B 群馬大学における教員評価指針
- ・3-2-②-C 教員評価結果の反映事項について
- ・3-2-②-D 国立大学法人群馬大学 ベストティーチャー賞表彰実施要項

観点3-3-①： 教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

【観点に係る状況】

本学の理念・目的に沿った多様な教育課程は、事務系職員・技術系職員や図書館の司書職員の支援の上に展開している。これらの教育支援者については、学部等ごとに、教育活動の展開に必要な数を配置しており、教員との連携を図りながら業務を遂行している（資料3-3-①-1 参照）。

資料3-3-①-1 「事務職員、技術職員等 配置状況」

職種	学部等	専任	非常勤
事務職員 (うち主に 教育支援者)	教育学部・教育学研究科	16 (4)	14 (4)
	社会情報学部・社会情報学研究科	8 (4)	1 (0)
	医学部・医学系研究科・保健学研究科・附属病院 ※	147 (14)	172 (67)
	理工学部・理工学府	28 (9)	46 (11)
	学務部(教務課, 学生支援課, 学生受入課, 国際交流課)	26 (26)	18 (18)
技術職員 (うち主に 教育支援者)	教育学部・教育学研究科	0 (0)	8 (8)
	社会情報学部・社会情報学研究科	0 (0)	0 (0)
	医学部・医学系研究科・保健学研究科・附属病院 ※	16 (11)	85 (60)
	理工学部・理工学府	28 (2)	23 (4)
	総合情報メディアセンター	4 (0)	2 (0)
図書館専門職員	研究推進部(総合情報メディアセンター課)	9 (0)	14 (0)

※医学部・医学系研究科・保健学研究科・附属病院については、昭和地区事務部所属の職員を記載。

(出典 人事労務課作成資料 及び 大学現況票)

また、教育補助者であるTAについては、実習・演習補助を中心に、本学の教育を円滑に進めるため、各学部等において積極的に活用している（資料3-3-①-2）。

資料3-3-①-2 「TA等活用状況」

(平成26年度実績)

学部・研究科等	実配置 者数	活用状況(人数)				
		実験補助	実習補助	演習補助	講義補助	学習支援
教育学部・教育学研究科	19	10	18	11	0	0
社会情報学部・社会情報学研究科	4	0	1	3	0	0
医学部医学科	36	1	33	2	0	0
医学部保健学科	23	2	20	8	18	0
理工学部・理工学府	317	231	51	44	71	0
総合情報メディアセンター	3	0	0	0	0	3
大学教育・学生支援機構 (教育基盤センター)	32	34	49	37	0	0

※TAのほか、SA(学習支援)も含む

(出典 学部・研究科等作成資料)

【分析結果とその根拠理由】

教育課程を展開するために必要な事務系職員・技術系職員や図書館の司書職員などの教育支援者について、教育活動の展開に必要な数を配置している。

また、教育補助者であるTAについても、実習・演習補助を中心に、各学部等において積極的に活用している。
以上のことから、教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断できる。

（２）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 大学のすべての教員は、分野の別なく単一の組織である「学術研究院」に所属しており、教員は、この学術研究院から教育研究の実施組織である学部、大学院等の学内の様々な組織に派遣され、各人の専門性を活かした教育研究等の業務を行っている。教員組織を一元化することにより、学長のリーダーシップの元、学内組織の横断的な教育・研究の実施に対して、柔軟に取り組む体制を構築している。
- 公募制による採用、新採用教員に対する任期制の導入、テニユアトラック制の運用、年俸制の導入など、教員組織の活動をより活性化する体制を整備している。
- 「国立大学法人群馬大学男女共同参画推進基本計画」を策定し、大学全体で男女共同参画に積極的に取り組む体制を構築している。女性教員の採用について全学的な数値目標を定め、女性研究者のサポート体制と環境の整備、意識啓発と情報発信の２つの柱とした事業を展開している。
- 教職員評価・人事制度検討部会の下に設置した「教員評価実施専門部会」において、教員評価指針等に基づき、全教員を対象に教員評価を実施している。成績の特に良好だった教員に対して、一時金の支給や研究費の配分を行っている。

【改善を要する点】

該当なし

基準4 学生の受入

(1) 観点ごとの分析

観点4-1-①： 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか。

【観点到係る状況】

【学士課程】

本学では、全学及び各学部において、アドミッション・ポリシーを定めている。そのなかで「求める学生像」及び「各学部の入学者選抜の基本方針」を示すとともに、入学に際し必要な基礎学力についても記述している（資料4-1-①-1参照）。

資料4-1-①-1 「学士課程における アドミッション・ポリシー」

学部等	入学者受入方針（アドミッション・ポリシー） ～このような人を求めています～	
大学	求める学生像	群馬大学のモットーは「Act Locally, Think Globally（地域に根ざし、地球規模で考える）」です。この理念に共感し、次のような能力と意欲を持つ学生を求めています。 1 大学において、教養と専門知識を習得するために必要な基礎学力とコミュニケーション能力を持つ人 2 主体的に学ぶ姿勢と、論理的で柔軟な思考能力を持つ人 3 知的好奇心が旺盛で、新しい課題に積極的に取り組む人 4 高い志と豊かな発想力を持ち、未来を切り開く夢と情熱を持つ人 5 地域社会や国際社会に貢献する意欲とリーダーシップを持つ人
教育学部	求める学生像	1 教職を目指す明確な意志と情熱を有する人 2 児童・生徒の成長に関わることに喜びを感じられる人 3 周囲とのコミュニケーション能力や協調性を備える人 4 諸課題の解決に向けて粘り強く努力できる人 5 系・専攻に関する事項に関心を持ち、教職を目指すために必要な基礎学力を有する人
	入学に際し必要な基礎学力	入学試験で選択した科目に限らず幅広く学習し、系・専攻の学修に必要な基礎学力を有することが望ましい。 さらに、数学・理科・技術専攻では、数学Ⅲを履修しておくことが望ましい。英語専攻では、英検2級レベル以上の力を付けておくことが望ましい。

	入学者選抜の基本方針	1 一般入試 各系・専攻が定めた大学入試センター試験及び個別学力検査等（学力検査、小論文、実技検査、面接等）の成績並びに調査書を総合的に判断して選抜します。 2 推薦入試 各専攻が定めた条件を満たし、出身学校長の推薦を受けた人を対象に、出願書類、面接、小論文、実技等を総合的に判断して選抜します。
社会情報学部	求める学生像	1 人間や社会と情報とのかかわりについて関心がある人 2 現代社会における社会的諸問題に興味がある人 3 情報システムの活用、あるいはそれらが社会に及ぼす影響に関心がある人
	入学に際し必要な基礎学力	入学試験で選択した科目に限らず幅広く学習することが望ましい。国語や数学、英語、地理歴史、公民等を学習し、さらに広く社会の出来事に関心を持つようにしておくことが望ましい。
	入学者選抜の基本方針	1 一般入試（高等学校卒業ないしそれと同等の資格を備えた人を対象） 大学入試センター試験により広範な基礎的な学力をはかります。 前期日程では、個別試験によって数学又は外国語の学力をさらに見ます。 後期日程では、個別試験によって社会的関心や論理的な思考能力、表現能力などを見ます。 2 推薦入試・特別入試 推薦入試では、学習成績、学校活動及び人物に優れた人材を対象に、小論文と面接の試験を行います。 社会人、帰国生、私費外国人留学生を対象とする特別入試では、小論文、学力テスト、面接の試験を行い、基礎学力や社会的関心、論理的な思考能力、表現能力などを見ます。 3 第3年次編入学試験（大学・短大・専修学校等の卒業生等や社会人で受験資格を備えた人を対象） 学力テスト、面接の試験を行い、第3年次から学修を行う能力を見ます。
医学部 (医学科)	求める学生像	1 医師としての資質、特に医師としてふさわしい人格と倫理性、コミュニケーション能力、人間に対する豊かな感受性と奉仕の精神を備えている人 2 本学科の教育内容を理解するために必要な総合的基礎学力を十分に備えている人 3 医学研究、医学教育、医療行政、社会貢献活動を指向する人 4 地域医療に貢献することへの志と強い信念を持っている人
	入学に際し必要な基礎学力	数学（数Ⅰ、数Ⅱ、数Ⅲ、数A、数B）、理科（物理、化学、生物）、英語について履修していることが望ましい。

	入学者選抜の基本方針	社会構造の複雑化に伴って医師に対する社会的要請は多様化しています。本学は修学背景や価値観の異なる多様な人材を求め、以下の選抜を行います。 1 一般入試 高等学校卒業、又はそれと同等の資格を備えた者に広く門戸を開いています（一般枠と地域医療枠を設けています）。 2 推薦入試 出身学校長の推薦に基づき、調査書類、学習成績、適正評価、小論文及び面接試験によって選抜しています（一般枠と地域医療枠を設けています）。 3 編入学試験 4年制以上の大学における2年以上の在学者（見込みの者を含む）で指定の単位を修得した者又は修得予定の者、4年制以上の大学の卒業生又はそれに準じる者に受験資格があり、小論文、面接等により選抜しています（一般枠と地域医療枠を設けています）。
医学部 (保健学科)	求める学生像	1 本学科での学習を通して科学的な思考力と幅広い知識を培い、豊かな見識を身に付け、人間の尊厳を尊重できる人 2 柔軟な発想、みずみずしい感性、高い意欲を持つ人 3 看護師・保健師・助産師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士となることを通じて、高度化・専門化する保健医療の担い手となることを望む人 4 医療技術の学問の進歩に関心を有し、その学習や発展に向けた熱意と行動力を持つ人 5 チーム医療等の保健医療の現場において、多くの人々とコミュニケーションが取れる人 6 国内外の場において多様な人々とともに学び助け合い、地域や国際社会で活動できる人
	入学に際し必要な基礎学力	大学入試センター試験で本学科が課す5教科7科目の基礎的な学習を重視してほしい。
	入学者選抜の基本方針	1 一般入試では、基礎的な学習の達成状況を重視します。 2 推薦入試では、定員の約3割～4割を募集します。 3 帰国生入試、社会人入試、私費外国人留学生入試を行います。 4 医療技術系短大、専門学校等の卒業生を対象に、第3年次編入学試験を行います。
理工学部	求める学生像	1 誰も行ったことのない新しいことに挑戦することが好きで、失敗をおそれない人 2 自らの能力向上を目指し、そのための労を惜しまない人 3 自然現象や科学技術などに興味があり、それらを通じて自然科学の原理原則を最後まで追究したい人 4 理学的基盤（数学、物理学、化学、生物学など）を理解し、さらにこれらを基に新理論・新技術の開発にチャレンジしたい人 5 理工学分野で国際的な活躍をめざす人

	入学に際し 必要な 基礎学力	数学では、数学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ａ・Ｂ（あるいは同等の科目）、理科では、物理（物理基礎を含む）、化学（化学基礎を含む）、生物（生物基礎を含む）（あるいは同等の科目）のうち２つ以上及び英語を履修していることが望ましい。
	入学者選抜 の基本方針	１ 一般入試前期日程 大学入試センター試験及び個別学力検査等（学科が指定する学力試験）の結果並びに調査書を総合して判定します。 ２ 一般入試後期日程 大学入試センター試験及び面接の結果並びに調査書を総合して判定します。 ３ ＡＯ入試（専門学科・総合学科特別入試） 調査書，志望理由書，自己推薦書，面接，小論文（実施しない学科があります），プレゼンテーション（実施しない学科があります）を総合して判定します。 ４ 推薦入試 面接及び出願書類を総合して判定します。 ５ 帰国生等特別入試 面接、小論文（実施しない学科があります）及び出願書類を総合して判定します。 ６ 私費外国人留学生入試 日本留学試験，英語の能力試験（TOEFL等）及び面接の結果並びに成績証明書を総合して判定します。 ７ 第３年次編入学試験 学力試験（実施しない学科があります）、面接（口頭試問）、出身学校における成績及び人物調書を総合して判定します。

（出典 「群馬大学の入学者受入方針」 URL http://www.gunma-u.ac.jp/html_nyushi/examination_1.html,

「各学部教育ポリシー」 URL http://www.gunma-u.ac.jp/html_nyushi/examination_1_0.html

群馬大学のアドミッション・ポリシー（ＡＰ）、カリキュラム・ポリシー（ＣＰ）、ディプロマ・ポリシー（ＤＰ）（別添資料４－１－①－Ａ）

【大学院課程】

大学院課程についても、全学及び各研究科等において、アドミッション・ポリシーを定めており、各研究科等において「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」を示している（資料４－１－①－２参照）。

資料４－１－①－２ 「大学院課程における アドミッション・ポリシー」

研究科等	入学者受入方針（アドミッション・ポリシー） ～このような人を求めています～	
	求める 学生像	各研究科・学府が課程又は専攻ごとに求める学力・能力を持ち、研究や実践によって、人類や社会の発展に貢献する意欲のある人を受け入れます。
教育学研究科 （修士）	求める 学生像	１ 特別支援教育、教科教育に関する実践的な研究に取り組むために必要な学力を有する人 ２ 教育現場において、指導的な役割を担うための資質・能力・意欲・倫理観を有する人 ３ 教育実践又は教科内容に関する高度な研究に対する情熱を有する人
	入学者選抜 の基本方針	各専修が定めた学力検査、面接等の結果を総合的に判断して選抜します。
	URL	http://www.edu.gunma-u.ac.jp/nyusi/daigakuin/admission_policy_m.html

教育学研究科 (専門職)	求める 学生像	【現職教員】 教員としての使命を明確に持っており、数年以上の教職経験を有しているとともに、1あるいは2に該当する人 1 授業実践や生徒指導に意欲的に取り組んでおり、勤務校において近々リーダー的な役割を担うことが期待されている人 2 勤務校においてリーダー的な役割を一部担っており、将来主任層、指導主事、管理職等として力を発揮することが期待されている人 【学部新卒者】 次の二つの条件を備えた人 1 人間性が豊かで、教員志望が明確である人 2 教職に求められる専門的な知識・技術の基礎・基本を修得している人
	入学者選抜 の基本方針	入学者の選抜は、学力試験等の結果を総合して行います。
	URL	http://www.edu.gunma-u.ac.jp/nyusi/daigakuin/admission_policy_s.html http://www.edu.gunma-u.ac.jp/nyusi/daigakuin/27s-boshuyoko.pdf
社会情報学研究科 (修士)	求める 学生像	1 人文・社会科学と情報科学の基礎知識を兼ね備え、社会情報学の深化・発展に興味のある人 2 現代社会に氾濫する多種多様な情報を的確かつ選択的に把握し、それを主体的判断に基づいて加工し、新たな情報発信により情報社会に積極的に関わる意欲のある人 3 組織の意思決定に関与できる「高度専門職業人」、及び、社会情報学的な視点から社会の諸課題を考究できる「実践的研究者」をめざす人
	入学者選抜 の基本方針	年2回、夏季と秋季に入学試験を行います。いずれの入学試験も、一般受験者向けの一般入試、社会人向けの社会人入試、私費外国人留学生向けの私費外国人留学生入試に分けて合否判定を行います。 夏季の入学試験では、「研究計画書」などの出願書類による書類審査を重視し、面接試験の結果を併せて合否判定を行います。 秋季の入学試験では、「研究計画書」などの出願書類及び専門科目の筆記試験、面接試験の結果を総合して合否判定を行います。
	URL	http://www.si.gunma-u.ac.jp/daigakuin/about/admission_policy.html http://www.si.gunma-u.ac.jp/daigakuin/nyusi/yoko/yoko_27f.pdf
医学系研究科 (博士一貫)	求める 学生像	本専攻の課程で学び研究を行うために必要な学力・能力を備えた、次のような人を受け入れます。 1 先端的な生命科学研究や医学研究を通して、人類や社会の発展に貢献する意欲のある人 2 高い倫理観と卓越した臨床能力を持つ医療人として、人類や社会の発展に貢献する意欲のある人 3 優れた医師や医療従事者を育成する医学教育者として、人類や社会の発展に貢献する意欲のある人

	入学者選抜の基本方針	1 学力検査及び出身大学等の成績を総合して判断します。 2 学力検査は、外国語（英語）試験及び志望専攻分野における口頭試問により行います。 3 外国語試験では、医科学領域における英語文献の読解力及び作文能力を問います。 4 口頭試問では、研究に従事するに当たって必要な専攻分野に関する基礎的知識・学力に加えて、意欲・適性を問います。
	URL	http://www.med.gunma-u.ac.jp/admissions/grad/ikagaku/policy.html
医学系研究科 (修士)	求める学生像	本専攻の課程で学び研究を行うために必要な学力・能力を備えた、次のような人を受け入れます。 1 医学・医療・福祉の分野で高度専門職業人として、社会の発展に貢献する意欲のある人 2 本課程修了後に医科学専攻博士課程に進学するなど、生命医科学研究を通して、人類や社会の発展に貢献する意欲のある人
	入学者選抜の基本方針	1 学力検査及び出身大学等の成績を総合して判断します。 2 学力検査は、外国語（英語）試験及び志望専攻分野における口頭試問により行います。 3 外国語試験では、生命医科学領域における英語文献の読解力及び作文能力を問います。 4 口頭試問では、意欲・適性を重視します。また、研究に従事するに当たって必要な専攻分野に関する基礎的知識・学力を問います。
	URL	http://www.med.gunma-u.ac.jp/admissions/grad/seimeigaku/policy.html
保健学研究科 (博士前期) (博士後期)	求める学生像	(博士前期) 1 保健医療・福祉の分野で高度専門職業人として社会に貢献したいと考える人 2 修了後に保健学専攻博士後期課程に進学し、保健学の教育者・研究者を志す人 (博士後期) 1 前期課程レベルの保健医療・福祉に関する専門知識と研究経験を持ち社会に貢献したいと考える人 2 将来、保健医療・福祉等の分野で高度専門職業人として社会に貢献したいと考える人
	入学者選抜の基本方針	(博士前期) 小論文と外国語の学力試験及び口頭試問の結果、並びに志願者が提出した成績証明書及び希望する研究の概要等の出願書類を総合して判定します。なお、小論文は保健、医療一般に関する知識及び思考力を問います。外国語は保健、医療の分野に関する英語の文献を読解する能力を問います。また、一般入試のほかに社会人入試を実施しています。 (博士後期)

		学力試験（外国語（英語）及び修士課程修了時の提出論文を含む業績又は第一著者として発表した学術論文を含む業績）、口頭試問及び学業成績により総合して判定します。外国語（英語）では保健、医療の分野に関する英語の文献を読解する能力を問います。また、口頭試問では個別に専門知識及び研究能力に関する試問を行い、研究者又は高度な専門性を有する職業人としての適性及び意欲を審査します。また、一般入試のほかに社会人入試を実施しています。
	URL	http://www.health.gunma-u.ac.jp/admissions/gred/admissions.html
理工学府 (博士前期) (博士後期)	求める 学生像	(博士前期) 1 学部レベルの理工学に関する基礎知識を身に付け、語学を含む基礎的なコミュニケーション能力を有する人 2 自らの能力向上を目指し、知識基盤社会において指導的役割を担おうとする強い意志と倫理観を有する人 3 新たな科学技術の開拓に、失敗を恐れずに挑戦する勇氣と情熱を有する人 (博士後期) 1 博士前期レベルの理工学に関する基礎知識を身に付け、語学を含む基礎的なコミュニケーション能力を有する人 2 自らの能力向上を目指し、知識基盤社会において指導的役割を担おうとする強い意志と倫理観を有する人 3 新たな科学技術の開拓に、失敗を恐れずに挑戦する勇氣と情熱を有する人
	入学者選抜 の基本方針	(博士前期) 1 一般入試：学力検査、面接、口頭試問等の結果を総合的に判断して選抜します。 2 推薦入試：面接、口頭試問の結果、並びに学部における成績等を総合的に判断して選抜します。 3 社会人入試：面接、口頭試問の結果、並びに実務経験等を総合的に判断して選抜します。 4 留学生入試：学力検査、面接、口頭試問等の結果を総合的に判断して選抜します。なお、外国に居住している受験生に関しては、成績証明書、推薦書等の書類審査、並びにインターネットを利用したインタビュー等の結果により判定する場合があります。 (博士後期) 1 一般入試：面接、口頭試問等の結果を総合的に判断して選抜します。 2 社会人入試：面接、口頭試問の結果、並びに実務経験等を総合的に判断して選抜します。 3 留学生入試：面接、口頭試問等の結果を総合的に判断して選抜します。なお、外国に居住している受験生に関しては、成績証明書、推薦書等の書類審査、並びにインターネットを利用したインタビュー等の結果により判定する場合があります。

	URL	http://www.st.gunma-u.ac.jp/graduateschool/03.html
--	-----	---

(出典 群馬大学大学院のアドミッション・ポリシー (AP), カリキュラム・ポリシー (CP), ディプロマ・ポリシー (DP) (別添資料4-1-①-B))

【分析結果とその根拠理由】

アドミッション・ポリシーについては、本学の理念・教育目標に沿って、全学及び学部・研究科ごとに定めている。

以上のことから、アドミッション・ポリシーが明確に定められていると判断できる。

(別添資料)

- ・ 4-1-①-A 群馬大学のアドミッション・ポリシー (AP), カリキュラム・ポリシー (CP), ディプロマ・ポリシー (DP)
- ・ 4-1-①-B 群馬大学大学院のアドミッション・ポリシー (AP), カリキュラム・ポリシー (CP), ディプロマ・ポリシー (DP)

観点4-1-②： 入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されているか。

【観点に係る状況】

【学士課程】

■一般入試

各学部において定めるアドミッション・ポリシーに基づき、多様な入学者選抜を実施している。

全学部で実施する「一般入試」においては、学部・学科・専攻ごとに「大学入試センター試験の利用教科・科目並びに配点」のほか、個別学力検査等における「学力試験教科・科目等」, 「小論文」, 「実技試験」, 「面接（口頭試問）」, 「外国語におけるリスニングテスト」及び「系共通試験」の組み合わせを定めている。

これらの決定にあたっては、アドミッション・ポリシーに沿った学生を選抜することができるよう配慮している。また入学試験の実施にあたっては、旧教育課程履修者にも配慮している(資料4-1-②-1 参照)。

資料 4-1-②-1 「群馬大学入学者選抜に関する要項」

入学者選抜に関する要項

● ● ● ● ●

平成27年度入学者選抜に関する要項

▶  [平成27年度入学者選抜に関する要項\(PDF 905KB\)](#)  別ウインドウ

▶  [【参考】理工学部的一般入試\(前期日程\)に英語を導入します\(PDF 521KB\)](#)  別ウインドウ

(出典 URL http://www.gunma-u.ac.jp/html_nyushi/examination_4.html)

■特別選抜

全学部で実施する「推薦入試」のほか、3学部（社会情報学部、医学部（保健学科）、理工学部（化学・生物化学科、機械知能システム理工学科、環境創生理工学科、電子情報理工学科））で実施する「帰国生入試」においては、学部・学科・専攻ごとに選抜方法を定めており、「出願書類」、「小論文」、「学力試験」及び「面接」を適宜組み合わせることにより、アドミッション・ポリシーに沿った適切な学生の受入を行っている。

なお、社会人入試、私費外国人留学生入試及びA0入試（専門学科・総合学科特別入試）並びに編入学試験も、それぞれの特性に配慮した受入方法により、実施している（資料4-1-②-2参照）。

資料 4-1-②-2 「特別選抜入試の実施状況（学士課程）」

入試区分	学部等	選抜方法
推薦入試	教育学部（国語専攻，社会専攻，数学専攻，理科専攻，音楽専攻，美術専攻，保健体育専攻，障害児教育専攻）	面接・小論文（実技試験）及び出願書類（調査書、推薦書、志願理由書）を総合して判定
	社会情報学部	面接・小論文及び出願書類（調査書、推薦書、志願理由書）を総合して判定
	医学部（医学科）	面接・小論文及び出願書類（調査書、推薦書、適性資質調査書、志願理由書（地域医療枠の出願者のみ））を総合して判定
	医学部（保健学科）	面接、小論文Ⅰ（英語による出題）・小論文Ⅱ（文系の出題）・小論文Ⅲ（理系の出題）及び出願書類（調査書、推薦書）を総合して判定
	理工学部	面接（理工学教育を受けるための基礎能力に関する口頭試問を含む）及び出願書類（調査書（評定平均値等）、推薦書）を総合して判定（機会知能システム理工学科は、日本語による小論文（理工学教育を受けるための基礎能力に関することも含む）も課す）

帰国生入試	社会情報学部	日本語による小論文・面接・学力テスト（数学及び英語）及び出願書類を総合して判定
	医学部（保健学科）	小論文Ⅰ（英語による出題）・小論文Ⅱ（文系の出題）・小論文Ⅲ（理系の出題）、面接及び出願書類を総合して判定
	理工学部 （総合理工学科（フレックス制）除く）	面接（口頭試問含む）及び出願書類を総合して判定
社会人入試	社会情報学部	小論文・面接・学力テスト（数学及び英語）及び出願書類を総合して判定
	医学部（保健学科）	小論文Ⅰ（英語による出題）・小論文Ⅱ（文系の出題）・小論文Ⅲ（理系の出題）、面接及び出願書類を総合して判定
	理工学部 （総合理工学科（フレックス制））	面接（理工学教育を受けるための基礎能力に関する口頭試問含む）及び出願書類を総合して判定
私費外国人 留学生入試	教育学部 社会情報学部 医学部（医学科） 医学部（保健学科） 理工学部 （総合理工学科（フレックス制除く）	①日本学生支援機構が行う「日本留学試験」並びに本学が実施する試験及びの成績証明書を総合して判定。 ②理工学部においては、さらに、TOEIC公開テスト等の成績を総合して判定
AO入試 （専門学科・ 総合学科 特別入試）	理工学部 （総合理工学科（フレックス制）除く）	（第1次選抜） ①調査書②志望理由書③自己推薦書により 学修に対する適性・意欲を評価 （第2次選抜） 第1次選抜合格者に対し ①面接（理工学教育を受けるための基礎能力に関する口頭試問を含む）②小論文（機械知能システム理工学科のみ） ③プレゼンテーション（電子情報理工学科のみ）により基礎学力・勉学意欲・目的意識・表現・力・コミュニケーション力・論理的思考力等を総合的に評価
3年次 編入学試験	社会情報学部	学力試験・面接（口頭試問）・出身学校における成績・志望理由書により総合判定
2年次 編入学試験	医学部（医学科）	出願書類等、小論文（英語及び自然科学の能力を問うことあり）及び面接試験の成績を総合して判定
3年次 編入学試験	医学部（保健学科）	学力試験、面接、出身学校の成績証明書及び志望理由書等により総合判定
3年次 編入学試験	理工学部（化学・生物化学科、機械知能システム工学科、環境創生理工学科、電子情報理工学科）	面接（口頭試問を含む）・出身校における成績・人物調査により総合判定

(出典) http://www.gunma-u.ac.jp/html_nyushi/images/examination/examination04/040_260702_2700senbat.pdf

(編入学) http://www.gunma-u.ac.jp/html_nyushi/examination_12.html

【大学院課程】

大学院においては、それぞれの課程ごとに、一般選抜、社会人選抜及び留学生特別選抜の実施方法を定め、アドミッション・ポリシーに沿った選抜を行っている。

また医学系研究科や理工学府においては、多様な人材を受け入れるために、秋期入学を実施している（資料4－1－②－3参照）。

資料4－1－②－3 「入学者選抜の実施状況（大学院課程）」

研究科等	選抜方法	
教育学研究科（修士）	一般入試 私費外国人 留学生入試	一般受験者向けの一般入試、私費外国人留学生向けの私費外国人留学生入試に分けて合否判定 学力試験（外国語科目、専門科目（筆記・実技））、研究計画書に基づく口述試験等の結果を総合判断
教育学研究科（専門職）	一般入試	学力試験（専門科目（筆記））、研究計画書に基づく口述試験等の結果を総合判断
社会情報学研究科（修士）	一般入試 社会人入試 私費外国人 留学生入試	一般受験者向けの一般入試、社会人向けの社会人入試、私費外国人留学生向けの私費外国人留学生入試に分けて合否判定 （夏季入試）研究計画書、面接試験を総合判断 （秋季入試）研究計画書、学力試験（専門科目（筆記））、面接試験を総合判断
医学系研究科（博士一貫）	一般入試 社会人入試 （10月入学含む）	学力試験（口頭試問含む）及び出身大学等の成績証明書により総合判断
医学系研究科（修士）	一般入試 （10月入学含む）	学力試験（口頭試問含む）及び出身大学等の成績証明書により総合判断
保健学研究科（博士前期）	一般入試 社会人入試	学力試験及び口頭試問並びに出身大学等の成績証明書及び希望する研究の概要等を総合判断
保健学研究科（博士後期）	一般入試 社会人入試	学力試験（外国語（英語））、修士課程修了時の提出論文を含む業績又は第一著者として発表した学術論文を含む業績、口頭試問及び学業成績により総合して判定
理工学府（博士前期）	一般入試 （10月入学含む）	（10月入学入試）（夏期入試） 学力試験、外国語（英語）試験、書類審査、面接等により総合判断
	推薦入試	（夏期入試）書類審査、面接等により総合判断
	社会人入試	（10月入学入試）（夏期入試）

	(10月入学含む)	外国語（英語）試験，書類審査，口述試験及び面接等により総合判断
	留学生入試 (10月入学含む) (冬季募集含む)	(10月入学入試) (夏期入試) (冬期入試) 学力検査，外国語（英語）試験，書類審査，面接等により総合判断
理工学府（博士後期）	一般入試 (10月入学含む)	(10月入学入試) (冬期入試) 書類審査，口述試験及び面接等により総合判断
	社会人入試 (10月入学含む)	(10月入学入試) (冬期入試) 書類審査，口述試験及び面接等により総合判断
	留学生入試 (10月入学含む)	(10月入学入試) (冬期入試) 書類審査，口述試験及び面接等により総合判断
	英語特別 コース入試 (10月入学のみ)	(10月入学入試) 書類審査により判断

(出典 URL http://www.gunma-u.ac.jp/html_nyushi/examination_8_1.html)

【分析結果とその根拠理由】

本学では，学士課程・大学院課程ともに，それぞれのアドミッション・ポリシーに沿った「求める学生像」の学生を受け入れるため，多様な選抜方法を実施している。

これらより，アドミッション・ポリシーに沿った適切な学生の受入方法が採用されていると判断できる。

観点 4-1-③： 入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

【観点到係る状況】

【学士課程】

入学者選抜の実施については，学長を委員長とする入学試験委員会を設置し，全学的な実施体制を整備している。当該委員会では，入学試験実施に関する基本方針，大学入試センター試験の実施及び合格者判定の基準等必要な事項を審議している。また，委員会の下に出題や採点等の専門委員を置き，それぞれが特定の役割を担うとともに互いに連携して業務を行っている（資料 4-1-③-1 参照）。

資料 4-1-③-1 「群馬大学入学試験管理運営規則（抜粋）」

第 2 章 入学試験委員会

(設 置)

第2条 本学に、入学試験に関する事項を総括して処理するため、群馬大学入学試験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（審議事項）

第3条 委員会は、次の事項を審議し、実施・運営に当たる。

- （1）入学試験実施に関する基本方針に関すること。
- （2）大学入試センター試験の実施に関すること。
- （3）個別学力検査等の実施に関すること。
- （4）合格者判定の基準に関すること。
- （5）専門委員の選考方法に関すること。
- （6）その他入学試験に関する重要事項

（組 織）

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- （1）学長
- （2）理事のうち学長が指名する者
- （3）各学部長
- （4）学生受入センターのアドミッション・コーディネータ
- （5）各学部の教務委員又は入学試験委員 各2人

（委員の任命，任期等）

第5条 前条第5号の委員は、学部長の推薦により学長が任命する。

- 2 前項の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 3 第1項の委員に欠員が生じたときは、学部長は、補欠の委員を推薦するものとする。
- 4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委 員 長）

第6条 委員会に委員長を置き、学長がこれにあたる。

- 2 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

第3章 入学試験専門委員及び入学試験実施責任者

（専門委員）

第10条 入学試験実施のために、次の専門委員を置く。

- （1）出題委員
- （2）査読委員
- （3）採点委員
- （4）試解答委員
- （5）調査書審査委員
- （6）電子計算機処理委員

- 2 前項の委員は、委員会の定めた人数に従い、関係学部長の推薦により、学長が任命する。
- 3 第1項の専門委員の任期は当該年度とし、再任を妨げない。

（入学試験実施責任者）

第11条 各学部に入学試験実施責任者を置き、その学部の学部長をもって充てる。

(出典 群馬大学 入学試験管理運営規則 (別添4-1-③-A))

また各学部においては、学部入学試験委員会等を設置し、入学試験の実施に関する管理・運営を行っている（資料4-1-③-2参照）。

資料4-1-③-2 「学部 入学試験委員会内規等（抜粋）例」

教育学部 常置委員会 に関する内規

(趣 旨)

第1条 この内規は、群馬大学教育学部教授会規程第7条第2項の規定に基づき、群馬大学教育学部（以下「本学部」という。）の常置委員会に関し必要な事項を定める。

(常置委員会)

第2条 本学部に次の常置委員会を置く。

- (1) 人事委員会
- (2) 予算委員会
- (3) 教務委員会
- (4) 学生支援委員会
- (5) 入学試験委員会

(委 員 長)

第3条 常置委員会の各委員長は、本学部教授会構成員の中から選挙をもって選出する。

2 各委員長の選挙は同時に行い、上位得票者を当選者とし、同点の場合は抽せんとする。

教育学部 入学試験委員会 内規

(趣 旨)

第1条 この内規は、群馬大学教育学部常置委員会に関する内規第6条の規定に基づき、群馬大学教育学部入学試験委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 委員会は、入学試験に関する事項について学部長を補佐することを目的とする。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 学生募集に関すること。
- (2) 入学試験に関すること。
- (3) 大学入試センター試験に関すること。
- (4) その他入学試験に関する必要事項

(組 織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 入学試験委員長
- (2) 入学試験委員長の属さない各講座から選出された教員 各1人

(出典 群馬大学教育学部 入学試験委員会 内規(別添4-1-③-B))

入学試験問題の作成・採点等に当たっては、入学試験委員会の所掌の下、各教科・科目ごとに出题・採点・査読・試解答・調査書審査・電子計算機処理の各委員を学長名で発令し、その業務を遂行している（前出資料4-1-③-1 参照）。出題ミス等の防止の観点から、出題委員及び出題委員以外の者による内容点検を複数回実施するとともに、採点については、採点委員が厳正に対処している。

試験実施に際しては、「群馬大学一般入試等実施要項（別添資料4-1-③-C 参照）」に基づき、学長を本部長、理事を副本部長とする試験実施本部を設置し、試験実施本部の下には、各学部長を責任者とする試験場本部を設置し、連携して入試業務を遂行している。

入学者選抜の業務を遂行するに当たり、「群馬大学入学試験に係る確認対応ガイドライン（別添資料4-1-③-D 参照）」に基づき事故防止を行っている。入学試験に不測の危機事象が発生又は発生する恐れが生じた場合でも、迅速かつ適切に対処し、公正、公明にかつ適正な入学者選抜を実施するため、「群馬大学入学試験に係る危機管理対応マニュアル（別紙資料4-1-③-E 参照）」に基づき対応を行うこととしている。また、試験の実施については、試験毎に実施細目を定め（別紙資料4-1-③-F 参照）、実施体制を構築している。

なお、合格者の決定に当たっては、各学部の入学試験委員会、入試部会が作成した合格者判定資料に基づき、教授会の議を経て学長が承認した上で決定している。

【大学院課程】

研究科等ごとに、教授会の下に入学試験委員会等を設置し、入学者選抜を実施している（資料4-1-③-3 参照）。なお、合格者の決定に当たっては、各研究科等教授会の議を経て学長が承認した上で決定している。

資料4-1-③-3 「研究科等 入学試験委員会規則等（抜粋）例」

社会情報学研究科 教授会規程

（審議事項）

第3条 研究科教授会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- （1）学生の入学、退学、休学その他身分に関すること。
- （2）課程修了の認定に関すること。
- （3）教育課程及び試験に関すること。
- （4）学位に関すること。
- （5）学生の厚生補導に関すること。
- （6）研究科担当教員の選考に関すること。
- （7）その他社会情報学研究科に関する重要事項

（入学試験委員会）

第6条 研究科教授会に、入学試験委員会を置く。

- 2 入学試験委員会に関し必要な事項は、別に定める。

社会情報学研究科 入学試験委員会内規

(設 置)

第1条 群馬大学大学院社会情報学研究科教授会規程第6条第1項の規定に基づき、
群馬大学大学院社会情報学研究科入学試験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 大学院入学試験に関すること。
- (2) 大学院の学生募集（広報を含む。）に関すること。
- (3) その他大学院入学試験に関する重要事項

(組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究科教授会で選出された教員 1人
- (2) 各講座から選出された教員 各1人
- (3) 研究科長が指名する教員 若干人

(任 期)

第4条 前条の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任者の任期は、
前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は第3条第1号の委員をもって充て、
副委員長は委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(出典 群馬大学大学院社会情報学研究科入学試験委員会内規 (別添資料4-1-③-G))

試験問題の作成は、研究科等ごとに教授会又は入学試験委員会において行っており、併せて試験問題の作成に係る留意事項の周知徹底を図っている。

入学者選抜の業務を遂行するに当たり、「群馬大学入学試験に係る確認対応ガイドライン」(別添資料4-1-③-D 参照)に基づき事故防止を行っている。また、試験の実施については、試験毎に実施細目を定め、実施体制を構築している。

なお、合格者の決定に当たっては、各学部の入学試験委員会、入学試験部会が作成した合格者判定資料に基づき、教授会の議を経て学長が承認した上で決定している。

【分析結果とその根拠理由】

学士課程においては、全学的な組織である入学試験委員会において基本方針を定め、各学部における入学試験委員会等の組織が、実際の実施にあたっての管理・運営を行っている。

また大学院課程では、研究科等ごとに入試委員会等を設置し、基準に沿った入学者選抜を行っている。

以上のことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断できる。

(別添資料)

- ・ 4-1-③-A 群馬大学 入学試験管理運営規則
- ・ 4-1-③-B 群馬大学教育学部 入学試験委員会 内規
- ・ 4-1-③-C 平成 27 年度 群馬大学 一般入試等実施要項 (抜粋)
- ・ 4-1-③-D 群馬大学 入学試験に係る確認対応ガイドライン (抜粋)
- ・ 4-1-③-E 群馬大学 入学試験に係る危機管理対応マニュアル (抜粋)
- ・ 4-1-③-F 平成 27 年度 各学部 一般入試等実施細則 (抜粋)
- ・ 4-1-③-G 群馬大学大学院 社会情報学研究科 入学試験委員会内規

観点 4-1-④： 入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

【観点に係る状況】

【学士課程】

年に 1 度、全学の入学試験委員会から各学部の入学試験委員会等に対して、「入学試験結果の分析(過去 5 年間)」「学生追跡調査の分析(過去 5 年間)」「当該年度の入学試験に関する分析」について、分析項目を定めて、検証を依頼している。

各学部の入学試験委員会等においては、分析結果を報告書にとりまとめ、全学入学試験委員会に提出している。全学入学試験委員会では、学部から提出された報告書を「入学者選抜方法研究報告書」としてとりまとめているほか、学部に対するヒアリングを実施し、検証を行っている。

その結果、課題や改善点について「群馬大学入学者選抜に関する検討課題」を作成し、翌年度の全学入学試験委員会における審議・協議事項等として対応している。

これらの検証のための取組を通して、各学部においては、さまざまに入学者選抜の改善を行っている(資料 4-1-④-1 参照)。

資料 4-1-④-1 「入学者選抜における 改善例(学士課程)」

入学年度	学部等	改善例	改善の理由
平成 26 年度 入試	教育学部 (技術専攻)	推薦・一般入試(前期・後期日程) 募集定員 見直し (推薦 3 人→0 人、 前期 5 人→7 人、後期 3 人→4 人)	志願倍率が低いため
	理工学部 (化学・生物化学科)	A0 入試 廃止 (理数学生特別入試)	高い意欲、資質を有する学生の確保が困難となったことから A0 入試を廃止し、推薦入試を導入
	理工学部 (化学・生物化学科)	推薦入試 募集定員 見直し (63 人→66 人)	A0 入試廃止に伴う 募集定員増のため

平成 27 年度 入試	教育学部 (数学・理科・技術専攻)	一般入試 (前期日程) 自然・情報系専攻 志望方法 見直し (第 3 志望まで可能 → 第 1 志望のみ)	第 1 志望以外で合格した場合に学習意欲の低下がみられるため
	教育学部 (美術専攻)	推薦入試及び一般入試 (後期日程) 募集定員 見直し (推薦 : 3→2 人、後期日程 : 3→4 人)	芸術系高校出身の高い意欲・資質を有する人材を確保するため
	理工学部 (専門学科・総合学科)	A0 入試 導入 (13 人) (専門学科・総合学科)	専門学科・総合学科出身の高い意欲・資質を有する人材を確保するため
	理工学部 (全学科)	一般入試 (前期日程) 教科・科目 外国語 (英語) 導入	入学後に必要となる英語について、資質のある志願者を選抜し、国際コミュニケーション能力を有する人材を育成するため
	社会情報学部 (全学科) 医学部 (保健学科) 理工学部 (総合理工学科を除く)	帰国生入試 出願要件 緩和	本学のグローバル化人材育成の基盤とするため、帰国生の出願要件を緩和し、間口を広げた。

(出典 学部等作成資料)

【大学院課程】

各研究科等における教務委員会や入学試験委員会などにおいて、進路希望調査や入学者アンケート、授業実践に関する科目をはじめとする各種の授業における指導過程を通じて、検証を行っている。その結果、入学者選抜におけるさまざまな改善を行っている (資料 4-1-④-2 参照)。

資料 4-1-④-2 「入学者選抜における 改善例 (大学院課程)」

入学年度	学部等	改善例	改善の理由
平成 23 年度 入試	社会情報学研究科 (修士)	一般入試・私費外国人留学生入試 専門科目試験を 小論文形式問題と用語問題の 二つに分化	読解力・分析力・論理的な 思考力・表現力を問うと共に 「社会情報学」の基礎的な 専門知識を問うこととしたため
平成 28 年度 入試	教育学研究科 (修士)	一般入試 外国語の試験問題 コースにおいて共通化	特定教科に偏ることなく 教育への幅広い関心と能力 を有する学生を受け入れる ため

(出典 研究科等作成資料)

【分析結果とその根拠理由】

学士課程においては、各学部の入学試験委員会等において、入学選抜についての分析を行っているほか、全学の入学試験委員会においても、各学部の分析結果を「入学選抜方法研究報告書」としてとりまとめている。また全学入学試験委員会では、分析の結果、課題や改善点について「群馬大学入学選抜に関する検討課題」を作成、翌年の入学試験委員会において報告・協議を行っている。

大学院課程では、教務委員会や入学試験委員会等において、入学選抜の実施体制などを検証している。学部・大学院ともに、これらの検証作業を通じて、さまざまに入学選抜の改善を行っている。

以上のことから、アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が実際に行われているかを検証するための取組が行われており、その結果を入学選抜の改善に役立てていると判断できる。

観点 4-2-①： 実入学数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学数との関係の適正化が図られているか。

【観点到係る状況】

【学士課程】

過去5年間における入学定員充足率の平均値は、別添「平均入学定員充足率計算表（群馬大学）」のとおりである。募集単位の区分でみると医学部保健学科の3年次編入学において、評価基準を大幅に下回る状況（0.7未満）に該当しているが、あくまでも「編入学」についてであり、同学科における一般選抜や、その他の学科等を含む学部全体の入学定員充足率は適正なものとなっている（資料4-2-①-1参照）。

資料4-2-①-1 「平均入学定員充足率計算表（学士課程・抜粋）」

学部（学科）等	入試区分	平均入学定員 充足率	分析・対応状況
医学部 （保健学科）	3年次編入学	0.56	編入学定員（10名）が少なく、 母数が小さいことによる。 【参考】医学部保健学科全体 1.01

（出典 学部等作成資料）

【大学院課程】

過去5年間における入学定員充足率の平均値は、別添「平均入学定員充足率計算表（群馬大学）」のとおりである。募集単位でみると、教育学研究科（修士）と理工学府（博士後期）において、評価基準を大幅に超える・大幅に下回る状況（0.7未満1.3以上）に該当している（資料4-2-①-2参照）。

教育学研究科については、募集単位での入学定員が少ないことによる影響が大きく（専攻毎に2名）、研究科全体としての入学定員充足率は適正なものとなっている。

理工学府（博士後期）については、学内説明会を開催し内部進学者の拡充を図るなど、入学定員充足率の適正化を図る取組を行っている。

資料 4-2-①-2 「平均入学定員充足率計算表（大学院課程・抜粋）」

研究科（専攻）等	課程区分	平均入学定員 充足率	分析・対応状況
教育学研究科 （教科教育実践専攻）			
国語教育専修	修士	1.60	入学定員（専修毎に2名）が少なく、 母数が小さいことによる。 【参考】 教育学研究科全体 1.15
数学教育専修	修士	1.40	
理科教育専修	修士	1.50	
保健体育教育専修	修士	1.70	
家庭教育専修	修士	0.60	
理工学府 （理工学専攻）	博士後期	0.64	学内説明会を充実させ、内部進学者の拡充を図っている。 （平成26年度の実施状況） 5月 平成27年度入学希望者向け（修士2年対象） 10月 平成27年度後期課程 入学希望者向け 11月 平成28年度入学希望者向け（修士1年対象） 社会人に対しては「長期履修制度」についてウェブサイトで周知し活用を呼びかけており、学生本人はもとより優秀な人材を博士後期課程へ派遣（入学）することに伴う企業の負担もできるだけ軽減させるように配慮している。特に、例年8月に実施している企業懇談会において、社会人学生の入学について、企業側に要請するとともに、配慮を求めている（ http://www.st.gunma-u.ac.jp/company/index.html 参照）。 留学生に対しては、国際交流担当の副学部長が中心となり、協定校や、大学院修士課程を通じて留学生派遣への協力を呼びかけている。

（出典 研究科等作成資料）

【専攻科】

過去5年間における入学定員充足率の平均値は、別添「平均入学定員充足率計算表（群馬大学）」のとおりであり、適正な充足率を維持している。

【分析結果とその根拠理由】

評価基準に定める平均入学定員充足率については、学士課程において、医学部保健学科の3年次編入学で大幅に下回る状況となっているが、募集定員の少ない「編入学」についてであり、同学科における一般選抜や、その他の学科等を含む学部全体の入学定員充足率は適正なものとなっている。

大学院課程についても、教育学研究科（修士）と理工学府（博士後期）において、大幅に超える・大幅に下回

る状況となっているが、教育学研究科については、募集単位での入学定員が少ないことによるためであり、研究科全体としての入学定員充足率は適正なものとなっている。

理工学府（博士後期）については、学内説明会を開催し内部進学者の拡充を図るなど、入学定員充足率の適正化を図る取組を行っている。

以上のことから、実入学者数が入学定員と比較して適正な数となっていると判断できる。

（２）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 学士課程・大学院課程ともに、全学及び各学部・研究科等において、アドミッション・ポリシーを定めている。そのなかで「求める学生像」及び「各学部の入学者選抜の基本方針」を示すとともに、入学に際し必要な基礎学力についても記述している。

【改善を要する点】

- 理工学府（博士後期課程）について、平成 25 年度に工学研究科を改組したところであるが、入学定員を大幅に下回る状況となっているため、引き続き理工学府の理念等を積極的に社会に発信し、定員充足率の改善に努めていく。

基準 5 教育内容及び方法

(1) 観点ごとの分析

＜学士課程＞

観点 5-1-①: 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められているか。

【観点到係る状況】

本学学則第 33 条に教育課程の編成方針を定めるとともに、大学全体のカリキュラム・ポリシー及び各学部のカリキュラム・ポリシーを定めている（資料 5-1-①-1, 5-1-①-2 参照）。

資料 5-1-①-1 「群馬大学学則（抜粋）」

（教育課程の編成方針）

第 33 条 本学は、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

（出典 群馬大学 学則（別添 1-1-①-A））

資料 5-1-①-2 「学士課程 における カリキュラム・ポリシー」

学部等	教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー） ～このような教育を行います～
大 学	全学的な協力体制の下、教養教育と専門教育の融合を図り、幅広く深い教養、豊かな知性と感性、総合的な判断力、専門分野の基礎的能力を育成するため、学生の潜在能力を最大限引き出せる教育課程を編成し、実施します。 URL http://www.gunma-u.ac.jp/html_kyoumu/images/campuslife/H28gakushi・AP・CP・DP.pdf
教育学部	1 学校教員に求められる幅広い教養を培う教育 2 教育にかかわる様々な理論に裏付けられた、現実の教育問題を考える力を養う教育 3 教科についての専門的知識を高める教育 4 教科指導法など、学校教員として必要となる知識・技術を培う教育 5 教育実習などの体験的学習を通して、実践的指導力を養う教育 6 卒業研究を通して、思考力や表現力、課題解決能力、創造的な探求能力を養う教育 URL http://www.gunma-u.ac.jp/html_nyushi/examination_1_1.html
社会情報学部	1 大学での学習に必要な基礎的な学力や学習の方法・道具を習得させ、多角的な視点から問題を探求する姿勢を身につけさせる教育 2 専門教育を支える十分な社会情報学的な思考方法を醸成するとともに、情報リテラシーや外国語運用能力を養成する教育 3 高度情報社会の特質を専門的・多角的に読み解く力や問題解決能力を養成する教育

	4 社会のさまざまな場面において必要とされる実践的な能力を養成する教育 5 学際的・総合的な知識や思考能力を強化する教育 6 自ら設定したテーマに沿って調査・研究活動を進め、それを論文やプレゼンテーションとして結実させる能力を養成する教育
	URL http://www.gunma-u.ac.jp/html_nyushi/examination_1_2.html
医学部（医学科）	1 医師としての倫理観・責任観及びチームのリーダーとしてふさわしい人格を身に付けさせる教育 2 人体の構造と機能，ヒトと環境や微生物とのかかわり，薬物の作用機構など，医学の基礎を学ばせる教育 3 心身の異常及びその原因・病態並びに予防・診断・治療など，医師や医学研究者として必要な知識を修得させる教育 4 問題解決能力やリサーチマインドを涵養するとともに，高度な臨床・研究技能を修得させる教育
	URL http://www.gunma-u.ac.jp/html_nyushi/examination_1_3.html
医学部（保健学科）	1 全人的医療の担い手としての人間性の涵養と，専攻分野で必要な基礎力の育成を図る教育 2 専門教育では基礎から臨床に亘る階層的知識の積み上げを図るとともに，先端の保健医療の学習にも配慮する教育 3 保健医療の担い手としての主体的思考・行動力と豊かな感性を持つ人材育成を図る教育 4 チーム医療の担い手としての意識と，そこで必要な能力の育成を図る教育 5 グローバル化した保健医療の諸課題に対応できる国際的視野を持つ人材育成を図る教育
	URL http://www.gunma-u.ac.jp/html_nyushi/examination_1_4.html
理工学部	世界の知的基盤を担う創造性豊かな人材を育成するため，学生と教員との緊密なつながりを基本として，次のような教育を行います。 1 理学に根ざした俯瞰的な物の見方，考え方を身に付け，工学に根ざした実践的・独創的な課題解決能力を養う理工学教育 2 国際的な水準を満たし，かつ各教員の特長を活かした教育 3 個人の発想や知的好奇心を尊重し，未知の分野に挑戦する活力と創造性を育む教育 4 国際コミュニケーション能力を備え，世界を舞台に研究者・技術者として活躍できる人材を育成する教育
	URL http://www.gunma-u.ac.jp/html_nyushi/examination_1_5.html

（出典 群馬大学のアドミッション・ポリシー（AP），カリキュラム・ポリシー（CP），ディプロマ・ポリシー（DP）（別添資料 4-1-①-A））

【分析結果とその根拠理由】

学則において，教育課程の編成方針を定めるとともに，大学全体及び各学部のカリキュラム・ポリシーを定めている。

以上のことから，カリキュラム・ポリシーが明確に定められていると判断できる。

観点 5-1-②： 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

【観点に係る状況】

本学では学則において、授与される学位を明示している（資料 5-1-②-1 参照）。

資料 5-1-②-1 「群馬大学学則（抜粋）」

（学位授与）

第53条 学長は、前2条の規定により卒業を認定した者に対し、次の区分に従い学士の学位を授与する。

教育学部	学 士（教 育 学）
社会情報学部	学 士（社会情報学）
医学部	学 士（医 学）
	学 士（看 護 学）
	学 士（保 健 学）
理工学部	学 士（理 工 学）

（出典 群馬大学 学則（別添 1-1-①-A））

カリキュラム・ポリシーに基づき、教育の目的や授与される学位に照らして、ふさわしい教育効果が見込めるよう、「教養教育科目」及び「専門教育科目」を開設している。

■教養教育科目

「教養教育科目」は、学士力育成の基盤として全学生が必ず履修しなければならない「教養基盤科目（学士力育成）」と、幅広い教養を身につけるために学ぶ「教養育成科目」から構成され、これらの科目をあわせて「全学共通科目」として開設している。また、医学部と理工学部では、各学部の専門教育の基礎となる科目を教養教育科目の「学部別科目」として開設している。（別添資料 5-1-②-2 参照）。

資料 5-1-②-2 「群馬大学教養教育科目等に関する規則（抜粋）」

（教養教育科目の分類）

第2条 教養教育科目は、全学共通科目及び学部別科目に分けて開設するものとする。

（全学共通科目）

第3条 全学共通科目は、本学の学生として修得しなければならない基礎的科目で、その科目区分、授業科目及び卒業に必要な単位数は、次の表に掲げるとおりとする。

（学部別科目）

第4条 学部別科目は、学部の専門教育の支持的な科目で、当該学部の定めるところにより履修する科目で、その授業科目は各学部が別に定める。

（出典 群馬大学 教養教育科目等に関する規則（別添 5-1-②-A））

「全学共通科目」は、本学の教育理念を実現するための科目で、大学生活において必要とされる学修の方法・

技法を修得し、また、大学生活を送るに当たって必要な自己管理能力をも併せて身に付けることを目的として、本学の学生として修得しなければならない基礎的科目として開講している（資料5－1－②－3参照）。

資料5－1－②－3 「全学共通科目」

科目区分	授業科目	概要
教養基盤科目 (学士力育成)	学びのリテラシー（１）	大学生に必要とされる日本語について講義や演習で学んだ後、自ら選んだテーマについて情報を集め他者と議論し自らの考えを確立する。論理的思考能力とコミュニケーション能力を向上させることの必要性を認識する。
	学びのリテラシー（２）	課題の見つけ方、分析の仕方、発表の方法、文章のまとめ方などの方法を少人数のゼミ、講義、演習で修得する。思考力、判断力、表現力等を向上させる。
	英語	リーディング、ライティング、リスニング、スピーキングの4技能の能力を伸ばす。各自の能力水準に合わせ、習熟度別クラス編成で授業を行う。
	スポーツ・健康	健康に生涯を全うするための健康観と実践力を、予防医学の第一次予防の視点と生涯スポーツ論をリンクさせた講義で広い視点から学ぶ。
	情報	情報処理の基礎的原理、インターネット活用、情報倫理とセキュリティに関する知識と取り組み方を身につける。表計算ソフトの活用やWeb ページの作成等を、実習を通じて習得する。
	就業力	在学中に学ぶべき授業科目や内容について理解を深め、社会で求められる能力にどのように活かされるかを考え、社会が求める人材像を知ることで、自らのキャリアや将来像を構想する。
教養育成科目	人文科学科目群	生きる・考える・行動するなどの人間にかかわる諸問題、人間をとりまく文化現象について、学問の立場から理解を深め、問題点を発見し解決するための発想や知見を得る。
	社会科学科目群	社会の仕組みや制度、変動について、また社会にかかわる諸現象について、学問の立場から理解を深め、問題点を発見し解決するための発想や知見を得る
	自然科学科目群	様々な自然科学分野の基礎的な考え方や概念、応用などを学び、生活や社会における役割の理解を深める。
	健康科学科目群	「スポーツ・健康」の授業と並行して、身体的・精神的・社会的健康の保持・増進に必要となる、より発展的な内容を学ぶ。
	外国語教養科目群	ドイツ語、フランス語等7言語と選択英語について、基礎的な語彙や文法の学修に基づき、初歩的なコミュニケーションが行えるような運用能力を育成すると同時に、それぞれの言語圏の文化についての理解を深める。
	総合科目群	社会や人間の現実を見すえ、問題意識を掘り起こし、多角的な

		視点から総合的に考える力を養うために、問題の背景や様々な学問分野相互の関連を理解する筋道について学ぶ。
--	--	---

(出典 平成 26 年度 教養教育履修手引 (別添 5-1-②-B))

また、「学部別科目」は、各学部の専門教育との一貫性を念頭に置き、専門教育科目を履修するために必要となる基礎的な科授業科目として開講している(資料 5-1-②-4 参照)。

資料 5-1-②-4 「学部別科目」

学部学科	科目別区分	授業科目 (単位数)
医学部 (医学科)	専門基礎科目群	数学 (4), 物理演習 (1), 科学演習 (1), 生物学演習 (1) 物理学実験 (1), 化学実験 (1), 生物学実験 (1), ※そのほか高校での未履修科目 (物理学・化学・生物学) (2)
医学部 (保健学科)	専門基礎科目群	数学 (2), 物理学 (2), 化学 (4), 生物学Ⅰ (2), 生物学Ⅱ (6), 統計学 (2)
理工学部	専門基礎科目 (基盤教育科目)	学びのリテラシー (3) (2)
	専門基礎科目 (理学系基盤教育科目)	概論系科目・数物系科目・実験経科目 (1 6) ※科目の下の「授業題目」については、別添資料参照
	専門基礎科目入門 (入門科目)	数学入門 (2), 物理学入門 (2)

(出典 平成 26 年度 教養教育履修手引 (別添 5-1-②-B))

■専門教育科目

「専門教育科目」は、「教養教育科目」で行う「全学共通科目」と「学部別科目」を踏まえつつ、必修・選択必修・選択科目を体系的に配置し、基礎的な科目から発展的な科目へと段階的にカリキュラムを編成している。

また、学生に「当該科目を履修することで何が出来るようになるのか」という到達目標を明確に示すため、全ての学部 (学科・専攻) において、教養教育も含めたカリキュラムマップを作成している (資料 5-1-②-5 参照)。

資料5-1-②-5 「教育学部 国語専攻 カリキュラムマップ (例)」

教育学部国語専攻カリキュラムマップ									
	1年次		2年次		3年次		4年次		ディプロマ・ポリシー
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
教科専門科目	基礎国文学 基礎国語学		音声言語概説 文章表現 漢文学概説 書写法	国文学史(古代) 国文学史(近代) 漢文学演習 書写演習	各分野の演習・講義・講読				各教科の内容について、深い認識を有している者
教科教育科目			小学校教科共通科目(初等科○○) (社会, 算数, 理科, 生活, 音楽, 図画工作, 家庭, 体育)		教育実習 (小学校) (中学校)				
教職専門科目等	教職専門科目 ・教師論 ・教育の思想と歴史 ・道徳教育の研究(初等・中等) ・カウンセリング概論(初等・中等)		総合探求科目 実践的指導力・教育基礎の科目 体験的科目		卒業研究				現代の社会における教育の意義, 学校の役割, 教育に関する諸問題について, 確かな見識を有している者/子どもの成長・発達とそれを支える大人の役割について, 十分に理解している者/子ども, 親, 同僚などとコミュニケーションをとることができる者
教育実習等	教育現場体験学習		授業実践基礎学習		教育実習事前事後学習				
教養教育					教育実践インターンシップ				上記を総合した力量を有している者
教養教育	学びのリテラシー(1), 学びのリテラシー(2), 英語, スポーツ・健康, 情報, 人文科学科目群, 社会科学科目群(「日本国憲法」2単位含む), 自然科学科目群, 健康科学科目群, 外国語教養科目群, 総合科目群								

*このマップに示したのはカリキュラムの概要であり, 全授業を網羅してはいません。これは履修の代表的な例であり, 各学生の履修のしかたは一人ひとり異なります。

(出典 URL http://www.gunma-u.ac.jp/html_kyoumu/campuslife_25.html)

【分析結果とその根拠理由】

本学の教育課程は、カリキュラム・ポリシーに基づき、教育の目的や授与される学位に照らして、ふさわしい教育効果が見込めるよう、「教養教育科目」と「専門教育科目」を編成している。

「教養教育科目」では、学士力育成の基盤として履修する「教養基盤科目(学士力育成)」と、幅広い教養を身につけるために学ぶ「教養育成科目」により構成されている。

「専門教育科目」では、各学部・各学科の教育目的に沿って、基礎的な科目から発展的な科目へと段階的に編成し、必修・選択必修・選択科目を体系的に配置している。

また、科目履修の到達目標を示すため、全ての学部(学科・専攻)において、カリキュラムマップを作成している。

以上のことから、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断できる。

(別添資料)

- ・5-1-②-A 群馬大学 教養教育科目等に関する規則
- ・5-1-②-B 平成26年度 教養教育履修手引(抜粋)

観点 5-1-③： 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

【観点に係る状況】

■学生の多様なニーズ

本学では、教育課程の編成において、学生の個性と進路に対応することができるよう単位認定の弾力化に取り組んでおり、大学若しくは短期大学又は外国の大学等での履修履歴を持つ入学者及び編入学者に対応するため、入学前の単位認定を行っている（資料 5-1-③-1、5-1-③-2 参照）。

資料 5-1-③-1 「群馬大学学則（抜粋）」

（入学前の既修得単位等の取扱い）

第 43 条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学若しくは短期大学（以下「大学等」という。）又は外国の大学等において履修した授業科目について修得した単位（大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）第 31 条第 1 項に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を、各学部の教授会の議に基づき、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第 2 項に規定する学修を、各学部の教授会の議に基づき、本学に入学した後の本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前 2 項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、第 29 条から第 31 条までに規定する編入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、前条第 1 項及び第 2 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

（出典 群馬大学 学則（別添資料 1-1-①-A））

資料 5-1-③-2 「入学前単位認定状況」

実施年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
単位認定者数	33 名	33 名	24 名	29 名	28 名

（出典 学部等作成資料）

また、狭い専門領域だけの教育になることを避け、学生に多様な学習の機会を提供することを目的として、他大学等との単位互換を行っている（資料 5-1-③-3 参照）。なお、県内外国公私立 10 大学等（県立女子大学、関東学園大学、上武大学、東洋大学、放送大学、共愛学園前橋国際大学、前橋工科大学、高崎健康福祉大学、足利工業大学、群馬工業高等専門学校）と単位互換協定を締結している（別添資料 5-1-③-A、資料 5-1-③-4 参照）。

資料 5-1-③-3 「群馬大学学則（抜粋）」

（他大学等における授業科目の履修等の取扱い）

第 42 条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学（以下「他大学等」という。）との協議に基づき、学生が当該他大学等において履修した授業科目について修得した単位を、各学部の教授会の議に基づき、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、各学部の教授会の議に基づき、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前 2 項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、合わせて 60 単位を超えないものとする。

(出典 群馬大学 学則 (別添資料 1-1-①-A))

資料 5-1-③-4 「他大学等との単位互換協定状況」

(平成 22～26 年度)

単位互換先	履修状況	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
放送大学	履修者数	2 名	5 名	2 名	6 名	17 名
	単位認定者数	1 名	3 名	1 名	4 名	13 名
前橋工科大学	履修者数	0 名	0 名	4 名	0 名	2 名
	単位認定者数	0 名	0 名	4 名	0 名	2 名

(出典 学部等作成資料)

教養教育科目においては、学生が自己の関心・能力に合わせて、高度な専門的知見を得られるよう、各学部の専門教育科目の一部を「開放専門科目」として設定し、他学部の授業科目の履修を認めている（資料 5-1-③-5，資料 5-1-③-6 参照）。

資料 5-1-③-5 「群馬大学学則（抜粋）」

(他学部における授業科目の履修等)

第 41 条 教育上有益と認めるときは、**学生が他学部において開設する授業科目を履修し、又は聴講することを許可することができる。**

2 前項の規定による他学部において開設する授業科目の履修及び単位の修得等に関し必要な事項は、別に定める。

(出典 群馬大学 学則 (別添資料 1-1-①-A))

資料 5-1-③-6 「開放科目 実施状況」 (平成 26 年度)

学部名	開放専門科目数	他学部からの 受入学生数
教育学部	4	288 名
社会情報学部	5	0 名
理工学部	5	0 名
工学部（改組前）	33	0 名

(出典 学部等作成資料)

また、英語教育及び数学教育では、学生の能力に応じて習熟度別のクラス編成を行っているほか（資料 5-1-③-7 参照）、理工学部では、専門教育科目への導入を目的に開設している「学部別科目」のなかに「入門科目」を開設し、学生の学力不足を補っている（資料 5-1-③-8 参照）。

資料 5-1-③-7 「習熟度別のクラス編成 実施状況」 (平成 26 年度)

科目名	クラス数	受講者数	該当学部
英語（1 年次）	40	1,129 名	教育学部 社会情報学部 医学部（医学科） 医学部（保健学科） 理工学部
基礎数学 A・B	2	87 名（A） 22 名（B）	社会情報学部
専門英語 I（応用生科） 専門英語 I（機械） 専門英語 II（機械）	8	226 名 130 名 130 名	理工学部

(出典 学部等作成資料)

資料 5-1-③-8 「入門科目 実施状況」 (平成 26 年度)

科目名	クラス数	受講者数	該当学部
数学入門	1	18 名	理工学部
物理学入門	1	59 名	理工学部

(出典 学部等作成資料)

また理工学部においては、修士（博士前期）課程教育との連携を考慮して、原則全科目について、指導教員及び科目担当教員が認めた場合に、学部学生が修士（博士前期）課程の科目を履修することができる（資料 5-1-③-9 参照）。

資料 5-1-③-9 「学部学生が受講できる修士（博士前期）科目 実施状況」 (平成 26 年度)

科目名	概要	単位 取得者数	該当学部
原則全科目 （指導教員及び 科目担当教員が認めた科目）	大学院博士前期課程の多くの科目で 認められているが、 履修できる上限を定めている。	270 名 （累計 932 科目）	理工学部

(出典 理工学部作成資料)

大学以外の教育施設等における学修の単位認定に関する規程も定めており、英語等の認定試験の成績による単位認定を行っている（資料 5-1-③-10 参照）。

資料 5-1-③-10 「単位として認定する 技能検定等 実施状況」 (平成 26 年度)

他の学修の種類	級・スコア	単位を付与 する科目名	単位数	単位認定者数
---------	-------	----------------	-----	--------

TOEIC (IP テスト含む) ※	680-749	英語	1 単位	1 名
TOEIC (IP テスト含む)	680-749	英語	2 単位	4 名
TOEIC (IP テスト含む)	750 以上	英語	4 単位	10 名
TOEFL ITP	480-549	英語	2 単位	5 名
TOEFL ITP	550 以上	英語	4 単位	1 名
実用英語技能検定	準 1 級	英語	3 単位	1 名

※ 4 単位認定のレベルであるが、本人からの申し出により 1 単位のための認定とした。(出典 学部等作成資料)

また、大学間や学部間において、協定を締結している国外の大学との交換留学を行っており、5 年前と比較して派遣者数・受入者数はともに増加している(資料 5-1-③-11 参照)。

資料 5-1-③-11 「交換留学実施状況」 (平成 22～26 年度)

派 遣 者 数					受 入 者 数				
平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
72 名	56 名	130 名	123 名	131 名	96 名	106 名	98 名	92 名	110 名

(出典 国際交流課作成資料(別添資料 5-1-③-B))

■学術の発展動向

さらに、学術発展動向を反映させた授業科目として、最新の研究成果からなる授業科目をさまざまに開設している(資料 5-1-③-12 参照)。

資料 5-1-③-12 「学術の発展動向を反映させた授業科目(例)」

科目名	概要	対象年次	該当学部
学びのリテラシー(2) ブレイクスルー ー医学・生命科学における 発見のドラマー	これからの日本においては自らブレイクスルーを起こす人材が求められている。これを背景に、医学や生命科学における様々なブレイクスルーの例を紹介し、発見や創造に重要な要因は何かについて考える。	1 年次	全学部
学びのリテラシー(2) 細胞から病気を考える	細胞メカニズムと疾患に関するトピックスについて研究の歴史から最先端までを紹介する。現代を生きる教養人として病態発症に至る基本メカニズムを知るとともに、研究の経緯と最前線を知ること、医学・生命科学研究への興味を抱いてもらう。	1 年次	全学部
教育内容・方法学概論(初等)	小学校の学習指導のあり方について、最新の学習理論などを踏まえた具体的な講義を行う。	2 年次	教育学部
教育法学概論(中等)	中学校以上の学習指導のあり方について、最新の学習理論を踏まえた具体的な講義を行う。	2 年次	教育学部
国際保健医療研修	世界各国において、その国の保健医療の現状を体験・学習したものに単位を認定する。	1～4 年次	医学部 (保健学科)
国際・地域ボランティア研修	世界各国及び日本において地域・病院・施設など保	1～4	医学部

	健医療・福祉でボランティア活動に参加し、学習したものに単位を認定する。	年次	(保健学科)
化学・生物化学原論Ⅱ	化学技術は様々な分野において応用されており、その最先端の分野について解説する。	1 年次～	理工学部
サイエンスベース機械知能システム概論	機械知能システムで必要となる理学ベースと様々な先端技術との関連について解説する。	1 年次～	理工学部
環境創生理工学概論	環境調和型の工業プロセス・新エネルギーと社会技術、及びそれらの統合技術を解説する。	1 年次～	理工学部
電子情報理工学入門	計算機科学、電子デバイスシステム、計測制御エネルギー、情報通信システム及びそれらの統合技術について解説する。	1 年次～	理工学部

(出典 学部等作成資料)

■社会からの要請等

職業意識の向上を図り、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うことができるよう、キャリア教育の趣旨に沿う科目を「キャリアデザイン科目」に指定し、同科目のうち、インターンシップを実施している科目を「インターンシップ科目」として、単位認定を行っている（資料5－1－③－13、5－1－③－14 参照）。

資料5－1－③－13 「キャリアデザイン科目 実施状況」

(平成26年度)

学部等	科目名	履修登録者数	単位取得者数
教育学部	教職キャリア形成論	28 名	28 名
	キャリアサポート演習	28 名	13 名
社会情報学部	仕事の現場を知るA	34 名	26 名
	仕事の現場を知るB	124 名	120 名
	仕事の現場を知るC	32 名	23 名
理工学部	キャリア設計	200 名	197 名
	キャリア計画	271 名	271 名

(出典 学部等作成資料)

資料5－1－③－14 「インターンシップ科目 実施状況」

(平成26年度)

学部等	科目名	受入企業数	履修登録者数	単位取得者数
教育学部	教育実践インターンシップ	75 社	35 名	27 名

(出典 学部等作成資料)

学生教育の質の向上など教育改革の優れた取組として、大学改革推進事業等に採択され、各プログラムの成果を教育に反映している（別添資料5-1-③-C参照）。

特に、理数学生応援プロジェクトとして平成21年度に採択された「高大産連携による工学系フロンティアリーダー育成プログラム」では、当該事業終了（平成24年度）後、平成25年度から医学部生と理工学部生を対象とした群馬大学独自のプログラム「医理工連携によるグローバルフロンティアリーダー育成コース」を実施し、国際社会で活躍できるトップリーダーを育成するため、学部学生に対して早期大学院進学に向けた取組等を行っている（資料5-1-③-15参照）。

資料5-1-③-15「医理工連携によるグローバルフロンティアリーダー育成コース」



【分析結果とその根拠理由】

学生の多様なニーズに配慮して、入学者及び編入学者の既修得単位の認定、他大学等との単位互換、開放専門科目、入門科目、習熟度クラス別編成による科目の設定を行っている。また、学術の発展動向に配慮した科目を開設している。さらに、社会からの要請等に配慮して、キャリアデザイン科目の設定やインターンシップによる単位認定を行っているほか、教育改革の優れた取組として、大学改革推進事業等に多数採択されている。

以上のことから、教育課程の編成又は授業科目の内容が、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断できる。

(別添資料)

- ・ 5-1-③-A 単位互換に関する包括協定に係る覚書・協定書
- ・ 5-1-③-B 交換留学 実施状況一覧 (平成 22～26 年度実績)
- ・ 5-1-③-C 教育関係外部資金採択状況 (平成 22～26 年度実績)

観点 5-2-①： 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

【観点に係る状況】

教養教育科目及び専門教育科目においては、大学及び各学部の目的に沿って、講義、演習、実験、実習のいずれか、またはこれらの組み合わせにより行われている (資料 5-2-①-1 参照)。

資料 5-2-①-1 「授業形態ごとの授業科目数」

(平成 26 年度)

学部名等	科目数						備 考
	講義	演習	実験	実技	その他	計	
教育学部	470	160	17	149	22	818	※その他は、教育実習、体験的科目、地理学実習、地理学野外調査実習、工場等実地研修
社会情報学部	194	12	0	0	0	206	
医学部 (医学科)	43	1	0	0	10	54	※その他は、医の倫理学講義・実習、選択基礎医学実習、公衆衛生学講義・実習、臨床試験・臨床研究、医学医療概論講義・実習、チーム医療実習、臨床基本手技講義・実習、クリニカル・クラークシップⅠ、クリニカル・クラークシップⅡ、公衆衛生学保健医療論講義・実習
医学部 (保健学科)	159	28	1	69	3	260	※その他は、卒業研究、国際保健医療研修、国際・地域ボランティア研修
理工学部	514	43	59	12	0	628	
教育基盤センター	201	435	25	60	0	721	※教養教育科目

(出典 学部等作成資料)

教養教育科目のうち「学びのリテラシー(1)」では、論理的思考能力とコミュニケーション能力の重要性を理解し、その能力を向上させることの必要性を認識させるために、また「学びのリテラシー(2)」では、少人数のゼミ、講義、演習で行い、課題の発見、分析の仕方、発表方法、文章のまとめ方等を修得させるなど、教育効果を高めるよう工夫された学修指導法を、教育内容に応じて取り入れている。また TA については、教養教育科目、

専門教育科目とも演習、実験、実習といった科目を中心に多くの大学院生が教育補助業務に携わっている（観点 5-2-①-2 参照）。

資料 5-2-①-2 「授業における学習指導法の工夫」

（平成 26 年度）

	授業 区分	科 目 数	学習指導法の工夫											
			少人数教育		対話・討論型		フィールド型		メディア活用		TA 活用		その他	
			科 目 数	%	科 目 数	%	科 目 数	%	科 目 数	%	科 目 数	%	科 目 数	%
教育学部	講義	470	376	80%	0	0%	8	2%	14	3%	0	0%	72	15%
	演習	160	75	47%	76	48%	4	3%	1	1%	4	3%	0	0%
	実験	17	8	47%	0	0%	1	6%	4	24%	4	24%	0	0%
	実技	149	120	81%	0	0%	5	3%	3	2%	18	12%	3	2%
	その他	22	11	50%	0	0%	11	50%	0	0%	0	0%	0	0%
社会情報学部	講義	194	51	26%	51	26%	4	2%	0	0%	1	1%	87	45%
	演習	12	0	0%	7	58%	1	8%	2	17%	2	17%	0	0%
	実験	0	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	実技	0	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	その他	0	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
医学部 (医学科)	講義	43	0	0%	43	100%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	演習	1	0	0%	0	0%	0	0%	1	100%	0	0%	0	0%
	実験	0	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	実技	0	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	その他	10	5	50%	0	0%	5	50%	0	0%	0	0%	0	0%
医学部 (保健学科)	講義	159	7	4%	152	96%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	演習	28	9	32%	19	68%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	実験	1	0	0%	0	0%	1	100%	0	0%	0	0%	0	0%
	実技	69	5	7%	0	0%	64	93%	0	0%	0	0%	0	0%
	その他	3	0	0%	0	0%	3	100%	0	0%	0	0%	0	0%
理工学部	講義	514	240	47%	0	0%	0	0%	14	3%	10	2%	250	49%
	演習	43	29	67%	0	0%	0	0%	0	0%	14	33%	0	0%
	実験	59	18	31%	0	0%	0	0%	0	0%	6	10%	35	59%
	実技	12	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	8	67%	4	33%
	その他	0	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
教育基盤センター (教養教育)	講義	201	0	0%	4	2%	0	0%	0	0%	0	0%	197	98%
	演習	435	251	58%	0	0%	11	3%	13	3%	0	0%	160	37%
	実験	25	16	64%	0	0%	0	0%	0	0%	7	28%	2	8%
	実技	60	52	87%	0	0%	8	13%	0	0%	0	0%	0	0%
	その他	0	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%

※メディアの活用は、(教育学部) 教職専門科目において、テレビ会議システムを使用した遠隔授業の実施
(社会情報学部) (教養教育) 情報処理演習室でPCを使用 など。

(出典 学部等作成資料)

また、理工学部及び理工学府では、平成 21 年度に文部科学省「理数学生応援プロジェクト」の採択を受け、理数系に特に優れた資質や意欲のある学生を入学させるための工学系のフロンティアリーダーコース (FLC) を設置し、工学を幅広い視野で捉える力や研究への主体的姿勢を養い、早期の研究室配属及び大学院への飛び推薦入学制度を実施した。当該事業終了 (平成 24 年度) 後、平成 25 年度から医学部生と理工学部生を対象とした群馬大学独自のプログラム「医理工連携によるグローバルフロンティアリーダー育成コース」として実施している。

【分析結果とその根拠理由】

授業形態は、各学部の教育目的・内容の特性に応じたバランスのとれた構成になっており、学習指導法の工夫については、少人数教育、対話・討論型、フィールド型、メディアやTAの活用及び大学改革推進事業等による教育プログラムが行われている。

以上のことから、教育の目的に照らし、授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がされていると判断できる。

観点 5-2-②： 単位の実質化への配慮がなされているか。

【観点到係る状況】

本学では、学年歴に授業実施期間を定めており、1 年間の授業を行う期間を 35 週以上確保している。また 2 学期制を採用しており、授業は 15 週に渡る期間を単位として実施している (資料 5-2-②-1, 5-2-②-2 参照)。

資料 5-2-②-1 「群馬大学学則 (抜粋)」

(授業期間)

第 18 条 1 年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35 週にわたることを原則とする。

(学 期)

第 17 条 学年を分けて、次の 2 学期とする。

前学期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで

後学期 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

(出典 群馬大学 学則 (別添資料 1-1-①-A))

資料 5-2-②-2 「学年歴 (例)」

平成26年度 社会情報学部 学年歴

3/25
現在

前 学 期										後 学 期									
月	週 数	行事等	日	月	火	水	木	金	土	月	週 数	行事等	日	月	火	水	木	金	土
26年 4月	1	新入生オリエンテーション(全学)4/1 履修ガイダンス(2～4年)4/2 入学式4/3 新入生オリエンテーション(学部)4/4 前期授業開始 4/8			4/1	2	3	4	5	10月	1	後期授業開始10/1 前期成績表配付10/1～3 履修登録期限10/16				10/1	2	3	4
	2		6	7	8	9	10	11	12		2		5	6	7	8	9	10	11
	3		13	14	15	16	17	18	19		3	スポーツ大会10/15	12	13	14	15	16	17	18
	4	新入生研修4/19 履修登録期限 4/21 卒業論文題目提出期限 4/30	20	21	22	23	24	25	26		4	ゼミガイダンス10/22 卒業論文題目(10月着手) 提出期限10/31	19	20	21	22	23	24	25
	5		27	28	29	30	5/1	2	3		5		26	27	28	29	30	31	11/1
5月	6	ウォークラリー5/14(予定)	4	5	6	7	8	9	10	11月	6	荒牧祭 11月(予定)	2	3	4	5	6	7	8
	7		11	12	13	14	15	16	17		7		9	10	11	12	13	14	15
	8		18	19	20	21	22	23	24		8		16	17	18	19	20	21	22
	9		25	26	27	28	29	30	31		9		23	24	25	26	27	28	29
6月	10	開学記念日 6/1	6/1	2	3	4	5	6	7	12月	10		30	12/1	2	3	4	5	6
	11		8	9	10	11	12	13	14		11	ゼミ所属決定 12月	7	8	9	10	11	12	13
	12		15	16	17	18	19	20	21		12		14	15	16	17	18	19	20
	13		22	23	24	25	26	27	28		13		21	22	23	24	25	26	27
	14		29	30	7/1	2	3	4	5		14	補講日12/25 冬季休業12/26～1/4	28	29	30	31	1/1	2	3
7月	15		6	7	8	9	10	11	12	27年 1月	15		4	5	6	7	8	9	10
	16	秋季卒業論文提出期限7/16	13	14	15	16	17	18	19		16	卒業論文提出期限1/21 センター試験準備(休講)1/16	11	12	13	14	15	16	17
	17		20	21	22	23	24	25	26		17	卒業研究発表会1/31	18	19	20	21	22	23	24
	18	前期授業終了 7/29 前期期末試験 7/30～8/5	27	28	29	30	31	8/1	2		18		25	26	27	28	29	30	31
8月	19	補講日 8/6 集中講義 8/7～14 夏季休業 8/7～9/30 前期成績提出期限 8/15	3	4	5	6	7	8	9	2月	19	後期授業終了2/2 後期期末試験2/3～9 集中講義2/10～2/17 学年末休業2/10～3/31	2/1	2	3	4	5	6	7
		10	11	12	13	14	15	16	20			8	9	10	11	12	13	14	
		17	18	19	20	21	22	23				15	16	17	18	19	20	21	
		24	25	26	27	28	29	30				22	23	24	25	26	27	28	
9月			31	1	2	3	4	5	6	3月		後期成績表配付 下旬 学位記授与式3/24	3/1	2	3	4	5	6	7
			7	8	9	10	11	12	13				8	9	10	11	12	13	14
			14	15	16	17	18	19	20				15	16	17	18	19	20	21
			21	22	23	24	25	26	27				22	23	24	25	26	27	28
			28	29	30								29	30	31				
前学期授業回数				15	15	16	15	15		後学期授業回数				15	15	15	15	15	
期 末 試 験				1	1	1	1	1		期 末 試 験				1	1	1	1	1	
計				16	16	17	16	16		計				16	16	16	16	16	
行 事 予 定										行 事 予 定									
健康診断(2・3・4年)4/1(火)、(1年生・編入生・大学院生)4/2(水) 大学院夏季入学試験 7/5(土)・6(日)(予定) 編入学試験 7/12(土)(予定)										防災訓練 10/ (水)(未定) 推薦入試 11/22(土)(予定) 大学院秋季入学試験 12/ (土)・(日)(未定) センター試験 1/17(土)・18(日) 後期成績提出期限 4年生2/16(月)、1～3年生2/23(月) 前期日程入学試験 2/25(水)、後期日程入学試験3/12(木)									
備 考										○は祝日を示す。☆は補講日を示す。◇は休講日を示す。□は月曜日の授業とする。△は月曜日授業振替の予備日とする。									

(出典) (大学全体) URL http://www.gunma-u.ac.jp/html_kyoumu/aboutus_12.html(教育学部) URL <http://www.edu.gunma-u.ac.jp/jp/schedule.html>(社会情報学部) URL <http://www.si.gunma-u.ac.jp/shokai/calendar.html>(医学部医学科) URL http://www.gunma-u.ac.jp/html_kyoumu/images/aboutus/26igaku.pdf(医学部保健学科) URL http://www.gunma-u.ac.jp/html_kyoumu/images/aboutus/26hoken.pdf(理工学部) URL <http://www.st.gunma-u.ac.jp/image/student/SchoolYear2014.pdf>

学部ごとに、各学年、編入生、留学生を対象に履修ガイダンスを実施し、履修すべき授業やその流れ、自己の学習状況を点検・把握できるよう配慮する等組織的な履修指導をしている（資料5-2-②-3参照）。

資料5-2-②-3 「ガイダンス実施状況」

(平成26年度)

学部・研究科名		実施時期	対象者	ガイダンス内容等
全学		4月	1年次	学園生活、教務システム、授業料免除、就職支援、交通安全について
教育学部	4・5月	2～4年次	履修に関するガイダンス	学生支援について
		1年次	教育現場体験学習について	
		2年次	体験的科目、授業実践基礎学習について	
		3年次	教育実習について	
	6月	3年次	介護等体験について	
	9・10月	2年次	履修に関するガイダンス	
		3年次	履修に関するガイダンス	教育実習について
		4年次	履修に関するガイダンス	
社会情報学部	4月	4年次	教員免許取得申請手続きについて	
		1年次	新入生オリエンテーション	
		2年次	履修に関するガイダンス	
		3年次	履修に関するガイダンス	
		4年次	履修に関するガイダンス	
		3年次編入生	3年編入生ガイダンス	
医学部	医学科 保健学科	10月	2年次	社会情報学ゼミガイダンス
		4月	各学年次	学年オリエンテーション
理工学部	4月	各学年次	学年オリエンテーション	
		4月	1年次	新入生オリエンテーション及び履修ガイダンス
	4月	2年次	オリエンテーション及び履修ガイダンス	
	4月	3年次	オリエンテーション及び履修ガイダンス	
	4・5月	3年次	公務員試験対策講座	
	6・7月	2・3年次	就職活動スタートアップ講座、就活ドキュメント講座、就職活動フォローアップ講座、留学生のための就活講座、女子学生のためのキャリアデザイン講座、職務適正診断テスト及び一般教養模擬試験アドバイス説明会	
	10～12月	3年次	就活マナー講座、自己分析講座、企業研究講座、エントリーシート講座、面接講座、就職活動体験発表、公務員等採用試験及び業務概要説明会	

(出典 学部等作成資料)

シラバスに授業時間外学習情報を掲載する等、学生の自主的な学習が行えるよう配慮している。また授業時間外でも指導を受けることができるように「オフィスアワー」を設定し、シラバスで周知しているほか、学生相談窓口を設置している（資料5-2-②-4、5-2-②-5参照）。

資料5-2-②-4 「シラバス 掲載例（抜粋）」

■ オフィスアワー

居室にて授業終了後1時間程度

(出典 URL <https://www.kyomu-sys.gunma-u.ac.jp/Portal/Public/Syllabus/SearchMain.aspx>)

資料 5-2-②-5 「学生相談窓口の設置」



トップページ > 教育・学生生活 > 相談窓口 学生相談

学年暦・行事予定
(大学概要 > 学年暦)

諸手続

授業料免除・奨学金等

住居案内

施設利用案内

相談窓口

学生相談

学生の個人的な問題に対する相談(修学相談、人生相談、生活相談等)に応じるため、「学生相談窓口」が学生センター及び理工学部事務室に設けられています。

また、助言を行うための全学的な機関として、荒牧地区に学生相談室、理工学部学生相談室が開設されています。困っていること、悩んでいること、身体等の調子が悪いことなど、何でも相談に応じています。いつでも気軽に相談してください。

なお、医学部の相談教員については、学務課学事・学生支援係にお尋ねください。

詳細は、学生センター・各学部の掲示板及びちらし等でお知らせします。遠慮なく利用してください。

カウンセラーとの相談は、健康支援総合センターに関する掲載ページまたは教養教育GA棟前の案内板を参照してください。

留学生に関しては国際教育・研究センターにおいても相談を実施しています。

(出典 URL http://www.gunma-u.ac.jp/html_campus/campuslife_15.html)

授業時間外の学習時間を確保し、単位制度を実質化するため、教育学部、社会情報学部及び理工学部においては履修登録単位数の上限を、年 44～60 単位に設定している (資料 5-2-②-6, 5-2-②-7 参照)。

資料 5-2-②-6 「群馬大学学則 (抜粋)」

(履修科目の登録の上限)

- 第36条 各学部は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。
- 2 各学部は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(出典 群馬大学 学則 (別添資料 1-1-①-A))

資料 5-2-②-7 「各学部規程 (抜粋)」

教育学部規程

(履修登録)

- 第10条 一の学期に履修登録できる単位数は、教育実習及び卒業研究等を除いて30単位以内を原則とする。

社会情報学部規程

(履修手続)

第6条 学生は、各学期開始後速やかに、履修しようとする授業科目(授業題目を含む。以下同 じ。)を所定の様式により、学部長に届け出なければならない。

2 一の学年度に履修登録できる単位数は、44 単位以内とする。

ただし、別表第2の「教職に関する科目」(25 単位) 及び第3年次編入学生については、適用しない。

医学部規則

※履修単位の上限について定めなし。

理工学部規程

(専門教育科目履修の届出)

第7条 学生は、各学期開始後の指定された期間内に履修しようとする専門教育科目を、所定の様式により学部長に届出なければならない。

2 履修登録できる単位数の上限は、各学期 30 単位までとする。

(出典 各学部規程 (別添資料 1-1-①-B))

また「英語教育」では、授業時間外の学修を促すために「多読」を重視しており、その成果を成績評価にも一部反映させている。また多読教材を図書館に計画的に整備している(資料5-2-②-8参照)。

資料5-2-②-8 「英語多読教材の整備」

The screenshot shows the website of the Gunma University Library and Information Technology Center. The header includes the university name and a search bar. The main navigation bar has links for 'Library Services', 'Information Services', and 'General Information'. Under 'Library Services', there are links for 'Collection', 'Electronic Resources', and 'Learning/Research Support'. The 'Collection' link is selected, leading to the 'Extensive Reading' page. The page content includes a sidebar with links like 'Library Search (OPAC)', 'In-house Materials Search', 'Rare Book Collection', 'Students' Corner', 'Extensive Reading', and 'Special Collections'. The main content area has a breadcrumb trail 'Home > Collection > Extensive Reading' and a section titled 'Extensive Reading Corner'. The text describes the introduction of extensive reading materials in 2023, mentioning the 'Agora' learning commons and the number of books available in the library and departmental libraries. A section titled 'What is Extensive Reading?' explains the goal of improving English proficiency through reading and lists three rules.

群馬大学総合情報メディアセンター
Library and Information Technology Center, Gunma University

キーワードを入力 検索

センターについて アクセスマップ FAQ

図書館サービス 情報サービス 総合案内

蔵書案内 電子資料 学習/研究支援 ITサービス ネットワーク セキュリティ 利用案内 お問い合わせ

蔵書検索 (OPAC)

学内資料の探し方

貴重書コレクション

患者さんのこころ

英語多読教材

各館の特色ある資料

ホーム » 蔵書案内 » 英語多読教材

■ 英語多読教材コーナー

平成23年度から新教養英語カリキュラムの導入により、中央図書館に英語多読教材コーナーを設置しました。1階ラーニングcommons「アゴラ」内に約10,000冊の多読教材が配架されています。医学図書館・理工学図書館でも約4,000冊ずつ所蔵しています。

多読とは

大量の英文を読み通していくことで、英語力を養う学習法のことです。ルールはこの3つ。

(出典 URL <http://www.media.gunma-u.ac.jp/collections/extensive-reading.html>)

【分析結果とその根拠理由】

1年間の授業を行う期間を、35週確保しており、授業が15週にわたる期間を単位として行われている。また学部ごとに履修ガイダンスを実施し、履修すべき授業等を点検・把握できるようにしているほか、シラバスを利用した学習の指示や、授業時間外でも指導を受けることができるよう「オフィスアワー」や相談窓口を設置している。また学部ごとに履修登録単位数の上限を設定している。

以上のことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断できる。

観点 5-2-③： 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点に係る状況】

平成 26 年度より、シラバスはウェブサイト上の教務システムでの公開に一本化しており、履修登録や休講の連絡等も当該システムに掲載することにより、学生に周知している。

シラバスには、授業科目名、担当教員名、目標、到達目標、概要、授業方法のほか、スケジュール、成績評価基準、教科書/参考書、オフィスアワー等の学生が準備学習を進めるための事項も掲載している（別添資料 5-2-③-A, URL <https://www.kyomu-sys.gunma-u.ac.jp/Portal/Public/Syllabus/SearchMain.aspx>参照）。また全ての科目について英文シラバスを作成している。

「平成 25 年度教養教育アンケート」においては、「授業科目選択の際に、シラバスを活用したか」の問いに対して、「何度も見た」「履修届提出時に参考にした」等の肯定的な意見が全体の 7 割以上を占めている（資料 5-2-③-1 参照）。

資料 5-2-③-1 「平成 25 年度 教養教育アンケート(抜粋)」

質問 6. 授業を選択するときに、シラバスはよく利用しましたか。

区 分	「1」		「2」		「3」		「4」		無回答		合計	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
教育学部	19	7.3	167	64.5	55	21.2	18	6.9	0	0.0	259	100.0
社会情報学部	6	10.5	40	70.2	11	19.3	0	0.0	0	0.0	57	100.0
医学部医学科	6	8.1	44	59.5	18	24.3	6	8.1	0	0.0	74	100.0
医学部保健学科	13	8.9	108	74.0	16	11.0	9	6.2	0	0.0	146	100.0
理工学部	30	6.1	312	63.7	110	22.4	38	7.8	0	0.0	490	100.0
不明	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合 計	74	7.2	671	65.4	210	20.5	71	6.9	0	0.0	1026	100.0

*「1」:授業の内容や進度の確認などに学期中何度も見た 「2」:履修届を提出するときなどには参考にした

「3」:ほとんど見なかった。「4」:一度も見なかった。

(出典 平成 25 年度 教養教育アンケート (別添資料 5-2-③-B))

【分析結果とその根拠理由】

シラバスは、ウェブサイト上の教務システムで公開しており、履修登録や休講等の連絡を、当該システムを通じて行っている。シラバスには授業の基本的な事項のほか、スケジュール、成績評価基準、教科書/参考書、オフィスアワー等の学生が準備学習を進めるための事項を示している。

またアンケートにおいて、授業科目の選択に際してシラバスを活用したかとの問いに対して、7 割の学生が肯定的な回答をしている。

以上のことから、適切なシラバスが作成され、活用されていると判断できる。

(別添資料)

- ・ 5-2-③-A シラバス(教務システム掲載例)
- ・ 5-2-③-B 平成25年度 教養教育アンケート

観点5-2-④： 基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

【観点に係る状況】

基礎学力不足の学生に対しては、情報処理教育、英語教育及び数学教育において、習熟度別のクラス編成を行っている（前出資料5-1-③-7参照）。また学生の英語力を把握するために、TOEIC等の成績を活用している。

専門教育科目を履修するために必要となる基礎的な科目については、教養教育において「学部別科目」として開設し、高等学校での未履修科目についてフォローアップを行っている（前出資料5-1-②-4参照）。

さらに理工学部においては、取得単位が少ない学生に対するケア及び指導のため、定期的に出席状況調査を行い、各学科において、指導並びにケアについて随時改善を図っている。

【分析結果とその根拠理由】

基礎学力不足の学生に対して、情報処理教育、英語教育及び数学教育において、習熟度別のクラス編成を行っており、専門教育への導入として「学部別科目」を開設し、高等学校での未履修科目についてフォローアップを行っている。

以上のことから、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断できる。

観点5-2-⑤： 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

【観点に係る状況】

改組前の工学部・生産システム工学科（夜間主コース：3～4年生が在学中）と、改組後の理工学部・総合理工学科（フレックス：1～3年生が在学中）が該当する。

夜間授業はⅠ限（18:00～19:30）、Ⅱ限（19:35～21:05）となっており、有職の社会人学生に配慮した時間割となっている（資料5-2-⑤-1参照）。

資料 5-2-⑤-1 「授業開講時間」

太田キャンパス		
時 限	始 業	終 業
1 ～ 2	8 時 4 0 分	1 0 時 1 0 分
3 ～ 4	1 0 時 2 0 分	1 1 時 5 0 分
5 ～ 6	1 2 時 4 0 分	1 4 時 1 0 分
7 ～ 8	1 4 時 2 0 分	1 5 時 5 0 分
9 ～ 10	1 6 時 0 0 分	1 7 時 3 0 分
(I)	1 8 時 0 0 分	1 9 時 3 0 分
(II)	1 9 時 3 5 分	2 1 時 0 5 分

(出典 URL <http://www.st.gunma-u.ac.jp/image/student/SchoolYear2013.pdf>)

また、在籍学生の多様なニーズに対応するため、夜間のほか、1～10 限に開講されている昼間開講の科目についても、一定の条件の下で、履修を認めている。具体的には、改組前の工学部・生産システム工学科では 30 単位を限度として、改組後の理工学部・総合理工学科では、学部長に届け出ること、昼間開講科目を履修することができる（資料 5-2-⑤-2 参照）。

このほか、教養教育科目・専門教育科目の卒業要件が他の学部・学科よりも柔軟に編成されており、専門領域での集中的な学習と幅広い学習が可能になっている。

資料 5-2-⑤-2 「理工学部・総合理工学科 課程表・講義要目（抜粋）」

専門教育科目						
学 科	科目区分	授 業 科 目	配当年次	単位数	必修及び選択必修の別	備考
理 学 系 展 開 科 目	(数学系科目群)	常微分方程式	2	2	○	・全学共通科目及び学部別科目（基盤教育科目）10単位以上を修得する ・理学系基盤教育科目 - 必修科目14単位（概論系科目4単位、数物系科目10単位）を修得する。 ・理学系展開科目及び学科専門科目 - 総合理工学先端特別研究4単位を含む74単位以上を修得する。 ・その他 ①学部共通科目、上記以外の全学共通科目、学部別科目、理学系基盤教育科目、理学系展開科目及び学科専門科目から26単位以上を修得する。なお、このうち10単位までは、他学部、他大学（放送大学を含む単位互換協定大学）及び知的財産戦略本部の科目で学部長が認めた科目を学科専門科目又は学部共通科目として取り扱うことができる。 ②卒業に必要な単位数は教養教育科目を含め124単位以上とする。 ③理工学部向けに昼間に開講される科目は、全て昼間開講科目として履修できるが、昼間開講科目を履修する場合は学部長に届け出るものとする。 ④専門教育プログラムの修了要件については別途定める。
		ベクトル解析	2	2	○	
		確率統計Ⅰ	3	2	○	
		離散数学Ⅰ	3	2	○	
		計		8		
	(物理系科目群)	振動波動	2	2	○	
		熱力学Ⅰ	2	2	○	
		流体力学Ⅰ	2	2	○	
		電磁気学Ⅰ	2	2	○	
		移動現象論Ⅰ	3	2	○	
		計		10		
	(化学系科目群)	物理化学Ⅰ	2	2	○	
		分析化学Ⅰ	2	2	○	
		無機化学Ⅰ	2	2	○	
		有機化学Ⅰ	3	2	○	
		高分子化学Ⅰ	4	2	○	
		計		10		
	(生物系科目群)	生化学	2	2	○	
		計		2		
学 部 共 通 科 目	国際コミュニケーション実習Ⅰ 国際コミュニケーション実習Ⅱ	国際コミュニケーション実習Ⅰ	1・2・3・4	1	○	
		国際コミュニケーション実習Ⅱ	1・2・3・4	2	○	
		計		3		

(出典 学部規程（別添資料 1-1-①-B）)

年度当初のガイダンスにおいて、教務委員から履修計画等の指導が行われている。特に未修得科目を持つ学生については、学科教務委員が個々の学生の状況を把握して、個別の履修指導を行っている。また、改組前の夜間主コース学生の未修得科目の情報は学務係でも把握しており、適宜必要な連絡が行えるようになっている。

【分析結果とその根拠理由】

社会人学生の多い夜間主コースとして、より適切な時間割となっている。またガイダンスにおいて履修計画等の指導が行われており、未修得科目の状況を学務係、学科教務委員が把握し、個別に履修指導を行っている。

以上のことから、夜間において授業を実施している課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断できる。

観点 5-2-⑥： 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

【観点に係る状況】

該当なし

【分析結果とその根拠理由】

該当なし

観点 5-3-①： 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められているか。

【観点に係る状況】

本学では、大学としての学位授与方針のほか、学部ごとの学位授与方針を定めている（資料 5-3-①-1 参照）。

資料 5-3-①-1 「学士課程 における ディプロマ・ポリシー」

学部等	学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー） ～このような人材を育てます～
大 学	自然との共生を基盤とした豊かな人間性と広い視野を持ち、社会から信頼される国内外で活躍できる人材で、所定の年限在学し、かつ所定の単位を修得した者に、学位を授与します。 URL http://www.gunma-u.ac.jp/html_kyoumu/images/campuslife/H28gakushi・AP・CP・DP.pdf
教育学部	所定の年限在学し、かつ所定の単位を修得した、次のような者に学士の学位を授与します。 - 優れた人間性と豊かな教養を有している者 - 各教科の内容について、深い認識を有している者 - 各教科について、実践的な指導力を有している者

	4 現代の社会における教育の意義、学校の役割、教育に関する諸問題について、確かな見識を有している者 5 子どもの成長・発達とそれを支える大人の役割について、十分に理解している者 6 子ども、親、同僚などとコミュニケーションをとることができる者 URL http://www.gunma-u.ac.jp/html_nyushi/examination_1_1.html
社会情報学部	所定の年限在学し、かつ所定の単位を修得した、次のような者に学士の学位を授与します。 1 社会や人間を深く理解するための専門的な知識と、それらを広い視野で捉えるための学際的・総合的な知識を有する者 2 高度情報社会における社会情報過程（社会で情報が生産・流通・加工・蓄積・活用される一連のプロセス）の諸課題を自ら発見し、論理的に分析・考察することができる者 3 「高度情報社会特有の諸問題」や「情報化と人間の共存のあり方」に積極的な関心を持ち続けることができる者 4 養成された能力を社会のさまざまな場面で実践的に活用し、それぞれの状況に適合した施策や問題解決方法の提案ができる者 5 効果的な分析・考察を行い、そのプロセスをわかりやすく説明・伝達するためのICT利活用スキル、プレゼンテーションスキル、コミュニケーションスキルを備えた者 URL http://www.gunma-u.ac.jp/html_kyoumu/images/campuslife/apcpdp.pdf
医学部（医学科）	所定の年限在学し、かつ所定の単位を修得した、次のような者に学士の学位を授与します。 1 高い倫理観と責任感を有し、医学・医療チームのリーダーとして信頼される人格を身に付けた者 2 医師、医学研究者、医学教育者又は医療行政担当者となるために必要な知識を身に付けるとともに、新たな課題に対応できる論理的思考力を修得した者 3 広い医学知識に裏打ちされた高い臨床・研究技能を修得した者 URL http://www.gunma-u.ac.jp/html_kyoumu/images/campuslife/apcpdp.pdf
医学部（保健学科）	所定の年限在学し、かつ所定の単位を修得した、次のような者に学士の学位を授与します。 1 保健医療の専門職職業人となるために必要な知識と技術を備え、人間の尊厳を尊ぶ心を持つ者 2 保健医療の諸課題に対し、多面的視点からの柔軟な思考、的確な判断と対応ができる者 3 チーム医療を担う自覚を有し、関係する人々との相互理解と円滑な協働関係が築ける者 4 保健医療の担い手として、将来に向け自らを向上させてゆく意欲と自己開発力を持つ者 URL http://www.gunma-u.ac.jp/html_kyoumu/images/campuslife/apcpdp.pdf
理工学部	所定の年限在学し、かつ所定の単位を修得した、次のような者に学士の学位を授与します。 1 自然や社会の理解に関する俯瞰的・論理的な見方や考え方を修得した者 2 理工学に関する基礎および専門的な知識を修得した者 3 社会の中で専門分野の知識を活かし、未知なるものの探求、新たなものの創生や諸課題の解決に取り組める者 4 他者の意見を理解し、自らの意見を伝え、外国の人ともコミュニケーションができる素養をもつ者 URL http://www.gunma-u.ac.jp/html_kyoumu/images/campuslife/apcpdp.pdf

(出典 群馬大学のアドミッション・ポリシー (AP) , カリキュラム・ポリシー (CP) , ディプロマ・ポリシー (DP) (別添資料 4-1-①-A))

【分析結果とその根拠理由】

大学全体の学位授与方針のほか、学部ごとにそれぞれの学問分野の特性に応じた学位授与方針を定め、大学のウェブサイトにおいて適切に公表している。

以上のことから、学位授与方針 (ディプロマ・ポリシー) が明確に定められていると判断できる。

観点 5-3-②： 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

【観点到係る状況】

成績評価基準については、「群馬大学学則」(資料 5-3-②-1 参照) に、定められているほか、授業科目ごとの評価基準・方法をシラバスに明示し、学生に周知している (資料 5-3-②-2 参照)。

資料 5-3-②-1 「群馬大学学則 (抜粋)」

(単位の授与)

第38条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を授与する。

ただし、前条第2項に規定する授業科目については、適切な方法により学修の成果を評価して単位を授与することができる。

(成績の評価)

第39条 成績の評価は、S (90点～100点) , A (80点～89点) , B (70点～79点) , C (60点～69点) , D (59点以下) の5段階とし、S, A, B及びCを合格とし、Dを不合格とする。

2 成績の評価に関する規則は、別に定める。

(成績評価基準等の明示等)

第40条の2 各学部は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 各学部は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(出典 群馬大学 学則 (別添資料 1-1-①-A))

資料5-3-②-2 「成績評価基準 シラバス掲載 (例)」

■ 成績評価基準 (授業評価方法)

期末試験の成績、出席状況、授業開始直後に行う小テスト及び受講態度を総合的に判断する。

特に、基底状態の原子の電子配置、原子のもつ基本的性質（イオン化エネルギーや電気陰性度、原子半径、イオン半径）、分子の形を決めるVSEPRモデルなどの基本的理解の度合いをもとに下記のような判断基準で評価を行なう。

評価A 到達目標について、全てを総合して80%以上の達成度で実施できている。

評価B 到達目標について、全てを総合して70%以上80%未満の達成度で実施できている。

評価C 到達目標について、全てを総合して60%以上70%未満の達成度で実施できている。

評価D 到達目標について、全てを総合して60%未満の達成度でしか実施できていない。

(出典 URL <https://www.kyomu-sys.gunma-u.ac.jp/Portal/Public/Syllabus/SearchMain.aspx>)

授業科目の成績評価は、試験・学修状況等により担当教員が行い、単位の認定は、合格者に対しては担当教員の評価に基づき教授会の議を経て学部長が行っている（資料5-3-②-3参照）。

資料5-3-②-3 「成績評価 及び 単位認定」

教養教育	
授業科目（授業題目）の成績の評価は、試験、学習状況等によって担当教員が行うものとする。 学部長は、担当教員による成績評価に基づき、教授会の議を経て単位を認定する。	
教育学部	
授業科目の成績の評価は、試験、学習状況等によって担当教員が行うものとし、 合格者に対しては、担当教員の評価に基づき、教授会の議を経て、学部長が単位を認定する。	
社会情報学部	
授業科目の成績の評価は、試験、学習状況等によって担当教員が行うものとし、 合格者に対しては、担当教員の評価に基づき、教授会の議を経て、学部長が単位を認定する。	
医学部	
授業科目の成績の評価は、試験、学習状況等によって担当教員が行うものとし、 単位の認定は、教授会の議を経て、学部長が行う。	
理工学部	
授業科目の成績の評価は、試験、学習状況等によって担当教員が行い、 合格者に対しては、担当教員の評価に基づき学部長が単位を認定する。	

(出典 学部等作成資料)

また本学では、全学部でGPA制度を導入しており、学期ごとに学生の成績評価の平均点を算出し、学習支援や成績優秀者への表彰等に活用している（別添資料5-3-②-A、資料5-3-②-4参照）。

資料5-3-②-4 「GPA制度 活用状況」

学部等	GPA制度の活用例
教育学部	学習支援、成績優秀者への表彰、成績評価優秀学生に対する授業料免除

社会情報学部	学業優秀者の選出, 成績優秀学生に対する授業料免除
医学部	学長表彰候補者の選出
理工学部	学業優秀者の選出, 早期卒業の判定

(出典 学部等作成資料)

【分析結果とその根拠理由】

成績評価基準は、シラバス、群馬大学学則及び各学部規程等に定められており、シラバスを通じて学生に周知されている。また、これらの基準に従って、成績評価、単位認定とも各教員、教授会が適切に行っている。

また GPA 制度による成績評価を行っており、成績優秀者への表彰等、その結果をさまざまな形で活用している。

以上のことから、成績評価基準等が組織的に策定され、学生に周知されており、基準に従って成績評価等が実施されていると判断できる。

(別添資料)

- ・ 5-3-②-A 本学の GPA 制度について

観点 5-3-③： 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

【観点到に係る状況】

各学部において、授業科目ごとに、あらかじめ成績評価基準（授業評価方法）をシラバスに記載し、当該基準に基づいた成績評価を実施している（前出資料 5-3-②-2 参照）。

成績評価に疑義のある学生に対しては、異議申し立てができる制度等を設けており、教員は調査・確認の結果、必要であれば訂正を行うことができる（資料 5-3-③-1 参照）。

資料 5-3-③-1 「成績評価の客観性・厳格性担保のための取組状況」

学部等名	概 要
教育学部	評価基準をシラバスに明記し、成績評価の正確・公平性を担保している。成績評価に疑義のある学生については、授業科目担当教員へ直接問い合わせることになっており、その旨を履修手引に明記してある。（履修手引き）
社会情報学部	1. 成績評価基準をシラバスに明記し、成績評価の正確・公平性を担保している。 2. 成績評価に疑義がある場合は、学部長（教務委員会）に成績評価の確認申立てをすることができ、その旨を履修手引に記載している。 3. 4年次学生については、年度当初に「3年次までの成績一覧表」を卒業研究指導教員に配付し、学生と教員が1対1で成績評価並びに履修単位の入念なチェックをしている（教務委員長通知「個人別修得単位一覧について」）。 4. 授業評価アンケート、学生との懇談会で、学生が直接意見を表明できる機会がある。 5. 入学時にアカデミック・アドバイザーが決められており、助言を求めることができる。また、授業及び試験に関する相談に教務委員会が対応することが履修手引に明記され（履修手引き）、周知されている。

医学部（医学科）	「試験の評価に疑義がある場合、学生はチューターを通じて医学科教務部に申し出ることができる」となっており、成績評価等の正確さを担保している。
医学部（保健学科）	公正な評価にするために、演習・実習などオムニバスの科目では、複数の教員により試験問題の出題割合を決める。判定調整会議を持って公平さを期す。学生からの疑義が出されたときには、速やかに再チェックすると共に、学生本人に直接成績を提示してチェック確認する機会を設ける。 成績簿の写しを保証人（父母等）に通知している。
理工学部	教員には成績評価の正確性を常に求めている。また、成績評価について疑義のある学生は、学務係、学科教務委員に相談、又は担当教員に直接申し出ることができる。担当教員は、調査・確認の上、必要ならば訂正を行うことができる。
大学教育・学生支援機構 （教育基盤センター）	成績評価基準をシラバスに明記し、成績評価の正確・公平性を担保している。 教養教育科目の成績評価に疑義がある場合は、「成績評価確認願」により申請できる制度を整備しており、その旨を履修手引に明記している。

(出典 学部等作成資料)

また、平成 26 年度の新教務システムの導入により、科目ごとの成績評価分布表を、学生が容易に確認できるようになり、成績評価の妥当性がその都度点検できるようになった（別添資料 5－3－③－A 参照）。

【分析結果とその根拠理由】

成績評価の基準・方法をシラバスに記載し、成績評価を行っているほか、評価結果に関する学生からの異議申し立て制度等を設けている。また教務システムから、科目ごとの成績評価分布表を閲覧できる環境を整備し、学生が自身の成績評価の妥当性を随時確認できるようにしている。

以上のことから、客観性・厳格性を担保するための組織的な措置が講じられていると判断できる。

（別添資料）

- ・ 5－3－③－A 成績評価分布表（例）

観点 5－3－④： 学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

卒業認定基準については、「群馬大学学則」のほか、授業科目の単位数及び履修方法については各学部規程において、定めている（資料 5－3－④－1，別添資料 1－1－①－B 参照）。また、これらの規則等は、シラバスのほか、学生便覧やウェブサイト等により学生に周知しており、卒業認定については、上記基準に従って、所定期間以上在学し、卒業要件単位を修得した者に対して、当該学部教授会の議を経て、学長が行っている。

資料5-3-④-1 「群馬大学学則（抜粋）」

（卒業）

第51条 第20条に規定する修業年限以上在学し、各学部において定める授業科目を履修し単位を修得した者について、当該学部教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

第52条 本学学生（医学部医学科に在学する者を除く。）で3年以上在学したもの（これに準ずるものとして文部科学大臣の定める者を含む。）が、卒業の要件として各学部が定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、前条の規定にかかわらず、当該学部の教授会の議を経て、学長が卒業を認定することができる。

（出典 群馬大学学則（別添資料1-1-①-A））

【分析結果とその根拠理由】

卒業認定基準は、群馬大学学則及び各学部規程等に定められており、シラバスのほか、学生便覧やウェブサイト等によって学生に周知している。卒業認定については、これらの基準に従って、学部教授会が審議を行い、最終的に学長が認定を行っている。

以上のことから、卒業認定基準が組織的に策定され、学生に周知されており、基準に従って卒業認定が実施されていると判断できる。

<大学院課程（専門職学位課程を含む。）>

観点5-4-①： 教育課程の編成・実施方針が明確に定められているか。

【観点到係る状況】

大学院学則第10条の2に教育課程の編成方針を定めるとともに（資料5-4-①-1参照）、大学全体のカリキュラム・ポリシー及び研究科毎のカリキュラム・ポリシーを定めている。（資料5-4-①-2参照）。

資料5-4-①-1 「群馬大学大学院学則（抜粋）」

（教育課程）

第10条の2 本大学院は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに、学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成する。

2 教育課程の編成に当たっては、本大学院は、専攻分野に関する高度の専門知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮する。

（出典 群馬大学 大学院学則（別添資料1-1-②-A））

資料5-4-①-2 「大学院課程 における カリキュラム・ポリシー」

研究科等	教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー） ～このような教育を行います～
全学大学院	国際的に活躍できる、創造的能力を備えた研究者及び実践力を有する高度専門職業人を養成するため、専門分野における基礎的素養を涵養し高度な専門的知識及び能力を修得させるよう、体系的な教育課程を編成し、実施します。

	URL http://www.gunma-u.ac.jp/html_kyoumu/images/campuslife/H28daigakuin・AP・CP・DP.pdf
教育学研究科 (修士)	本課程では、学部教育を基盤とし、教育・研究の成果を社会へ還元するために、次に掲げる教育を行います。 1 教育諸科学に関する教育 2 特別支援教育、教科教育に関する実践的な教育及び各教科の基盤となる様々な学問に関する教育 URL http://www.edu.gunma-u.ac.jp/nyusi/daigakuin/admission_policy_m.html
教育学研究科 (専門職)	本課程では、以下のようなカリキュラムで教育を行います。 1 すべての教員にとって必要とされる諸領域をカバーする「共通科目」5領域（教育課程の編成及び実施、教科等の実践的な指導方法、教育指導及び教育相談、学級経営及び学校経営、学校教育と教員の在り方） 2 「共通科目」の中に本課程で独自に設置する「多文化共生教育」領域 3 入学したコースに応じ、より専門的に学ぶ「コース別科目」 4 学校現場の課題を研究し、自らの実践を通じて課題を解決し、報告書にまとめる「課題研究」 5 多様な校種の教育の実践を学び、教員としての力量を向上させるとともに、課題研究と密接に関連した実践とその検証・省察を行う「実習科目」 さらに、こうしたカリキュラムをより効果的にするため、ほぼすべての授業科目、2年間にわたる課題研究の指導、2年次に実施する実習の指導を、研究者教員と実務家教員とのチーム・ティーチングで実施します。 URL http://www.edu.gunma-u.ac.jp/nyusi/daigakuin/admission_policy_s.html
社会情報学研究科 (修士)	1 「高度職業人」および「実践的研究者」養成のための教育 2 社会情報学の基礎を身につけ、高度情報社会の特質を専門的・多角的に読み解く力や問題解決能力を養成する教育 3 社会情報学の観点から、経済・経営、地域・行政、文化・コミュニケーションの3つの領域を基礎から応用までを包括する教育 4 学際的・総合的な知識と思考能力強化し、応用できる能力を養成する教育 5 自ら設定したテーマに沿って調査・研究活動を進め、それを論文やプレゼンテーションとして結実させる能力を養成する教育 URL http://www.si.gunma-u.ac.jp/daigakuin/about/admission_policy.html
医学系研究科 (修士)	生命科学と医学との融合領域である生命医科学を対象として次のような教育を行います。 1 生命現象の解明を医学的観点から進めるとともに、病気の診断と治療、さらには健康の増進や生活の質の向上を目指した新しい医療の創出を目指した体系的教育 2 生命科学・医学・医療の基礎的知識・手技及び必要とされる倫理観を修得させた後、研究課題や進路に応じた実践的な専門的知識を修得させる教育 3 研究の立案・遂行・応用に必要な知識と研究成果発表の方法を修得させて修士論文を作成させ、各領域のリーダーにふさわしい能力を育成する教育 URL http://www.gunma-u.ac.jp/html_kyoumu/images/campuslife/H28daigakuin・AP・CP・

	DP. pdf
医学系研究科 (博士一貫)	医科学専攻博士課程では、先端的医学研究の推進と卓越した臨床能力を持つ倫理観豊かな医療人の育成を目指して、次のような教育を行います。 1 先端的な生命科学・医学研究、及び疾病の原因究明と治療法開発に必要な基礎知識と基本的研究技術を体系的に修得させる教育 2 医科学分野の研究・教育を行う上で必要な倫理的素養を身につけさせ、社会貢献活動を体得させる教育 3 主体的に研究を計画・遂行し、それを世界に向けて発信する技法、及び各専門分野で必要とされる高度な専門的知識・能力を修得させる教育 URL http://www.gunma-u.ac.jp/html_kyoumu/images/campuslife/H28daigakuin ・ AP ・ CP ・ DP. pdf
保健学研究科 (博士前期)	保健学専攻博士前期課程では、人材の育成を通じて社会へ貢献するために、次のような教育を行います。 1 全人的医療を理解し、高度な専門知識と技術を修得させる教育 2 専門分野での教育や研究を実践するための基礎的な能力を育成する教育 3 地域の保健医療・福祉専門職として活動が実践できる能力を育成する教育 4 国際的な保健医療・福祉分野の活動が実践できる能力を育成する教育 URL http://www.health.gunma-u.ac.jp/admissions/gred/admissions.html
保健学研究科 (博士後期)	保健学専攻博士後期課程では、人材の育成を通じて社会へ貢献するために、次のような教育を行います。 1 保健医療・福祉分野で、独創的あるいは学際的な研究が実践できる能力を育成する教育 2 保健医療・福祉分野で、高度な教育が実践できる能力を育成する教育 3 保健学の高度な専門知識と技術を有した、保健医療・福祉分野の指導者を育成する教育 4 国際的な保健医療・福祉分野で、指導や教育及び研究が実践できる能力を育成する教育 URL http://www.health.gunma-u.ac.jp/admissions/gred/admissions.html
理工学府 (博士前期) (博士後期)	知識基盤社会のさらなる進展を担い、新たな社会の創造・成長に向けてグローバルに活躍できる人材を育成するため、理学と工学の分野融合による教育研究活動を基盤に、次のような教育を行います。 1 従来の学問分野の枠を超えて俯瞰的に問題を把握し、知識を総合化して課題を解決できる能力を養う高度な理工学教育 2 各教員の特長を活かした先端的研究の実践を通じて、自ら新たな課題を発見し挑戦する創造性と実践力を養う教育 3 これからの研究者・技術者に求められる技術マネジメントなどに関する基礎的素養と高い倫理観を養う教育 4 先端研究者・高度専門技術者としてグローバルに活躍するための国際コミュニケーション能力を養う教育 URL http://www.st.gunma-u.ac.jp/graduateschool/03.html

(出典 群馬大学大学院のアドミッション・ポリシー (AP)、カリキュラム・ポリシー (CP)、ディプロマ・ポリシー (DP) (別添資料 4-1-①-B))

【分析結果とその根拠理由】

大学院学則において、教育課程の編成方針を定めるとともに、大学全体及び各研究科のカリキュラム・ポリシーを明確に定めている。

以上のことから、教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断できる。

観点 5-4-②： 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

【観点到係る状況】

本学では、大学院学則において、授与される学位を明示し、授業及び研究指導により大学院教育を行っている（資料 5-4-②-1 参照）。

資料 5-4-②-1 「群馬大学大学院学則（抜粋）」

（教育方法）

第 11 条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行う。

（学位授与）

第 23 条 前 3 条により課程修了の認定を得た者には、次の区分に従い学位を授与する。

教育学研究科 修士（教育学），教職修士（専門職）

社会情報学研究科 修士（社会情報学）

医学系研究科 修士（生命医科学），博士（医学）

保健学研究科 修士（保健学），修士（看護学）

博士（保健学），博士（看護学）

理工学府 修士（理工学），博士（理工学）

2 前項に定めるもののほか、博士の学位は、本大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、博士課程の修了者と同等以上の学力を有すると確認された者にも授与することができる。

3 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

（出典 群馬大学 大学院学則（別添 1-1-②-A））

■各論（研究科等における教育課程編成の状況）

また、各研究科等においては、カリキュラム・ポリシー（前出資料 5-4-①-2 参照）に基づき、教育課程を編成し、授与する学位及び目標とする人材の育成に対応した、必修科目、選択科目を配置している（資料 5-4-②-2 参照）。

教育学研究科（修士課程）においては、その内容に応じて履修科目を、障害児教育に関する科目、共通基礎科目、教科教育に関する科目、教科内容に関する科目、授業実践に関する科目、特別研究、学校教育・特別支援に関する科目、自由選択科目等に区分しており、専修ごとに履修方法が定めている。

教育学研究科（専門職学位課程）においては、履修科目を、共通科目、コース別科目及び学校における実習科目に区分しており、各コースで養成する教員像に求められる学習領域全般について、体系的に履修するよう定めている。

社会情報学研究科（修士課程）においては、履修科目を、社会情報基礎、専門基礎、専門情報、専門応用、特

別研究に区分しており、現代社会の多面的な諸問題に対する洞察力を養成し、もってその解決に関与できる高度専門職業人及び実践的研究者になるために必要な科目を、体系的に履修するよう定めている。

医学系研究科（修士課程）においては、履修科目を、研究、基礎、実践に関する科目に区分し、生命医科学・医学・医療・福祉の各領域で活躍できる人材を育成するために必要な科目を、体系的に履修するよう定めている。

医学系研究科（博士課程）においては、履修科目を、共通科目、専門科目に区分し、講義、実習等、医学と医療をリードする人材を育成するために必要な科目を、体系的に履修するよう定めている。

保健学研究科（博士前期課程・博士後期課程）においては、履修科目を、基礎、応用、地域・国際に区分し、各分野に必要な科目を体系的に履修するよう定めている。

理工学府（博士前期課程・博士後期課程）においては、領域ごとに履修科目を、学府共通専門科目、学府開放専門科目、領域専門科目に区分し、高度な専門的知識を有する技術者及び研究者を育成するために必要な科目を、体系的に履修するよう定めている。

資料5-4-②-2 「研究科等における科目区分」

（平成26年度）

研究科等		科目区分	詳細（参照先）
教育学研究科 （修士）	障害児教育専攻	障害児教育に関する科目， 関連領域（科目），特別研究	履修手引 （24 頁）
	教科教育実践専攻	共通基礎科目，教科教育に関する科目， 教科内容に関する科目（情報の教科内容に関する科目（技術教育専修のみ））， 授業実践に関する科目，特別研究， 学校教育・特別支援に関する科目， 自由選択科目	履修手引 （24～30 頁）
教育学研究科 （専門職学位）	教職リーダー専攻	共通科目，児童生徒支援コース， 学校運営コース，実習	履修手引 （30～31 頁）
社会情報学研究科 （修士）	社会情報学専攻	社会情報基礎，専門基礎，専門情報， 専門応用，特別研究	履修手引 （6 頁）
医学系研究科 （修士）	生命医科学専攻	基礎，実践，研究	群馬大学大学院 医学系研究科規程 別表第1
医学系研究科 （博士一貫）	医科学専攻	共通科目（基礎連続講義，医学基礎技術実習， 生命倫理公開セミナー，研究成果考察セミナー， 研究発表討論セミナー，がんプロ共通科目 （e-learning） 専門科目（未来医療共通科目，各系特別講義， 大学院チュートリアル，演習，専門分野技術実習， 医工連携共通専門科目，医工連携専門科目， がん治療専門科目（e-learning 含む），がんプロ 専門科目，国際協力型がん臨床指導者養成プロ グラム選択必修科目（e-learning 含む），未来医 療専門科目，特別コース）	群馬大学大学院 医学系研究科規程 別表第2

保健学研究科 (博士前期)	保健学専攻	基礎保健学ユニット（ユニットコア科目，看護学領域，生体情報検査科学領域，リハビリテーション学領域） 応用保健学ユニット（ユニットコア科目，看護学領域，生体情報検査科学領域，リハビリテーション学領域） 地域・国際保健学ユニット（ユニットコア科目，看護学領域，生体情報検査科学領域，リハビリテーション学領域）	履修の手引 (6 頁)
保健学研究科 (博士後期)		共通コア，看護学領域（基礎，応用，地域・国際），生体情報検査科学領域，リハビリテーション学領域，導入科目	履修の手引 (7 頁)
理工学府 (博士前期)	理工学専攻	学府共通教育専門科目，学府開放教育科目，技術マネジメント系科目，コア教育科目	理工学府要覧 (30～31 頁)
理工学府 (博士後期)		学府共通専門科目，学府開放専門科目，領域専門科目	理工学府要覧 (88 頁)

(出典 研究科等作成資料)

【分析結果とその根拠理由】

修士課程，専門職学位課程，博士課程の全てにおいて，それぞれのカリキュラム・ポリシーや人材養成の目標に従って，必修科目，選択科目を体系的に配置し，教育課程を編成している。

以上のことから，教育課程が体系的に編成されており，その内容，水準が授与される学位名において適切なものになっていると，判断できる。

観点 5-4-③： 教育課程の編成又は授業科目の内容において，学生の多様なニーズ，学術の発展動向，社会からの要請等に配慮しているか。

【観点到係る状況】

■学生の多様なニーズ

本学では，学生が教育研究を遂行するにあたり有益であれば，他の研究科等での履修履歴を持つ入学者に対応するため，入学前の履修単位を認定している（資料 5-4-③-1 参照）。

資料 5-4-③-1 「群馬大学大学院学則（抜粋）」

（入学前の既修得単位の取扱い）

第 16 条 各研究科等においては，教育上有益と認めるときは，**学生が本大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位**（大学院設置基準（昭和 49 年文部省令第 28 号）第 15 条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を各教授会の議に基づき，本大学院に入学した後の**本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。**

2 前項の規定により修得したものとみなす単位は，10 単位を超えないものとする。

(出典 群馬大学 大学院学則 (別添資料 1-1-②-A))

また、学生に多様な学習の機会を提供することを目的として、他の研究科や大学院での履修や研究指導を認めている(資料 5-4-③-2 参照)。

資料 5-4-③-2 「群馬大学大学院学則(抜粋)」

第 14 条 各研究科等において、教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生に、当該他の大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により学生が修得した単位は、10 単位を限度として各教授会の議に基づき、課程修了の要件となる単位として取り扱うことができる。

第 15 条 各研究科等において、教育研究上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等との協議に基づき、学生に、当該他の大学院又は研究所等において研究指導の一部を受けさせることができる。ただし、修士課程及び博士前期課程の学生の当該研究指導を受ける期間は、1 年を超えないものとする。

(出典 群馬大学大学院学則 (別添資料 1-1-②-A))

職業を有している等の事情により、学習及び研究指導の時間に制約を受ける社会人学生に対応するため、決められた期間内で修了できない者に対して本人の希望により期間を選択できるよう長期履修制度を実施しているほか、昼夜開講制の導入や土日の集中講義を行っている(資料 5-4-③-3、5-4-③-4 参照)。

資料 5-4-③-3 「群馬大学大学院学則(抜粋)」

(長期にわたる教育課程の履修)

第 16 条の 2 各研究科等は、当該研究科等の定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、第 7 条に定める標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項の計画的な履修の期間は、第 42 条に定める在学年限を越えることはできない。

(出典 群馬大学 大学院学則 (別添資料 1-1-②-A))

資料 5-4-③-4 「社会人学生・長期履修学生数」

(平成 26 年度)

研究科等	社会人学生数	長期履修学生数
教育学研究科(修士)	7 名	0 名
教育学研究科(専門職)	25 名	0 名
社会情報学研究科(修士)	10 名	8 名
医学系研究科(修士)	0 名	0 名
医学系研究科(博士一貫)	156 名	0 名
保健学研究科(博士前期)	37 名	22 名
保健学研究科(博士後期)	38 名	30 名
理工学府(博士前期)	0 名	0 名
理工学府(博士後期)	46 名	10 名

(出典 研究科等作成資料)

■学術の発展動向

さらに、学術発展動向を反映させた授業科目として、最新の研究成果からなる授業科目をさまざまに開設している（資料 5－4－③－5 参照）。

資料 5－4－③－5 「学術の発展動向を反映させた授業科目（例）」

科目名	概要	対象年次	該当学部
企業・産業分析スキル特論	金融経済の読み解き方を理解し、金融知力を身につける。	1～2 年次	社会情報学 研究科
社会起業家特論	社会起業家（ソーシャル・アントレプレナー）」的知識を身につける。	1～2 年次	社会情報学 研究科
イメージング技術実習	生命現象の分子メカニズム解析には、分子を直接観察することが必要である。近年開発された超解像度顕微鏡の STORM 顕微鏡を用いた微細構造観察は、最先端の研究トレンドである。本実習では STORM 顕微鏡を使用するところにより、微細構造研究を担う人材を育成する一助になることを目的としている。	1 年次 (推奨)	医学系 研究科
小動物 MRI 実習	細胞だけでなく生体レベルでもイメージング技術は急速に発展しつつあり、マウスやラットなど小型モデル実験動物用の MRI 装置が開発されている。本実習では MRI 原理の理解からデータ取得までを履修し、各学生の研究に役立たせる。	1 年次 (推奨)	医学系 研究科
多光子レーザー顕微鏡 画像解析実習	動物の臓器は厚みのある細胞の集合体であるが、多光子レーザーは組織の中深くに到達することができ、多光子顕微鏡は生きた厚みのある組織中を観察することが出来る。ここ 20 年ほどの間に急速に発達した多光子顕微鏡を駆使して組織研究できる人材を育成するために、多光子顕微鏡の使用法・データ解析法を教授する。	1 年次 (推奨)	医学系 研究科
放射線生物学実習	東京電力・福島第一原子力発電所の事故による放射能漏れは、周辺住民への健康被害を惹起している可能性があり、放射能の人体への影響は国民的関心になっている。そんな折、当研究科では放射線の身体・細胞への影響を研究する技術を体得させるために、放射線生物学実習を開講し、放射線障害研究に貢献できる人材育成に取り組んでいる。	1 年次 (推奨)	医学系 研究科
物質・生命理工学特論 I～IV	化学を出発点として生命現象、分子生物学およびそれらの構造・ダイナミクスを解説する。	1 年次 ～	理工学府

サイエンスベース 機械知能システム特論	エネルギーシステム、マテリアルシステム、メカトロニクスなどの分野を超えて共通の理論体系や解析手法を解説する。	1 年次 ～	理工学府
スマートシティー 創生工学特論	省資源化、環境配慮型技術、及び自然災害のリスク低減を考慮したスマートシティーを解説する。	1 年次 ～	理工学府
電子情報理工学特論 I～II	電子情報通信技術の基礎となるプログラム・シミュレータ技術の実践から応用までを解説する。	1 年次 ～	理工学府

(出典 研究科等作成資料)

■社会からの要請等

外国語による授業科目を設定し、グローバル化への対応を行っている（資料 5-4-③-6 参照）。

資料 5-4-③-6 「外国語による授業科目」

(平成 26 年度)

研究科等	科目名 (単位数)	受講者数
教育学研究科 (修士)	英語科教育実践論 A (2)	2 名
	英語科教育実践論 B (2)	2 名
医学系研究科 (修士課程)	臨床医学概論 (2)	3 名
	生命倫理学講義 (2)	3 名
	基礎医学英語 (2)	3 名
	生命医科学基礎実習 (1)	3 名
医学系研究科 (博士課程)	蛋白化学実習 (1)	5 名
	イメージング技術実習 (1)	5 名
	小動物用 MRI 実習 (1)	5 名
理工学府 (博士前期)	エネルギー計測工学 (2)	7 名
	エネルギーシステム工学特論 (2)	19 名
	科学研究発表技法 (2)	15 名

(出典 研究科等作成資料)

教育学研究科では、市教育委員会や公的機関と連携した「教育実践インターンシップ」を実施しているほか、理工学府においても、「インターンシップ」を実施し、単位認定を行っている（資料 5-4-③-7 参照）。

資料 5-4-③-7 「インターンシップ科目実施状況」

(平成 26 年度)

研究科名等	科目名	受入企業等数	履修登録者数	単位取得者数
教育学研究科 (修士)	教育実践インターンシップ	80 社	2 名	2 名
理工学府 (博士前期)	インターンシップ	27 社	49 名	32 名

(出典 研究科等作成資料)

学生教育の質の向上など教育改革の優れた取組として、平成 23 年度に文部科学省の大学改革推進事業「博士課程教育リーディングプログラム【オンリーワン型】」に、医学系研究科 (博士課程) の「重粒子線医工学グローバルリーダー養成プログラム」が採択された。重粒子線治療の分野において、世界に通用する放射線腫瘍医等の養

成を行うため、本プログラムによる大学院教育を実施している（URL <http://lphd.dept.showa.gunma-u.ac.jp/>参照）。特色ある取組として、この中でQualifying Examination（QE）を実施している。これは大学院教育のグローバルスタンダードであるが、未だ国内の大学院では普及していないものである。QEは当該プログラムを履修する3年次生の必修科目となっており、当該分野の最先端の教育・研究分野で活躍する国内外の研究者を外部評価委員として含む評価委員会の前で、研究プロジェクトの発表・質疑応答を行い、学位論文作成のための研究基礎力を問うものであり、これに合格したものが学位論文作成の資格を得ることとなる。

また平成19年度に採択された、文部科学省のグローバルCOEプログラムにおいては、生体調節研究所と医学系研究科を中心に、生命科学の中でも重要な内分泌系・神経系・免疫系などの調節系における生体制御機構を解明するために、本学と秋田大学でチームを作り「生体調節シグナルの統合的研究」を行った。本学では特にホルモン・神経伝達物質の分泌顆粒形成機構や開口放出の制御機構、脳の記憶形成の分子機構、細胞間リガンドによるチロシンリン酸化制御に関する研究を進め、大学院生が卓越した研究に接する機会を設けている。

保健学研究科（博士前期課程）では、全領域に横断的に配置したユニット構造を基準に共通カリキュラムを編成し、学生はユニットに属することにより、専門教育とともに全人的教育の充実を図っている。また、領域とユニット構造に配置された学生カリキュラムの管理や地域施設との交流の管理のために保健学研究・教育センターを設置しているほか、博士後期課程では学生は各専門領域に属し、専門性の高い研究に取り組んでいる（URL <http://www.health.gunma-u.ac.jp/ghealth/about.html>参照）。

【分析結果とその根拠理由】

学生の多様なニーズに配慮して、入学者の既修得単位の認定、他研究科や大学院での履修や研究指導の認定、社会人学生のための長期履修制度等を行っている。また、社会からの要請に配慮した取組として、グローバル化に対応した外国語による授業科目の開設、就業力育成のためのインターンシップによる単位認定などを行っているほか、教育改革の優れた取組として、大学改革推進事業等に採択されている。

以上のことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断できる。

観点5-5-①： 教育の目的に照らして、講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

【観点到係る状況】

大学及び各研究科等の目的に沿って、講義、演習、実習等を開講しているほか（資料5-5-①-1参照）、少人数制の指導体制等による実践的教育など、それぞれの特性にあわせた学習指導方法の工夫を行っている（資料5-5-①-2、5-5-①-3参照）。

資料5-5-①-1 「授業形態ごとの授業科目数」

（平成26年度）

研究科名等	科目数					
	講義	演習	実験	実技	その他	計
教育学研究科（修士）	215	51	0	0	163	429
教育学研究科（専門職）	36	0	0	0	18	54

社会情報学研究科（修士）	37	18	0	0	0	55
医学系研究科（修士）	33	10	2	0	0	45
医学系研究科（博士一貫）	83	75	85	0	0	243
保健学研究科（博士前期）	62	74	0	15	0	151
保健学研究科（博士後期）	26	29	0	0	0	55
理工学府（博士前期）	162	6	1	0	5	174
理工学府（博士後期）	91	2	1	0	3	97

※その他は、インターンシップに関する科目 等

(出典 研究科等作成資料)

資料5-5-①-2 「授業における 学習指導法の工夫（実施状況）」

(平成26年度)

	授業 区分	科 目 数	学習指導法の工夫											
			少人数教育		対話・討論型		フィールド型		メディア活用		TA活用		その他	
			科 目 数	%	科 目 数	%	科 目 数	%	科 目 数	%	科 目 数	%	科 目 数	%
教育学研究科 （修士）	講義	215	215	100%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	演習	51	0	0%	51	100%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	実験	0	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	実技	0	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	その他	163	0	0%	162	99%	1	1%	0	0%	0	0%	0	0%
教育学研究科 （専門職）	講義	36	36	100%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	演習	0	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	実験	0	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	実技	0	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	その他	18	0	0%	15	83%	3	17%	0	0%	0	0%	0	0%
社会情報学研究科 （修士）	講義	37	37	100%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	演習	18	18	100%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	実験	0	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	実技	0	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	その他	0	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
医学系研究科 （修士）	講義	33	33	100%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	演習	10	9	90%	1	10%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	実験	2	2	100%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	実技	0	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	その他	0	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
医学系研究科 （博士一貫）	講義	83	83	100%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	演習	75	0	0%	75	100%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	実験	85	85	100%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%

	実技	0	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	その他	0	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
保健学研究科 (博士前期)	講義	62	18	29%	39	63%	1	2%	4	7%	0	0%	0	0%
	演習	74	39	53%	29	39%	5	7%	1	1%	0	0%	0	0%
	実験	0	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	実技	15	1	7%	0	0%	14	93%	0	0%	0	0%	0	0%
	その他	0	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
保健学研究科 (博士後期)	講義	26	16	62%	9	35%	1	4%	0	0%	0	0%	0	0%
	演習	29	21	72%	7	24%	1	3%	0	0%	0	0%	0	0%
	実験	0	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	実技	0	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	その他	0	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
理工学府 (博士前期)	講義	162	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	162	100%
	演習	6	0	0%	1	17%	0	0%	0	0%	2	33%	3	50%
	実験	1	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	1	100%
	実技	0	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	その他	5	0	0%	0	0%	4	80%	0	0%	0	0%	1	20%
理工学府 (博士後期)	講義	91	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	91	100%
	演習	2	0	0%	1	50%	0	0%	0	0%	0	0%	1	50%
	実験	1	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	1	100%
	実技	0	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	その他	3	0	0%	0	0%	2	67%	0	0%	0	0%	1	33%

(出典 研究科等作成資料)

資料5-5-①-3 「学習指導方法の工夫 (例)」

研究科名等	学習指導方法の工夫
教育学研究科 (修士)	■少人数教育で、学生の報告と学生相互の議論を軸とした授業を多く開設し、各教員によるきめ細かな指導により、学生の力量向上を図っている。 ■指導教員による個別指導に多くの時間を割き、各学生の研究テーマに即した専門性の高い指導を実施している。 ■研究の進捗状況を発表する機会を設け、専門領域の異なる複数の教員が共同で指導している。特に、「授業実践に関する科目」については、教科教育担当教員と教科専門担当教員の協同を基本とし、附属学校・公立学校の教員の協力も得て実施している。
教育学研究科 (専門職)	■9割以上の授業で理論と実践知の融合を目指し研究者教員と実務家教員によるチーム・ティーチングを実施している。 ■全ての授業は少人数で行い、課題研究も研究者教員と実務家教員がペアとなって担当している。 ■1年次では2回にわたる「課題発見実習（前期 80 時間、後期 200 時間）」

	を行い、2年次ではその目的を「実践力の向上」と「課題研究」との2点に分けた「課題解決実習(30日×8時間)」を行っている。学生1名について、研究者教員と実務家教員との2名のチーム・ティーチングによる巡回指導を教員1人当たり20時間以上実施している。 ■「課題研究」では研究課題に沿って検討会を行い、近隣の小中学校にも最終的に公開を行っている。
社会情報学研究科 (修士課程)	■少人数制あるいはマン・ツー・マンの指導体制による実践的教育を行っている。 ■サテライト高崎では、金融分野及び社会起業家の内容に特化した実践的教育を行っている。 ■適切な研究テーマの設定、十分なデータの取得、国内外の文献抄読などに基づく理論的考察能力を高めるほか、学会・研究会での研究発表を経験させている。 ■個々の大学院生の学修と研究の指導に際して、複数教員チーム(主指導教員1名及び副指導教員1～2名)による「個人別指導」を行っている。
医学系研究科(修士) 医学系研究科(博士一貫)	■成果発表会、セミナー、シンポジウム、少人数教育等授業形態上の特色を重視しながら、講義、セミナー、演習、実験及び実習の授業科目を組合せ・バランスを考慮して開講している。 ■社会人大学院生を対象に、実験計画のたて方、医学情報検索、医学統計学、英語論文作成法の基礎、等の講義を夕方から夜間にかけて開講している。
保健学研究科(博士前期) 保健学研究科(博士後期)	■ユニットコア、共通コア科目では専門分野にとらわれず履修できるよう、複数の講師によるオムニバスなどの授業形式を採用している。 ■各教育研究領域の専門科目は、少人数のセミナー、演習が中心となっている。
理工学府(博士前期課程) 理工学府(博士後期課程)	■前期課程における分野横断的かつ体系的なコースワーク体制の構築や前期・後期課程における分野融合型プロジェクト研究への参画など、専攻・所属研究室の枠にとらわれない学府教育体制を通じて、先端理論や研究技法について実践的に修得することが可能となる。 ■論文作成に当たっても主指導教員に加えて研究テーマに関連する他分野の副指導教員からの指導も円滑に行うことができることから、幅広い実践力や知識を修得した、企業における様々な実践の場で高度専門技術者として中核的な役割を果たすことのできる人材(博士前期課程修了者)及び大学・研究機関における先端研究を担える人材(博士後期課程修了者)の養成を円滑に実施する。

(出典 研究科等作成資料)

また学生教育の質の向上など教育改革の優れた取組として、大学改革推進事業等が採択され、各プログラムの成果を大学院における教育・研究に反映している(別添資料5-1-③-C参照)。

【分析結果とその根拠理由】

それぞれの研究科等の目的や特性に応じて、講義、演習、実験等をバランスよく配置しているほか、少人数教育の実施など、さまざまな学習指導方法の工夫を行っている。

また、教育改革の優れた取組として、大学改革推進事業等に採択され、その成果を、大学院における教育・研究に反映している。

以上のことから、教育の目的に照らして、授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断できる。

観点 5-5-②： 単位の実質化への配慮がなされているか。

【観点到係る状況】

本学では、学年歴に授業実施期間を定めており、1年間の授業を行う期間を35週以上確保している。また2学期制を採用しており、授業は15週に渡る期間を単位として実施している（資料5-5-②-1、5-5-②-2参照）。

資料5-5-②-1 「群馬大学大学院学則（抜粋）」

第3章 学年、学期及び休業日

（学 年）

第8条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（学 期）

第9条 学期を分けて、次の2学期とする。

前 学 期 4月1日から9月30日まで

後 学 期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めるときは、前学期及び後学期の期間を変更することがある。

（出典 群馬大学 大学院学則（別添資料1-1-②-A））

資料5-5-②-2 「学年歴（1年間の授業及び研究指導の計画）」

教育学研究科（URL）：<http://www.edu.gunma-u.ac.jp/jp/schedule.html>

社会情報学研究科（URL）：<http://www.si.gunma-u.ac.jp/shokai/calendar.html>

医学系研究科（修士）（URL）：http://www.gunma-u.ac.jp/html_kyoumu/images/aboutus/23seimei.pdf

医学系研究科（博士）（URL）：http://www.gunma-u.ac.jp/html_kyoumu/images/aboutus/23ikagaku.pdf

保健学研究科（博士前期）（URL）：http://www.gunma-u.ac.jp/html_kyoumu/images/aboutus/27zenkikatei.pdf

保健学研究科（博士後期）（URL）：http://www.gunma-u.ac.jp/html_kyoumu/images/aboutus/27koukikatei.pdf

理工学府（博士前期）（博士後期）（URL）：<http://www.st.gunma-u.ac.jp/student/04.html>

研究科等ごとに、さまざまな履修ガイダンスを実施し、履修すべき授業やその流れ、自己の学習状況を点検・把握できるよう配慮する等組織的な履修指導を行っている。また併せて、研究指導教員、履修手引等を通じて、

履修すべき授業やその流れを点検・把握できるよう配慮している（資料 5-2-②-3 参照）。

資料 5-5-②-3 「ガイダンス実施状況」

学部・研究科名	実施時期	対象者	ガイダンス内容等
教育学研究科 (修士)	4 月	1 年次	教育学研究科新入生オリエンテーション
教育学研究科 (専門職)	4 月	1 年次	教育学研究科新入生オリエンテーション
社会情報学研究科 (修士)	4 月	1・2 年次	大学院オリエンテーション, 図書館文献検索ガイダンス
医学系研究科 (修士)	4・10 月	1 年次	カリキュラム, 履修手続等, 図書館の利用, 厚生関係について
医学系研究科 (博士一貫)	4・10 月	1 年次	カリキュラム, 履修手続等, 図書館の利用, 厚生関係 について
保健学研究科 (博士前期) (博士後期)	4 月	1 年次	大学院オリエンテーション (保健学研究科博士課程の 目的・概要, 授業・履修, 図書館の利用, 学生支援関 係について)
理工学府 (博士前期) (博士後期)	4 月	1 年次	全体 (目的・概要, ポスドクインターンシップ等), 教 育プログラム/領域別 (履修方法等)
	4・5 月	2 年次	公務員試験対策講座
	6・7 月	2 年次	就職活動スタートアップ講座, 就活ドキュメント講座, 就職活動フォローアップ講座, 留学生のための就活講 座, 女子学生のためのキャリアデザイン講座, 職務適 正診断テスト及び一般教養模擬試験アドバイス説明会
	10 ～ 12 月	2 年次	就活マナー講座, 自己分析講座, 企業研究講座, エン トリーシート講座, 面接講座, 就職活動体験発表, 公 務員等採用試験及び業務概要説明会

(出典 研究科等作成資料)

シラバスに授業時間外学習情報を掲載する等, 学生の自主的な学習が行えるよう配慮している。また授業時間外でも指導を受けることができるように「オフィスアワー」を設定し, シラバスで周知しているほか, 学生相談窓口を設置している (前出資料 5-2-②-4, 5-2-②-5 参照)。

授業時間外の学習時間を確保し, 単位制度を実質化するため, 教育学研究科 (修士課程及び専門職学位課程を含む) においては, 履修登録単位数の上限を年 40 単位に設定している (資料 5-5-②-4 参照)。なお, そのほかの研究科等においては, 履修登録単位の上限を設定していない。

資料 5-5-②-4 「群馬大学 教育学研究科規程 (抜粋)」

(履 修 登 録)

第 8 条 一の学年度に履修登録できる単位数は, 40 単位以内とする。

(出典 群馬大学大学院 教育学研究科規程 (別添資料 1-1-②-B))

【分析結果とその根拠理由】

1 年間の授業を行う期間を, 35 週確保しており, 授業が 15 週にわたる期間を単位として行っている。

研究科等ごとに履修ガイダンスを実施し, 履修すべき授業等を点検・把握できるようにしているほか, 学生の主体的な学習を促すため, シラバスに, 授業時間外の学習の指示を掲載しているほか, 授業時間外でも指導を受けることができるよう, オフィスアワーを設定し, 相談窓口を開設している。

また教育学究科（修士課程及び専門職学位課程を含む）においては、履修登録単位数の上限を設定している。
以上のことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断できる。

観点 5-5-③： 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点に係る状況】

平成 26 年度より、シラバスはウェブサイト上の教務システムでの公開に一本化しており、履修登録や休講の連絡等も当該システムに掲載することにより、学生に周知している。

シラバスには、授業科目名、担当教員名、目標、到達目標、概要、授業方法のほか、スケジュール、成績評価基準、教科書/参考書、オフィスアワー等の学生が準備学習を進めるための事項も掲載している（別添資料 5-2-③-A, URL <https://www.kyomu-sys.gunma-u.ac.jp/Portal/Public/Syllabus/SearchMain.aspx>参照）。

また、全ての科目について英文シラバスを作成しており、ガイダンスや各授業において、シラバスの活用に関する指導を行っている（後述資料 7-2-①-1 参照）。

【分析結果とその根拠理由】

シラバスは、ウェブサイト上の教務システムで公開しており、履修登録や休講等の連絡を、当該システムを通じて行っている。シラバスには授業の基本的な事項のほか、スケジュール、成績評価基準、教科書/参考書、オフィスアワー等の学生が準備学習を進めるための事項を示している。

また、ガイダンスや各授業において、シラバスの活用に関する指導を行っている

以上のことから、適切なシラバスが作成され、活用されていると判断できる。

観点 5-5-④： 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

【観点に係る状況】

各研究科等では、教育方法の特例が適用され、社会人学生を受け入れている（資料 5-5-④-1 参照）。

資料 5-5-④-1 「群馬大学大学院学則（抜粋）」

（教育方法の特例）

第 17 条 大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

（出典 群馬大学大学院学則（別添資料 1-1-②-A））

昼夜開講制や、土日の集中講義を実施し、社会人学生に配慮した時間割の設定となっている（資料 5-5-④-2 参照）。

資料5-5-④-2 「社会人学生（夜間学生）への配慮の状況」

研究科等	社会人学生（夜間学生）への配慮	参照先
教育学研究科 (修士) (専門職)	特例1：週日の午後5時以降及び夏季・冬季の休業中も授業又は研究指導を受けることができる。 特例2：専ら、週日の午後5時及び夏季・冬季の休業中も授業又は研究指導を受けることができる。 特例3：週日の午後5時以降及び夏季・冬季の休業中も授業又は研究指導を受けることができる。また、2年次の課題解決実習を原則として勤務校で実施することができる。	履修手引 (49～50 頁)
社会情報学研究科 (修士)	夜間の授業時間帯のみの履修でも必要単位を修得できるようにしている。また、サテライト高崎においては、講義の約半分を土曜日に開講している。	履修手引 (4 頁)
医学系研究科 (修士) (博士一貫)	1-2 時限は8:50～10:20, 3-4 時限は10:30～12:00, 5-6 時限は13:00～14:30, 7-8 時限は14:40～16:10, 9-10 時限は16:20～17:50, 11-12 時限は18:00～19:30, 13-14 時限は19:40～21:10 で設定している。1～10 時限は昼間の開講, 11～14 時限は夜間の開講であり, 社会人学生の入学促進と教育・研究環境を整備している。	授業時間帯について (配布資料)
保健学研究科 (博士前期) (博士後期)	昼夜開講制, 土日の集中講義を実施している。また, 職業を有している等の事情で学修及び研究指導を受ける時間に制約を受ける者には, 計画的な課程の修了と学位の取得を可能にするため長期履修制度を実施している。	履修の手引 (10 頁) 群馬大学大学院保健学研究科長期履修学生制度に関する内規
理工学府 (博士前期) (博士後期)	1-2 時限は8:40～10:10, 3-4 時限は10:20～11:50, 5-6 時限は12:40～14:10, 7-8 時限は14:20～15:50, 9-10 時限は16:00～17:30, 11-12 時限は17:35～19:05 で設定している。1～10 時限は昼間の開講, 11～12 時限は夜間の開講であり, 学生が指導教員及び副指導教員と個別相談し, 対応している。	理工学府要覧 (27 頁)

(出典 研究科等作成資料)

また、職業を有している等の事情で学習及び研究指導の時間に制約を受けるため、決められた期間内で修了できない者に対して、本人の希望により履修期間を選択できる「長期履修制度」を実施している（前出資料5-4-③-3, 5-4-③-4参照）。

さらに、履修ガイダンス、研究指導教員、履修手引等を通じて、履修すべき授業やその流れを点検・把握できるよう配慮している。

【分析結果とその根拠理由】

研究科等において、教育方法の特例を適用し、夜間等に学生を受け入れており、昼夜開講制や、土日の集中講義といった、学生の事情に配慮した時間割を設定しているほか、長期履修制度を実施している。

以上のことから、夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）について、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断できる。

観点 5-5-⑤： 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

【観点到係る状況】

該当なし

【分析結果とその根拠理由】

該当なし

観点 5-5-⑥： 専門職学位課程を除く大学院課程においては、研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われているか。

【観点到係る状況】

学生ごとに研究指導教員を定め、授業の履修指導、実験、学内外での研究発表、論文作成等の研究指導を行っている。（前出資料 5-4-②-1、資料 5-5-⑥-1 参照）

資料 5-5-⑥-1 「研究科等規程（抜粋）」

教育学研究科規程
(指導教員) 第6条 教授会は、学生の研究指導を行うため、学生ごとに指導教員を定める。
社会情報学研究科規程
(指導教員) 第4条 研究科教授会は、学生の研究指導を行うため、学生ごとに指導教員を定める。
医学系研究科規程
該当項目なし
保健学研究科規程
該当項目なし
理工学府規程

第3章 指導教員

第4条 学生は、指導教員の指導の下に研究並びに履修を行うものとする。

第5条 前条の指導教員は、教授会が定める。

(出典 研究科等規程 (別添資料1-1-②-B))

多くの研究科では、1名の学生に対し複数の教員による指導を行うとともに、学生が作成する研究計画書や受講計画届等に基づき指導している(資料5-5-⑥-2参照)。

資料5-5-⑥-2 「研究科等における研究指導体制の状況」

研究科等	研究指導体制の状況	根拠規程・資料等
教育学研究科 (修士課程)	■研究指導教員は原則教授が担当し、研究科教授会が必要と認めた場合は、准教授に担当させることができるが、研究科教授会における審査が必要となっている。また審査に当たっては、設置審査教員審査基準を準用して行っている。 ■各学生に1名以上の指導教員を定め、他の教員がそれに協力して指導している。一般に指導教員の決定は入学直後に行うが、入学試験の段階において、研究計画書や面接を通じて指導教員としての適任者は誰であるかの検討を開始している。 ■修士論文の審査に際しては、主査1名に加えて、副査2名以上が共同で審査に当たることから、指導教員以外の教員も各学生の修士論文審査を担当する可能性を踏まえて、1年次の段階から研究について随時指導している。	大学院学則 (第11, 13, 19, 47条) 本研究科規程 (第6条)
社会情報学研究科 (修士)	■主指導教員1名、副指導教員1～2名の複数教員チームの連携協働型の指導体制の下で、個々の大学院生の多様な研究ニーズや将来の進路への希望に合った「個人別手作りカリキュラム」を編成している。 ■複合的な課題領域の統括的研究教育指導に資する関連科目を、担当教員チームの連携的なアドバイスの下で選択履修させることで、学問的裾野の拡大と専門的な個別指導の深度と密度を高めるようにしている。 ■大学院生の希望や力量などを考慮して、研究内容を工夫する研究指導経路(パス)という指導についての考え方を導入し、個々の大学院生のニーズや希望を尊重しながら、複雑化する現代社会の複合的な諸問題について研究指導が行えるよう、指導体制を整備している。 ■修士論文の中間発表会を複数回実施して、第1回を従来より早く2年時の夏季休暇前に行うよう運営を改めるとともに、その時点で既に2名ずつ副査教員を割り当てるなど、指導教員以外にも当該学生を知り適切な研究アドバイスを与えられる教員が生まれるよう工夫している。	履修手引(3頁) 履修手引(15頁)

医学系研究科 (修士・博士一貫)	■提出する学位論文は、次の第1号又は第2号に定めるいずれかのも のとし、教授会が必要とする部数を提出しなければならない。ただし、 社会人特別選抜により入学した者で、昼夜開講制の教育を受けている 者については、第1号によるものとする。 (1) 提出者を筆頭著者とする原著論文で雑誌(英文雑誌が望ましい) に掲載されたもの若しくは当該雑誌の編集責任者の掲載許可を得た もの又はこれらをその一部とする thesis 形式の学術論文とする。 (2) 学術論文(thesis 形式)及び提出者を筆頭著者とする英文雑 誌に投稿済の原著論文とする。 ■医科学専攻(博士課程)では、大学院生の主体的な学習を促すため、 大学院生によるワークショップの開催、国内外の学会参加、成績優秀 者表彰等を行っている。 ■基礎系研究室・臨床系研究室の枠を取り払い、基礎・臨床融合型研 究を進める体制を整備している。また、大学院生の研究活動を活性化 するための研究費を支援している。 ■特別コースのうち重粒子線医工学グローバルリーダー養成プログ ラム・重粒子線医工連携コースにおいては、医科学専攻(博士課程) 3年次の必修科目「研究発表討論セミナー」の授業で、国際アドバイ ザリーボードの助言を受けてQE (Qualifying Examination) を実施 している。	医学系研究科医学科専 攻学位論文審査に関す る内規(2 提出論文)
保健学研究科 (博士前期) (博士後期)	■各学生に研究指導等を行う指導教員を定めている。各学生の指導教 員は、原則として学生が入学願書に記載する「希望する専攻ユニット 及び教育研究領域」担当の研究指導担当教員のうちから選定する。 ■指導教員は、学位論文の作成、授業科目の学修・履修、休学、退学、 その他在学中の学生生活等に係わる指導を担当する。 ■幅広い学問的視野に基づく質の高い研究内容を確保するため副指 導教員を配置し、複数指導体制を採用する。	博士前期課程 履修の手引(5頁) 博士後期課程 履修の手引(6頁)
理工学府 (博士前期) (博士後期)	■複数指導体制のもと研究計画書に基づき、指導教員が指導してい る。また、博士後期課程では「国際インターンシップ」科目を設置し ている。	理工学府要覧(119頁)

(出典 研究科等作成資料)

また、学生の教育・研究能力の向上に資するためTA・RA制度を活用し、教育研究の現場を体験させている
(資料5-5-⑥-3参照)。

資料5-5-⑥-3 「TA・RA 採用状況」

学部・研究科等	TA に採用した学生数					RAに採用した学生数				
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
教育学部	13	12	13	12	20	0	0	0	0	0

社会情報学部	6	6	7	5	4	0	0	0	0	0
医学部	125	102	86	78	70	0	0	0	0	0
医学系研究科	0	0	0	0	0	26	17	58	50	20
保健学研究科		0	0	0	0		7	5	5	5
理工学部 ※	335	399	338	306	312	0	0	0	0	0
理工学府 ※	0	0	0	0	0	18	15	12	11	8
生体調節研究所	0	0	0	0	0	1	1	11	7	4
大学教育 学生支援機構	41	43	43	31	32	0	0	0	0	0

※平成 24 年度までは、「工学部・工学研究科」

(出典 人事労務課作成資料)

【分析結果とその根拠理由】

各研究科等において、学生ごとに指導教員を決定し、1名の学生に1名又は複数の指導教員がつき、研究計画書等に基づき適切な研究指導を行っている。

また、TA・RA制度を活用し、学生に教育研究の現場を体験させることで、能力の向上を図っている。

以上のことから、研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われていると判断できる。

観点 5-6-①： 学位授与方針が明確に定められているか。

【観点到係る状況】

本学では、大学院全体としての学位授与方針のほか、研究科ごとに学位授与方針を定めている（資料5-6-①-1参照）。

資料5-6-①-1 「大学院課程 における ディプロマ・ポリシー」

研究科等	学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー） ～このような人材を育てます～
全学大学院	幅広く豊かな学識に立脚し、専門分野において創造性豊かに自立して研究活動を実践でき、高度な専門性・国際性を必要とする職業を担うための能力を身につけている人材で、各研究科・学府が課程又は専攻ごとに定めた修了要件を満たした者に、学位を授与します。
	URL http://www.gunma-u.ac.jp/html_kyoumu/images/campuslife/H28daigakuin・AP・CP・DP.pdf

教育学研究科 (修士)	本課程では、修了要件を満たした次のような者に、修士の学位を授与します。 - 優れた教員倫理と豊かな学識を有し、教育諸科学に関する高度な専門的知識・技能及び特別支援教育又は教科教育の実践的指導力を備え、教育現場において指導的な役割を担える者 - 学校教育の現代的諸課題に取り組むことのできる研究開発能力及び実践力を備えた者 URL http://www.edu.gunma-u.ac.jp/nyusi/daigakuin/admission_policy_m.html
教育学研究科 (専門職)	本課程では、確かな指導力と優れた実践力・応用力を備えた中堅教員、確かな指導力を備えた有力な新入教員を育てます。さらに現職教員・学部新卒者ともに、修了要件を満たした以下のような能力を身につけた者に教職修士の学位を授与します。 - 学校現場の置かれている状況や児童・生徒の現状などを的確に分析・把握し、課題を明らかにする能力を身につけた者 - 明らかになった課題に対し、対応策を構築する能力を身につけた者 - 構築した対応策を他者（同僚、保護者等）との協働の中で実践し、その実践を評価・再考察する能力を身につけた者 URL http://www.edu.gunma-u.ac.jp/nyusi/daigakuin/admission_policy_s.html
社会情報学研究科 (修士)	修了要件を満たした次のような者に修士の学位を授与します。 - 人文・社会科学、情報科学の知識に基づいた社会的洞察力・状況分析能力・科学的思考力を有し、情報社会の諸問題に活用できる者 - 行政・企業・NPO等の各種組織における意思決定に、具体的・実践的に関与できる者 - 社会情報過程の主体としての人間と情報化の共存という視点に立って、情報化の進展に伴う経済・社会・産業の諸問題や、地域社会における多様な組織のあり方を考究できる者 URL http://www.si.gunma-u.ac.jp/daigakuin/about/admission_policy.html
医学系研究科 (修士)	生命医科学の各領域における教育を受け、高い倫理観と豊かな学識に立脚し、自立して研究を行う能力を身につけ、修了要件を満たした次のような者に、修士の学位を授与します。 - 生命科学・医学・医療・福祉の各領域で活躍できる、専門的知識・高度な技術を修得した者 - 生命医科学の各研究領域でリーダーシップを発揮して、研究に携わることができる者 URL http://www.gunma-u.ac.jp/html_kyoumu/images/campuslife/H28daigakuin・AP・CP・DP.pdf
医学系研究科 (博士一貫)	修了要件を満たした次のような者に、博士の学位を授与します。 - 倫理観と使命感を持って、医学・医療・福祉分野で活躍し、国際社会や地域社会に貢献できる者 - 幅広く豊かな学識に裏打ちされた医科学分野の先端的な研究・教育能力を持つ者 - 卓越した技能を持ち、疾病の原因究明と治療戦略構築を実践できる者 URL http://www.gunma-u.ac.jp/html_kyoumu/images/campuslife/H28daigakuin・AP・CP・DP.pdf
保健学研究科 (博士前期)	修了要件を満たした次のような者に修士の学位を授与します。 学部における研究、教育を通して得られた保健学に関する知識・技術・研究基礎能力を更に高め、個人及び集団の健康保持増進や生活の質（QOL）向上のための独創的あるいは

	学際的な研究を進められる者 2 幅広い学識と高度な専門性、倫理性を身につけた者 URL http://www.health.gunma-u.ac.jp/admissions/gred/admissions.html
保健学研究科 (博士後期)	修了要件を満たした次のような者に博士の学位を授与します。 1 学部及び大学院保健学専攻博士前期課程における研究、教育を通して得られた保健学に関する知識・技術・研究基礎能力を更に高め、個人及び集団の健康保持増進や生活の質（QOL）向上のための独創的あるいは学際的な研究を進められる者 2 幅広い学識と高度な専門性、倫理性を身につけた者 2 幅広い学識と高度な専門性、倫理性を身につけた者 URL http://www.health.gunma-u.ac.jp/admissions/gred/admissions.html
理工学府 (博士前期)	修了要件を満たした次のような者に修士の学位を授与します。 1 学部における研究教育を通して得られた理工学に関する知識・技術・研究基礎能力をさらに高め、俯瞰的視点から問題点を把握し、専門知識を総合化して課題を解決する能力を持つ者 2 高度な専門知識・技術を持ち、人と自然との調和のとれた未来社会創造に貢献できる者 3 責任感、倫理観、信頼感に富み、先端研究を通して広く社会に貢献できる者 4 自分の考えや判断を的確に説明できる論理性とコミュニケーション能力を持ち、広く社会で活躍できる者 URL http://www.st.gunma-u.ac.jp/graduateschool/03.html
理工学府 (博士後期)	修了要件を満たした次のような者に博士の学位を授与します。 1 学部及び大学院前期課程における研究教育を通して得られた理工学に関する知識・技術・研究基礎能力をさらに高め、俯瞰的視点から問題点を把握し、専門知識を総合化して課題を解決する能力を持つ者 2 高度な専門知識・技術を持ち、人と自然との調和のとれた未来社会創造に貢献できる者 3 責任感、倫理観、信頼感に富み、先端研究を通して国際社会、地域社会に貢献できる者 4 自分の考えや判断を的確に説明できる論理性と国際コミュニケーション能力を持ち、国際社会で活躍できる者 URL http://www.st.gunma-u.ac.jp/graduateschool/03.html

(出典 群馬大学大学院のアドミッション・ポリシー (AP)、カリキュラム・ポリシー (CP)、ディプロマ・ポリシー (DP) (別添資料 4-1-①-B))

【分析結果とその根拠理由】

大学院全体及び研究科ごとに、それぞれの学問分野の特性に応じた学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を定めている。

以上のことから、ディプロマ・ポリシーが明確に定められていると判断できる。

観点 5-6-②： 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

成績評価基準については、「群馬大学大学院学則」において、各研究科での策定及び明示を定めている（資料5－6－②－1）。

資料5－6－②－1 「群馬大学大学院学則（抜粋）」

（成績評価基準等の明示等）

第12条の2 各研究科等は、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 各研究科等は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

（出典 群馬大学 大学院学則（別添資料1－1－②－A））

各研究科等においては、授業科目ごとの評価基準・方法をシラバスに明示しているほか、学生便覧・履修手引・ウェブサイトなどを通じて学生に周知している（資料5－6－②－2参照）。

資料5－6－②－2 「シラバス 掲載（例）」

2014 年度 前期 大学院教育学研究科（修士課程）		日英区分：日本語
国語科授業総合演習 I Integrative Practicum I		
■ 時間割コード	■ ナンバリング	■ 科目分野
EM3023	1210EM5BC3023	

■ 成績評価基準（授業評価方法）

グループワークや討論への参加状況、小レポート、期末レポートから総合的に判断する。
成績評価の方法：毎回のプリント提出（30%）、個人及びグループの課題（20%）、最終レポート（50%）。
成績評価の基準：子どもの学びという観点を踏まえた国語科の授業をデザインすることができる。

（出典 URL <https://www.kyomu-sys.gunma-u.ac.jp/Portal/Public/Syllabus/SearchMain.aspx>）

成績評価とそれに続く単位の認定については、大学院学則及び研究科等で定める成績評価基準に従い、実施している（資料5－6－②－3）。

資料5－6－②－3 「群馬大学大学院学則（抜粋）」

（履修の認定）

第18条 授業科目の履修単位は、試験（口頭又は筆答）又は研究報告により認定するものとする。

2 病気その他やむを得ない事情のため正規の試験を受けることができなかった者は、追試験を受けることができる。

3 各授業科目の試験又は研究報告の成績は、評語によりA、B、C、Dの4種とし、A、B、Cを合格、Dを不合格とする。ただし、不合格の科目については再試験を受けることができる。

4 各科目履修の認定は、学期の終わりに行うものとする。

(出典 群馬大学大学院学則 (別添資料 1-1-②-A))

【分析結果とその根拠理由】

成績評価基準が、大学院学則に基づき、研究科等において授業科目ごとに定められており、シラバスや学生便覧等を通じて学生に周知されている。また成績評価・単位認定ともに、定めた基準に従い、各教員が行っている。

以上のことから、成績評価基準等が組織的に策定され、学生に周知されており、成績評価・単位認定が適切に実施されていると判断できる。

観点 5-6-③： 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

【観点到係る状況】

研究科等においては、授業科目ごとに、あらかじめ成績評価基準（授業評価方法）をシラバスに記載し、当該基準に基づいた成績評価を実施している（前出資料 5-6-②-2 参照）。

また成績評価に疑義のある学生に対しては、異議申し立てができる制度等を設けており、教員は調査・確認の結果、必要であれば訂正を行うことができる（資料 5-6-③-1 参照）。

資料 5-6-③-1 「成績評価の 客観性・厳格性担保のための 取組状況」

研究科名	概 要
教育学研究科 (修士)	評価基準をシラバスに明記し、成績評価の正確・公平性を担保している。成績評価に疑義のある学生については、成績評価の確認を願出ことができ、その旨を履修手引に明記してある。(履修手引 53 頁)
社会情報学研究科 (修士)	成績評価について疑義のある学生は、教務係に申し出ることができる。教員は、調査・確認の上、必要ならば訂正を行うことができる。
医学系研究科 (修士)	成績評価について疑義のある学生は、教務事務担当窓口での対応後、個別の案件ごとに生命医科学専攻教務委員会に対応を行っている。
医学研究科 (博士一貫)	成績評価について疑義のある学生は、教務事務担当窓口での対応後、個別の案件ごとに医科学専攻教務委員会に対応している。
保健学研究科 (博士前期) (博士後期)	成績評価について疑義のある学生は、授業担当教員に申し出ることができる。教員は、調査・確認の上、必要ならば訂正を行うことができる。 博士後期課程では、学位論文は、原則として科学引用レポート (Science Citation Index=SCI) に採録されている英文学術専門雑誌又は日本学術会議に登録している研究団体の学術専門雑誌に発表されているか、又は掲載が予定されていることを条件とする。このことにより、学内の学位論文審査のみならず、外部団体によって論文を審査されることで、より公正かつ適切な評価が達成できる。また、学位論文審査は審査日を事前に公示し公開で行うことで、審査の公正さを保つように務めている。
理工学府 (博士前期) (博士後期)	成績評価について疑義のある学生は、学務係又は担当教員に直接申し出ることができる。担当教員は、調査・確認の上、必要ならば訂正を行うことができる。 修士論文に関しては、群馬大学大学院学則第 20 条に基づき、主査（指導教員以外）、副査

	2名を定め審査を行うとともに、成果発表会を開催している。また、博士論文に関しては主査（指導教員以外）、副査4名を定め、予備審査会、公聴会を実施している。これらの結果は、理工学府教授会を通じて認定される。これら、一連の手続きにより審査の公正さを担保している。
--	--

（出典：研究科等作成資料）

【分析結果とその根拠理由】

成績評価の基準・方法をシラバスに記載し、成績評価を行っているほか、評価結果に関する学生からの異議申し立て制度等を設けている。

以上のことから、成績評価等の客観性・厳格性を担保するための措置が講じられていると判断できる。

観点 5－6－④： 専門職学位課程を除く大学院課程においては、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されているか。

また、専門職学位課程においては、学位授与方針に従って、修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、修了認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

専門職学位課程を除く大学院課程においては、「群馬大学大学院学則」、「群馬大学学位規則」及び研究科等において、学位論文の審査体制を定めている（資料 5－6－④－1、5－6－④－2 参照）。

資料 5－6－④－1 「群馬大学大学院学則（抜粋）」

（学位論文の審査）

第19条 修士課程及び博士前期課程の学位論文の審査は、当該教授会で選定する3人以上の教授が行うものとする。

ただし、当該教授会が必要と認めたときは、准教授をもって代えることができる。

2 医学系研究科博士課程の学位論文の審査は、教授会が選定する3人以上の教授で構成する審査委員会が行うものとする。

3 博士後期課程の学位論文の審査は、教授会が選定する3人以上の教授で構成する審査委員会が行うものとする。ただし、教授会が必要と認めたときは、准教授をもって代えることができる。

4 前3項の学位論文の審査に当たっては、当該教授会が必要と認めたときは、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

（出典：群馬大学 大学院学則（別添資料 1－1－②－A））

資料 5－6－④－2 「群馬大学学位規則（抜粋）」

第3章 学位の授与の要件

第3条 学士の学位は、本学学則の定めるところにより、本学を卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、本学大学院学則の定めるところにより、修士課程又は博士前期課程を修了した者に授与する。

3 博士の学位は、本学大学院学則の定めるところにより、博士課程を修了した者に授与する。

4 前項に定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院学則第23条第2項の規定により本学に学位論文を提出してその審査に合格し、かつ、本学大学院の博士課程の修了者と同等以上の学力があると確認された者に授与することができる。

- 5 専門職学位は、本学大学院学則の定めるところにより、専門職学位課程を修了した者に授与する。
学院学則の定めるところにより学位を授与する。

第5章 論文提出による学位の授与

- 第5条 第3条第4項の規定により、学位論文を提出した者については、この規則の定めるところにより、審査の上、学位を授与することができる。
- 2 前項に規定する者が博士の学位論文を提出するときは、学位申請書に学位論文、学位論文の要旨、参考論文のあるときは当該参考論文、履歴書及び国立大学法人群馬大学授業料その他の費用に関する規程（平成16年4月1日制定。以下「費用規程」という。）に定める学位論文審査手数料を添えて提出するものとする。ただし、本学大学院の博士課程に本学大学院学則に定める修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が退学後1年以内に申請する場合は、学位論文審査手数料を免除することができる。
- 3 学位論文の受理は、当該教授会の議を経て、学長が決定する。
- 4 各教授会は、学位論文のほか外国語及びその専攻学術について、本学大学院の博士課程の修了者と同等以上の学力を有することを認めるため試問を行うものとする。
- 5 前項の試問は、口頭又は筆答により行い、外国語については原則として2外国語を課するものとする。
- 6 第1項の規定により学位論文を提出した者が、本学大学院の博士課程に本学大学院学則に定める修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者であって、退学後の経過期間が各教授会が定める年限内である場合に限り、第4項の試問を免除することができる。
- 7 学位論文の審査は、本学大学院学則に定める博士課程における学位論文の場合と同様に、当該教授会において行う。
- 8 学位論文の審査のため必要があるときは、学位論文の提出者に対して当該論文の副本、訳本、模型又は標本その他の提出を求めることができる。
- 9 学位論文の審査は、当該論文を受理してから、原則として1年以内に終了するものとする。

第6章 課程の修了及び論文の審査の決議

- 第6条 各教授会は、第3条第2項及び第3項の規定によるものについては、本学大学院学則の定めるところにより課程の修了の可否、第3条第4項の規定によるものについてはその論文の審査の可否について議決する。
- 2 前項の議決は、出席した構成員の3分の2以上の賛成を必要とする。
- 3 前項の教授会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 海外旅行中及び休職中の構成員は、前項の数には算入しない。

第7章 学長への報告

- 第7条 各教授会が第6条の議決をしたときは、当該研究科長及び学府長は、速やかに文書により、学長に報告しなければならない。

第8章 学位記の交付

- 第8条 学長は、本学学則第51条の規定により卒業を認定した者並びに前条の報告に基づいて、第3条第2項、第3項及び第5項の規定によるものについては、課程修了の可否、第3条第4項の規定によるものについては、その論文の可否及び学力確認の可否について決定し、授与の要件を満たす者には学位記を授与するものとする。

第9章 論文要旨の公表

- 第9条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

第10章 学位論文の公表

第10条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、研究科長又は学府長の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。この場合において、研究科又は学府は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

(出典：群馬大学 学位規則（別添資料5－6－④－A））

学位論文に係る評価基準は、研究科等の特性に応じて策定されており、履修手引・ガイダンス及び研究指導教員等を通じて学生に周知している（資料5－6－④－3参照）。

資料5－6－④－3 「研究科等 学位論文審査にかかる状況（評価基準・周知・審査体制）」

研究科等		策定状況
教育学研究科 (修士)	評価基準	学位論文の評価基準は、①障害児教育専攻：障害児教育に関する主題について、従来の研究成果を踏まえ、今後の障害児教育の進展に寄与しうる内容を有する学術論文であること。②教科教育実践専攻：教科教育実践に関する主題について、従来の研究成果を踏まえ、今後の教科教育実践の進展に寄与しうる内容を有する学術論文であること。」と定めている。
	学生への周知	履修手引及び掲示を通じて、学生に周知を図っている。
	審査体制	学位論文の審査は指導教員を含む3名以上の専任教員が当たることになっている。主査は指導教員以外が務め、副査（2名以上）は研究科教授会で選任する。これらの教員が、論文の査読と口頭試問を通じて厳格に審査するとともに、専攻専修ごとに成果発表会を開催している。審査結果は教務委員会において協議され、最終的に研究科教授会において認定される。審査に合格した論文については「要旨集」を作成し、公開している。
社会情報学 研究科	評価基準	情報社会の多面的な諸問題に対して、先行研究に言及しつつ、学際的・総合的な知識や思考能力を駆使して問題を新たに捉え直そうとする学術論文であること。
	学生への周知	ガイダンス及び研究指導教員等を通じて周知を図っている。
	審査体制	学位論文の審査は、教授会で選定された3名の教員（主査1名、副査2名）で行う。指導教員は主査となることはできない。 修士論文の審査は、主査及び副査の査読と口頭試問をもって行う。修士論文の審査に合格した者について、最終発表会を行う。 審査結果は、学務委員会で協議され、最終的に教授会で認定される。 審査に合格した論文については、1冊にまとめた論文集として公開している。
医学系研究科 (修士課程)	評価基準	修士論文の審査の評価は、「成績の評価」と同様とする。
	学生への周知	ガイダンス及びWeb 掲示板により周知している
	審査体制	・審査委員会は、生命医科学専攻担当の教授3人の委員によって構成し、教授会が生命医科学専攻教務委員会の推薦に基づき、主査及び副査を選定する。この場合、主専攻分野の教員及び論文作成の指導教員を主査及び副査に選定することは

		できない。 ・審査委員会が審査上必要とするときは、教授会の承認を得て、他の大学院の教授を審査委員に加えることができる。
医学系研究科 (博士一貫)	評価基準	(1) 医学系研究科医科学専攻(以下「医科学専攻」という。)第4学年に在学し、所定の単位を修得した者又は当該年次学年末までに修得見込みの者の学位論文は、第4学年終了2月前までに、指導教員を経て医学系研究科長(以下「研究科長」という。)に提出しなければならない。ただし、医学系研究科教授会(以下「教授会」という。)が、在学期間中に優れた研究業績を上げたと認めた者の学位論文の提出については、別に定める。 (2) 医科学専攻に4年以上在学している者で、所定の単位を修得した者の学位論文は、随時に指導教員を経て研究科長に提出することができる。 ・提出する学位論文は、第1号又は第2号に定めるいずれかのものとし、教授会が必要とする部数を提出しなければならない。ただし、社会人特別選抜により入学した者で、昼夜開講制の教育を受けている者については、第1号によるものとする。
	学生への周知	ガイダンス及びWeb 掲示板により周知している。
	審査体制	・審査委員会は、医科学専攻担当の教授3人の委員によって構成し、教授会が医科学専攻教務委員会の推薦に基づき、主査及び副査を選定する。この場合、指導教員及び共著者を主査又は副査に選定することはできない。 ・審査委員会が審査上必要とするときは、教授会の承認を得て、ほかの大学院の教授を審査委員に加えることができる。
保健学研究科 (博士前期) (博士後期)	評価基準	審査の評価は、「成績の評価」と同様とする。
	学生への周知	履修の手引にて周知している。
	審査体制	(博士前期課程) 論文の審査は、教授会で承認された特別研究担当教員3人による審査委員会により行う。審査委員会は、主査1人、副査2人により構成し、この内1人以上は教授とする。この場合において、指導教員を主査に選定することはできない。 (博士後期課程) 論文の審査は、教務委員会で選定し教授会で承認された特別研究担当教授3人で構成する審査委員会により行う。審査委員会は、主査1人、副査2人により構成する。この場合において、指導教員及び共著者を審査委員に選定することはできない。
理工学府 (博士前期) (博士後期)	評価基準	博士論文について、学位論文としての必要要件を定めている。
	学生への周知	指導教員を通じて周知を図っている。
	審査体制	修士論文に関しては、群馬大学大学院学則第20条に基づき、主査(指導教員以外)、副査2名を定め審査を行うとともに、成果発表会を開催している。また、博士論文に関しては主査(指導教員以外)、副査4名を定め、予備審査会、公聴会を実施している。これらの結果は、理工学府教授会を通じて認定されている。

(出典 研究科等作成資料)

修了認定については、「群馬大学大学院学則」及び各研究科規程等において定められた基準に基づき、所定期間以上在学し、修了要件単位を修得し、かつ、修士論文・博士論文等の審査及び最終試験に合格した者に対して、各教授会の議を経て、学長が課程修了の可否を決定している（前出資料 5-6-②-3、資料 5-6-④-4、資料 5-6-④-5 参照）。

資料 5-6-④-4 「教育学研究科 規程」

（修 了 要 件）

第10条 修士課程の修了要件は、研究科に2年以上在学し、障害児教育専攻は30単位以上、教科教育実践専攻は32単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、研究科の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間については、優れた研究業績を上げた者と教授会で認めたときは、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 専門職学位課程の修了要件は、研究科に2年以上在学し、49 単位以上を修得し、かつ、課題研究について一定の成果を報告することとする。

（出典 群馬大学 大学院教育学研究科規程（別添資料 1-1-②-B））

資料 5-6-④-5 「教育学研究科 教授会規程」

（任 務）

第3条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

（1）学生の入学、卒業及び課程の修了

（2）学位の授与

（3）前2 号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

（出典 群馬大学 大学院教育学研究科 教授会規程（別添資料 2-2-①-D））

専門職学位課程の修了認定基準については、「群馬大学大学院学則」「教育学研究科規程」に定めており（前出資料 1-1-②-A、1-1-②-B 参照）履修の手引きに掲載し、入学時のガイダンスにおいて配布し周知している。

修了認定にあたっては、定められた認定基準に従い所定期間以上在学し、修了要件単位を修得し、研究科教授会の議を経て、学長が課程修了の可否を決定している。

【分析結果とその根拠理由】

大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文に係る評価基準を、研究科等の特性に応じて定め、履修の手引やガイダンス等を通じて学生に周知している。また学内規則により定めた審査体制の下、学位論文を審査し、修了認定を行っている。

専門職学位課程においては、修了認定基準を定め、履修の手引やガイダンス等を通じて学生に周知し、定めた基準により修了認定を行っている。

以上のことから、「学位論文にかかる評価基準」及び「修了認定基準」が策定・周知されており、適切な修了認定が行われていると判断できる。

(別添資料)

- ・ 5－6－④－A 群馬大学学位規則

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーについて、学士課程・大学院課程ともに、大学全体としてのポリシーのほか、学部・研究科等におけるポリシーを明確に定めている。
- 学士課程について、学部（学科・専攻）ごとに、養成する人材像にあわせて、教養教育を含めたカリキュラムマップを作成している。
- 理数学生応援プロジェクトとして平成 21 年度に採択された「高大産連携による工学系フロンティアリーダー育成プログラム」は、当該事業終了（平成 24 年度）後も、平成 25 年度から医学部生と理工学部生を対象とした群馬大学独自のプログラム「医理工連携によるグローバルフロンティアリーダー育成コース」を実施し、国際社会において活躍出来るトップリーダーを育成するための取組を行っている。
- 教育改革の優れた取組として、平成 23 年度に文部科学省の大学改革推進事業「博士課程教育リーディングプログラム【オンリーワン型】」に採択された、医学系研究科（博士課程）の「重粒子線医工学グローバルリーダー養成プログラム」の中で Qualifying Examination (QE) を実施している。QE は当該プログラムを履修する 3 年次生の必修科目となっており、当該分野の最先端の教育・研究分野で活躍する国内外の研究者を外部評価委員として含む評価委員会の前で、研究プロジェクトの発表・質疑応答を行い学位論文作成のための研究基礎力を問うものであり、これに合格したものが学位論文作成の資格を得ることとしている。
- 保健学研究科（博士前期課程）では、全領域に横断的に配置したユニット構造を取り入れて、専門教育とともに全人的教育の充実を図っている。また領域とユニット構造に配置された学生カリキュラムの管理や地域施設との交流の管理のために保健学研究・教育センターを設置しているほか、博士後期課程では、学生は各専門領域に属し、専門性の高い研究に取り組んでいる。

【改善を要する点】

該当なし

基準 6 学習成果

(1) 観点ごとの分析

観点 6-1-①：各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。

【観点到係る状況】

【学士課程】

■単位取得 状況

学士課程における成績評価はS・A・B・C・Dの5段階となっており、Dは不合格となっている（資料6-1-①-1 参照）。

資料 6-1-①-1 「成績の評価（学士課程）」

（成績の評価）

第 39 条 成績の評価は、S（90 点～100 点）、A（80 点～89 点）、B（70 点～79 点）、C（60 点～69 点）、D（59 点以下）の 5 段階とし、S、A、B 及び C を合格とし、D を不合格とする。

（出典 群馬大学 学則（別添資料 1-1-①-A））

【教養教育】

教養教育科目の成績分布について、科目種別（平成 26 年度後期）及び過去 5 年間の平均データを見ると、多少のばらつきはあるものの、評価は A・B を中心に分布しており、単位取得率は、平均して 90% 以上となっている（資料 6-1-①-2、6-1-①-3 参照）。

資料 6-1-①-2 「教養教育 科目種別 成績分布」

（平成 26 年度 後期）

科目種別	履修者数	S	A	B	C	D	単位取得率
学びのリテラシー（2）	1,159	4.6 %	60.6 %	3.7 %	9.2 %	0.6 %	98.1 %
英語	2,302	2.8 %	42.1 %	31.1 %	17.8 %	3.0 %	93.9 %
スポーツ・健康	914	1.3 %	82.2 %	10.6 %	3.9 %	1.3 %	98.0 %
情報	159	0.0 %	81.8 %	13.8 %	3.8 %	0.6 %	99.4 %
人文科学科目群	760	6.3 %	38.6 %	26.8 %	14.2 %	2.6 %	85.9 %
社会科学科目群	758	2.5 %	49.3 %	27.4 %	15.4 %	1.6 %	94.7 %
自然科学科目群	484	2.9 %	42.6 %	30.0 %	12.0 %	4.3 %	87.4 %
健康科学科目群	791	1.5 %	59.3 %	22.6 %	11.4 %	2.9 %	94.8 %
外国語教養科目群	1,131	4.1 %	43.9 %	26.3 %	17.3 %	3.5 %	91.6 %
学部別科目群	663	3.3 %	60.3 %	17.6 %	8.6 %	2.9 %	89.9 %
合 計	9,121	3.2 %	52.5 %	24.8 %	13.0 %	2.5 %	93.5 %

（出典 学務部作成資料）

資料6-1-①-3 「教養教育科目 成績分布 (過去5年間 平均)」

開講年度	期間	履修者数	S	A	B	C	D	単位取得率
平成22年度	前期	16,736	2.8 %	49.5 %	26.7 %	15.6 %	2.6 %	94.6 %
	後期	12,430	2.9 %	46.5 %	25.7 %	16.6 %	3.4 %	91.7 %
平成23年度	前期	17,502	2.6 %	48.9 %	27.3 %	15.0 %	3.3 %	93.8 %
	後期	12,964	3.1 %	48.4 %	23.7 %	16.4 %	3.5 %	91.5 %
平成24年度	前期	17,077	2.7 %	51.0 %	26.4 %	13.5 %	2.9 %	93.5 %
	後期	12,247	3.1 %	48.8 %	24.2 %	15.5 %	3.6 %	91.7 %
平成25年度	前期	17,412	2.7 %	52.7 %	25.8 %	13.3 %	2.6 %	94.5 %
	後期	12,352	3.1 %	53.2 %	23.4 %	15.0 %	2.4 %	94.8 %
平成26年度	前期	17,540	2.5 %	54.9 %	24.8 %	12.6 %	2.6 %	94.8 %
	後期	12,047	3.2 %	51.9 %	24.5 %	13.6 %	2.7 %	93.3 %

(出典 学部等作成資料)

[学部 専門教育]

専門教育における成績分布は、過去5年間ほとんどの学部において、A (32.1～61.1%)、B (20.7～34.0%)が多く、続いてC (6.4～18.8%)、S (3.2～19.0%)となっており、D (0.0～8.2%)が最も少ない。

単位取得率は、平均して90%以上となっている(資料6-1-①-4参照)。

資料6-1-①-4 「専門教育科目 成績分布」

学部名	開講年度	受講者数	S	A	B	C	D	単位取得率
教育学部	平成22年度	16,755	6.3 %	57.8 %	22.7 %	8.1 %	1.9 %	94.8 %
	平成23年度	16,608	6.4 %	59.2 %	21.8 %	7.7 %	1.6 %	95.1 %
	平成24年度	15,971	6.3 %	58.2 %	23.6 %	7.1 %	1.5 %	95.2 %
	平成25年度	16,262	6.4 %	61.1 %	22.3 %	6.4 %	1.5 %	96.1 %
	平成26年度	16,389	7.2 %	59.0 %	22.8 %	7.3 %	1.5 %	96.2 %
社会情報学部	平成22年度	7,096	5.4 %	40.3 %	26.6 %	12.7 %	5.1 %	84.9 %
	平成23年度	7,108	6.6 %	38.6 %	28.2 %	13.9 %	5.0 %	87.3 %
	平成24年度	6,706	3.8 %	44.4 %	26.9 %	12.9 %	3.9 %	88.0 %
	平成25年度	7,237	3.9 %	44.4 %	28.3 %	13.0 %	3.6 %	89.6 %
	平成26年度	6,825	4.8 %	44.8 %	27.5 %	12.1 %	4.7 %	89.2 %
医学部 (医学科)	平成22年度	10,758	18.9 %	34.0 %	33.9 %	13.2 %	0.1 %	99.9 %
	平成23年度	11,347	19.0 %	32.1 %	33.2 %	15.2 %	0.4 %	99.5 %
	平成24年度	11,614	16.2 %	34.9 %	34.0 %	14.3 %	0.3 %	99.4 %
	平成25年度	11,740	15.7 %	34.9 %	33.2 %	13.3 %	0.0 %	97.0 %
	平成26年度	8,246	17.1 %	32.9 %	20.7 %	18.5 %	1.1 %	89.2 %
医学部 (保健学科)	平成22年度	12,003	4.6 %	50.7 %	29.1 %	13.8 %	1.9 %	98.1 %
	平成23年度	11,757	4.6 %	53.6 %	26.4 %	13.9 %	1.5 %	98.5 %
	平成24年度	11,448	5.3 %	54.4 %	26.5 %	12.8 %	1.0 %	99.0 %
	平成25年度	11,621	6.0 %	56.5 %	25.0 %	11.6 %	0.8 %	99.2 %
	平成26年度	11,952	5.5 %	57.8 %	24.5 %	11.3 %	0.6 %	99.1 %

工学部	平成22年度	31,435	3.2 %	42.5 %	21.7 %	17.5 %	2.9 %	84.9 %
	平成23年度	31,838	3.3 %	42.4 %	21.9 %	16.6 %	5.4 %	84.2 %
	平成24年度	31,996	3.5 %	43.2 %	22.0 %	17.2 %	6.6 %	85.9 %
	平成25年度	29,410	3.2 %	42.1 %	21.5 %	16.9 %	8.1 %	83.7 %
理工学部	平成25年度	2,327	3.6 %	44.3 %	29.7 %	18.8 %	3.4 %	96.4 %
	平成26年度	15,852	3.7 %	40.1 %	25.6 %	18.6 %	8.2 %	88.0 %

(出典 学部等作成資料)

■卒業 状況

卒業状況については、学部により多少の差異はあるものの、標準修業年限で概ね90%以上の学生が卒業している。また工学部が他の学部比べて低くなっているが、これは工学部の夜間主コースにおいて、勉学と仕事との両立が困難なことが原因と考えられる。なお理工学部は、平成25年度に工学部を改組して設置されたため、現在のところ卒業者はいない（資料6-1-①-5参照）。

資料6-1-①-5 「標準修業年限卒業率 及び「標準修業年限×1.5」年内卒業率」

■修業年限4年

学部名	卒業年	標準修業年限前 (4年前) 入学者数 (A)		標準修 業年限 内卒業 者数 (B)	標準修業 年限内 卒業率 (B/A)	標準修業年限 ×1.5年前 (6年前) 入学者数 (C)		(C) のう ち標準修 業年限× 1.5 内卒 業者数 (D)	標準修業 年限×1.5 内卒業率 (D/C)
教育学部	平成22年度	平成19年度	229	212	92.6 %	平成17年度	234	224	95.7 %
	平成23年度	平成20年度	232	214	92.2 %	平成18年度	228	223	97.8 %
	平成24年度	平成21年度	227	213	93.8 %	平成19年度	229	216	94.3 %
	平成25年度	平成22年度	229	214	93.4 %	平成20年度	232	225	97.0 %
	平成26年度	平成23年度	234	217	92.7 %	平成21年度	227	222	97.8 %
社会情報学部	平成22年度	平成19年度	103	89	86.4 %	平成17年度	105	95	90.5 %
	平成23年度	平成20年度	108	88	81.5 %	平成18年度	102	93	91.2 %
	平成24年度	平成21年度	108	91	84.3 %	平成19年度	103	95	92.2 %
	平成25年度	平成22年度	101	89	88.1 %	平成20年度	108	95	88.0 %
	平成26年度	平成23年度	106	97	91.5 %	平成21年度	108	98	90.7 %
医学部 (保健学科)	平成22年度	平成19年度	187	175	93.6 %	平成17年度	184	179	97.3 %
	平成23年度	平成20年度	190	174	91.6 %	平成18年度	182	175	96.2 %
	平成24年度	平成21年度	174	163	93.7 %	平成19年度	187	177	94.7 %
	平成25年度	平成22年度	174	162	93.1 %	平成20年度	190	180	94.7 %
	平成26年度	平成23年度	169	155	91.7 %	平成21年度	174	166	95.4 %
工学部	平成22年度	平成19年度	603	501	83.1 %	平成17年度	692	549	79.3 %
	平成23年度	平成20年度	598	500	83.6 %	平成18年度	695	546	78.6 %
	平成24年度	平成21年度	584	496	84.9 %	平成19年度	603	544	90.2 %
	平成25年度	平成22年度	585	514	87.9 %	平成20年度	598	547	91.5 %
	平成26年度	平成23年度	593	520	87.7 %	平成21年度	584	520	89.0 %

■修業年限6年

学部名	卒業年	標準修業年限前 (6年前) 入学者数 (A)		標準修 業年限 内卒業 者数 (B)	標準修業 年限内 卒業率 (B/A)	標準修業年限 ×1.5年前 (9年前) 入学者数 (C)		(C) のう ち標準修 業年限× 1.5 内卒 業者数 (D)	標準修業 年限×1.5 内卒業率 (D/C)
医学部 (医学科)	平成22年度	平成17年度	85	72	84.7 %	平成14年度	85	79	92.9 %
	平成23年度	平成18年度	85	75	88.2 %	平成15年度	85	76	89.4 %
	平成24年度	平成19年度	85	73	85.9 %	平成16年度	85	79	92.9 %
	平成25年度	平成20年度	85	76	89.4 %	平成17年度	85	72	84.7 %
	平成26年度	平成21年度	95	90	94.7 %	平成18年度	85	75	88.2 %

(出典 学部等作成資料)

■進級 退学 状況

進級状況については、医学部(医学科)と工学部を除き、留年者が在学者の概ね5%以下(0.0~5.4%)となっている。医学部(医学科)では全てが必修科目であること、工学部では夜間主コースに有職学生が多いことから、留年率が概ね10%前後(8.6~15.0%)と高くなっている。

また、退学状況については、概ね退学者が在学者の1%以下となっており、過去5年間の平均退学率は0.67%となっている(資料6-1-①-6参照)。

資料6-1-①-6 「留年・退学状況」

学部名	年度	在籍者数 (A)	標準年限超過 学生数 (B)	留年率 (B/A)	退学者生数 (C)	退学率 (C/A)
教育学部	平成22年度	933	29	3.1 %	12	1.3 %
	平成23年度	924	16	1.7 %	8	0.9 %
	平成24年度	925	20	2.2 %	3	0.3 %
	平成25年度	932	22	2.4 %	5	0.5 %
	平成26年度	923	12	1.3 %	4	0.4 %
社会情報学部	平成22年度	472	23	4.9 %	6	1.3 %
	平成23年度	476	16	3.4 %	6	1.3 %
	平成24年度	476	20	4.2 %	2	0.4 %
	平成25年度	480	26	5.4 %	7	1.5 %
	平成26年度	486	25	5.1 %	3	0.6 %
医学部 (医学科)	平成22年度	633	63	10.0 %	0	0.0 %
	平成23年度	652	56	8.6 %	0	0.0 %
	平成24年度	669	59	8.8 %	0	0.0 %
	平成25年度	700	66	9.4 %	0	0.0 %
	平成26年度	723	79	10.9 %	1	0.1 %
医学部 (保健学科)	平成22年度	714	14	2.0 %	6	0.8 %
	平成23年度	699	10	1.4 %	2	0.3 %
	平成24年度	687	16	2.3 %	3	0.4 %
	平成25年度	683	14	2.0 %	3	0.4 %
	平成26年度	675	12	1.8 %	0	0.0 %
工学部	平成22年度	2,466	289	11.7 %	26	1.1 %
	平成23年度	2,423	255	10.5 %	32	1.3 %
	平成24年度	2,396	242	10.1 %	31	1.3 %
	平成25年度	1,840	211	11.5 %	39	2.1 %
	平成26年度	1,259	189	15.0 %	11	0.9 %
理工学部	平成25年度	540	0	0.0 %	2	0.4 %
	平成26年度	1,089	4	0.4 %	4	0.4 %

(出典 学部等作成資料)

■資格取得 状況

各種資格の取得状況については、医師、看護師、保健師、助産師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士といった医療系の資格において、概ね90%以上の合格率という高い成績を上げている（資料6－1－①－7参照）。

資料6－1－①－7 「各種資格 取得状況」

学部名	年度	受験者数 (A)	合格者数 (B)	合格率 (B/A)
医師	平成22年度	102	89	87.3 %
	平成23年度	103	92	89.3 %
	平成24年度	94	91	96.8 %
	平成25年度	100	92	92.0 %
	平成26年度	114	111	97.4 %
看護師	平成22年度	79	75	94.9 %
	平成23年度	85	83	97.6 %
	平成24年度	87	85	97.7 %
	平成25年度	78	77	98.7 %
	平成26年度	82	81	98.8 %
保健師	平成22年度	90	81	90.0 %
	平成23年度	95	87	91.6 %
	平成24年度	99	94	94.9 %
	平成25年度	83	82	98.8 %
	平成26年度	87	83	95.4 %
助産師	平成22年度	10	9	90.0 %
	平成23年度	9	9	100.0 %
	平成24年度	8	8	100.0 %
	平成25年度	8	8	100.0 %
	平成26年度	8	8	100.0 %
臨床検査技師	平成22年度	47	40	85.1 %
	平成23年度	39	35	89.7 %
	平成24年度	42	40	95.2 %
	平成25年度	42	36	85.7 %
	平成26年度	44	42	95.5 %
理学療法士	平成22年度	21	21	100.0 %
	平成23年度	26	25	96.2 %
	平成24年度	21	20	95.2 %
	平成25年度	20	20	100.0 %
	平成26年度	24	19	79.2 %
作業療法士	平成22年度	22	21	95.5 %
	平成23年度	23	23	100.0 %
	平成24年度	16	16	100.0 %
	平成25年度	21	19	90.5 %
	平成26年度	21	20	95.2 %

(出典 学部等作成資料)

また教育学部の大部分の卒業生（98%以上）が卒業時に教員免許を取得している（資料6－1－①－8参照）。

資料6－1－①－8 「教員免許状 取得状況」

学部名	年度	卒業生数 (A)	免許状 取得者数 (B)	取得率 (B/A)	小学校		中学校		高等学校		特支学校		幼稚園	
					1種	2種	1種	2種	1種	2種	1種	2種	1種	2種
教育学部	平成22年度	231	228	98.7 %	197	29	196	36	200		18	9	40	0
	平成23年度	219	218	99.5 %	182	32	193	31	185		16	2	29	7
	平成24年度	222	220	99.1 %	189	31	195	27	181		18	4	30	5
	平成25年度	229	226	98.7 %	188	37	199	22	178		18	3	24	7
	平成26年度	222	222	100.0 %	191	29	196	24	196		12	5	34	7

(出典 学部等作成資料)

■英語教育

本学においては、1年次に学部（医学部においては学科）別に、習熟度別のクラス編成による「英語」を開講している。なかでも週2回開講している理工学部においては、入学時と1年終了時をVELC test で比べると、成績が向上している。また、1年終了時のTOEIC 平均得点も、取組前の369点(平成22年度)から、414点(平成25年度)に向上している（別添資料6－1－①－A参照）。

【大学院課程】

■単位取得 状況

大学院における成績評価はA・B・C・Dの4段階となっており、Dは不合格となっている（資料6－1－①－9参照）。

資料6－1－①－9 「成績の評価（大学院課程）」

(履修の認定)

第18条 授業科目の履修単位は、試験（口頭又は筆答）又は研究報告により認定するものとする。

3 各授業科目の試験又は研究報告の成績は、評価によりA、B、C、Dの4種とし、A、B、Cを合格、Dを不合格とする。ただし、不合格の科目については再試験を受けることができる。

(出典 群馬大学 大学院学則（別添資料1－1－②－A）)

成績の分布は、すべての研究科でA（73.5～99/2%）が飛び抜けて多く、次いでB（0.0～12.8%）、C（0.0～7.1%）、D（0.0～10.9%）と続いている。

単位取得率は、ほとんどの研究科において90～80%以上であるが、保健学研究科（博士後期課程）は有職学生が多いことから、80%を下回っている（資料6－1－①－10参照）。

資料6－1－①－10 「大学院科目 成績分布」

研究科	年度	履修者数	A	B	C	D	単位取得率
教育学研究科 (修士) (専門職)	平成22年度	1,007	92.1 %	4.9 %	0.4 %	0.0 %	97.3 %
	平成23年度	979	94.5 %	3.7 %	0.3 %	0.1 %	98.5 %
	平成24年度	995	93.8 %	4.5 %	0.6 %	0.0 %	98.9 %
	平成25年度	940	94.6 %	3.9 %	0.4 %	0.0 %	98.9 %
	平成26年度	676	93.6 %	4.4 %	0.1 %	0.0 %	98.2 %

社会情報学研究科 (修士)	平成22年度	205	88.3 %	4.4 %	0.5 %	0.0 %	93.2 %
	平成23年度	193	85.0 %	6.7 %	1.0 %	0.5 %	92.7 %
	平成24年度	193	80.8 %	9.8 %	4.1 %	0.0 %	94.8 %
	平成25年度	149	85.2 %	12.8 %	1.3 %	0.0 %	99.3 %
	平成26年度	197	87.3 %	8.1 %	0.5 %	0.5 %	95.9 %
医学系研究科 (修士)	平成22年度	176	93.2 %	4.5 %	1.7 %	0.6 %	99.4 %
	平成23年度	125	94.4 %	4.8 %	0.8 %	0.0 %	100.0 %
	平成24年度	125	92.8 %	7.2 %	0.0 %	0.0 %	100.0 %
	平成25年度	169	92.9 %	6.5 %	0.0 %	0.6 %	99.4 %
	平成26年度	89	80.9 %	11.2 %	0.0 %	1.1 %	92.1 %
医学系研修科 (博士一貫)	平成22年度	1,093	97.7 %	1.6 %	0.6 %	0.0 %	100.0 %
	平成23年度	961	99.1 %	0.3 %	0.4 %	0.2 %	99.8 %
	平成24年度	1,013	99.2 %	0.7 %	0.1 %	0.0 %	100.0 %
	平成25年度	1,057	96.1 %	2.0 %	0.4 %	1.5 %	98.5 %
	平成26年度	1,491	81.9 %	6.4 %	0.7 %	10.9 %	89.1 %
保健学研究科 (博士前期) *平成23年度設置	平成22年度						
	平成23年度	58	86.2 %	6.9 %	0.0 %	1.7 %	93.1 %
	平成24年度	540	85.4 %	5.4 %	0.6 %	3.0 %	91.3 %
	平成25年度	688	85.5 %	6.5 %	0.1 %	2.9 %	92.2 %
	平成26年度	509	86.8 %	6.9 %	1.6 %	0.4 %	95.3 %
保健学研究科 (博士後期) *平成23年度設置	平成22年度						
	平成23年度	103	69.9 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %	69.9 %
	平成24年度	102	73.5 %	2.9 %	0.0 %	0.0 %	76.5 %
	平成25年度	94	79.8 %	1.1 %	0.0 %	1.1 %	80.9 %
	平成26年度	93	75.3 %	2.2 %	0.0 %	0.0 %	77.4 %
工学研究科 (博士前期)	平成22年度	8,259	75.9 %	7.9 %	2.9 %	1.8 %	86.6 %
	平成23年度	7,995	78.7 %	6.5 %	2.7 %	3.2 %	87.9 %
	平成24年度	7,492	79.4 %	7.6 %	2.1 %	2.5 %	89.0 %
	平成25年度	1,743	81.2 %	3.9 %	2.9 %	1.9 %	88.0 %
	平成26年度	84	50.0 %	7.1 %	7.1 %	4.8 %	64.3 %
工学研究科 (博士後期)	平成22年度	410	93.9 %	1.7 %	0.5 %	1.5 %	96.1 %
	平成23年度	354	91.8 %	0.6 %	0.0 %	0.8 %	92.4 %
	平成24年度	360	86.7 %	3.1 %	0.6 %	1.1 %	90.3 %
	平成25年度	215	87.0 %	1.9 %	0.9 %	1.9 %	89.8 %
	平成26年度	103	82.5 %	2.9 %	0.0 %	1.9 %	85.4 %
理工学府 (博士前期) *平成25年度設置	平成25年度	5,218	79.7 %	8.7 %	2.6 %	2.0 %	91.1 %
	平成26年度	6,039	80.5 %	8.2 %	2.4 %	1.1 %	91.1 %

理工学府 (博士後期) *平成25年度設置	平成25年度	146	91.8 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %	91.8 %
	平成26年度	207	84.1 %	1.4 %	1.9 %	0.5 %	87.4 %

(出典 研究科等作成資料)

■卒業 状況

卒業状況について、修士課程（博士前期課程含む）では大部分の学生が修業年限内に教育を修了している。

これに対して博士課程（博士後期課程含む）では、多数の学生が過年度在学をしており、仕事と学業の両立が困難な社会人学生が多いことが原因となっている（資料6－1－①－11 参照）。

資料6－1－①－11 「標準修業年限卒業率 及び 「標準修業年限×1.5 年」 内修了率」

■修業年限 2 年

研究科	卒業年	標準修業年限前 (2年前) 入学者数 (A)		標準修 業年限 内卒業 者数 (B)	標準修業 年限内 卒業率 (B/A)	標準修業年限 ×1.5 年前 (3年前) 入学者数 (C)		(C) のう ち標準修 業年限 ×1.5 内 卒業者数 (D)	標準修業 年限 ×1.5 内 卒業率 (D/C)
教育学研究科 (修士) (専門職)	平成22年度	平成21年度	49	46	93.9 %	平成20年度	48	43	89.6 %
	平成23年度	平成22年度	42	37	88.1 %	平成21年度	49	47	95.9 %
	平成24年度	平成23年度	40	36	90.0 %	平成22年度	42	38	90.5 %
	平成25年度	平成24年度	42	40	95.2 %	平成23年度	40	38	95.0 %
	平成26年度	平成25年度	44	39	88.6 %	平成24年度	42	41	97.6 %
社会情報学 研究科 (修士)	平成22年度	平成21年度	10	8	80.0 %	平成20年度	14	10	71.4 %
	平成23年度	平成22年度	14	11	78.6 %	平成21年度	10	9	90.0 %
	平成24年度	平成23年度	14	13	92.9 %	平成22年度	14	13	92.9 %
	平成25年度	平成24年度	14	9	64.3 %	平成23年度	14	14	100.0 %
	平成26年度	平成25年度	14	7	50.0 %	平成24年度	14	10	71.4 %
医学系研究科 生命医科学専攻 (修士)	平成22年度	平成21年度	11	11	100.0 %	平成20年度	13	12	92.3 %
	平成23年度	平成22年度	16	14	87.5 %	平成21年度	11	11	100.0 %
	平成24年度	平成23年度	6	6	100.0 %	平成22年度	16	14	87.5 %
	平成25年度	平成24年度	17	16	94.1 %	平成23年度	6	6	100.0 %
	平成26年度	平成25年度	15	13	86.7 %	平成24年度	17	17	100.0 %
保健学研究科 (博士前期)	平成24年度	平成23年度	39	29	74.4 %	平成22年度			
	平成25年度	平成24年度	53	46	86.8 %	平成23年度	39	39	100.0 %
	平成26年度	平成25年度	50	40	80.0 %	平成24年度	53	50	94.3 %
工学研究科 (博士前期)	平成22年度	平成21年度	362	324	89.5 %	平成20年度	343	324	94.5 %
	平成23年度	平成22年度	407	349	85.7 %	平成21年度	362	349	96.4 %
	平成24年度	平成23年度	362	325	89.8 %	平成22年度	407	325	79.9 %
	平成25年度	平成24年度	349	310	88.8 %	平成23年度	362	310	85.6 %
	平成26年度	平成25年度				平成24年度	349	0	0.0 %
理工学府 (博士前期)	平成26年度	平成25年度	323	306	94.7 %	平成24年度			

■修業年限 3 年

研究科	卒業年	標準修業年限前 (3年前) 入学者数 (A)		標準修 業年限 内卒業 者数 (B)	標準修 業年限 内 卒業率 (B/A)	標準修業年限 ×1.5 年前 (5年前) 入学者数 (C)		(C) のう ち標準修 業年限 ×1.5 内 卒業者数 (D)	標準修業 年限 ×1.5 内 卒業率 (D/C)
保健学研究科 (博士後期)	平成25年度	平成 23 年度	10	3	30.0 %				
	平成26年度	平成 24 年度	13	5	38.5 %				
工学研究科 (博士後期)	平成22年度	平成 20 年度	42	15	35.7 %	平成 18 年度	43	19	44.2 %
	平成23年度	平成 21 年度	37	13	35.1 %	平成 19 年度	38	17	44.7 %
	平成24年度	平成 22 年度	31	16	51.6 %	平成 20 年度	42	18	42.9 %
	平成25年度	平成23年度	30	14	46.7 %	平成 21 年度	37	16	43.2 %
	平成26年度	平成24年度	32	15	46.9 %	平成 22 年度	31	19	61.3 %

■修業年限 4 年

研究科	卒業年	標準修業年限前 (4年前) 入学者数 (A)		標準修 業年限 内卒業 者数 (B)	標準修業 年限内 卒業率 (B/A)	標準修業年限 ×1.5 年前 (6年前) 入学者数 (C)		(C) のう ち標準修 業年限 ×1.5 内 卒業者数 (D)	標準修業 年限 ×1.5 内 卒業率 (D/C)
医学系研究科 (博士一貫)	平成22年度	平成 19 年度	71	27	38.0 %	平成 17 年度	79	45	57.0 %
	平成23年度	平成 20 年度	61	29	47.5 %	平成 18 年度	60	53	88.3 %
	平成24年度	平成 21 年度	50	26	52.0 %	平成 19 年度	71	59	83.1 %
	平成25年度	平成 22 年度	58	29	50.0 %	平成 20 年度	61	36	59.0 %
	平成26年度	平成 23 年度	43	27	62.8 %	平成 21 年度	50	35	70.0 %

(出典 研究科等作成資料)

■進級 退学 状況

進級状況については、ほとんどの課程において、留年率が概ね 20%以下となっている。保健学研究科(博士後期課程)は、母集団の学生数が少ないことや有職学生が多いことから、留年率が高くなっている。

退学状況については、ほとんどの課程において、退学率が概ね 5.0%以下となっているが、保健学研究科(博士後期課程)と工学研究科(博士後期課程)は、有職学生が多いことから留年率が高くなっている(資料 6-1-①-12 参照)。

資料 6-1-①-12 「留年・退学状況」

学部名	年度	在籍者数 (A)	標準年限超過 学生数 (B)	留年率 (B/A)	退学者生数 (C)	退学率 (C/A)
教育学研究科 (修士) (専門職)	平成22年度	93	3	3.2 %	3	3.2 %
	平成23年度	81	2	2.5 %	0	0.0 %
	平成24年度	85	3	3.5 %	2	2.4 %
	平成25年度	89	4	4.5 %	2	2.2 %
	平成26年度	88	1	1.1 %	2	2.3 %
社会情報学研究科 (修士)	平成22年度	29	5	17.2 %	1	3.4 %
	平成23年度	32	5	15.6 %	0	0.0 %
	平成24年度	31	3	9.7 %	1	3.2 %
	平成25年度	28	2	7.1 %	0	0.0 %
	平成26年度	31	4	12.9 %	0	0.0 %
医学系研究科 (修士)	平成22年度	29	0	0.0 %	0	0.0 %
	平成23年度	23	1	4.3 %	2	8.7 %
	平成24年度	18	0	0.0 %	0	0.0 %
	平成25年度	27	0	0.0 %	0	0.0 %
	平成26年度	25	1	4.0 %	1	4.0 %
医学系研究科 (博士一貫)	平成22年度	299	49	16.4 %	2	0.7 %
	平成23年度	278	58	20.9 %	4	1.4 %
	平成24年度	267	60	22.5 %	6	2.2 %
	平成25年度	253	42	16.6 %	2	0.8 %
	平成26年度	273	48	17.6 %	6	2.2 %
保健学研究科 (博士前期)	平成23年度	108	12	11.1 %	4	3.7 %
	平成24年度	107	14	13.1 %	1	0.9 %
	平成25年度	115	12	10.4 %	2	1.7 %
	平成26年度	90	8	8.9 %	2	2.2 %
保健学研究科 (博士後期)	平成23年度	90	49	54.4 %	5	5.6 %
	平成24年度	87	49	56.3 %	7	8.0 %
	平成25年度	77	43	55.8 %	4	5.2 %
	平成26年度	70	34	48.6 %	6	8.6 %
工学研究科 (博士前期)	平成22年度	777	22	2.8 %	30	3.9 %
	平成23年度	772	24	3.1 %	26	3.4 %
	平成24年度	728	27	3.7 %	28	3.8 %
	平成25年度	359	23	6.4 %	14	3.9 %
	平成26年度	17	13	76.5 %	3	17.6 %
工学研究科 (博士後期)	平成22年度	136	33	24.3 %	15	11.0 %
	平成23年度	122	30	24.6 %	12	9.8 %
	平成24年度	122	30	24.6 %	10	8.2 %
	平成25年度	89	28	31.5 %	11	12.4 %
	平成26年度	60	26	43.3 %	9	15.0 %

理工学府 (博士前期)	平成25年度	317	0	0.00%	2	0.6 %
	平成26年度	647	0	0.00%	8	1.2 %
理工学府 (博士後期)	平成25年度	27	0	0.00%	0	0.0 %
	平成26年度	46	0	0.00%	1	2.2 %

(出典 研究科等作成資料)

【分析結果とその根拠理由】

学部・大学院ともに、成績分布からみた単位取得率・卒業率等が、概ね 90%以上と高い水準を維持しており、留年率・退学率は総じて低い水準となっている。

また医師・看護師や教員といった国家試験・資格については、いずれにおいても合格率が概ね 90%以上となっている。

以上のことから、学生が各学年や卒業（終了）時に身につけるべき知識・技能・態度等について、学習成果があがっていると判断できる。

(別添資料)

- ・ 6－1－①－A 平成 26 年度 VELC test 結果，理工学部 TOEIC スコア経年変化

観点 6－1－②： 学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。

【観点に係る状況】

本学では、教養教育・各学部及び研究科ごとに、授業評価アンケートや懇談会を実施し、学生からの意見聴取を行っている。教育方法の改善を目的としたこれらの活動は、年に 1 度全学的に調査を行い、結果をウェブサイト公表している（資料 6－1－②－1 参照）。

全学調査は当初「授業評価等実施状況調査」として実施していたが、平成 23 年度からは新たに「学生などの意見調査」の項目を追加するとともに、調査名称を「教育方法改善のための自己点検・評価（授業評価等）実施状況調査」と改め、より広範な教育方法改善の取組に対する自己点検・評価を実施している。

資料6-1-②-1 「授業評価（ウェブサイト掲載）」

■ 授業評価（全体）

大学評価室

トップページ > 大学概要 > 大学評価室 > 授業評価

室長からのメッセージ

実施体制

中期目標・中期計画

大学情報データベース

関係法令

大学評価

授業評価

教員評価

国立大学法人評価

認証評価

授業評価

TEACHING EVALUATION

平成6年度から、本学全体の授業の質向上を図るため、学生による授業評価を実施しています。詳細はこちらを参照ください。

教養教育科目

平成17年度より「学修原論」に加え新たに「総合科目」の授業評価を実施し、教員の各科目毎の細分化した集計を行い、その結果を教員個々にフィードバックしています。平成19年度からは「英語」及び「英語以外の外国語」、平成21年度からは「分野別科目」、平成22年度からは「情報処理」、平成23年度からは「学部別科目」の授業評価を実施しています。

評価アンケート用紙(PDF)

アンケート結果

授業評価実施状況一覧

授業評価実施状況調査結果

(出典 URL http://www.gunma-u.ac.jp/hyouka/hyouka_6.html)

■ 授業評価実施状況 調査結果

大学評価室 | 授業評価実施状況調査結果

Search this site

search

授業評価実施状況調査結果

Selected Entries

- ▶ 平成16 事業年度 (07/12)
- ▶ 授業評価実施状況調査結果 (07/11)
- ▶ 【リアクションペーパー方式(全学共通)】アンケート経年結果 (07/11)

page top

◎平成25年度(PDF)

◎平成24年度(PDF)

◎平成23年度(PDF)

◎平成22年度(PDF)

◎平成21年度(PDF)

◎平成20年度(PDF)

◎平成19年度(PDF)

◎平成18年度(PDF)

(出典 URL http://www.gunma-u.ac.jp/sb_hyouka/log/eid21.html)

平成25年度の調査結果において、「授業評価アンケート結果に基づく自己点検・評価」を見ると、「総合的な評価は概ね良好（教養教育）」「総合評価において9割以上の学生が肯定的な意見（優れている・やや優れている）（教育学部）」となっている。他の学部等においても、授業の総合評価は、肯定的な意見が大半を占めており、授業に対する満足度は高いと判断できる（資料6-1-②-2参照）。

資料 6-1-②-2 「平成 25 年度 教育方法改善のための自己点検・評価（授業評価等）
実施状況調査結果（抜粋）」

平成 25 年度 教育方法改善のための自己点検・評価（授業評価等）実施状況 調査結果

1. 学生による授業評価

(4) アンケート結果に基づく自己点検・評価

部局名	教育方法の具体的な改善事例など
大学教育・学生支援機構	「学びのリテラシー」を対象に学生アンケートを実施した。教養教育のカリキュラム(授業科目のメニュー・時間割・授業内容)や教養教育における教員の授業の教え方などの確認ができ、課題も見つけることができたので、今後の授業内容等の改善が期待される。 さらに、教養教育アンケートでは、総合的な評価では概ね好評であったが、シラバスに関しては活用する者が増える傾向にあるが、まだ配付物(履修手引・授業案内)の方が役立つかと捉えられている。今後は新教務システムの導入もあり、よりシラバスの充実と学生への周知が重要と思われる。 平成 26 年度から新教務システムを導入し、学生が履修登録時にシラバスを同時に確認できるよう運用を開始する。
教育学部 教育学研究科	総合評価において、9 割以上の学生が肯定的な評価(「優れている」「やや優れている」)をしている。

(出典 URL http://www.gunma-u.ac.jp/hyouka/06_jugyou/3_jissijoukyou/H25.pdf)

(別添資料 6-1-②-A)

【分析結果とその根拠理由】

全ての学部・研究科において、授業評価アンケートや懇談会をはじめとしたさまざまな方法により、学生からの意見聴取を行っている。また授業評価アンケートの結果は、概して良好な評価を得ている。

以上のことから、学生からの意見聴取の結果から判断して、学習成果が上がっていると判断できる。

(別添資料)

・ 6-1-②-A 平成 25 年度 教育方法改善のための自己点検・評価（授業評価等）実施状況調査結果

観点 6-2-①： 就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。

【観点到に係る状況】

学生の卒業（修了）後の進路状況については、進学率・就職率の両方を合わせて、学部（平均）では 96.6%、大学院（平均）では 93.9%となっている。理工学部では進学率が 56.1%となっており、他学部と比べて、就職よりも大学院へ進学をする学生が多くなっている（資料 6-2-①-1 参照）。

資料 6-2-①-1 「平成 26 年度 進路状況」

■ 学士課程

学 部 名	合計	進 学							就 職			その他	進学 + 就職
		小計	大学院研究科 (うち本学の 研究科)		大学 学部 ・ 短期 大学 本科	専 攻 科	別 科	専外 修国 学の 校学 ・校 等	小計	就 職 者	臨 床 研 修 医		
学部計	1,199	381 31.8%	364 30.4%	(346) 95.1%	4 0.3%	3 0.3%	5 0.4%	5 0.4%	777 64.8%	672 56.0%	105 8.8%	41 3.4%	1,158 96.6%
教育学部	222	32 14.4%	27 12.2%	(19) 70.4%	0 0.0%	3 1.4%	0 0.0%	2 0.9%	184 82.9%	184 82.9%	0 0.0%	6 2.7%	216 97.3%
社会情報 学部	130	5 3.8%	3 2.3%	(2) 66.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 1.5%	113 86.9%	113 86.9%	0 0.0%	12 9.2%	118 90.7%
医学部 (医学科)	114	3 2.6%	3 2.6%	(0) 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	105 92.1%	0 0.0%	105 47.3%	6 5.3%	108 94.7%
医学部 (保健学科)	161	20 12.4%	15 9.3%	(15) 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	5 3.1%	0 0.0%	139 86.3%	139 86.3%	0 0.0%	2 1.2%	159 98.7%
理工学部	572	321 56.1%	316 55.2%	(310) 98.1%	4 0.7%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.2%	236 41.3%	236 41.3%	0 0.0%	15 2.6%	557 97.4%

■ 大学院課程

研究科名	合計	進 学							就 職			その他	進学 + 就職
		小計	大学院研究科 (うち本学の 研究科)		大学 学部 ・ 短期 大学 本科	専 攻 科	別 科	専外 修国 学の 校学 ・校 等	小計	就 職 者	臨 床 研 修 医		
大学院 計	492	19 3.9%	19 3.9%	(13) 68.4%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	443 90.0%	443 90.0%	0 0.0%	30 6.1%	462 93.9%
教育学研究科 (修士)	24	0 0.0%	0 0.0%	(0) 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	23 95.8%	23 95.8%	0 0.0%	1 4.2%	23 95.83%
教育学研究科 (専門職)	16	0 0.0%	0 0.0%	(0) 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	16 100.0%	16 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	16 100.00%
社会情報学 研究科(修士)	9	0 0.0%	0 0.0%	(0) 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	5 55.6%	5 55.6%	0 0.0%	4 44.4%	5 55.6%
医学系研究科 (修士)	9	1 11.1%	1 11.1%	(0) 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	8 88.9%	8 88.9%	0 0.0%	0 0.0%	9 100.0%
医学系研究科 (博士一貫)	42	0 0.0%	0 0.0%	(0) 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	41 97.6%	41 97.6%	0 0.0%	1 2.4%	41 97.6%
保健学研究科 (博士前期)	46	4 8.7%	4 8.7%	(0) 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	39 84.8%	39 84.8%	0 0.0%	3 6.5%	43 93.5%
保健学研究科 (博士後期)	12	0 0.0%	0 0.0%	(0) 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	9 75.0%	9 75.0%	0 0.0%	3 25.0%	9 75.0%

理工学府 (博士前期)	306	14 5.0%	14 5.0%	(13) 93.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	282 92.0%	282 92.0%	0 0.0%	10 3.0%	296 96.7%
理工学府 (博士後期)	2	0 0.0%	0 0.0%	(0) 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 100.0%	2 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 100.0%
工学研究科 (博士前期)	11	0 0.0%	0 0.0%	(0) 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	7 63.6%	7 63.6%	0 0.0%	4 36.4%	7 63.64%
工学研究科 (博士後期)	15	0 0.0%	0 0.0%	(0) 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	11 73.3%	11 73.3%	0 0.0%	4 26.7%	11 73.3%

(出典 学部・研究科等作成資料)

■卒業生進路状況 (URL http://www.gunma-u.ac.jp/html_campus/accession_14.html)

また、職業別の就職状況において最も多い就職先は、教育学部では教員 (77.7%)、医学部医学科では医師 (100.0%) 保健学科では保健医療従事者 (93.5%)、理工学部では技術者 (89.0%) となっており、大学院においても同様の傾向となっている (資料6-2-①-2参照)。

資料6-2-①-2 「平成26年度 職業別就職状況」

■学士課程

区分 学部	合計	科学研究者	技術者	教員	医師	保健医療従事者	芸術・デザイナー等	事務	販売・サービス等	運輸・通信業	その他の職業
学部 計	777	0 0.0%	212 27.3%	144 18.5%	105 13.5%	134 17.2%	3 0.4%	139 17.9%	25 3.2%	2 0.3%	13 1.7%
教育学部	184	0 0.0%	2 1.1%	143 77.7%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.5%	27 14.7%	3 1.6%	0 0.0%	8 4.3%
社会情報学部	113	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.9%	2 1.8%	102 90.3%	6 5.3%	2 1.8%	0 0.0%
医学部 (医学科)	105	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	105 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
医学部 (保健学科)	139	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	130 93.5%	0 0.0%	0 0.0%	6 4.3%	0 0.0%	3 2.2%
理工学部	236	0 0.0%	210 89.0%	1 0.4%	0 0.0%	3 1.3%	0 0.0%	10 4.2%	10 4.2%	0 0.0%	2 0.8%

■大学院課程

研究科	区分	合計	科学 研究者	技術 者	教員	医師・ 薬剤師	保健 医療従事者	芸術・ デザイナー等	事務	販売・ サービス業等	運輸・ 通信業	その 他の職業
研究科 計		443	6 1.4%	296 66.8%	54 12.2%	27 6.1%	38 8.6%	0 0.0%	8 1.8%	5 1.1%	0 0.0%	9 2.0%
教育学研究科（修士）		23	0 0.0%	0 0.0%	19 82.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 13.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 4.3%
教育学研究科（専門職）		16	0 0.0%	0 0.0%	16 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
社会情報学研究科（修士）		5	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 80.0%	1 20.0%	0 0.0%	0 0.0%
医学系研究科 生命医科学専攻（修士）		8	2 25.0%	3 37.5%	1 12.5%	0 0.0%	1 12.5%	0 0.0%	0 0.0%	1 12.5%	0 0.0%	0 0.0%
医学系研究科 保健学専攻（博士前期）		39	0 0.0%	0 0.0%	5 12.8%	0 0.0%	33 84.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.6%
医学系研究科 保健学専攻（博士後期）		9	0 0.0%	1 11.1%	6 66.7%	0 0.0%	2 22.2%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
医学系研究科 医科学専攻（博士一貫）		41	0 0.0%	1 2.4%	6 14.6%	27 65.9%	2 4.9%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	5 12.2%
理工学府（博士前期）		282	1 0.4%	275 97.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.4%	3 1.1%	0 0.0%	2 0.7%
理工学府（博士後期）		2	0 0.0%	2 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
工学研究科（博士前期）		7	0 0.0%	7 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
工学研究科（博士後期）		11	3 27.3%	7 63.6%	1 9.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

(出典 学部・研究科等成資料)

【分析結果とその根拠理由】

卒業（修了）生は各学部・研究科の専門性を生かした進路を選択している。具体的には、技術者や教員・医療関係者・事務などに高い確率で就職しており、学部・研究科の目的に沿った人材を養成している。

以上のことから、卒業（修了）後の進路状況から判断して、学習成果が上がっていると判断できる。

観点6-2-②： 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学習成果が上がっているか。

【観点到に係る状況】

各学部・研究科の実情に合わせて、卒業生・修了生または就職先企業等に対して、教育成果に関するアンケート調査を実施しており、概して、大学における教育内容についての満足度は高い結果となっている（資料6-2-②-1参照）。

資料6-2-②-1 「卒業（修了）生、就職先企業等への 教育成果に関するアンケート調査（概要）」

学 部 等	調査名（実施年度）	回答	回答の状況
教育学部	教育に関する 現況調査アンケート （平成 24 年度）	卒業生 85 名	「大学で身につけるべき教員としての基本資質についてどの程度まで学習できたか」という問いに対して、15 の評価項目のうち 10 項目において、5 段階評価のうち 3（概ね満足できる）以上の回答が 7～8 割にのぼっている。 3 以上の評価率は前回調査から比べて、すべての項目で上昇しており、大学での学習に対する卒業生の評価は向上している。
	教育に関する 現況調査アンケート （平成 26 年度）	卒業生 68 名	「大学で身につけるべき教員としての基本資質についてどの程度まで学習できたか」という問いに対して、15 の評価項目のうち 13 項目において、5 段階評価のうち 3（概ね満足できる）以上の回答が 7～8 割にのぼっている。 3 以上の評価率は前回調査から比べて、14 項目で上昇しており、大学での学習に対する卒業生の評価は向上している。
教育学研究科	教育に関する 現況調査アンケート （平成 24 年度）	修了生 40 名	「大学院で学修・研究すべき項目についてどの程度まで学修・研究できたか」という問いに対して、14 の評価項目のうち 11 項目において、平均値が 5 段階評価のうち 3（概ね満足できる）以上となっている。
	教育に関する 現況調査アンケート （平成 26 年度）	修了生 15 名	「大学院で学修・研究すべき項目についてどの程度まで学修・研究できたか」という問いに対して、14 の評価項目のうち 4 項目において、平均値が 5 段階評価のうち 3（概ね満足できる）以上となっている。 また、「大学院の教育の現況についてどのように評価するか」という問いに対しては、5 項目全てにおいて、平均値が 5 段階評価のうち 3 以上となっている。
社会情報学部	企業ヒアリング調査 （平成 26 年度）	卒業生 就職先 6 社	採用企業の人事担当者から、本学卒業生に対する評価において、「プレゼンテーション能力が秀でている」「問題把握能力・問題解決能力が優れている」となっている。
工学部 工学研究科	教育改善のための 卒業生アンケート （平成 24 年度）	卒業生 修了生 249 名	工学部のほとんどの学科では、専門カリキュラムで学んだ知識の有効性について、約 80%の卒業生が肯定的な回答をしている。 就職先企業においても、本学卒業生・修了生の専門分野の能力に関して高い評価を受けている。

（出典 学部・研究科等において実施した教育成果に関するアンケート調査（別添資料 6-2-②-A））

また、就職・転職支援の日経 HR が、企業の人事担当者を対象として調査した「新卒新入社員、出身大学別イメージ調査」によると、「対人力」「知力・学力」「行動派」「独創性」「専門性・仕事力」の5項目のうち、本学は「専門性・仕事力」の項目で5位と高い評価を得た。(資料6-2-②-2参照)。

資料6-2-②-2 「企業の人事担当者から見た大学のイメージ調査(専門性・仕事力)」

順位	大学名	評価得点	語学力や 留学経験がある	ビジネスの 即戦力になる	高度な専門性を 身につけている
1位	東京工業大学(国立)	22.7点	4.5	13.6	50.0
2位	上智大学(私立)	21.7点	47.8	8.7	8.7
3位	東北大学(国立)	20.2点	9.1	0	51.5
4位	名古屋大学(国立)	19.6点	17.6	5.9	35.3
5位	群馬大学(国立)	19.4点	16.7	8.3	33.3

※学生のイメージとしてあてはまる項目(3つ)の得票率を点数化している。

(出典 「受験から就職まで 親と子のかしこい大学選び 2015年版」)

【分析結果とその根拠理由】

学部・研究科の卒業生・修了生に対するアンケートによると、カリキュラムや専門的な知識・技術の修得等について、高い満足度を示している。就職先企業に対するアンケートにおいても、本学の学生の専門的な知識・技術等について、高い満足度を示している。また、全国大学の地域貢献度ランキングや人事が選ぶ大学ランキングの一部の項目においても高い評価を得ている。

以上のことから、卒業(修了生)や就職先等からの意見聴取の結果から判断して、学習の成果が上がっていると判断できる。

(別添資料)

- ・6-2-②-A 学部・研究科等において実施した教育成果に関するアンケート調査(抜粋)

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 1年次に学部(医学部においては学科)別に、習熟度別のクラス編成による「英語」を開講している。なかでも週2回開講している理工学部において、入学時と1年終了時をVELC testで比べると、成績が向上している。また、1年終了時のTOEIC平均得点も、取組前の369点(平成22年度)から、414点(平成25年度)に向上している。

【改善を要する点】

該当なし

基準 7 施設・設備及び学生支援

(1) 観点ごとの分析

観点 7-1-①： 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。

また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。

【観点に係る状況】

■基準面積（概要）

本学キャンパスは、荒牧・昭和・桐生・太田の4地区に分かれており、529,111 m²の土地と296,976 m²の校舎等（図書館等を含む）を有し、別添「大学現況票（平成27年5月1日現在）」に示すとおり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積を満たしている。

■教育研究を行う施設・設備（整備状況）（有効活用）

荒牧・昭和・桐生の主要3キャンパスにおいては、教育研究用として講義室、研究室、実験・実習室及び演習室等、コンピュタリテラシやプログラム教育用として情報処理室及び図書館等、その他に授業や課外活動等に利用する運動場、体育館、課外活動施設及びプール等を整備しており、教育研究等を推進するための必要な施設・設備を整備している。また空いている講義室等は、自主学習用に開放するとともに、課外活動等にも広く利用しており、施設の有効活用を行っている（別添資料7-1-①-A参照）。

■夜間の施設利用

太田キャンパスにおいては、工学部の夜間主修学の課程を開講しており、開講時間は18:00～21:05となっている。

■キャンパスごとの整備状況

キャンパス毎の整備状況については、いずれものキャンパスにおいても「群馬大学キャンパスマスタープラン（別添資料7-1-①-B参照）」及び「群馬大学施設整備推進戦略（別添資料7-1-①-C参照）」に沿って、老朽改善・耐震改修を計画的に実施している。平成26年度末現在、荒牧地区の教育学部N棟・昭和地区の保健学科西棟・桐生地区の社会環境デザイン工学実験棟が未改修であるほかは、教育研究施設の老朽化については概ね改善を終了している。

■耐震化への対応

現在耐震基準を満たしていない昭和地区の診療棟と桐生地区の学生寮については、平成27年度末までに耐震補強工事による改善を行う予定である。このほか桐生地区の同窓記念会館も耐震性が低い建物となっているが、歴史的建造物であるため、平成28年度の耐震補強工事の実施に向けて、関係機関と協議中である。

■バリアフリーへの配慮

身体障害者が自立した教育研究活動ができるよう「ユニバーサルデザインに配慮した整備方針」（別添資料7-1-①-D参照）を制定し、優先的に施設の改善を行っている。具体的には、施設点検をもとに使用頻度を勘案し、障害者対応のエレベータ・トイレの設置・改修や出入口付近のスロープ、駐車場、点字ブロック等を計画的に整備するなど、主要な施設のバリアフリー化は概ね完了している（別添資料7-1-①-E参照）。また、入学学生の障害の様態に応じて、身障者用トイレに特殊な長椅子を整備するなど、個別の対応も行っている。

■安全・防犯への配慮

さらに、安心安全なキャンパス構築を目指し、外灯の増設や主要建物の主な出入口に防犯用の監視カメラを設置するなど、防犯体制を強化している。

■学生ニーズへの把握

学生の施設・設備等に関するニーズを把握するために、毎年、学長と学生との懇談会を開催している。学生の要望をもとに、老朽化したトイレの改修や講義室の個別空調化を行うなど、環境の改善を実施している（別添資料7-1-①-F 参照）。

なお、空地や運動場の代替措置の該当はない。

【分析結果とその根拠理由】

本学の校地面積及び校舎面積は、大学設置基準の校地面積 143,772 m²・校舎面積 57,466 m²を大きく上回っている。その他の施設についても、別添「大学現況票（平成 27 年 5 月 1 日現在）」のとおり、教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備を整備している。

施設・設備の耐震化、バリアフリー化、安全防犯面での配慮については、学内において策定した方針等に基づき、計画的に整備を行っている。

以上のことから、教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され有効に活用されており、施設・設備における耐震化・バリアフリー化、安全・防犯面についての配慮がなされていると判断できる。

（別添資料）

- ・ 7-1-①-A 学生便覧（抜粋）教室の利用について
- ・ 7-1-①-B 群馬大学キャンパスマスタープラン
- ・ 7-1-①-C 国立大学法人群馬大学施設整備推進戦略
- ・ 7-1-①-D ユニバーサルデザイン（バリアフリー）整備方針策定について
- ・ 7-1-①-E バリアフリー施設・設備等調査シート
- ・ 7-1-①-F 学生と学長の懇談会資料

観点 7-1-②： 教育研究活動を展開する上で必要な ICT 環境が整備され、有効に活用されているか。

【観点到係る状況】

■ICT整備状況（ハード面）

本学では、総合情報メディアセンターが中心となり、本学 4 キャンパス及び附属学校に高速な支線ネットワーク（ギガビットイーサネット）を構築し、良好なネットワーク接続環境を提供している。災害等にも強い安定したネットワークを提供するため、本学災害対策用外部データセンターにコアスイッチを設置し、安定した学外接続を行っている（別添資料 7-1-②-A 参照）。

各キャンパスでは、有線でネットワークが利用できる環境を整備するとともに、講義室と各キャンパスの主要な箇所には、最新の無線 LAN アクセスポイントを合計 138 箇所に設置し、無線 LAN が利用できる体制を整備している。無線 LAN 使用可能エリアを視認性の高いステッカーで示し、学生・教職員に対する利用の促進を図っている（URL：<http://www.media.gunma-u.ac.jp/network/wlan/> 参照）。

また、学生が利用可能な端末は、総合情報メディアセンター情報基盤部門情報処理演習室・図書館のほか、各キャンパスの演習室等合計 13 演習室（合計 586 台あり）に配置し、授業・講習会等に活用している（資料 7-1-②-1 参照）。

資料 7-1-②-1 「PC端末 設置状況」

演習室一覧

設置場所	端末台数	プリンタ台数	備考
中央図書館ラーニングコモンズPCエリア	31(+SA用1台)	1	
中央図書館1階北側座席	17		
中央図書館1階情報検索コーナー	2	1	情報検索用
教養教育GB棟2階201教室	61	2	授業専用
教育学部C棟1階C105教室	31	2	授業専用
教育学部N棟1階N101教室	61	2	授業専用
社会情報学部棟6階612教室	25	2	授業専用
医学図書館1階パソコンコーナー	15	1	
医学部共用施設棟3階演習室A	93	1	
医学部共用施設棟3階演習室B	48	1	
理工学図書館4階演習室A	121	1	
理工学図書館3階演習室B	61	1	
理工学図書館1階ラーニングコモンズ	20	1	
リモート演習用端末	13		演習室外から利用できません

(合計)

13 演習室

586 台

*リモート端末

13 台を除く

(出典 URL <http://www.media.gunma-u.ac.jp/guide/itc/pc-room/list.html>)

■ ICT整備状況 (ソフト面)

総合情報メディアセンターにおいて、コース管理システムとして群馬大学Moodle システムを運用し、学内の全キャンパスにおいて教員・学生に開放している(資料 7-1-②-2 参照)。本システム上では、教養教育 84 コース(講義)、専門科目 133 コース(講義)が運用されており、利用する学生数は延べ約 5,300 名に上っている。

資料 7-1-②-2 「群馬大学Moodle システム (アクセス限定ウェブサイト)」



(出典 URL <https://mdl2.media.gunma-u.ac.jp/>)

また e-ラーニング英語学習システムを導入し、学生の自主的・自覚的な学習や TOEIC 等の語学試験対策に役立てている(資料 7-1-②-3 参照)。

資料 7-1-②-3 「eラーニング英語学習システム」

eラーニングシステムの推進

- (1) 学生の自主的な学習のため、eラーニング英語学習システム、アルクネットアカデミー2（ALC NetAcadmy2）の「スーパースタンドコース」、「PowerWordsコースプラス」、「TOEICテスト演習 2000コース」、「技術英語パワーアップコース」が利用できます。

コース名	コース内容
スーパースタンドコース	レベル診断テスト、リスニング、リーディング、TOEICテスト演習
PowerWords コースプラス	語彙レベル診断テスト、英単語レベル別学習、英単語レベル別実力テスト、目的・ジャンル別学習
TOEICテスト演習 2000コース	TOEICテストに対応した問題演習
技術英語パワーアップコース	理系論文攻略、語彙・例文演習、理系表現演習

(出典 URL http://uec.jimu.gunma-u.ac.jp/activites_lan/)

また、マイクロソフト社との間で包括ライセンス契約を締結し、全学の教職員及び学生が自由に Microsoft Office 製品を利用できるよう、環境整備を行っている（資料 7-1-②-4 参照）。

資料 7-1-②-4 「マイクロソフト社との 包括ライセンス契約」

群馬大学 全学ソフトウェアライセンス

■全学ソフトウェアライセンス概要

全学ソフトウェアライセンスは、学生、教職員が全学的に使用するソフトウェアの標準化と、その整備に係る経費の節減、並びに、ソフトウェアの不正コピーの防止を組織的に取り組むことでのコンプライアンス対策等を目的としています。

■提供ソフトウェア(学内からのみダウンロード可)

以下の製品を提供します。

●マイクロソフト社製品

マイクロソフト 包括ライセンス契約の導入により、指定されたマイクロソフト社製ソフトウェアを、常に最新バージョンで利用することができます。

(出典 URL <http://sw.media.gunma-u.ac.jp/>)

このほか平成 26 年度からは、各学部等において個別に整備・稼働していた「教務システム」を、大学全体で統一し、シラバスの電子化や、休講・補講などの情報を携帯電話に転送するなど学生サービスの向上のほか、教務事務の合理化を行った（URL:<https://www.kyomu-sys.gunma-u.ac.jp/Portal/>参照）。

■セキュリティ管理 (推進室) (ポリシー・セキュリティチェック) (講習会) (学生 eラーニング)

情報セキュリティについては、情報ネットワーク及びコンピュータシステムに関する危機管理対策の徹底を図るため、情報化統括責任者(CIO)である理事を室長とした情報化推進室を設置し、情報セキュリティの推進体制を全学で整備している（資料 7-1-②-5、資料 7-1-②-6 参照）。

また「群馬大学情報セキュリティポリシー」（別添資料 7-1-②-C 参照）を制定しているほか、セキュリティポリシーを周知徹底する目的で、平成 23 年度よりセキュリティチェックリストを使ったチェックを行っている。年毎にチェックの範囲を広げ、平成 24 年度には全事務職員に、更に平成 25 年度から 26 年度にかけて教員用のチェックリストを新たに作成して、全教員を対象とするチェックを実施した。平成 26 年度にはこれに基づいてセキュリティ講習会を開催して、チェックリストの結果についての講評を行った（別添資料 7-1-②-D 参照）。

また、学生に対しては 1 年次の必修の情報の授業で情報倫理の講義を実施するとともに、情報倫理 e ラーニングの受講とテスト合格を単位取得条件とし、セキュリティ教育を行っている（別添資料 7-1-②-E 参照）。

ハード面では、情報基盤システムに最新の L3 スイッチやファイアウォールを導入し、不正アクセス、ウィルスチェックなどのセキュリティ対策を講じている（別添資料 7-1-②-A 参照）。

資料 7-1-②-5 「群馬大学情報化推進室規程（抜粋）」

（目 的）

第 1 条 国立大学法人群馬大学（以下「本学」という。）に、本学における情報化の推進を図るため、国立大学法人群馬大学情報化推進室（以下「情報化推進室」という。）を置く。

（業 務）

第 2 条 情報化推進室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 情報化に関する基本方針を策定すること。
- (2) 基本方針に基づく情報環境整備計画の立案と検証に関すること。
- (3) 情報システムの一元化・集中化に関すること。
- (4) 業務・システムの最適化に関すること。
- (5) 情報セキュリティの確保に関すること。
- (6) その他情報化の推進に関して必要な事項

（組 織）

第 3 条 情報化推進室は、次の各号に掲げる室員をもって組織する。

- (1) 情報化統括責任者（以下「CIO」という。）
- (2) 情報化統括責任者補佐（以下「CIO 補佐」という。）
- (3) 当該業務に関し識見を有する者のうちから CIO が指名する者 若干人
- (4) 総合情報メディアセンターの教員のうち CIO が指名する者 1 人
- (5) 研究推進部長
- (6) 研究推進部総合情報メディアセンター課長

【中 略】

（運用委員会）

第 7 条 情報化推進室に、当該業務の運用、開発、支援等を行うため、運用委員会を置く。

2 運用委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

（出典 国立大学法人群馬大学 情報化推進室規程（別添資料 7-1-②-B））

資料 7-1-②-6 「群馬大学情報セキュリティ推進体制（アクセス限定ウェブサイト）」

■ 群馬大学情報セキュリティ推進体制について

CIOを中心に「情報化推進室 PDF」が各地区(部門)情報システム運用委員会を束ねる形で組織されています。

- 情報化推進室、各地区(部門)情報システム運用委員会はメーリングリストで運用しています。委員の交代などの異動があった場合には、速やかにkk-ajyoho1@jimu.gunma-u.ac.jpまでご連絡ください。



- 情報化推進室員名簿 PDF

(出典 URL <http://www.media.gunma-u.ac.jp/security/security-prom.html>)

【分析結果とその根拠理由】

観点に係る状況から、教育研究活動を展開するのに必要なICT環境がハード・ソフトの両面において整備され、有効に活用されている。また、セキュリティポリシーの制定・チェックや情報倫理に関する教育など、セキュリティ管理についても適切に行っている。

以上のことから、教育・研究活動を展開するうえで必要なICT環境が整備され、有効に活用されていると判断できる。

(別添資料)

- 7-1-②-A 群馬大学キャンパスネットワーク (概要図)
- 7-1-②-B 国立大学法人群馬大学情報化推進室規程
- 7-1-②-C 国立大学法人群馬大学情報セキュリティポリシー

(URL: <http://www.media.gunma-u.ac.jp/security/security-guide.html>)

- 7-1-②-D 情報セキュリティ講習会 (チラシ)
- 7-1-②-E 情報セキュリティに関する科目 (シラバス)

観点 7-1-③: 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

【観点に係る状況】

■ 図書館整備状況

本学では、主要3キャンパスにそれぞれ「中央図書館 (荒牧)」「医学図書館 (昭和)」「理工学図書館 (桐生)」を整備している。図書館の蔵書は、和書約432,000冊、洋書約188,000冊、その他視聴覚資料等を整備し、約10,000タイトルの電子ジャーナルが利用可能となっている (別添資料 7-1-③-1 参照)。

電子ジャーナル及びデータベース等の電子資料については、学内からは24時間利用でき、SSL-VPN接続または学術認証フェデレーションを利用すれば学外からのアクセスも可能となっている（URL:<http://www.media.gunma-u.ac.jp/eresources/>参照）。

資料7-1-③-1 「図書館蔵書等 状況」

(平成26年度3月31日現在)

図書館	図書		学術雑誌		視聴覚 資料 (のべ)	電子 ジャーナル	電子書籍
	(和書)	(洋書)	(和書)	(洋書)			
中央図書館	279,882 冊	54,116 冊	7,080 種類	1,520 種類	2,589 タイトル	8,753 種類	308 タイトル
医学図書館	69,186 冊	65,360 冊	1,731 種類	1,742 種類	1,386 タイトル	1,256 種類	37 タイトル
理工学図書館	83,410 冊	68,702 冊	1,820 種類	1,832 種類	784 タイトル	32 種類	89 タイトル
合 計	432,478 冊	188,178 冊	10,631 種類	5,094 種類	4,759 タイトル	10,041 種類	434 タイトル

(出典 平成26年度 学術情報基盤実態調査)

■資料収集・管理

図書等の資料収集については、中央図書館・医学図書館・理工学図書館の運営委員会及び各地区小委員会において選定方針に基づいた選定を行っている。シラバスに対応した図書、専門教育を対象とした資料など、各地区の特性に考慮した資料収集を行っている（別添資料7-1-③-A参照）。

新入生を対象とした教養教育に関する資料の収集については、各分野ごとの専門委員会の推薦により選定し、中央図書館に整備している。

■有効活用 (情報システム) (利用時間) (利用実績)

また、本学で生み出された学術研究成果（学術論文、学位論文、講義資料等）を電子化し、学内外に一般公開することを目的として群馬大学学術情報リポジトリ（愛称 GAIR : Gunma University Academic Information Repository）を平成18年度に構築した。平成23年度からはGAIRを発展的に展開し、群馬県内の教育・研究機関と連携した群馬県地域共同リポジトリ（愛称 AKAGI : Academic Knowledge Archives of Gunma Institutes）として運用している（URL <https://gair.media.gunma-u.ac.jp/> 参照）。

群馬県地域共同リポジトリ（愛称 AKAGI）には、群馬県立図書館のほか、群馬県立県民健康科学大学及び上武大学など県内の21機関が参加し、総登録件数7,105件（2015年3月末現在）、年間登録件数543件（2014年度実績）となっており、年間ダウンロード数は781,279件（2014年度実績）に達している（別添資料7-1-③-B参照）。

図書館の開館時間は、中央図書館・医学図書館が9:00～21:00、理工学図書館が9:00～22:00を基本として運用しており、医学図書館では「特別利用申請書」を提出し、ガイダンスを受講した医学系の学生を対象に、図書館閉館後も図書館を24時間利用できるサービスを実施することで、学生のニーズに込えている。

また平成25年度の利用状況は、3館合計で貸出冊数132,445冊、参考業務の利用件数は5,957件となっており、前年度と比べて増加している（資料7-1-③-2参照）。

資料 7-1-③-2 「図書館利用 状況」

(平成 24・25 年度実績)

	年度	年間開館 日数・時間数	館外貸出冊数	参考業務 (※) 利用件数
中央図書館	平成 24 年度	303 日 (3,075 時間)	61,155 冊	1,384 件
	平成 25 年度	300 日 (3,060 時間)	75,136 冊	2,301 件
医学図書館	平成 24 年度	359 日 (8,588 時間)	24,026 冊	1,969 件
	平成 25 年度	356 日 (8,544 時間)	25,333 冊	1,519 件
理工学図書館	平成 24 年度	187 日 (1,592 時間)	36,026 冊	743 件
	平成 25 年度	270 日 (3,282 時間)	31,976 冊	2,137 件
H25 年度合計 (前年比)			132,445 冊 (11,238 冊増)	5,957 件 (1,861 件増)

※理工学部図書館においては、平成 24 年度に改修を行っているため、開館日数が少なくなっている。

※参考業務 (リファレンスサービス) 文献所在調査・事項調査・利用指導など

(出典 平成 26 年度 学術情報基盤実態調査票)

【分析結果とその根拠理由】

主要 3 キャンパスに図書館を整備しており、和書約 432,000 冊、洋書約 188,000 冊、その他視聴覚資料等を整備し、約 10,000 タイトルの電子ジャーナルが利用可能となっている。また書籍の選定にあたっては方針に基づき、シラバスに対応した図書や専門教育を対象とした資料など、各地区の特性を配慮した資料を収集・整備している。

以上のことから、図書館が整備され、教育研究上必要な資料が系統的に収集・整理されており、あわせて、学術情報システムの運用実績や図書館の利用状況等から、それらが有効に活用されていると判断できる。

(別添資料)

- ・ 7-1-③-A 図書・雑誌選定方針
- ・ 7-1-③-B 群馬県地域共同リポジトリ AKAGI (概要図) (統計)

観点 7-1-④： 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

【観点到係る状況】

■自習室・スペース

各学部等においても、学生の自主的学習環境を確保するため、自習室のほか、学生が自由に使用できるスペースを整備している (資料 7-1-④-1 参照)。平成 24 年度から新たに、教養教育 G B 棟において学習スペース (コミュニティールーム) の整備を行った。利用時間は朝 7 時から 20 時まで、個人スペースが 14 人分、4 人用テーブルが 7 台あり計 42 人の利用が可能となっている。

これら専用スペースの整備とあわせて、授業時間以外には演習室・講義室等を自主学習場所として開放している。

資料 7-1-④-1 「自主的学習環境の整備 状況」

キャンパス	学部・研究科	名 称	室数・席数
荒牧	教育学部	学生室	3 室・30 席
	教育学研究科	院生室	5 室・35 席
		自習室	6 室・43 席
	社会情報学部	講義室 (101) *時間外	1 室・30 席
	社会情報学研究科	院生自習室	1 室・14 席
		自習室	2 室・17 席
	教養教育	学生交流室 (GA201)	1 室・49 席
		コミュニティルーム	1 室・42 席
	総合情報メディアセンター	閲覧室	1 室・111 席
	中央図書館	学習室	1 室・36 席
		個室エリア	2 室・22 席
		ラーニングコモンズ	1 室・100 席
昭和	医学部	チュートリアル室	18 室・126 席
	医学系研究科	グループ学習室 (医学科)	2 室・80 席
		グループ学習室 (保健学科)	2 室・40 席
		石井ホール	50 席
		ラウンジスペース	100 席
	総合情報メディアセンター	閲覧室	2 室・145 席
	医学図書館	グループ学習室	1 室・12 席
		ラーニングコモンズ	1 室・33 席
桐生	理工学部	リフレッシュ室	7 室・70 席
	理工学府		
	総合情報メディアセンター	閲覧室	1 室・137 席
	理工学図書館	グループ学習室	6 室・56 席
		クワイエット	
		スタディーゾーン	1 室・46 席
		多目的ホール	1 室・60 席
		ラーニングコモンズ	1 室・74 席
太田	工学部		1 室・20 席
	工学研究科	図書室	

(出典 学部研究科等作成資料)

■図書館 (夜間休日開館) (ラーニングコモンズ整備) (利用者)

図書館においては、学生との懇談会での要望に基づき、一部夜間・休日開館を実施している(資料 7-1-④-2 参照)。また各図書館に学生の要望に基づき、飲食可能なリフレッシュルームや、学生等のニーズに沿った自主的

学習環境（ラーニングコモンズ）を整備している。こうした結果、理工学図書館では、改修前と比べて利用者数が増加している（資料 7-1-④-3 参照）。

資料 7-1-④-2 「夜間・休日における 図書館 開館・利用 状況（人数）」

	中央図書館				医学図書館					理工学図書館			
	夜間	土曜日	日曜日	合計	夜間	特別利用	土曜日	日曜日	合計	夜間	土曜日	日曜日	合計
平成 22 年度	24,189	7,998	7,848	40,035	30,350	46,361	6,087	758	83,556	34,969	8,916	2,763	46,648
平成 23 年度	23,520	6,824	6,836	37,180	26,715	42,905	4,648	522	74,790	27,774	5,111	2,386	35,271
平成 24 年度	28,083	6,910	7,506	42,499	26,551	25,648	4,855	595	57,649	11,476	1,547	1,568	14,591
平成 25 年度	27,463	6,757	6,587	40,807	28,475	24,575	4,977	655	58,682	45,808	9,955	4,368	60,131
平成 26 年度	33,295	6,793	7,047	47,135	27,332	35,568	5,190	619	68,709	44,846	8,611	10,361	63,818

※夜間：中央図書館 17:00～21:00 医学図書館 17:00～21:00・特別利用（24 時間） 理工学図書館 17:00～22:00

※中央図書館は平成 25・26 年、医学図書館は平成 26 年、理工学図書館は平成 24 年に改修工事を行った。

（出典 総合情報メディアセンター課作成資料）

資料 7-1-④-3 「理工学図書館 利用状況」

	平成 23 年 (改修前)	平成 24 年 (改修中)	平成 25 年 (改修後)	改修後の増加率 (対：改修前)
年間入館者数	139,236	74,328	213,722	35%増

（出典 理工学図書館 作成資料）

【分析結果とその根拠理由】

各学部等において、自主学習環境に対応したさまざまなスペースを整備しているほか、図書館の夜間・休日開館を行い、学生のニーズに答えている。

以上のことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断できる。

観点 7-2-①： 授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

【観点到に係る状況】

■ガイダンスの実施

新入生に対する全学的なガイダンスのほか、学部及び研究科ごとに教育課程、履修登録方法、大学生活全般に関してガイダンスを実施している。また学生が必要な時期に必要な内容で実施することにより効果的なガイダンスとなるよう工夫している（資料 7-2-①-1 参照）。

資料 7-2-①-1 「ガイダンス実施状況」

学部・研究科等	実施時期	対象者	ガイダンス内容等
全学	4 月	1 年次	学園生活、教務システム、授業料免除、就職支援、交通安全について

教育学部		4・5月	2～4年次	履修に関するガイダンス、学生支援について
			1年次	教育現場体験学習について
			2年次	体験的科目、授業実践基礎学習について
			3年次	教育実習について
		6月	3年次	介護等体験について
		9・10月	2年次	履修に関するガイダンス
			3年次	履修に関するガイダンス
			4年次	履修に関するガイダンス
		1月	4年次	教員免許取得申請手続きについて
社会情報学部		4月	1年次	新入生オリエンテーション
			2年次	履修に関するガイダンス
			3年次	履修に関するガイダンス
			4年次	履修に関するガイダンス
			3年次編入生	3年編入生ガイダンス
		10月	2年生	社会情報学ゼミガイダンス
医学部	医学科	4月	各学年次	学年オリエンテーション
	保健学科	4月	各学年次	学年オリエンテーション
理工学部		4・5月	3年次	公務員試験対策講座
		6・7月	3年次	就職活動スタートアップ講座、就活ドキュメント講座、就職活動フォローアップ講座、留学生のための就活講座、女子学生のためのキャリアデザイン講座、職務適正診断テスト及び一般教養模擬試験アドバイス説明会
		10～12月	3年次	就活マナー講座、自己分析講座、企業研究講座、エントリーシート講座、面接講座、就職活動体験発表、公務員等採用試験及び業務概要説明会
教育学研究科		4月	1年次	教育学研究科新入生オリエンテーション
社会情報学研究科		4月	1・2年次	大学院オリエンテーション、図書館文献検索ガイダンス
医学系研究科	生命医科学専攻	4・10月	1年次	カリキュラム、履修手続等、図書館の利用、厚生関係について
	医科学専攻	4・10月	1年次	カリキュラム、履修手続等、図書館の利用、厚生関係について
保健学研究科		4月	1年次	大学院オリエンテーション（保健学研究科博士課程の目的・概要、授業・履修、図書館の利用、学生支援関係について）
理工学府		4月	1年次	全体（目的・概要、ポスドクインターンシップ等）、教育プログラム／領域別（履修方法等）
		4・5月	2年次	公務員試験対策講座
		6・7月	2年次	就職活動スタートアップ講座、就活ドキュメント講座、就職活動フォローアップ講座、留学生のための就活講座、女子学生のためのキャリアデザイン講座、職務適正診断テスト及び一般教養模擬試験アドバイス説明会
		10～12月	2年次	就活マナー講座、自己分析講座、企業研究講座、エントリーシート講座、面接講座、就職活動体験発表、公務員等採用試験及び業務概要説明会

(出典 学部研究科等作成資料)

【分析結果とその根拠理由】

新入生に対する全学的なガイダンスのほか、学部及び研究科ごとに、対象年次にあわせて、教育課程、履修登録方法、大学生生活全般に関するさまざまなガイダンスを実施している。

以上のことから、授業科目・専門・専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されていると判断できる

観点 7-2-②： 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているか。

【観点に係る状況】

■学習支援の取組

学習支援の取組については、各学部・研究科等の特性に応じて担当教員やチューターなどにより、きめ細やかな支援を行っている（資料 7-2-②-1 参照）。また教務システム上に掲載しているシラバスに、学生用の連絡先やメールアドレスのほか、オフィスアワーの設定時間を明記することにより、学生に周知を行い、個別相談に応じている（資料 7-2-②-2 参照）。

資料 7-2-②-1 「学習支援の取組状況」

学部研究科等	取 組 内 容
全 学	1. 学生の個人的な問題に対する相談（修学相談、人生相談、生活相談等）に応じるため「学生相談窓口」を学生センター及び理工学部事務室に設けており、必要に応じて教員や健康支援総合センター、カウンセラー等と情報共有している。また、精神科医、臨床心理士によるカウンセリングも実施している。 2. 教員がどのような内容の相談を受け、どのように対応したのかを把握するため、講師以上の教員を対象に「学生相談実態調査アンケート」を実施し、その対応事例を日常の学生相談に活用できるように、冊子を作成して配付している。 3. 留学生のための学習支援としては、チューター制度の他、各キャンパスにおいて専任教員が相談時間を設け、留学生特有のニーズに応じた学習支援を実施している。留学生が多い桐生キャンパスでは、専任教員 2 名に加え非常勤留学生アドバイザー 1 名を配置し、メールでの相談にも応じている。また、平成 25 年度に留学生と日本人学生が共同して支援活動を行うインターナショナルラウンジを開設し、日本人と留学生がペアで学習支援等のサポートを行っている。（平成 26 年利用者：151 名。（内訳：留学生 118 名・日本人学生：33 名））
教育学部 教育学研究科	1. 学生支援委員会では、学生問題・学生相談担当教員をおき、特に生活面などについて学生からの相談に当たる体制を整えている。 2. 各専攻の指導教員及び学生支援委員会委員が学生からの個別相談に応じている。 3. 障害のある学生への学習支援は、教員（非常勤を含む）と関係職員に一般的な配慮事項を配布し、授業担当教員、指導教員、関係教職員には障害学生個々の配慮事項を配布し、学生の障害種別に応じた支援を行っている。 4. 障害児教育講座教員からの情報提供により、常に障害のある学生への学習支援が可能な体制を整えている。 5. 教務委員会において修得単位過少学生の状況を記した資料を作成し、各講座に通知している。各講座においては、当該資料を基に学習支援等を行っている。
社会情報学部 社会情報学研究科	1. 学生と学部長及び院生と研究科長との懇談会を実施し、学生から要望や意見を直接聴取している。 2. オフィスアワーを設定し学生からの個別相談に応じている他、直接意見を述べることができない学生には、匿名のメールや投書によるボイスシステムを利用し、学部長等へ意見や要望が届く体制が確立している。 3. 学習支援として、1・2 年次の学生にはアカデミック・アドバイザー、3 年次以上の学生にはゼミの指導教員による指導を行っている。

	4. 学期毎に修得単位が一定数に満たない学生には、指導教員による個別面接を実施し、学習相談・助言を行っている。また、保護者会(後援会)の総会では保護者の要望も聴取し、学生の学習支援に努めている。 5. 全新生が参加する新入生研修を実施し、新入生同士はコミュニケーションを図り、アカデミック・アドバイザー及び上級生は新入生からの学習相談に応じ、学習環境を整えている。 6. 留学生の支援は、国際交流委員会を通じて受入教員を決定し、留学生の要望を把握するように努めている。また、留学生交流会等を開催し交流の場を提供したり、学会参加等の旅費を留学生支援経費から補助するなどの支援を行っている。
医学部 (医学科) 医学系研究科	1. 医学科 チューター制度により、教授1名に対し、各学年2～3名の学生を配置し、学修・生活相談にあたっている。臨床実習に入ると、各実習班ごとにクラークシップチューター(准教授・講師)を配属し学修支援を実施している。また、医学科教務部会は学生が主体の授業向上委員会の教員評価活動を支援し、さらに毎年2回学生代表と教務部会委員や医学部長、病院長、事務職員との懇談会を開催して、学生のニーズの把握に努めている。 2. 医学系研究科 大学院教育研究センターのウェブサイト学習相談、助言、支援に関する質問掲示板を設け、センター教員が個別に随時対応するシステムとなっている。
医学部 (保健学科) 保健学研究科	1. 保健学科 チューター制度により、保健学科の教員(講師以上)に対し、それぞれ所属専攻の各学年の学生を2～3名配置し、学修・生活相談に当たっている。また、保健学科教育課程専門委員会及び厚生補導専門委員会においても、毎年2回学生代表と関係教職員との懇談会を開催して、学生ニーズの把握に努めている。 2. 保健学研究科 シラバスに、授業目標・授業方法・授業展開・評価等を記載するとともに、電子メール等による授業内容等に関する質問・相談についての対応方法を開示している。また、学生の教育研究能力の向上を図るために、TAやRAの制度が活用されている。
理工学部 理工学府	1. 学生と学部長との意見交換会を年1回開催し、学生の要望を把握し必要に応じて要望を取り入れるよう努めている。 2. 各教員はシラバスでオフィスアワーや電子メールアドレスを開示し、学生からの個別相談に応じている。また、学生への履修指導は学科ガイダンスの他、教務委員やクラス担任、教務事務職員が連携し、きめ細やかに支援している。 3. 先輩学生により講義時間外に指導・助言を行い、修学上の支援となっている。 4. 外国人留学生の支援は、国際教育・研究センター教員及びチューターと連携し、修学や生活などに関する個別相談を行っている他、インターナショナルラウンジを平日の9時～17時まで開放したり、定期的に国際交流会を実施するなど、留学生に交流の機会を提供している。 5. 障害のある学生の支援は、健康支援総合センターと指導教員及び事務職員と連携して行っている他、全教員を対象にした発達障害についてのFD講習会を行っている。

(出典 学部研究科等作成資料)

資料 7-2-②-2 「シラバス掲載 (例)」

2014 年度 前期 教養教育		日英区分 : 日本語
学びのリテラシー (1) Academic Literacy I		
■ 時間割コード	■ ナンバリング	■ 科目分野
LB1102	1000LB1AF00001	
■ 担当教員 (ローマ字表記)		
中川 紳好 [Nakagawa Nobuyoshi]		
■ 対象学生		■ 対象年次
		1年次 ~

■ 教科書・参考書に関する補足情報

Moodleに各講義の資料をアップロードしてあるので、適宜ダウンロードして使用すること。

■ コース管理システム (Moodle) へのリンク

■ 学生用連絡先

桐生キャンパス 4号館4階 4 4 0 4

■ 学生用メールアドレス

nob.nakagawa@gunma-u.ac.jp

■ オフィスアワー

毎週木曜日 15:00-17:00 4号館4階4404室

■ 教員ホームページ

<http://nakagawa-noda.ees.st.gunma-u.ac.jp/~kankyoenergy/kyoin/nakagawa.html>

<http://ees.dept.eng.gunma-u.ac.jp/>

(出典 URL <https://www.kyomu-sys.gunma-u.ac.jp/Portal/>)

■ 学生ニーズの把握

また、学生のニーズを把握するため、修学上及び生活上の問題を抱えた学生の支援体制として、メールや電話並びに学生相談用ポストなどによる相談窓口を設置するとともに、相談員を配置し、個別相談に応じている(資料 7-2-②-3 参照)。

資料 7-2-②-3 「学生相談」

学生相談

学生の個人的な問題に対する相談(修学相談、人生相談、生活相談等)に応じるため、「学生相談窓口」が学生センター及び理工学部事務室に設けられています。

また、助言を行うための全学的な機関として、荒牧地区に学生相談室、理工学部学生相談室分室が開設されています。困っていること、悩んでいること、身体等の調子が悪いことなど、何でも相談に応じています。いつでも気軽に相談してください。

なお、医学部の相談教員については、学務課学事・学生支援係にお尋ねください。

詳細は、学生センター・各学部の掲示板及びちらし等でお知らせします。遠慮なく利用してください。

カウンセラーとの相談は、健康支援総合センターに関する掲載ページまたは教養教育GA棟前の案内板を参照してください。

留学生に関しては国際教育・研究センターにおいても相談を実施しています。

学生相談室(対象:全学部の学生・荒牧地区)

1. 申込方法:
相談時間帯に直接申込(予約可) 受付電話番号 027-220-7140
受付時間及び受付場所は、掲示等で周知
2. 相談方法:
直接来室又は電話相談(匿名による電話相談を含む。)電話番号は、027-220-7140
3. 相談員:
本学教員。掲示等で周知
4. 相談時間:
掲示等で周知
5. 相談場所:
教養教育GA棟学生センター学生相談室(相談員の指定する場所もあり、掲示板等で周知)

学生相談室分室(対象:理工学部の学生・桐生、太田地区)

1. 申込方法:
相談時間帯に直接申込(予約可) 予約受付電話番号 0277-30-1023
受付時間及び受付場所は、掲示等で周知
2. 相談方法:
直接来室又は電話相談(匿名による電話相談を含む。)電話番号は 0277-30-1023
3. 相談員:
理工学部教員。掲示等で周知
4. 相談時間:
掲示等で周知
5. 相談場所:
掲示等で周知

精神科医・臨床心理士によるカウンセリング

カウンセラーとの相談は、次の電話番号に連絡してください。なお、臨床心理士による荒牧・昭和地区・桐生・太田地区での相談曜日は、掲示又は電話により確認してください。

カウンセラーへの相談窓口電話番号 荒牧・昭和地区 027-220-7161
桐生・太田地区 0277-30-1044

(出典 URL http://www.gunma-u.ac.jp/html_campus/campuslife_15.html)

また、学部生を対象に5年ごとに「学生生活実態調査」を実施し、学生の生活実態や要望等を把握している(資料7-2-②-4参照)。

資料7-2-②-4 「学生生活実態調査」

(出典 URL <http://www.gunma-u.ac.jp/campus/gakuchousa/anke-to25/index.html>)

■留学生への学習支援

留学生に関しては、国際教育・研究センターが中心となって、在学留学生のための日本語・日本事情教育と修学・生活上の助言をしているほか、指導教員との連携の下、教育・研究上の指導及び日常生活上の助言等を行うチューター制度により学習支援を行っている(資料7-2-②-5, 7-2-②-6, 7-2-②-7参照)。

また各キャンパスにおいて専任教員が、相談時間を設け、留学生特有のニーズに対応した学習支援を実施してい

る（別添資料 7-2-②-A 参照）。

留学生の多い桐生キャンパスにおいては、専任教員 2 名のほか、非常勤留学生アドバイザー 1 名（週 1 回）を配置し対応している。また、時間のない留学生にはメールでの対応も行っており、留学生には毎月メーリングリストによる配信と学内ポスター等により案内を送付している。更に、桐生キャンパスでは、留学生と日本人学生が協働して支援活動を行うインターナショナルラウンジを平成 25 年度に開設し、日本人学生と留学生のペアのスタッフで学習支援等のサポートを行っている。平成 26 年度の利用者は、151 名（留学生 118 名・日本人学生 33 名）となっている（別添資料 7-2-②-B 参照）。

資料 7-2-②-5 「国際教育・研究センター」



群馬大学 国際教育・研究センター
Center for International Education and Research, GUNMA UNIVERSITY

English Chinese(簡体字)

センター紹介 入学希望の皆さんへ 在学生の皆さんへ 地域貢献/国際交流 海外へ留学を希望する皆さんへ

お知らせ Information

For International Students

2014年11月 留学生相談のご案内(荒牧・昭和)

2014年11月 留学生相談のご案内(桐生)

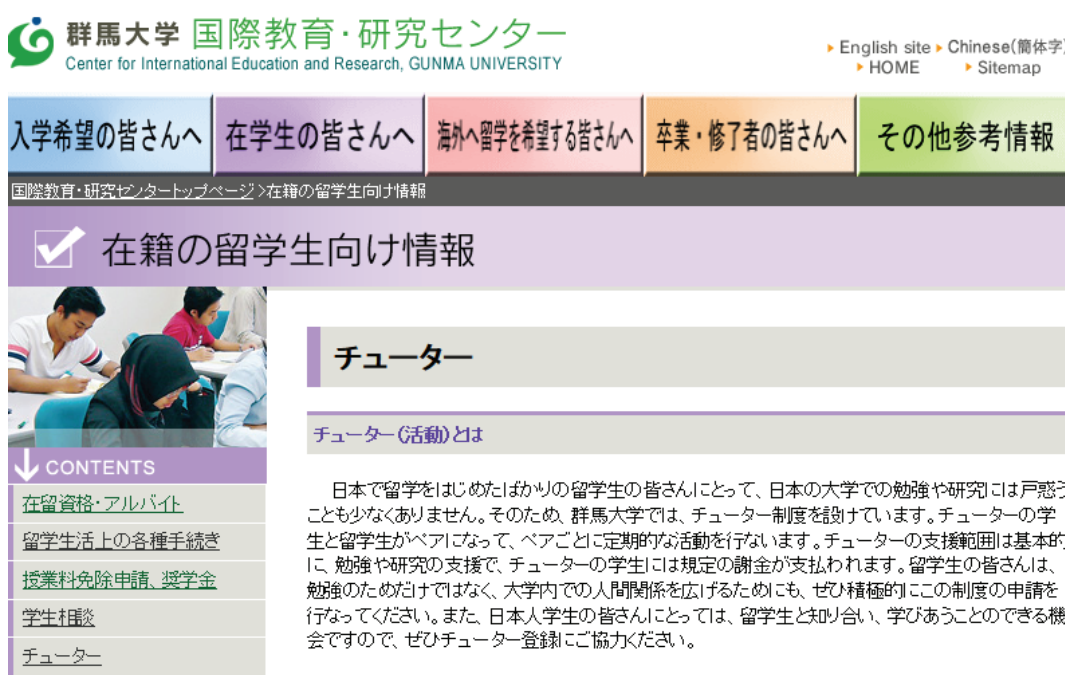
For Japanese Students

2015春 ウーロンゴン大学英語研修プログラム

2015春 サンディエゴ州立大学英語研修プログラム

(出典 URL <http://www.cier.gunma-u.ac.jp/>)

資料 7-2-②-6 「チューター制度」



群馬大学 国際教育・研究センター
Center for International Education and Research, GUNMA UNIVERSITY

English site Chinese(簡体字)
HOME Sitemap

入学希望の皆さんへ 在学生の皆さんへ 海外へ留学を希望する皆さんへ 卒業・修了者の皆さんへ その他参考情報

国際教育・研究センタートップページ > 在籍の留学生向け情報

✓ 在籍の留学生向け情報

↓ CONTENTS

在留資格・アルバイト

留学生活上の各種手続き

授業料免除申請・奨学金

学生相談

チューター

チューター

チューター(活動)とは

日本で留学をはじめたばかりの留学生の皆さんにとって、日本の大学での勉強や研究には戸惑うことも少なくありません。そのため、群馬大学では、チューター制度を設けています。チューターの学生と留学生がペアになって、ペアごとに定期的な活動を行います。チューターの支援範囲は基本的に、勉強や研究の支援で、チューターの学生には規定の謝金が支払われます。留学生の皆さんは、勉強のためだけでなく、大学内での人間関係を広げるためにも、ぜひ積極的にこの制度の申請を行ってください。また、日本人学生の皆さんにとっては、留学生と知り合い、学びあうことのできる機会ですので、ぜひチューター登録にご協力ください。

(出典 URL <http://www.cier.gunma-u.ac.jp/page2/tutor.html>)

■平成 26 年度実績

(平成 27 年 3 月 31 日現在)

留学生数	チューター数	年間支援時間数
212 名	222 名	8,552.5 時間

(出典 国際交流課作成資料)

資料 7-2-②-7 「留学生への日本語教育支援」

日本語プログラム

留学生のみなさんが群馬大学での学習・研究生活が円滑に行えるよう、国際教育・研究センターでは4つの日本語コースを設けています。対象、レベル等は次のとおりです。

	コース名	対象	備考
1	日本語予備教育	大使館推薦の国費留学生(研究留学生・教員研修留学生・日韓共同理工系学部留学生)等	2つのレベルが用意されています。 P1 日本語ゼロレベルからの学習者対象 P2 日本語能力試験2級レベル(日本語学習時間600時間程度)の学習者対象
2	日本語・日本事情	学部留学生(交換留学生、大学院生、研究生も受講可能。要相談。)	教養教育科目の外国語、総合科目の単位として認められます。 日本語能力試験2級受験程度から1級合格程度。
3	日本語補講	大学院留学生(研究生も受講可能。)	昭和キャンパス、桐生キャンパスのそれぞれで行います。
4	アジア人財資金構想対応日本語	アジア人財資金構想採用国費留学生(学部生・大学院生・研究生も受講可能。)	ビジネスに役立つ日本語を勉強します。桐生キャンパスで行います。

(出典 URL <http://www.cier.gunma-u.ac.jp/page2/japanese.html>)

■社会人学生への学習支援

社会人学生に対しては、夜間、土日並び及び夏季休業期間の集中講義の開講やメールによる論文指導をすることで、就業に支障がないカリキュラムの編成を実施している。なお、平成 19 年度より長期履修制度を導入し、社会人学生が標準就業年限を超えて計画的に課程を修了できる体制を整備した(資料 7-2-②-8, 7-2-②-9 参照)。

資料 7-2-②-8 「群馬大学大学院学則(抜粋)」

(長期にわたる教育課程の履修)

第 16 条の 2 各研究科等は、当該研究科等の定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、第 7 条に定める標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項の計画的な履修の期間は、第 42 条に定める在学年限を越えることはできない。

(出典 群馬大学 大学院学則(別添資料 1-1-②-A))

資料 7-2-②-9 「社会人学生数」

■平成 26 年度実績（平成 26 年 5 月 1 日現在）

学部研究科等	社会人学生数	長期履修制度 利用者数	長期履修制度 利用率
社会情報学研究科（修士）	10 名	8 名	80.00 %
保健学研究科（博士前期）	37 名	13 名	35.14 %
保健学研究科（博士後期）	38 名	18 名	47.37 %
理工学府（博士後期）	45 名	9 名	20.00 %

（出典 学部研究科等作成資料）

■障害学生への学習支援

障害のある学生に対しては「群馬大学障害学生修学支援実施要項」（資料 7-2-②-10 参照）を制定し、一定の支援基準を設け全学的に対応している。

資料 7-2-②-10 「群馬大学障害学生修学支援実施要項（抜粋）」

（目 的）

第 1 この要項は、障害のある学生がその年齢及び能力並びに障害の種別及び程度に応じた十分な教育が受けられるようにするため、障害のある学生（科目等履修生、聴講生、研究生、留学生等を含む。以下「障害学生」という。）に対する修学のための支援（以下「支援」という。）に関する事項を定めることを目的とする。

（出典 群馬大学 障害学生修学支援実施要項（別添資料 7-2-②-C））

学習支援に関する相談窓口も、全学のほか各学部開設しており、機器・手話通訳・移動補助や講義における前席確保などの支援を必要とする場合に対応している（資料 7-2-②-11 参照）。

資料 7-2-②-11 「障害学生向け 相談窓口案内」

障害のある学生へ

本学では、障害のある学生への修学支援を行っています。視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・発達障害などの障害があり、修学において機器・手話通訳・移動補助や講義における前席確保など支援を必要とする場合はお気軽にご相談ください。

相談先

全学部対象	障害学生サポートルーム（電話・FAX027-220-7114） 学務部学生支援課（電話027-220-7136）
教育学部	教育学部教務係（電話027-220-7223）
社会情報学部	社会情報学部教務係（電話027-220-7404）
医学部	昭和地区事務部学務課学事・学生支援係（電話027-220-7796）
理工学部	理工学部学生支援係（電話0277-30-1023）

・「群馬大学障害学生サポートルーム」のページへ  専用ページへ（出典 URL http://www.gunma-u.ac.jp/html_campus/campuslife_17.html）

障害学生への支援体制として「障害学生支援室」を設置し、支援の場として「障害学生サポートルーム」を開設し、専門支援者職員 4 名を配置し、障害の種別及び程度に応じた支援を行っている。必要に応じて手話通訳者、パソコンテイク、移動介助及び食事介助などの支援者の配置、休憩室の確保などを行っているほか、授業担当教員に対しては、障害種別及び程度に応じた支援の配慮願いを文書にて通知している（資料 7-2-②-12 参照）。

資料 7-2-②-12 「障害学生サポートルーム」

[群馬大学](http://www.gunma-u.ac.jp/shien/index.htm)

すべての障害学生の学ぶ権利を

群馬大学 障害学生サポートルーム

→ トップページ
→ 概要
→ 支援内容
→ 支援事例
→ お問い合わせ

共に学び・共に歩むために






iPhone テイク

障害学生支援室（荒牧）

障害学生支援室（桐生）

連携入力の様子

方針

障害学生サポートルームは、障害学生一人ひとりのニーズに合わせた支援を目指しています。大学生活を送る上ではもちろんのこと、卒業後を見据え、学生のエンパワメントを促しています。

障害学生支援室では、まず支援を利用する学生本人が必要としている支援を明確にしてから支援を行います。そして学生自身が持っている力が十分発揮できるよう環境を整えます。

支援室関連の授業

障害学生のみなさまへ

教職員のみなさまへ

在学生のみなさまへ

（出典 URL <http://www.gunma-u.ac.jp/shien/index.htm>）

■平成 26 年度実績 （平成 27 年 3 月 31 日現在）

サポート利用内容	障害区分	利用人数	年間支援時間数 （延べ時間）
テイク（パソコン・手書き）	聴覚障害	7 名	2,691
手話	聴覚障害	4 名	547
文字起こし（音声教材の文字化）	聴覚障害	4 名	90
代理ノート	肢体不自由	1 名	71
介助（移動、トイレ、食事）	聴覚障害	1 名	748
実験補助	肢体不自由	1 名	189
ピアメンター（修学相談）	発達障害	1 名	17

（出典 学務部作成資料）

【分析結果とその根拠理由】

各学部・研究科等の特性に応じて、担当教員やチューターなどによる学習支援を実施しており、オフィスアワーの設定や個別相談窓口の開設により学生のニーズを把握している。

以上のことから、学習支援に対する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談・助言・支援が適切に行われており、また留学生、社会人学生及び障害のある学生に対して、それぞれに配慮した学習支援体制が講じられている。

(別添資料)

- ・ 7-2-②-A 留学生相談案内 (チラシ)
- ・ 7-2-②-B インターナショナルラウンジ活動報告
- ・ 7-2-②-C 群馬大学 障害学生修学支援実施要項

観点 7-2-③： 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

該当なし

【分析結果とその根拠理由】

該当なし

観点 7-2-④： 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

学生のサークル活動を組織的に支援するために「学生支援センター」が中心となって学生のサークル活動、自治活動などの課外活動支援を行っている（資料 7-2-④-1 参照）。

クラブ・サークル等

課外活動は、学生が正課外において自主的に行う文化・体育などの諸活動であり、これらの活動を通じ、豊かな情操と健全な心身の育成が図れるものとして、人間形成上の効果が期待されています。

本学には、文化系及び体育系の各種の課外活動団体があり、それぞれ活発な活動を行っているので、各自に適合した課外活動団体に積極的に加入し、友人や教職員との接触を深め、円満な人格の養成に努められるよう希望いたします。



各キャンパスの課外活動団体

注記:リンクされている各サークルのホームページの内容等につきましては、それぞれのサークルが自主的に運営しているものであり、群馬大学がその内容を保証するものではありません。

■荒牧キャンパス

～文化部～

荒牧ジャズ研究会・泉の会(ボランティア)・SRC・演劇部テアトルヒューム・気象天文研究部・教育サークル青竹・クラシックギター部・グリークラブ(合唱)・群馬大学学生有志による義援金募金団体・国際交流サークル Beyond

(出典 URL http://www.gunma-u.ac.jp/html_campus/campuslife_18.html)

平成 26 年度に学生支援センターへ届け出た学生サークルは、156 (文化系 76, 体育系 81 その他 2) あり、それぞれ顧問教員を置き助言・指導にあたっている (別添資料 7-2-④-A 参照)。

なお、課外活動中の不慮の事故に対応するため、保険の加入を勧めているとともに、学外で各種活動を行うときは「学外課外活動届」を提出させている。

毎年、クラブ・サークル等の主将等を対象にリーダーシップ研修会を開催し、外部講師の講演や参加者の班別討議を通じて、リーダーとしての自覚と素養を高めている (別添資料 7-2-④-B 参照)。

また、大学祭や体育大会等学生の自主的活動に対しても、教職員による指導・助言、施設設備や情報機器、教材の貸与、大学の経費による資金補助などの支援を行っている (資料 7-2-④-C 参照)。

学生が利用する課外施設 (資料 7-2-④-2 参照) について、施設の安全衛生面の整備を行っているほか、クラブ・サークル等からの施設修繕・備品更新の要望に基づき、緊急性・必要性を鑑みながら大学の経費により整備を行っている (資料 7-2-④-D 参照)。なお、利用については、毎月、体育施設の利用の調整会議の実施や、学内施設の事前の使用申請により、調整を行っている (資料 7-2-④-E 参照)。

課外活動施設

体育施設

本学には次の体育施設があり、正課の授業のほか課外活動にも使用できます。

使用に当たっては、荒牧地区は学生センター④番窓口(学生支援課)に、また昭和地区は昭和地区事務部学務課(医学部)、桐生地区は理工学部学生支援係に、事前の承認を得てください。

荒牧地区	昭和地区	桐生地区
体育館(球技場、柔・剣道場、体操・卓球・ダンス場)・陸上競技場・サッカー・ラグビー場・野球場・水泳プール(50m8コース)・テニスコート(9面)(全天候型・夜間照明付2面含む)	体育館(球技場、柔・剣道場、卓球場)	体育館(球技場、柔・剣道場、卓球場)・野球場(陸上、サッカー・ラグビー場併用)・水泳プール(25m7コース)・テニスコート(3面)

課外活動施設

(出典 URL http://www.gunma-u.ac.jp/html_campus/campuslife_19.html)

【分析結果とその根拠理由】

「学生支援センター」が中心となって、学生のサークル活動・自治活動など課外活動に対する支援を行っているとともに、学生が利用する施設等を整備・管理を行っている。また、大学祭などの学生の自主的活動についても、教職員の指導・助言のほか大学からの資金援助を行っている。

以上のことから、学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断できる。

(別添資料)

- ・ 7-2-④-A 平成 26 年度 クラブサークル一覧
- ・ 7-2-④-B 平成 26 年度 クラブ・サークルリーダーシップ研修会実施要領
- ・ 7-2-④-C 平成 26 年度 学生の自主的活動に対する補助物品等一覧
- ・ 7-2-④-D 「修理要望・物品購入要望等願い」の提出について
- ・ 7-2-④-E 平成 26 年度 体育施設等日程調整表 (12 月分)

観点 7-2-⑤：生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われているか。

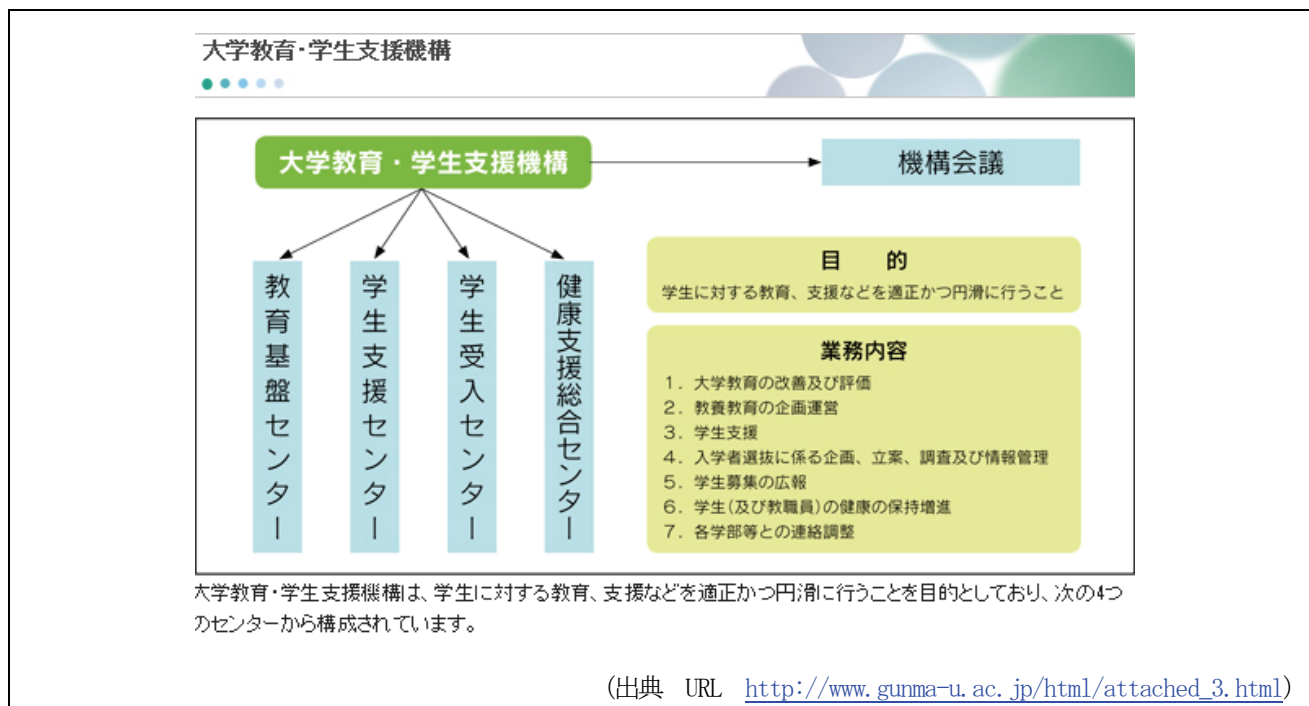
【観点到る状況】

■支援体制(組織)

本学では、学生への支援を目的として「大学教育・学生支援機構」に「学生支援センター」と「健康支援総合セ

ンター」を設置している（資料7-2-⑤-1，別添資料7-2-⑤-A，7-2-⑤-B 参照）。

資料7-2-⑤-1 「大学教育・学生支援機構 体制図」



「学生支援センター」は、学生生活及び就職活動に対する支援並びに修学に係る相談等を行うことを、「健康支援総合センター」は学生及び教職員の心身の健康保持増進を図ることを、目的としている。

また、それぞれセンターの円滑な運営を図るため、学生支援センター運営委員会・健康支援総合センター運営委員会が置かれており、センター長・副センター長の他、各学部等から各学部学生支援担当委員会委員長が委員となり、全学的な支援体制を整備している（資料7-2-⑤-2 参照）。

資料7-2-⑤-2 「健康支援センター」

群馬大学
GUNMA UNIVERSITY

健康支援総合センター

TOP
新着・リンク
お知らせ

利用案内

診療内容等

健康診断・
健康診断書発行
について

昭和・桐生・
太田キャンパス
について

健康支援総合センターは、学生のみなさんを身体的・精神的にサポートする医療機関です。診察代および薬代は無料です。ここで知り得た個人情報、本人の承諾なしに一切部外者に知られることはありません。お気軽に来所してください。

センター長からのメッセージ

TOPICS

(出典 URL <http://kenkoushien.hess.gunma-u.ac.jp/>)

■学生の生活相談対応（ニーズの把握含む）

学生の個人的な問題に対する相談（修学相談・人生相談・生活相談等）に応じるため、各学部で「学生相談窓口」を設置又は相談員を配置して対応しているほか、全学的な機関として、荒牧地区に「学生相談室」理工学部で「学生相談室分室」を設置しており、直接相談のほか匿名による電話相談にも対応している（前出資料 7-2-②-3 参照）。

学生のニーズの把握については、常日頃、教員がどのような内容の相談を受け、どのように対応をしたのか把握するとともに、学生がどういった支援を必要としているのかを把握するために、講師以上の全教員を対象に「学生相談アンケート」を実施している（別添資料 7-2-⑤-C 参照）。アンケート結果については、日常の学生相談に活用できるよう、冊子を作成し配付している。

また5年に1度、全学部生を対象とした「学生生活実態調査」を行い、学生生活全般についての状況を把握し、支援を行っている（前出資料 7-2-②-4 参照）。

■健康相談（メンタル含む）

健康支援総合センター（荒牧）及び理工学部保健室（桐生）において、学生の健康相談を行っている。また、各キャンパスに外部カウンセラー（臨床心理士）を配置し、（荒牧地区では毎週 2.5 日、昭和地区では毎週 1 日、桐生地区では毎週 2 日（全て 0.5 日）太田地区 隔週 1 日（3h）相談体制を整備している（URL: <http://kenkoushien.hess.gunma-u.ac.jp/>参照）。

また、昭和地区では、学生の健康維持・向上を図るため、専任の看護師を配置し学生が安心して勉学に精励できるよう対処している。桐生地区では不登校学生に対する来学確保を図るため、キャンパスソーシャル・ケースワーカーを配置し学生が修学生活から離脱することなく円滑な学生生活を行えるよう対処している。

■就職等進路相談

就職相談については、キャリアサポート室（資料 7-2-⑤-3 参照）が中心となって、就職ガイダンス（資料 7-2-⑤-4 参照）及びキャリアカウンセラーによる就職相談（資料 7-2-⑤-5 参照）等の対応を行っている。カウンセリングは、荒牧・桐生・太田の3キャンパスで5名のキャリアカウンセラーが対応し、平成 26 年度には 119 回実施している。ハローワークによる就職相談は、平成 26 年度に 39 回実施している。

資料 7-2-⑤-3 「キャリアサポート室」

キャリアサポート室案内

キャリアサポート室案内

みなさんの就職活動を支援するため、「キャリアサポート室」があります。

開室時間：8時30分～17時15分（土曜・日曜・祝日除く）

場 所：荒牧キャンパス（〒371-8510 前橋市荒牧町四丁目2番地）
大学会館南（地図はこちら [■別ウインドウ](#)）

連絡先：027-220-7648 / career@jimu.gunma-u.ac.jp

利用案内：

- ▶ 就職相談（詳細ページへ移動：就職情報＞就職相談）
- ▶ 求人票の閲覧（詳細ページへ移動：就職情報＞求人情報検索）



（出典 URL http://www.gunma-u.ac.jp/html_campus/accession_1.html）

資料 7-2-⑤-4 「就職ガイダンス」

就職ガイダンス

平成26年度全学就職ガイダンス等実施計画



平成26年度全学就職ガイダンス一覧(PDF 164KB) [別ウインドウ](#)

※詳細については随時HP・教務システム・掲示等でお知らせします。

※日程や会場は変更になる可能性があります。随時掲示等で確認してください。

(出典 URL http://www.gunma-u.ac.jp/html_campus/accession_2.html (別添資料7-2-⑤-B))

資料7-2-⑤-5 「就職相談 (キャリアカウンセリング)」

就職相談(キャリアカウンセリング)

就職相談(キャリアカウンセリング)について

「キャリアサポート室」では、就職に関するあらゆる相談に応じています。生涯設計を踏まえての幅広い相談に応えられる専門家であるキャリアカウンセラー、企業の採用実務に詳しい職員など、相談テーマに即した相談員が対応します。開室時間中いつでも対応する窓口と、事前予約制の就職相談(キャリアカウンセリング)があります。キャリアサポート室まで足を運ばない学生は、各キャンパスでも相談窓口を設けていますので、お気軽にご利用ください。

相談窓口

キャリアサポート室をはじめ、各学部の担当係がみなさんの就職に関する相談、情報確認、事務手続き、各種試験対策などに対応いたします。窓口にお申し出ください。

学部	相談窓口	開設時間
全学	キャリアサポート室	月曜日から金曜日 8時30分から17時15分 (祝日、休日及び12月29日～1月3日を除く)
教育学部	教務係(教員採用試験)	
	キャリアサポート室	
社会情報学部	キャリアサポート室	
医学部	学務課学事・学生支援係	
理工学部	学生支援係	

(出典 URL http://www.gunma-u.ac.jp/html_campus/accession_3.html)

就職ガイダンスでは、学生からのアンケート調査等の結果において、学生の要望が高い「自己分析」、「マナー」、「面接」、「エントリーシートの作成方法」など実践的な内容の講座や経済関連講座、低学年を対象とした「就職・キャリア・将来」の意識向上に向けたキャリアデザイン講座を毎年実施している(別添資料7-2-⑤-D 参照)。また就職活動支援のため「就職応援BOOK―群大生のための就活ノウハウ集―」を作成し、配布している。

■就業力育成

学生の社会的・職業的自立を促す教育を推進するため平成 22 年度に採択された「大学生の就業力育成支援事業(学生教育・支援体制の強化による就業力育成)」では「就業力育成支援室」を設置し(別添資料 7-2-⑤-E 参照)、当該事業終了後においても就業力育成のための科目として「キャリア計画」「キャリア設計」「学びを構築する」を開講しているほか、企業実務家による就業力育成講演会(3回)及び就業力育成セミナー(12回)を実施している。また学びの履歴・アンケート等を電子的に記録し、自身の学びを振り返ることのできるキャリアデザインポートフォリオシステムの導入など、地域産業界と協働し、さまざまな取組を行っている(資料 7-2-⑤-6 参照)。

資料 7-2-⑤-6 「就業力育成支援室」



就業力育成支援室

トップページ > 教育・学生生活 > 大学改革 G P > 就業力育成支援室

大学生の就業力育成支援事業
学生教育・支援体制の強化による就業力育成

取組概要

- ▶ 就業力育成支援室を中心とした「就業力育成講座・講演会」等の実施、「キャリア計画」・「キャリア設計」の初年次科目への新設・単位化、英語科目の講義頻度の2倍増、インターシップの2年次からの早期実施、キャリアデザインポートフォリオ作成システムの構築により、学生に社会的・実践的能力を培い、幅広い職業人を養成する。

達成目標・成果等

- ▶ 学生に自主的に就業力を高める意識を持たせ、キャリアデザインを描き、社会的・職業的自立に向けた生涯生活を構想する。職業人として必須の就業力を身につけさせる。

(出典 URL http://www.gunma-u.ac.jp/html_campus/gps/portal/gps-index.html)

■各種ハラスメント対応

ハラスメントへの対応については、学生便覧・ホームページによる学生窓口を周知及び注意喚起しているほか、学部等ごとにハラスメント相談員を複数配置するほか、セクハラ、アカハラ、パワハラについて外部カウンセラーに電話・ウェブサイト上で直接相談できるハラスメントホットラインを設置している。また「国立大学法人群馬大学教職員ハラスメントの防止等に関する規則」を制定し(別添資料 7-2-⑤-F 参照)、教職員対象の講習会の実施など、ハラスメント防止のための取組を行っている(資料 7-2-⑤-7 参照)。

資料 7-2-⑤-7 「セクシャルハラスメントウェブサイト」

ハラスメント

ハラスメントとは

本学の学内及び学外において、性的な言動、修学上又は教育研究上の支配従属関係に起因する言動、その他不適切な言動で、他の者を不快にさせる言動をいいます。

ハラスメントに当たるかどうかは、基本的には、加害者の意図や認識の如何に関わらず、被害者が不快に感じるかどうかによって決まります。

ハラスメントにはさまざまな態様があり、次のようなハラスメントが想定されます。

また、これらの態様は独立しているものばかりでなく、複数の要素が重なり合ってひとつのハラスメントとなることもあります。

1. セクシュアル・ハラスメント

性的な要求や言動を受け入れることを修学・就労活動の条件としたり、評価の基礎として考慮したりすることや性的な要求や言動によって修学・就労の環境を悪化させたりすることをいいます。

2. アカデミック・ハラスメント

修学上又は教育研究上の支配従属関係を不当に利用して、不利益な取り扱い、人格的な誹謗・中傷、嫌がらせ、精神的虐待、暴力、修学・研究の妨害、研究成果の搾取等の相手の意欲及び修学・研究環境を著しく阻害することをいいます。

3. パワー・ハラスメント

業務上の支配従属関係を不当に利用して、不利益な取扱い、人格的な誹謗・中傷、嫌がらせ、暴力、業務遂行の妨害等の相手の意欲及び就労関係を著しく阻害することをいいます。

(出典 URL http://www.gunma-u.ac.jp/html_campus/campuslife_16.html)

■留学生への生活支援

留学生の生活支援については、受入担当教員、各学部等留学生担当係、国際交流課、国際教育・研究センター、チューターなど多層的な支援体制で、必要な時期に応じたきめ細かな支援を行っている。

国際教育・研究センターでは、各キャンパスにおいて留学生担当の専任教員を配置し、相談時間を設けて、個別の相談に応じている（資料 7-2-⑤-8 参照）。平成 26 年度においては、相談件数 120 件うち生活支援等に関する相談 34 件であった。

学生相談

一人で悩まないで！小さなことでも話してしまおう！もやもや気分は相談室で解消！



留学生相談室

国際教育・研究センターでは、留学生相談室を設けています。自国を離れて異国で生活・勉強する留学生特有の悩みや相談に応じているほか、留学生と関わる日本人学生の相談も受け付けています。

留学生相談室には、日本語や毎日の勉強の方法などに関する「就学相談」、体調の不良や不眠、妊娠や手術への不安などの「健康相談」、就職か研究か、帰国か日本滞るか、実際の就職活動への支援などの「就職相談」、その他、国のことばかり思い出してやる気がおきないといった「心理的な相談」など、様々な相談が寄せられています。ちょっと手伝ってほしいけど誰に頼んでいいのかわからない、「誰かに話したいでも誰かに相談していいかわからない」、ということがあればぜひ相談室のドアをたたいてください。

(出典 URL <http://www.cier.gunma-u.ac.jp/page2/consult.html>)

生活支援としては、4月と10月に新入留学生オリエンテーションを開催し、その中で日本語と英語のパワーポイント資料を用いて、日常生活における危機管理について対応方法を指導している（別添資料7-2-5-G参照）。

留学生の住居対策として、学内に国際交流会館を整備しているほか、滞在期間が短期（6か月から1年以内）の交換留学生等には、大学周辺の安価なアパートを紹介している。オリエンテーションの中で、入居時の手続（留学生の民間宿舎入居時に大学が機関保証を行う留学生住宅総合補償制度への加入等）及びゴミの分別等、生活上のルールについて説明を行っている。

留学生のための就職支援として、就職ガイダンスの中で「留学生のための就活講座」を実施している（別添資料7-2-5-H参照）。また、キャリアサポート室内に専用の就職情報コーナーを設けている。留学生の多い桐生キャンパスでは、日本企業への就活対策として「ビジネス日本事情」、就業後の日本語支援を目的として、主に県内の企業人を講師としたオムニバス形式の「ものづくりビジネス」と「ビジネス日本語A・B」を開講している（別添資料7-2-5-I参照）。

■障害学生への生活支援

障害のある学生に対しては、「群馬大学障害学生修学支援実施要項」（前出資料7-2-②-10参照）を制定し、一定の支援基準を設け全学的に実施している。障害学生への支援体制として「障害学生支援室」を設置し、「障害学生サポートルーム」を置き、専門支援者職員4名を配置し、障害の種別及び程度に応じた支援を行っている。特に、肢体不自由（上下肢）学生には、大学在学中におけるトイレ・食事・移動などの介助を行う支援者を人材派遣会社から派遣してもらい支援している（前出資料7-2-②-12参照）。

【分析結果とその根拠理由】

「学生相談アンケート」や「学生実態調査」を実施し、学生支援に対する学生のニーズを把握している。学生の生活相談・就職等進路相談・各種ハラスメント相談等のために、関連組織が整備され、十分な相談・助言体制が機能している。また特別な支援が必要と考えられる留学生や障害のある学生についても、支援体制が整備され、有効に機能している。

以上のことから、生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われている。また特別な支援を行うことが必要と考えられる学生に対しても、適切な生活支援等を行うことのできる体制が整備されており、必要に応じて生活支援等が行われていると判断できる。

(別添資料)

- ・ 7-2-⑤-A 群馬大学大学教育・学生支援機構学生支援センター規程
- ・ 7-2-⑤-B 群馬大学大学教育・学生支援機構健康支援総合センター規程
- ・ 7-2-⑤-C 平成 26 年度 学生相談実態調査アンケートの実施について
- ・ 7-2-⑤-D 平成 26 年度 全学就職ガイダンス一覧
- ・ 7-2-⑤-E 就業力育成支援室設置要項
- ・ 7-2-⑤-F 国立大学法人群馬大学教職員ハラスメントの防止等に関する規則
- ・ 7-2-⑤-G 新入留学生オリエンテーション資料（日常生活における危機管理）
- ・ 7-2-⑤-H 「留学生のための就活講座」チラシ
- ・ 7-2-⑤-I 「ビジネス日本語事情」講義用資料
「ものづくりビジネス」講義スケジュール
「ビジネス日本語AB」留学生向け案内資料

観点 7-2-⑥： 学生に対する経済面の援助が適切に行われているか。

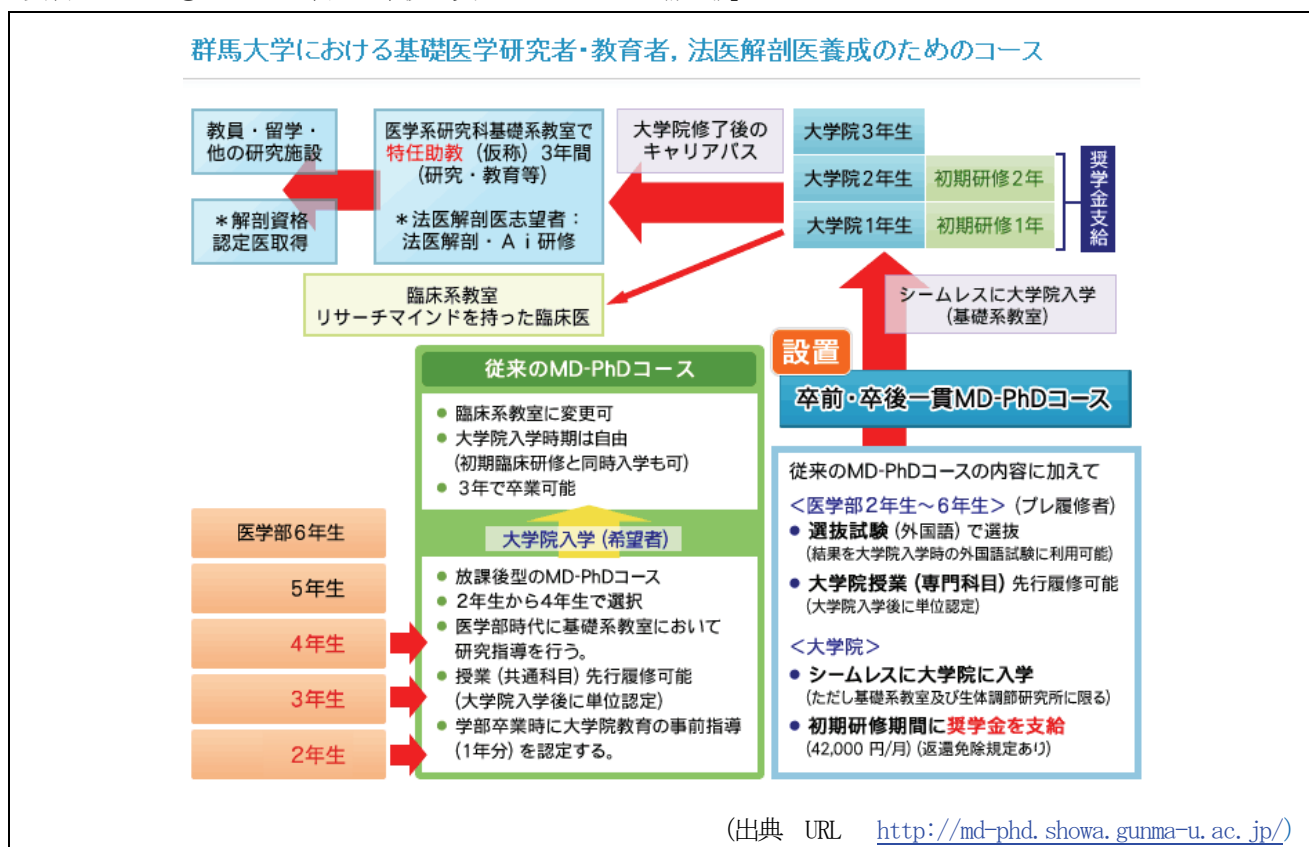
【観点到係る状況】

■経済面での支援（奨学金）（免除）（学生寮）

学生の経済面への援助については、日本学生支援機構・都道府県等地方公共団体及び各種団体が支給する奨学金、大学が行う入学科免除制度及び授業料免除制度のほか、主要キャンパスに学生寮を整備している。

また医学部（医学科）医学系研究科においては、基礎医学への興味を喚起するため、学部入学直後から「基礎研究の体験実習」や「基礎医学研究室配属」を経験できる「放課後型 MD-PhD コース」を設置し、研究室での指導に加え、大学院講義の一部も受講可能とし、卒後研修と並行した大学院履修が可能となっている。この取組は「基礎・臨床を両輪とした医学教育改革によるグローバルな医師養成」として文部科学省の大学改革事業に採択され、「卒前・卒後一貫 MD-PhD コース」を新設した。このプログラムにおいて、一貫コース履修者（プレ履修者）で医学部卒業後引き続き大学院医学系研究科に入学し、一定の要件を満たす者（1 学年 2 名）については、返済免除となる奨学金を支給している（資料 7-2-⑥-1 参照）。

資料 7-2-⑥-1 「卒前・卒後一貫 MD-PhD コース (概要)」



■周知状況

これらの援助について、各キャンパスでの掲示・説明会の開催のほか、ウェブサイトや学生便覧への掲載や教務システムの周知機能を使用した情報提供を行っている (資料 7-2-⑥-2 参照)。

資料 7-2-⑥-2 「経済的支援」

免除等手続きについて知りたい

- ▶ 入学料免除と徴収猶予
- ▶ 授業料免除と徴収猶予
- ▶ 卓越した学生に対する授業料免除
- ▶ 奨学金

(出典 URL http://www.gunma-u.ac.jp/html_campus/for_student_0.html)

学生寮

本学には、前橋地区に養心寮が、桐生地区に啓真寮の2寮があります。

学生寮は、集団生活を通して社会人としての優れた人物を育成するとともに、人間形成の場として有意義な学生生活が送れるように設けられたものです。各寮とも寮規定によって管理運営することになっていますが、いづれも寮の日常生活は寮生が自主的に行っております。

(出典 URL http://www.gunma-u.ac.jp/html_campus/campuslife_11.html)

■利用実績 (奨学金) (免除) (学生寮)

奨学金について、日本学生支援機構奨学金の貸与率は、平成 26 年度において学部生 39.1 %、大学院生 26.6 % となっており、大学全体で 36.5 %となっている（資料 7-2-⑥-3 参照）。

資料 7-2-⑥-3 「日本学生支援機構奨学金 貸与実績」 (平成 26 年度)

学種	貸与者数 / 学生数 (貸与率)	(うち平成 26 年度 新規貸与者数)	貸与総額
学部	2,015 人 / 5,163 人 (39.1%)	546 人	5,454,000 千円
大学院	358 人 / 1,347 人 (26.6%)	184 人	640,000 千円
計	2,373 人 / 6,510 人 (36.5%)	730 人	6,094,000 千円

(出典 学務部作成資料 (別添 7-2-⑥-A))

- ※ 1. 上表は、第一種奨学金と第二種奨学金の計であり、延べ数である。
 2. 貸与率は、平成 26 年 5 月 1 日現在の学生数を基に算出している(科目履修生・聴講生・研究生含まず)。
 3. 貸与総額は、修業年限まで貸与した場合の合計額である。

免除について、本学では通常の「授業料免除」のほか「東日本大震災の罹災学生を対象とした入学科及び授業料免除」「成績優秀者に対する授業料免除」を行っており、平成 26 年度の支援総額は約 334 百万円となっている（資料 7-2-⑥-4 参照）。

資料 7-2-⑥-4 「各種免除の利用実績」 (平成 26 年度)

	全学免除		半額免除		合 計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
一般	984	261,559,700 円	442	58,591,963 円	1,426	320,151,663 円
震災	38	10,180,200 円	0	0 円	38	10,180,200 円
成績優秀者	13	3,482,700 円	0	0 円	13	3,482,700 円
合計	1,035	275,222,600 円	442	58,591,963 円	1,477	333,814,563 円

※ 学部・大学院あわせた数値となっている。(出典 学務部作成資料 (別添 7-2-⑥-B))

学生寮については、2つの寮に計 201 人が入居している(資料 7-2-⑥-5 参照)。入寮にあたっては、選考基準を定め家計の困窮度の高い者から選考している。共有施設など大学が管理すべき備品の更新・修繕について対応しているほか、寮での行事に指導助言を行っている。

なお啓真寮については、耐震化改修工事を予定している。

資料 7-2-⑥-5 「学生寮の利用実績」 (平成 26 年度)

寮 名	所 在 地	収 容 対 象	定 員	入居者	寄 宿 料
養 心 寮	前橋市若宮町 2-14-7	教育学部, 社会情報学部, 医学部, 理工学部1年生 (夜間主コースを除く)	男子 77名 女子 62名	男子 73名 女子 62名	4,300 円
啓 真 寮	桐生市天神町 3-14-45	理工学部 (昼間コース2年生以上, 夜間主コース) 理工学府	男子 102名	男子 66名	5,900 円

※ 入居者数は、平成26年12月末日現在。

(出典 学務部作成資料)

■留学生への特別な経済的支援

留学生に対する経済面の援助としては、入学料・授業料免除、日本学生支援機構学習奨励費、各種民間財団奨学金等があり、パンフレットやウェブサイトにおいて周知しており(資料7-2-⑥-6参照)、利用実績については、別添資料7-2-⑥-Cのとおりとなっている。

資料7-2-⑥-6 「留学生向けの授業料免除・奨学金の案内」

2. 授業料免除

私費外国人留学生で授業料の納付が困難な学生に対しては、全額または半額を免除する制度があります。免除を希望する場合は、年2回(7月と1月頃)各キャンパスで行われる説明会に必ず出席してください。前期分の申請時期は3月頃、後期分の申請時期は9月頃です。授業料の免除額が確定し、半額免除もしくは免除なしの場合は、決められた期限内に授業料を支払うようにしてください。

授業料免除についての連絡先:学務部学生支援課 027-220-7141、7144

3. 奨学金について

私費外国人留学生が申請できる奨学金の種類としては、大きく分けて次の3種類があります。

- (1) 私費外国人留学生学習奨励費
- (2) 民間奨学財団等からの奨学金
- (3) 国費留学生(国内採用)

(出典 URL <http://www.cier.gunma-u.ac.jp/page2/money.html>)

また本学独自の奨学金制度として、桐生地区(理工学部・理工学府)の私費留学生に対して、篤志家の寄付によりFA留学生奨学金基金を立ち上げ、平成26年度は、中国・タイ・ベトナムの留学生6人(学部1・修士4・博士1)に奨学金を支給している(別添資料7-2-⑥-D参照)。

【分析結果とその根拠理由】

奨学金制度の利用や、入学料・授業料免除、学生寮の整備などを行っており、それらの情報が学生へ周知され、実際に利用されていることから、学生の経済面の援助について、適切に行われていると判断できる。

(別添資料)

- ・ 7-2-⑥-A 平成 26 年度 日本学生支援機構奨学生数（学部・研究科別内訳）
- ・ 7-2-⑥-B 平成 26 年度 授業料免除実施状況
- ・ 7-2-⑥-C 平成 26 年度 留学生奨学金受給状況
- ・ 7-2-⑥-D FA 留学生奨学金基金要項

（２）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 本学 4 キャンパス及び附属学校に高速ネットワーク（ギガビットイーサネット）を構築し、良好なネットワーク接続環境を提供している。災害等にも強い安定したネットワークを提供するため、本学災害対策用外部データセンターにコアスイッチを設置し、安定した学外接続を行っている。
- 群馬大学 Moodle システム上に、教養教育 84 コース（講義）、専門科目 133 コース（講義）が運用されており、利用する学生数は延べ約 5,300 名に上っている。
- e-ラーニング英語学習システムを導入し、学生の自主的・自覚的な学習や TOEIC 等の語学試験対策に役立てている。
- 群馬県内の教育・研究機関と連携した群馬県地域共同リポジトリ（愛称 AKAGI）を構築・運用している。群馬県立図書館のほか、群馬県立県民健康科学大学及び上武大学など県内 21 機関が参加し、総登録件数 7,105 件（2015 年 3 月末現在）、年間登録件数 543 件（2014 年度実績）となっており、年間ダウンロード数は 781,279 件（2014 年度実績）に達している。
- 学生の社会的・職業的自立を促す教育を推進するため「就業力育成支援室」を設置している。就業力育成のための科目の開講や、各種講演会やセミナーを実施している。また学びの履歴・アンケート等を電子的に記録し、自身の学びを振り返ることのできるキャリアデザインポートフォリオシステムの導入など、学生の就業力育成にかかる取り組みを行っている。

【改善を要する点】

該当なし

基準 8 教育の内部質保証システム

(1) 観点ごとの分析

観点 8-1-①: 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。

【観点到係る状況】

■学内の体制

本学では、教育研究評議会において、教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項を審議することとなっているほか(資料 8-1-①-1 参照)、教育の質保証及び改善向上を目的とした自己点検・評価にかかる実施組織として、大学教育・学生支援機構に「教育基盤センター」及び担当理事のもと独立した組織として「大学評価室」を設置している。

資料 8-1-①-1 「群馬大学教育研究評議会規則(抜粋)」

(審議事項)

第 2 条 教育研究評議会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 中期目標についての意見に関する事項(経営に関する事項を除く。)
- (2) 中期計画及び年度計画に関する事項(経営に関する事項を除く。)
- (3) 学則(経営に関する部分を除く。)その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- (4) 教員人事に関する事項
- (5) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- (6) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- (7) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- (8) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (9) その他教育研究に関する重要事項

(出典 国立大学法人群馬大学 教育研究評議会規則(別添資料 2-2-①-B))

(教育基盤センター)

教育基盤センターでは、本学における教育のより一層の充実と改善のための取組を企画する組織として「教育推進部会」を設置している(資料 8-1-①-2 参照)。主な業務として「教養教育に対する学生による授業評価の実施」「公開授業等 FD の実施」「各授業分野の課題の明確化による授業改善の促進」「ベストティーチャー賞の実施運営」「学生の学力調査等」などを行っており、その成果を毎年「群馬大学教育・学生支援機構報告書」として公表している(別添資料 8-1-①-A 参照)。

資料 8-1-①-2 「群馬大学 大学教育・学生支援機構

教育基盤センター運営委員会教育推進部会運営内規 (抜粋)」

(趣 旨)

第 1 条 この内規は、群馬大学大学教育・学生支援機構教育基盤センター運営委員会内規第 8 条第 3 項の規定に基づき、教育推進部会(以下「部会」という。)に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 部会は、大学教育に関する次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育内容・方法の改善に関すること。
- (2) 大学教育の評価に関すること。
- (3) FDの推進に関すること。
- (4) 各種プロジェクト（GP）に関すること。
- (5) 高大連携、大学間連携等に関すること。
- (6) その他大学教育の改善に関すること。

（出典：群馬大学 大学教育・学生支援機構 教育基盤センター運営委員会
教育推進部会運営内規（別添資料2-1-②-H））

(大学評価室)

大学評価室は、学長が指名する理事（3人）のほか、総合情報メディアセンター・各学部・附属病院の主担当を命ぜられた教員各1名、及びその他学長が指名する者若干名で構成されており、大学全体の評価に係る企画・立案や、実施に際しての総括的な業務を行っている（資料8-1-①-3）。

資料8-1-①-3 「群馬大学大学評価規則（抜粋）」

(大学評価室)

第3条 本学における自己評価及び外部評価の実施並びに認証評価並びに第三者評価に対応するため、
国立大学法人群馬大学大学評価室（以下「評価室」という。）を置く。

(業 務)

第4条 評価室は、大学評価に関し、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 大学評価に係る企画・立案に関すること。
- (2) 自己評価及び外部評価の実施についての基本方針に関すること。
- (3) 自己評価及び外部評価の実施に関すること。
- (4) 認証評価及び第三者評価への対応に関すること。
- (5) 大学評価に係る資料の収集、調査及び分析に関すること。
- (6) 大学評価の結果の公表に関すること。
- (7) 大学評価の結果に対する意見及び改善策に関すること。
- (8) 大学評価に係る連絡調整に関すること。
- (9) その他大学評価に関し、必要な事項

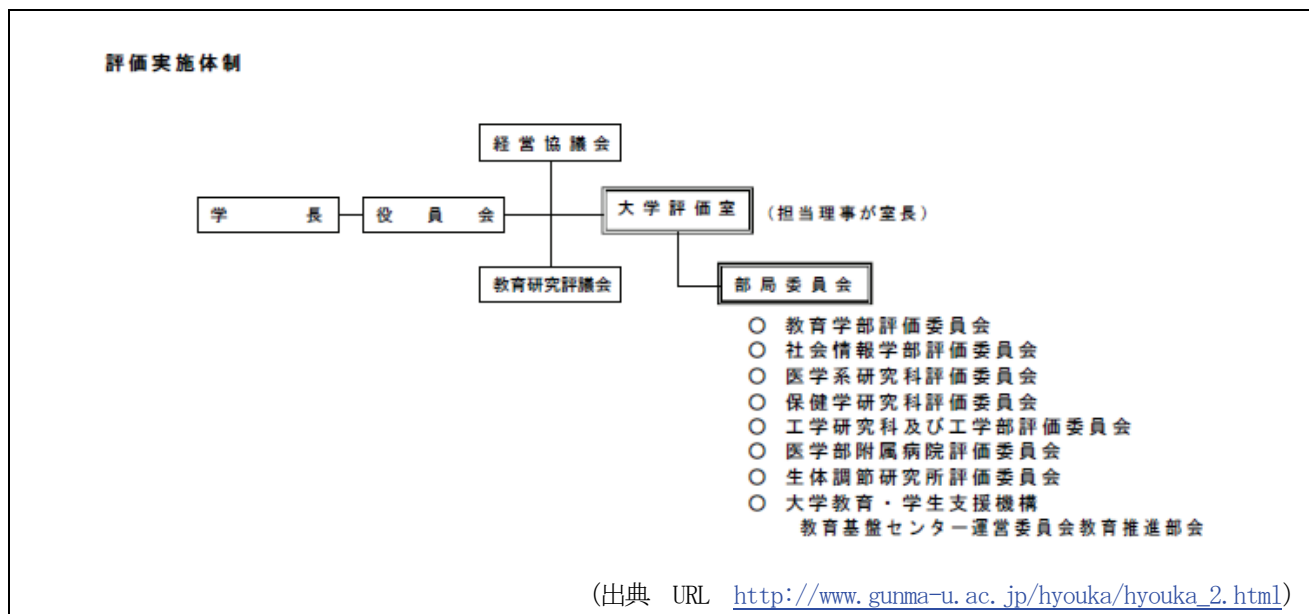
（出典 国立大学法人群馬大学 大学評価規則（別添資料8-1-①-B））

また年に一度、授業評価アンケートを含む教育内容の改善に資する各学部の取組について「教育方法改善のための自己点検・評価（授業評価等）実施状況調査」として調査を実施している。こちらも結果は、教育研究評議会に報告のうえ本学ウェブサイトに掲載しており、各学部における教育の質の改善・向上に利用されている（前出資料6-1-②-1参照）。

(学部単位)

また各学部においても、それぞれに評価委員会を設置し、教育の質保証・向上改善について、継続的な取組を実施している（資料8-1-①-4参照）。

資料 8-1-①-4 「評価実施体制」



■具体的な事例

評価結果を改善に結びつけた具体的な事例としては、教育学部・教育学研究科におけるカリキュラム改革があげられる。カリキュラム委員会・教務委員会・教育実習委員会が中心となって、継続的にカリキュラムの自己点検・評価を行い、様々な改善を行っている（資料 8-1-①-5 参照）。

資料 8-1-①-5 「自己点検評価に基づいたカリキュラムの改善例」

学部研究科等	改 善 事 例
教育学部	学部校種の違いに即したカリキュラムの充実を図るため、「教職に関する科目」における小学校科目と中学校科目の分離について平成 22 年度から検討をはじめ、平成 25 年度から実施した。 小学校における外国語活動の本格化・グローバル人材育成の観点から「小学校外国語活動の研究」を必修科目として新設した。 平成 19 年度から試行・検証を段階的にを行い、25 年度から「教職実践演習」を開設したほか、教育実習について各実習校の統一的な評価基準を作成し、実習の評価の客観性を高めた。
教育学研究科 (専門職)	授業評価アンケート、修了時調査などで改善要望（課題研究との関連の明確化、通常の実習との差異化など）が多かった「課題発見実習 II」（1 年次 9～10 月ごろ）について、実習校担当教員と課題研究指導教員を極力一致させる、実習校との打合せ、実習中の指導に大学教員がより頻繁に出向くなどの改善を加えた。 学部新卒者の「課題解決実習」（2 年次通年）につき、実際には所定の実習日 30 日のみでは実践に支障があることに鑑み、実習開始前後の学校訪問、教育実践への参加について、「教育現場体験実習」として単位化した（平成 23 年度～）。
教育学研究科 (修士)	全授業を対象として学生による授業評価アンケートを毎学期実施しているほか、修士課程学生と修士課程長、修士課程運営委員会の懇談会にあっても事前にカリキュラムや研究環境等に関するアンケートを実施し、意見交換を行っている。平成 25 年度から実施したカリキュラム改革においては、懇談会での学生との意見交換を活かして、多くの共通教育科目を新設した。

(出典 教育学部作成資料)

■認証評価への対応

認証評価に向けては、大学評価室を中心に、学部等に対して会議等を通じた情報提供を積極的に行い、通常の自己点検・評価のなかで、大学評価基準を意識した改善を行ってきた。また受審の前年度である平成26年度においては、大学評価室の構成員を通じて、大学評価基準について、学部等ごとに自己点検を行い、全学的な自己評価書を作成した。

【分析結果とその根拠理由】

教育基盤センターや大学評価室のほか学部においても、教育の質の改善・向上のための体制が整備されている。年2回の「年度計画に対する進捗状況調査」や「教育方法改善のための自己点検評価」など、さまざまな自己点検評価を実施しており、結果を教育の質の改善・向上に役立てている。

以上のことから、自己点検・評価が行われ、教育の質が保証されているとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していると判断できる。

(別添資料)

- ・ 8-1-①-A 群馬大学教育・学生支援機構報告書（抜粋）
- ・ 8-1-①-B 国立大学法人群馬大学 大学評価規則

観点 8-1-②： 大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

【観点到係る状況】

■学生からの意見聴取

教育の質の向上改善にかかる学生への意見聴取の内容については、年に1度大学評価室において「教育方法改善のための自己点検・評価（授業評価等）実施状況調査」としてとりまとめている（前出資料6-1-②-2，別添資料6-1-②-A参照）。

(授業評価)

大学教育・学生支援機構では、教養教育について、学生による授業評価を実施し、その評価結果を各教員へフィードバックして、授業内容の改善を促すほか、関連委員会において組織的に検証を行い、全体的な改善点を明確にしている。また、その評価結果をフィードバックし、授業改善に反映させている。

さらに、各学部においても、学生による授業評価を実施しており、学生の意見を含む評価結果を各教員にフィードバックして、授業内容の改善を促すほか、大学評価室会議等において評価結果の組織的検証などを行い、授業改善に反映させている。

(懇談会)

大学教育・学生支援機構、各学部ともに、学生との懇談会を開催し、学生からの意見を聴取して、教育方法や教育環境改善に役立てている。

■教職員からの意見聴取

教職員からの意見聴取については、学部及び研究科における教授会や各種委員会等を通じて意見を聴取するとともに、学長が各学部の教授会に出向き意見交換を行うなどして、適宜大学の運営に反映している（別添資料8

－ 1 －②－A 参照)。

【分析結果とその根拠理由】

各学部において、授業評価や学生との懇談会等を実施し、学生からの意見を聴取しており、それらの結果を各教員にフィードバックしているほか、関連委員会等において検証を行い、授業改善に活用している。

また、教授会や各種委員会等を通じて意見を聴取するとともに、学長と各学部の教授会との懇談会を通じて教員からの意見交換も行っている。

以上のことから、大学の構成員の意見の聴取が行われており、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断できる。

(別添資料)

- ・ 8－1－②－A 教授会記録 (例)

観点 8－1－③： 学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

【観点到係る状況】

本学では、教育の質の改善・向上に活用するため、さまざまな方法で学外関係者からの意見を聴取し、教育の質の改善・向上に活用している(資料 8－1－③－1 参照)。

全学では、毎年「群馬県との意見交換会」を実施し、地元からの意見要望を大学の運営に活用している(別添資料 8－1－③－A 参照)。また学部単位では「卒業生を対象とした教育に関する現況調査(教育学部・教育学研究科)」や「教育改善のための卒業生アンケート(工学部)」などを実施している(別添資料 6－2－②－A 参照)。これらの結果を、国立大学法人評価における実績報告書の作成やカリキュラムの編成などに活用している。

資料 8－1－③－1 「学外関係者からの意見聴取例」

実施	会議・調査名	対象	内容	具体的な改善事例 等
全学	群馬県との意見交換会	群馬県	地域と大学の連携強化にかかる意見交換	国際戦略における情報発信 (英語版ウェブサイト・概要の作成など)
教育学部 教育学研究科	群馬県教育委員会の連携にかかる協議会	群馬県教育委員会	教員養成・研修をめぐる課題について、意見交換	共同研究及び共同事業を通じて、教員養成をめぐる教育の質の改善・向上
	教育実習研究協議会	実習先の市町村教育委員会	教育実習・教員養成をめぐる諸課題について意見交換	教育実習の評価基準を作成 (平成 25 年度から)
	教育に関する	卒業生	3 年に一度、卒業して 3	平成 18 年度実施の新カリキ

	現況調査	(教職に就職)	～5年の教職に就いた卒業生を対象に実施	ユラムについて卒業生の評価を検証
社会情報学部	新入生懇談会終了後 学部後援会（総会）	学生の保護者	大学に対する要望について意見交換	保護者の要望に添った形で、成績関連業務の改善に反映
	出前説明会・模擬授業 実施校における ヒアリング	高校教諭	進路指導教員等との意見交換	意見交換の内容を各教員に情報提供し、入試広報に反映
	入試関連業者による 勉強会	入試業者	入試状況説明会として意見交換	入試広報の戦略を検討に使用
医学部 医学系研究科	大学院生による ワークショップ後の 意見交換会	外部評価者 招待講演者	最新の研究成果に関する 情報交換 大学院生のキャリアパス に関する助言	留学生に対応するため すべての講義実習を 英語で開設
	チーム医療実習 懇談会	チーム医療実習 協力施設担当者	チーム医療実習に関する 意見交換会	実習に際して行う学生への 事前説明に反映
	地域医療実習懇談会	臨床実習協力病院 担当者	臨床実習協力病院との 意見交換会	臨床実習先の確保に係る 検討に反映
理工学部	卒業生・修了生 アンケート	卒業生 修了生	5年に1度、前回調査以降の卒業を対象として実施（平成23年度に実施）	英語教育の学習効果の向上や、組織見直しに伴う新カリキュラムの作成に活用
	企業懇談会 アンケート	企業	産・学・官の連携を深めるために参加企業等との懇談を実施	共同研究や技術連携に発展 学生等の就職支援に活用
	地域貢献諮問委員会	企業	地域貢献について 意見交換	学外委員からの意見を 地域理科教育の充実や SSH との連携強化に活用 授業内容の改善に反映

(出典 学部研究科等作成資料)

【分析結果とその根拠理由】

毎年群馬県との意見交換会を開催しているほか、各学部・研究科において、卒業生・修了生に対し、教育成果に関するアンケート調査等を実施しており、それらの結果を自己評価やカリキュラムの編成等に活用している。また学外関係者からも、会議やヒアリングを通して意見を聴取し、教育の改善向上に活用している。

以上のことから、学外関係者の意見が、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断できる。

(別添資料)

・ 8-1-③-A 群馬大学と群馬県との意見交換会 開催状況

観点 8-2-①： ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

【観点に係る状況】

各学部等において、教育教授法ワークショップや公開授業等を開催している。また授業評価の結果を教員へフィードバックするため懇談会など、さまざまに学生と教員との懇談会等を実施し、教育研究内容・方法の改善を行っている（資料 8-2-①-1 参照）。

資料 8-2-①-1 「平成 25 年度 教育方法改善のための自己点検・評価（授業評価等）実施状況 調査結果（抜粋）」

平成 25 年度 教育方法改善のための自己点検・評価（授業評価等）実施状況 調査結果

3. FD活動

(1) 実施状況

部局名	実施組織	名 称	実施月日	教 員 参加者数	内 容
大学教育・ 学生支援機構	教育基盤 センター	ベストティーチャー 賞選考のための 公開模擬授業	H25. 5.14	34 名	各部局から推薦された最優秀賞候補者6名による公開模擬授業を実施
	教育基盤 センター	教養教育ベストティーチャーによる 公開授業	H25.10. 8 ～ H25.10.24	3 名	昨年に引き続き、教養教育ベストティーチャー優秀賞受賞者3名の授業を公開
	教育基盤	英語教育FD			実例発表を通して

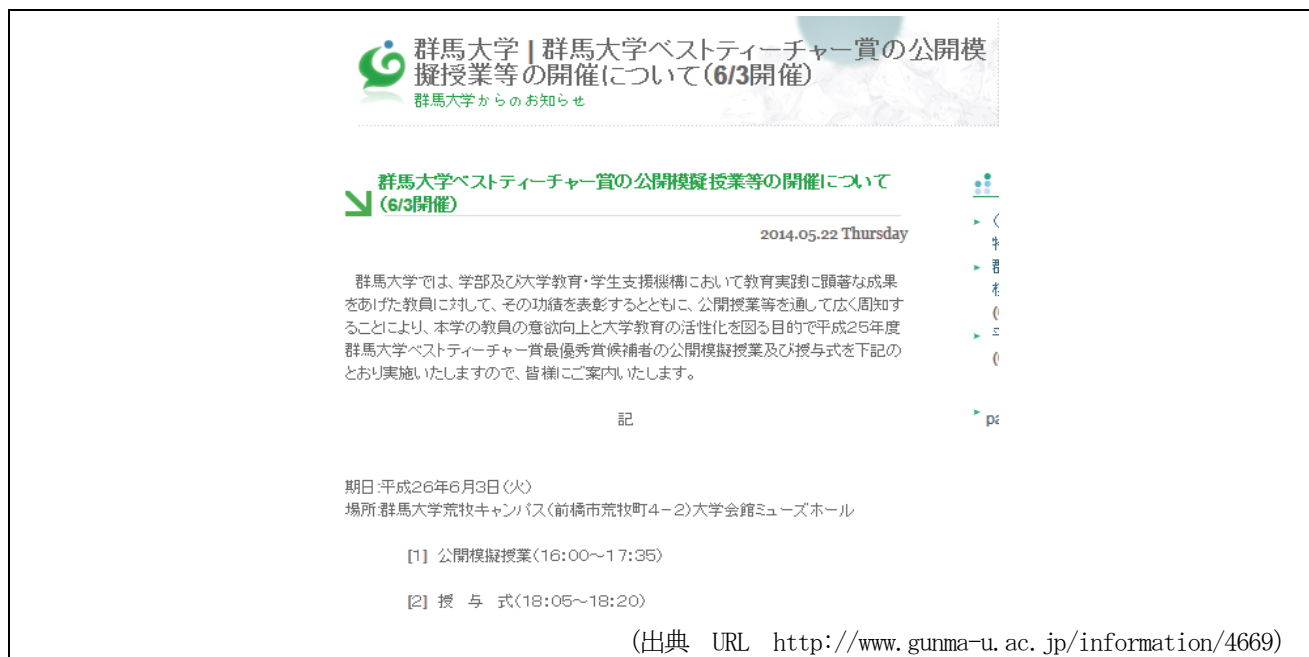
(2) FD活動に基づく自己点検・評価

部局名	教育方法の具体的な改善事例など
大学教育・学生支援機構	英語FDは、実例発表を通して今後の英語教育方法改善の動機付けになった。また、ベストティーチャー賞関連の公開模擬授業は、新任教員をはじめとする若手教員や優れた授業を行う教員への動機付けになった。 具体的な改善例としては、過去2年間において、各学期の始めに英語のクラス分けを実施していたが、後学期始めのクラス再編成において、予想以上に学生の移動が多く、一部の先生から教えにくいという課題が寄せられた。 平成 26 年度からクラス分けは年度当初のみに変更し教育効果を図る予定である。

（出典 URL http://www.gunma-u.ac.jp/hyouka/06_jugyou/3_jissi.joukyou/H25.pdf（別添資料 6-1-②-A））

また全学的にベストティーチャー表彰制度を実施し、被表彰者による全学及び部局公開授業の実施並びに被表彰者に対する教育研究資金の配分（最優秀賞 20 万円，優秀賞 10 万円）を行い、授業の改善及び教員の教育意欲の向上に結び付けている（資料 8-2-①-2，別添資料 8-2-①-A 参照）。

資料 8-2-①-2 「ベストティーチャー表彰制度実施結果」



群馬大学 | 群馬大学ベストティーチャー賞の公開模擬授業等の開催について(6/3開催)

群馬大学からのお知らせ

群馬大学ベストティーチャー賞の公開模擬授業等の開催について
(6/3開催)

2014.05.22 Thursday

群馬大学では、学部及び大学教育・学生支援機構において教育実践に顕著な成果をあげた教員に対して、その功績を表彰するとともに、公開授業等を通して広く周知することにより、本学の教員の意欲向上と大学教育の活性化を図る目的で平成25年度群馬大学ベストティーチャー賞最優秀賞候補者の公開模擬授業及び授与式を下記のとおり実施いたしますので、皆様にご案内いたします。

記

期日:平成26年6月3日(火)
場所:群馬大学荒牧キャンパス(前橋市荒牧町4-2)大学会館ミューズホール

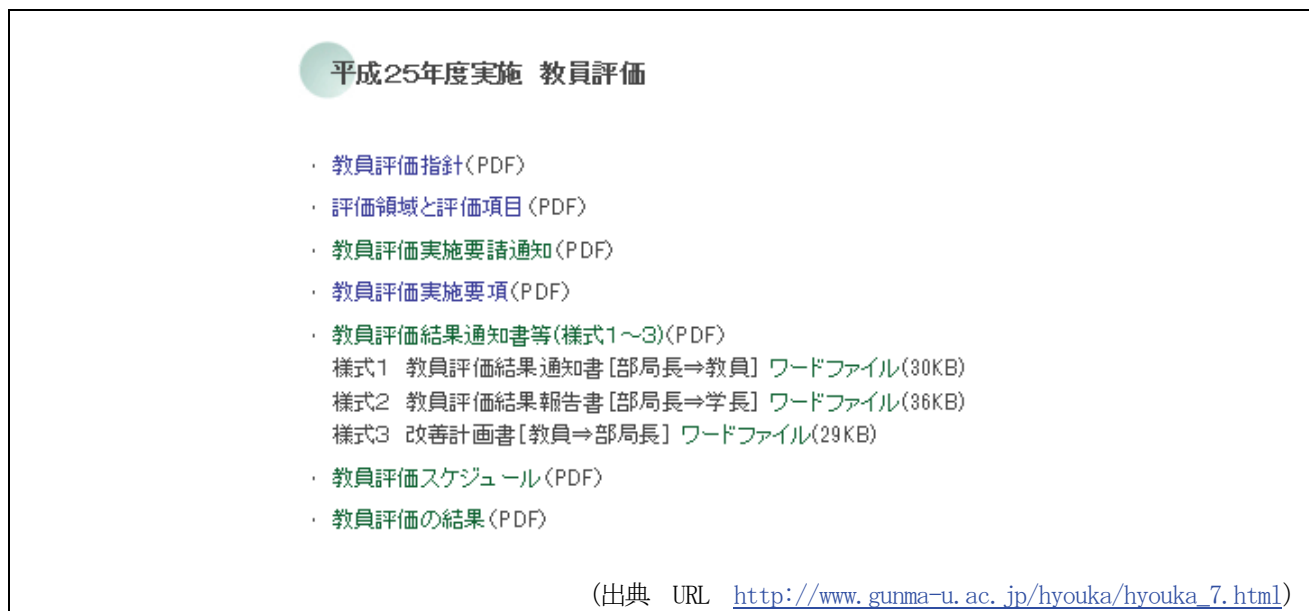
[1] 公開模擬授業(16:00~17:35)

[2] 授与式(18:05~18:20)

(出典 URL <http://www.gunma-u.ac.jp/information/4669>)

さらに、3年に1度実施している教員評価(資料8-2-①-3)において、平成25年度実施分から、成績優秀者に対し研究費の配分(5万円)に加えて新たに報奨金(20万円)を支給し、教育の質の向上の啓発を行っている(別添資料8-2-①-B参照)。

資料 8-2-①-3 「教員評価」



平成25年度実施 教員評価

- ・ 教員評価指針(PDF)
- ・ 評価領域と評価項目(PDF)
- ・ 教員評価実施要請通知(PDF)
- ・ 教員評価実施要項(PDF)
- ・ 教員評価結果通知書等(様式1~3)(PDF)
 - 様式1 教員評価結果通知書[部局長⇒教員] ワードファイル(30KB)
 - 様式2 教員評価結果報告書[部局長⇒学長] ワードファイル(36KB)
 - 様式3 改善計画書[教員⇒部局長] ワードファイル(29KB)
- ・ 教員評価スケジュール(PDF)
- ・ 教員評価の結果(PDF)

(出典 URL http://www.gunma-u.ac.jp/hyouka/hyouka_7.html)

【分析結果とその根拠理由】

各学部において、公開授業やワークショップなど、ファカルティ・ディベロップメントに関するさまざまな取組を行い、教育内容・方法の改善に活用している。また全学的には、ベストティーチャー表彰制度や、教員評価を実施し、教員の意欲向上に繋がる取組を行っている。

以上のことから、ファカルティ・ディベロップメントが、適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断できる。

(別添資料)

- ・ 8-2-①-A 国立大学法人群馬大学ベストティーチャー賞実施要項
- ・ 8-2-①-B 平成 25 年度教員評価結果に伴う報償の支給について

観点 8-2-②： 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

各学部における TA に対する取組として、講義・実習・演習の教育補助業務が多岐にわたることから、担当教員が個別に指導を行い、資質の向上を図っている。

事務系職員を対象に、語学能力向上のため「英語研修」(別添資料 8-2-②-A 参照)を実施している。また事務系職員及び技術系職員を対象に、個々の資質向上のため、放送大学の授業科目のうち職務遂行上関連があると認められる科目を受講させている「教養研修」(資料 8-2-②-B 参照)や、「スキルアップ研修」(別添資料 8-2-②-C 参照)を実施している。

理工学部では、技術職員で構成される理工学系技術部において、「技術発表会」や「技術研究会」を実施し、技術交流と資質の向上を図っている (<http://www.tsk.st.gunma-u.ac.jp/workshop.html> 参照)。

【分析結果とその根拠理由】

教育支援者である事務系職員・技術系職員に対し、資質向上を図るための研修等を実施しており、教育補助者である TA に対しても指導を行っている。

以上のことから、教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断できる。

(別添資料)

- ・ 8-2-②-A 平成 26 年度 群馬大学英語研修 (TOEIC 講座) 実施要項
- ・ 8-2-②-B 平成 26 年度 群馬大学教養研修実施要項
- ・ 8-2-②-C 平成 26 年度 群馬大学スキルアップ研修実施要項 (リーダースキル) (対人スキル)

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 教育学部・教育学研究科におけるカリキュラム改革について、カリキュラム委員会・教務委員会・教育実習委員会が中心となって、継続的にカリキュラムの自己点検・評価を行い、様々な改善を行っている
- 3 年に 1 度実施している教員評価において、平成 25 年度実施分から、成績優秀者に対し研究費の配分 (5 万円) に加えて新たに報奨金 (20 万円) を支給し、教育の質の向上の啓発を行っている。

【改善を要する点】

該当なし

基準 9 財務基盤及び管理運営

(1) 観点ごとの分析

観点 9-1-①：大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

【観点到係る状況】

■資産・債務の状況

平成 26 年度末における、本学の資産は、合計 89,855 百万円（うち固定資産 73,922 百万円・流動資産 15,932 百万円）となっている。そのうち教育研究活動を行う上で基礎となる、主な固定資産の保有状況については、土地（652,814 ㎡）22,237 百万円、建物（施設面積 335,680 ㎡）33,677 百万円、工具器具備品（うち取得金額が 500 万円以上の設備が 914 点）10,939 百万円となっている。

また、債務の状況は、負債合計 41,899 百万円（うち固定負債 27,519 百万円・流動負債 14,380 百万円）となっている。固定負債のうち主なものとしては、国立大学法人会計基準特有の固定資産の減価償却に対応するための負債である「資産見返負債」12,411 百万円と、附属病院の大規模整備のために借入を行っている「国立大学財務・経営センター債務負担金」及び「長期借入金」が 13,630 百万円となっているが、前者は会計処理に起因するもので債務としての実体はなく、実質的な返済義務があるのは後者のみとなっている（資料 9-1-1-①参照）。

資料 9-1-①-1 「資産・負債 の状況」

(単位:百万円)

区 分		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
資産	固定資産					
	有形固定資産	80,611	76,703	74,077	74,090	71,934
	無形固定資産	155	155	161	286	286
	投資その他の資産	1,404	1,403	1,902	1,701	1,700
	流動資産					
	現金及び預金	8,869	9,613	11,865	12,302	10,124
	未収収入	4,268	4,270	4,645	4,941	4,622
	その他の流動資産	957	1,333	728	2,014	1,185
	資産合計	96,267	93,479	93,382	95,336	89,855
負債	固定負債	36,121	33,163	30,786	29,798	27,519
	流動負債	13,315	13,166	15,667	16,809	14,380
	負債合計	49,436	46,330	46,454	46,608	41,899
純資産	資本金	35,617	35,617	35,617	35,617	35,617
	資本剰余金	5,259	3,558	2,675	2,907	2,070
	利益剰余金	5,953	7,973	8,635	10,202	10,267
	純資産合計	46,830	47,149	46,928	48,727	47,955

(出典 財務諸表・貸借対照表)

なお、財務諸表を含む、本学の財務情報については、本学のウェブサイトにおいて公表している（URL http://www.gunma-u.ac.jp/html_zaimu/aboutus_20.html 参照）。

■長期借入金

前述のとおり、中央診療棟や重粒子線施設の新営など、附属病院の大規模な施設・設備整備のために、長期借入を行っている。債務の償還については、文部科学大臣から認可された償還計画に基づき、附属病院収入を財源として計画的に行っている。なお、平成 22 年度以降は、新規の借り入れを行っていないため、債務残高は減少している（資料 9-1-①-2 参照）。

資料 9-1-①-2 「債務償還計画」

（単位：百万円）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
期首債務残高	29,767	26,868	23,867	21,044	18,418
新規借入額	0	0	0	0	0
償還額	3,478	3,496	3,243	2,979	2,735
元 金	2,899	3,001	2,823	2,626	2,447
利 息	579	495	420	353	287
附属病院収入	20,441	21,603	21,161	23,950	24,428

（出典 財務部作成資料）

■長期リース債務

附属病院の医療機器や、大規模なネットワークシステムの導入について、複数年によるリース契約を行っている。平成 26 年度末における、リース債務の残高は「支払リース料未払金」と「長期リース債務」の計 1,225 百万円となっており、過去 5 年間に於いて減少している（資料 9-1-①-3 参照）。

資料 9-1-①-3 「リース債務の状況」

（単位：百万円）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
支払リース料未払金 （1 年以内 元本 支払総額）	301	341	651	566	411
長期リース債務 （1 年以上先 元本 支払総額）	966	715	1291	725	814
リース債務（合計） （期末における 元本 支払総額）	1,267	1,056	1,941	1,291	1,225

（出典 リース資産管理表（別添資料 9-1-①-A））

【分析結果とその根拠理由】

本学の資産は、平成 16 年度の法人化に際して、国から現物出資を受けている土地建物等を基本として、毎年計画に基づいた施設設備の更新を行っている。結果、過去 5 年の状況において、財務諸表上の資産合計が一定の水準を維持している。

債務については、附属病院の大規模整備のために長期借入を行っているが、償還計画に基づき計画的に返済しているほか、平成 22 年度以降、新規の借り入れを行っていないため、債務残高は毎年減少している。また高額資産の調達に複数年のリース契約を行っているが、こちらも計画的に支払を行っており、債務残高は減少している。

以上のことから、大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる「資産」を有しており、「債務」が過大ではないと判断できる。

(別添資料)

・ 9-1-①-A リース資産管理表

観点 9-1-②： 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

【観点に係る状況】

■経常収入の状況

本学の主な経常的収入は、文部科学省からの運営費交付金、施設整備費補助金のほか、学生納付金（授業料、入学科及び検定料）、附属病院収入等の自己収入と、受託研究費や寄附金等の外部資金で構成されている。

平成 26 年度の主な収入は、運営費交付金収入 12,140 百万円、施設整備費補助金 478 百万円、学生納付金 3,565 百万円、附属病院収入 25,968 百万円、外部資金 2,432 百万円となっている（資料 9-1-②-1 参照）。

資料 9-1-②-1 「経常的収入の推移」

(単位:百万円)

収 入	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
運営費交付金	12,424	13,032	12,476	12,329	12,140
学生納付金	3,847	3,774	3,698	3,640	3,565
附属病院	20,692	22,263	23,500	25,387	25,968
その他	243	266	232	244	278
外部資金	2,138	2,183	2,265	2,597	2,432
計	39,344	41,518	42,171	44,197	44,383

(出典 財務諸表・決算報告書)

■学生納付金収入

安定的、継続的な教育研究活動遂行のためには、適正な数の学生を継続的に受け入れる必要がある。本学では、オープンキャンパス・進学相談会の開催、高等学校での出前授業の実施、受験産業主催の進学相談会への参加等において積極的に学生の確保に努めており、結果として一定の充足率を維持し、学生納付金収入を継続的に確保している（資料 9-1-②-2 参照）。

資料 9-1-②-2 「学生在籍者数の推移」

		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
大学院	収容定員	1,279 人	1,257 人	1,231 人	1,211 人	1,211 人
	在学生数	1,549 人	1,500 人	1,442 人	1,380 人	1,330 人
	充足率	121.11 %	119.33 %	117.14 %	113.95 %	109.82 %
学 部	収容定員	4,722 人	4,730 人	4,738 人	4,761 人	4,724 人
	在学生数	5,104 人	5,090 人	5,120 人	5,157 人	5,150 人
	充足率	108.08 %	107.61 %	108.06 %	108.31 %	109.01 %

(出典 業務の実績に関する報告書)

■学生納付金以外の経常収入

(附属病院収入)

附属病院においては、手術室の使用方法の見直しや手術室内に勤務する看護師の増員、さらには専門看護師の育成を行っている。また、患者に負担がかからない術式やリハビリテーションによる早期復帰、患者支援センターによる入院前後の患者サポートを行うことで在院日数の縮小に繋げ、平均入院日数の縮小を目指し、放射線治療や外来化学療法など、入院を伴わずに外来診療による治療を積極的に行っており、増収を図っている（資料 9

－ 1－②－3 参照）。

資料 9－1－②－3 「附属病院収入等の推移」

(単位:百万円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
入院患者数	228,931 人	225,443 人	225,974 人	224,708 人	224,716 人
外来患者数	450,672 人	460,642 人	487,224 人	517,083 人	516,576 人
病床稼働率	86.99 %	85.40 %	85.39 %	84.92 %	84.48 %
平均在院日数	14.96 日	15.09 日	14.08 日	13.46 日	13.40 日
手術件数	10,536 件	10,212 件	10,289 件	10,860 件	10,673 件
病院収入	20,692	22,263	23,500	25,387	25,968

(出典 附属病院作成資料)

(外部資金)

外部資金については、共同研究イノベーションセンター及び群馬大学 TL0 を中心に、所有知的財産権の実用化のための共同研究の推進、新技術説明会の開催、地方自治体・マスコミ等の主催によるイベントへ積極的に参加するなど、科学研究費補助金においてはキャンパスごとに説明会を開催し、採択経験者からのアドバイスをを行うなどにより増収を図っている（資料 9－1－②－4 参照）。

資料 9－1－②－4 「外部資金等受入額の推移」

(単位:千円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
受託研究	408,172	396,516	325,544	355,142	544,886
民間等との共同研究	191,805	138,420	171,434	183,353	205,441
寄付金	822,119	1,364,366	1,536,773	1,560,636	1,159,979
科学研究費補助金	756,232	909,708	1,018,370	929,700	956,170

(出典 企画評価課作成資料)

【分析結果とその根拠理由】

経常的収入の確保については、文部科学省からの運営費交付金に増額が見込まれないなか、自己収入である学生納付金のほか、附属病院収入や外部資金の安定的な確保を図ることが、教育研究活動を展開していくために重要な要素となっている。

過去 5 年間の状況を見ると、学生納付金収入は、適切な学生数の確保に努めた結果、一定の水準を維持している。また附属病院収入、外部資金ともに、増収のための様々な取り組みによって、毎年増加している。

以上のことから、大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断できる。

観点 9－1－③：大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されているか。

【観点に係る状況】

収支にかかる計画として、本学では 6 年間（平成 22 年度～27 年度）の中期目標・中期計画のなかで、予算（人件費の見積りを含む）、収支計画、資金計画を策定している。中期目標・中期計画は、経営協議会及び役員会並びに大学運営会議の議を経て学長が決定した後、文部科学大臣に申請し、認可を受けている。

また各年度の計画においても、同じく予算、収支計画、資金計画を策定し、経営協議会及び役員会並びに大学運営会議の議を経て学長が決定した後、文部科学大臣に届け出ている。

これらの財務に関する予算、収支計画、資金計画については、本学のウェブサイトに掲載しており、学生教職員はもとより、広く学外者に公開している（資料9-1-③-1参照）。

資料9-1-③-1 「予算、収支計画、資金計画の掲載先（ウェブサイト）」

■中期目標・中期計画・年度計画

URL http://www.gunma-u.ac.jp/html_hyouka/aboutus_14.html

【分析結果とその根拠理由】

中期目標・中期計画において、予算・収支計画・資金計画を策定しているほか、毎年度の計画においても同様に収支に関する計画を定めている。これらの計画は、経営協議会及び役員会並びに大学運営会議の議を経て学長が決定後、文部科学大臣に提出しており、必要に応じて認可を受けている。

また本学ウェブサイトに掲載することにより、学生教職員はもとより広く学外者に公開している。

以上のことから、大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されていると判断できる。

観点9-1-④： 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

【観点に係る状況】

中期計画及び中期目標に基づき教育研究活動を行った結果、過去5年の収支状況（決算ベース）は、いずれの年度においても、収益が費用を上回り、利益を計上している（資料9-1-④-1参照）。

資料9-1-④-1 「収支の状況（決算）」

（単位：百万円）

区 分		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
費用	経常費用	38,877	40,283	42,456	43,376	45,262
収益	経常収益	40,908	42,293	43,129	44,958	46,247
	経常利益	2,031	2,010	672	1,582	985
	臨時損失	13	20	10	15	46
	臨時利益	4	29	0	0	71
	当期純利益	2,022	2,019	661	1,568	1,009
	当期総利益	2,022	2,019	661	1,568	1,010

（出典 財務諸表・損益計算書）

また、予算ベースの収支状況についても、同様に、すべての年度において、収入が支出を上回っている。

資料9-1-④-2 「収支の状況（予算）」

（単位：百万円）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
収 入	41,957	43,360	44,629	48,606	47,156
支 出	40,225	41,170	43,906	47,198	46,914
※収入－支出	1,732	2,189	723	1,407	241

（出典 財務諸表・決算報告書）

【分析結果とその根拠理由】

計画的な執行を行った結果、過去5年間の収支状況は、決算・予算ベースともに、収益（収入）が費用（支出）を上回り、利益を計上している。

以上のことから、収支の状況において、過大な支出超過となっていないと判断できる。

観点 9-1-⑤：大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

【観点到係る状況】

■予算配分方針

毎年度、予算配分方針（別添資料 9-1-⑤-A 参照）を策定し、学内資源の配分を行っている。

運営費交付金の効率化（▲1.3%）に対応するため、「全学運営経費」や「病院運営経費」等を削減する一方で、教育研究上の基盤的経費である「教育研究経費」の水準を維持している（別添資料 9-1-⑤-B 参照）。また学内の重点事項に特化した「学長裁量経費」は、学長のリーダーシップ強化のために一定額を確保しており、教育・研究の質の維持・向上を図っている（別添資料 9-1-⑤-C 参照）。

また、学内資源のみでは対応できない大型の教育研究プロジェクトや、産学連携による研究などについては、国の支援や外部資金を、積極的に獲得し実施している。

■施設・設備に関する配分方針

施設整備については、施設整備推進戦略に基づき、キャンパスマスタープランを策定している。また毎年、各学部等からヒアリングを行い、緊急度や効果等を勘案し予算の配分を行っている。

設備整備については、設備整備方針に基づき、毎年、設備マスタープラン（教育設備・研究設備・診療設備の整備計画）を策定しているほか、こちらも緊急度や効果等を勘案し、予算の配分を行っている。

施設・設備ともに、学長裁量等の学内資源による自己努力のほか、施設整備費補助金などの国の支援を受けて必要な整備を行っている（別添資料 9-1-⑤-D, 9-1-⑤-E 参照）。

【分析結果とその根拠理由】

学内資源の配分にあたっては「予算配分方針」や「予算配分基準」を策定しており、教育研究の質の維持・向上のため、教育研究活動に対する資源配分については、運営費交付金の効率化減等による影響がないよう配慮している。

また、教育研究活動に必要な施設・整備については、整備方針とそれに基づく整備計画を策定しており、緊急度や効果等を勘案した予算配分を行っている。

以上のことから、大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされていると判断できる。

（別添資料）

- ・ 9-1-⑤-A 平成 27 年度 予算配分方針
- ・ 9-1-⑤-B 当初予算配分状況（平成 22 年度～平成 26 年度）
- ・ 9-1-⑤-C 学長裁量経費配分額（平成 22 年度～平成 26 年度）
- ・ 9-1-⑤-D 施設整備（施設整備費補助金・施設費交付事業費・運営費交付金）予算措置状況

- ・ 9-1-⑤-E 設備整備(施設整備費補助金・施設費交付事業費・運営費交付金)予算措置状況

観点 9-1-⑥： 財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されているか。

【観点に係る状況】

■財務諸表 の作成

国立大学法人法に基づき、毎事業年度の貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類、キャッシュフロー計算書、国立大学法人等実施コスト計算書及びこれらの附属明細書並びに決算報告書を作成している（URL http://www.gunma-u.ac.jp/html_zaimu/aboutus_20.html 参照）。

これらは、国立大学法人会計基準に従い、財務部において素案を作成し、会計監査人及び監事による監査を受けている。その後、役員会、経営協議会で審議され、最終的に役員会での議決を経て、文部科学大臣へ提出し承認を受けている。

■会計監査 の実施

会計に係る監査として、会計監査人監査のほか、監事監査、内部監査部門による監査を実施している（資料 9-1-⑥-1 参照）。

監事及び会計監査人は、国立大学法人法に基づき、文部科学大臣の任命等を受けて行われる。また、内部監査室長は、内部監査規程に基づき、学長の命を受けて内部監査を実施する権限を有している。

資料 9-1-⑥-1 「会計に係る監査の状況」

種類	監査人	任命方法等	概 要
監事監査	監事	文部科学大臣が任命	本学の監事監査規則に基づき、 会計監査を毎月及び毎年度決算時に実施している。 定期的に、会計監査人との意見交換を行っている。
会計監査	会計監査人	文部科学大臣が選任	会計監査法人が策定する監査計画に基づき 期中及び期末に実施している。
内部監査	大学職員	学長等により指名	内部監査室が策定した監査計画に基づき、 実施している。 監査の結果、学長が改善措置を行った時は 監事へ回付している。

（出典 財務部作成資料）

【分析結果とその根拠理由】

財務諸表等については、国立大学法人会計基準に従い、国立大学法人法に基づく書類を作成しており、会計監査人及び監事の監査を受けた後、学内所会議による審議を経て、文部科学大臣に提出している。

また会計に係る監査として、会計監査人監査のほか、監事監査、内部監査部門による監査を実施している。それぞれの監査は、独立性を保ちながら規程等に従い、計画的に実施している。

以上のことから、財務諸表等が適切に作成され、財務に係る監査等が適正に実施されていると判断できる。

観点 9-2-①： 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

【観点に係る状況】

■管理運営組織

「役員会」「教育研究評議会」及び「経営協議会」を管理運営のための基本組織として設置している。役員会は原則毎週 1 回，教育研究評議会は原則毎月 1 回，経営協議会は年 5 回程度開催し，それぞれの役割に応じた事項を審議している（資料 9-2-①-1， 9-2-①-2， 9-2-①-3 参照）。

さらに平成 26 年度からは，大学全体の運営を視野に入れた業務の執行を行うため，学長・理事及び学長が指名する執行役員を構成員とする「執行役員会議」を設置し，大学運営に関する重要事項について，全学的な視点から協議を行っている（資料 9-2-①-5 参照）。

このほか学長の下に，大学運営の機動的・戦略的な法人運営を推進するため，学長・理事・副学長から構成される「企画戦略会議」を設置し，大学全体にかかる改革について分析・企画を行っている（資料 9-2-①-4 参照）。

また，学長のもとに 4 名の理事を配置し，それぞれ「教育・企画・国際交流」「研究」「総務・財務」「病院」の業務を担当し，副学長が学長の命を受けた校務を担当し，大学運営の諸課題に取り組んでいる（資料 9-2-①-6 参照）。

資料 9-2-①-1 「群馬大学役員会規則（抜粋）」

（審議事項）

第 2 条 役員会は，次の各号に掲げる事項を審議する。

- （1）中期目標についての意見（国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号。以下「法」という。）第 30 条第 3 項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見をいう。）及び年度計画に関する事項
- （2）法により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項
- （3）予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- （4）大学，学部，学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- （5）その他役員会が定める重要事項

（出典 国立大学法人群馬大学 役員会規則（別添資料 9-2-①-A））

資料 9-2-①-2 「群馬大学教育研究評議会規則（抜粋）」

（審議事項）

第 2 条 教育研究評議会は，次の各号に掲げる事項について審議する。

- （1）中期目標についての意見に関する事項（経営に関する事項を除く。）
- （2）中期計画及び年度計画に関する事項（経営に関する事項を除く。）
- （3）学則（経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- （4）教員人事に関する事項
- （5）教育課程の編成に関する方針に係る事項
- （6）学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言，指導その他の援助に関する事項
- （7）学生の入学，卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項

(8) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項

(9) その他教育研究に関する重要事項

(出典 国立大学法人群馬大学 教育研究評議会規則 (別添資料 2-2-①-B))

資料 9-2-①-3 「群馬大学経営協議会規則 (抜粋)」

(審議事項)

第2条 経営協議会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 中期目標についての意見に関する事項のうち、経営に関するもの
- (2) 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、経営に関するもの
- (3) 学則（経営に関する部分に限る。）、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- (4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (5) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (6) その他経営に関する重要事項

(出典 国立大学法人群馬大学 経営協議会規則 (別添資料 9-2-①-B))

資料 9-2-①-4 「執行役員会議規則 (抜粋)」

(任 務)

第2条 執行役員会議は、次の各号に定めることを任務とする。

- (1) 大学の運営に関する重要事項について協議すること。
- (2) 教員の選考を行うこと。
- (3) 他の規則等の定めるところにより執行役員会議の議決が必要とされる事項について協議すること。
- (4) その他学長が必要と認める事項について協議すること。

(出典 国立大学法人群馬大学 執行役員会議規則 (別添資料 3-2-①-C))

資料 9-2-①-5 「企画戦略会議規程 (抜粋)」

(設 置)

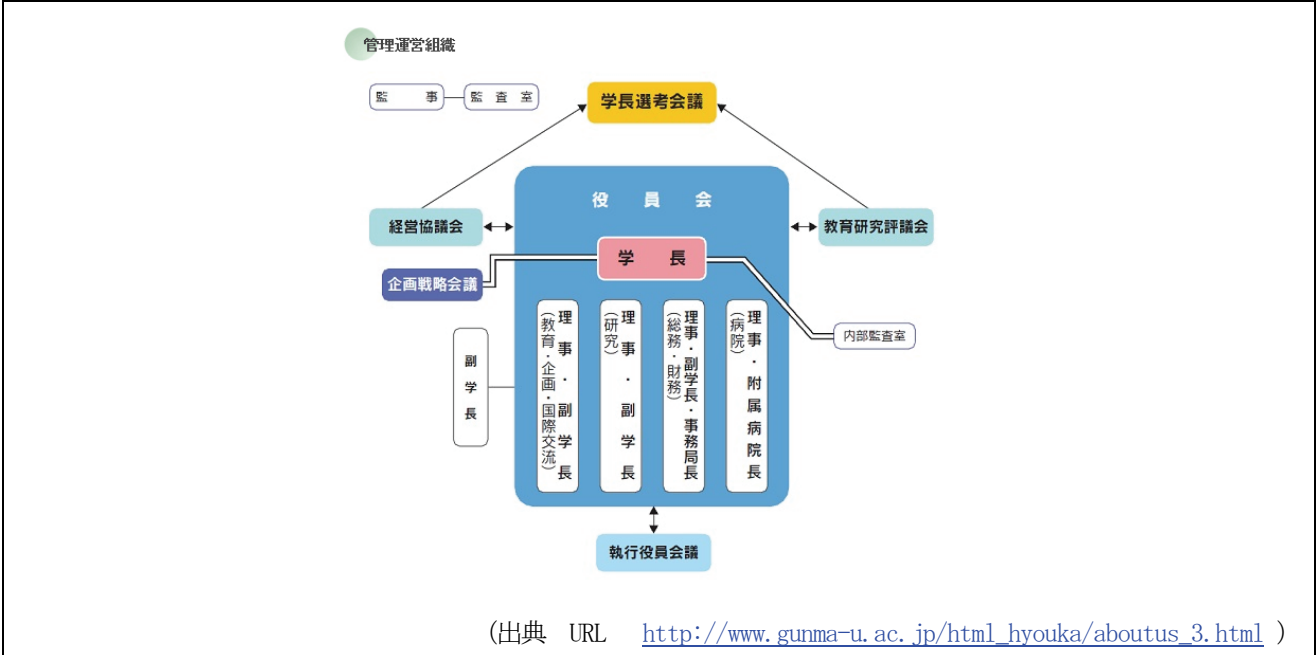
第1条 学長の下に、法人運営の機動性・効率性を高めるため、企画戦略会議を置く。

(任 務)

第2条 企画戦略会議は、新しい発想の下に教育・研究の質の向上を図り、社会貢献に資するとともに、機動的・戦略的な法人運営を実現し、個性豊かな大学づくりを推進するため、学長の指示に応じて、教育研究組織の在り方、研究の推進、人的リソースの最適配置等について企画及び立案することを任務とする。

(出典 国立大学法人群馬大学 企画戦略会議規程 (別添資料 9-2-①-C))

資料 9－2－①－6 群馬大学 管理運営組織図

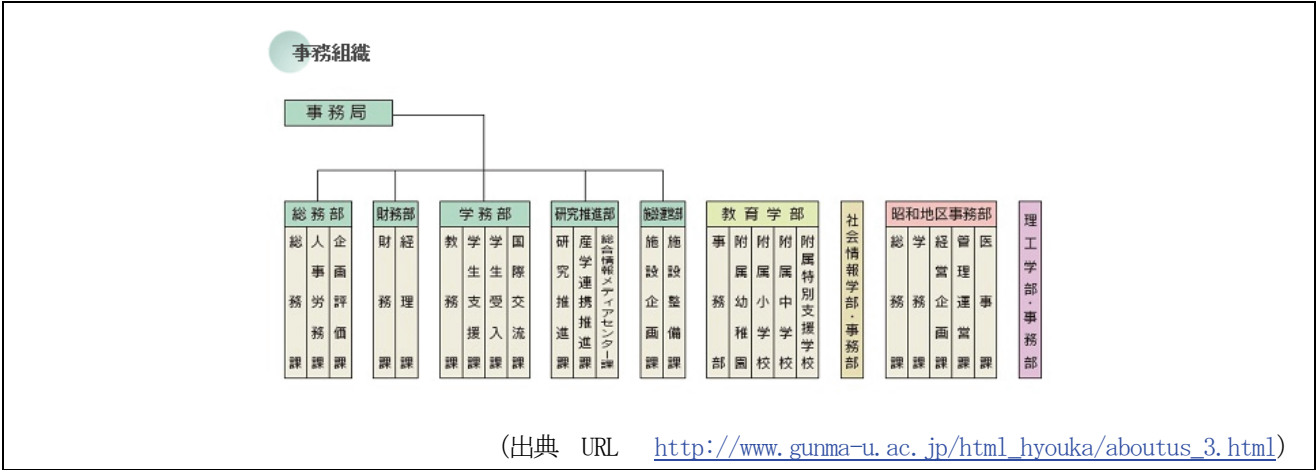


■事務組織

事務組織は、総務・財務担当理事のもとに業務を遂行する事務局（５部）を置くとともに、各学部等に、運営のための事務部を置き、それぞれ職員を配置している（資料 9－2－①－7，9－2－①－8，別添資料 9－2－①－D 参照）。

また、副課長及び副事務長以上を構成員とする「事務協議会」を月 1 回開催し、事務の円滑な運営を目的として事務局及び各学部間の連絡調整を行っている（資料 9－2－①－9 参照）。

資料 9－2－①－7 「群馬大学 事務組織 体制図」



資料 9－2－①－8 「事務職員等配置状況」 (平成27年 5 月 1 日現在)

学部等	事務職員数	技術・技能系職員数	医療系職員数	教務系職員数	その他の職員	合計
総務部	40 (12)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	40 (16)
財務部	27 (7)	0 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (2)	27 (10)
学務部	26 (18)	0 (4)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	26 (27)

研究推進部	37 (42)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (5)	37 (42)
施設運営部	2 (4)	14 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	16 (5)
荒牧地区環境美化室	3 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (6)	3 (8)
教育学部	16 (14)	0 (8)	1 (1)	0 (0)	1 (4)	18 (27)
社会情報学部	8 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	8 (1)
医学部	0 (7)	10 (5)	6 (2)	1 (0)	0 (1)	17 (15)
大学院医学系研究科	0 (47)	0 (47)	0 (4)	0 (6)	0 (29)	0 (133)
大学院保健学研究科	0 (8)	0 (7)	0 (0)	0 (0)	0 (3)	0 (18)
医学部附属病院	0 (56)	3 (23)	1,038 (487)	0 (0)	0 (3)	1,041 (569)
昭和地区事務部	147 (54)	3 (3)	11 (0)	0 (0)	0 (1)	161 (58)
理工学部	28 (29)	28 (7)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	57 (36)
理工学府	0 (17)	0 (16)	0 (0)	1 (1)	0 (12)	1 (46)
生体調節研究所	0 (1)	3 (22)	0 (0)	1 (0)	0 (13)	4 (36)
総合情報メディアセンター	0 (0)	4 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (2)
大学教育・学生支援機構	0 (0)	0 (1)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)
研究・産学連携戦略推進機構	0 (8)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (13)	2 (22)
重粒子線医学推進機構	0 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (4)
未来先端研究機構	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (2)	0 (2)
先端科学研究指導者育成ユニット	0 (0)	0 (6)	0 (0)	0 (0)	0 (2)	0 (8)
テニユアトラック普及推進室	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (1)
合 計	334 (330)	66 (157)	1,058 (494)	3 (7)	2 (99)	1,463 (1,087)

※ () 書きは、非常勤職員数で外数

(出典 人事労務課作成資料)

※ 「教務系職員数」：学生の実験、実習、実技若しくは演習の指導をしている者などで、教員でない者の数

※ 「その他の職員」：運転手、調理師、臨時用務員、環境クリーンスタッフ、専門支援者等

資料 9-2-①-9 「国立大学法人群馬大学事務協議会要項（抜粋）」

- 1 国立大学法人群馬大学における事務運営上の諸問題について協議し、もって事務の円滑かつ適正な処理を図るため、事務協議会（以下「協議会」という。）を置く。
- 2 協議会は、事務局長、各部長、財務調査役、各次長、各課長、監査室長、各事務長、各課副課長及び各副事務長をもって組織する。
- 3 事務局長は、協議会を招集し、その議長となる。
- 4 協議会は、原則として月 1 回開催する。

(出典 国立大学法人群馬大学 事務協議会要項（別添 9-2-①-E）)

■管理運営組織（学部）

各学部等では、学部長等を中心とした管理運営体制が構築されている。また、学部等の規模に応じて、副学部長等を配置している。

■危機管理体制（コンプライアンス全般）

危機管理については、全学及び学部等に「危機管理室」を設置し対応している（資料 9-2-①-10、別添資料 9-2-①-F 参照）。

9-2-①-10 「危機管理対応指針（抜粋）」

3. 危機管理体制の運用の基本的枠組み

(1) 危機管理に当たる組織及びその責務

本学の危機管理体制は、全学の危機管理室、学部等の危機管理室及び危機事象毎の主管部署の3種類の組織により構築される。

① 全学の危機管理室の責務

本学の危機管理の統括組織として、危機管理に関わる情報の収集及び分析、学部等の危機管理室及び主管部署との連絡調整、全学への周知、マスコミへの情報提供等、全学的な危機管理体制の運用に当たる。

なお、全学的な危機事象が発生した場合には、学長を本部長とする危機対策本部を設置し、その本部員として所定の業務を行う。

② 学部等の危機管理室の責務

学部等における危機管理の対応組織として、危機事象の発生を検知した場合の初動対応、全学の危機管理室及び主管部署への連絡、情報の収集・管理、学部等の内部への周知、マスコミへの情報提供等、当該学部等における危機管理に当たる。

なお、当該学部等のみに係る危機事象で当該学部等限りでの対処が適当と認められたものについて、学部等の長を本部長とする危機対策本部を設置し、その本部員として所定の業務を行う。

③ 主管部署の責務

主管する危機事象毎に全学マニュアルを作成し、当該マニュアルに基づく研修・訓練等を実施する。主管する危機事象の発生時には、関係学部等及び全学の危機管理室と連携して対処するとともに、危機対策本部が設置された場合は、その構成員として所定の業務を行う。

（出典 国立大学法人群馬大学 危機管理対応指針（別添9-2-①-G参照））

また危機管理対応指針に基づき、災害、事件・事故、薬品管理などの危機事象毎にマニュアルを整備し、学内専用ウェブサイトに掲載し周知するとともに、各関連委員会等において、各対応マニュアルに基づく予防対策の取組を行い、危機事象に対する意識の啓発を行っている（資料9-2-①-11 参照）。

取組にかかる最近の具体例として、これまで災害発生時に個別に検討していた学生の安全確保について、迅速に対応できるよう「群馬大学台風等自然災害における休講等の措置に関する申合せ」を制定した（別添資料9-2-①-H 参照）。

9-2-①-11 「全学的マニュアル一覧（アクセス限定ウェブサイト）」

平成 26 年 4 月 1 日

群馬大学危機管理室

「国立大学法人群馬大学危機管理対応指針」に基づく全学マニュアル一覧

全学マニュアル名	制定時期	主管部署	連絡先
地震、風水害等への対応マニュアル	平成19年3月 (平成25年12月改訂)	施設運営部施設企画課	総務係 内線7084
知的財産危機管理対応マニュアル	平成19年3月 (平成25年12月改訂)	研究推進部研究・産学連携推進課	総括係 内線7543
通帳等金銭類の盗難被害時の対応マニュアル	平成25年12月	財務部総務課	経理係 内線7064
危機管理対応マニュアル —学生の安全に係る危機事象への対応マニュアル—	平成19年3月 (平成26年4月改訂)	学務部教務課・学生支援課	学生支援係 内線7138
国内外での教職員の重大な犯罪被害への対応マニュアル	平成19年3月 (平成25年11月改訂)	総務部総務課・人事労務課	総務係 内線7005 人事企画係 内線7024
	平成19年3月		

(出典 URL <http://mikuni.jimu.gunma-u.ac.jp/local/kikikanri/index.html>)

■研究活動上の不正行為等に対する危機管理

研究活動上の不正防止を推進するため「研究者行動規範委員会」を、資金等の不正使用防止を推進するため「資金適正執行委員会」を設置している(資料9-2-①-12 参照)。

資料9-2-①-12 「国立大学法人群馬大学における公正な研究活動及び適正な資金執行規程(抜粋)」

(研究行動規範委員会)

第11条 最高責任者の下、研究活動における不正行為防止を推進するため研究行動規範委員会を置く。

2 研究行動規範委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 理事(研究担当)
- (2) 教員のうち学長が指名する者 6人
- (3) 研究活動に関し識見を有する学外者 若干人
- (4) 法律に関し専門知識を有する学外者 1人
- (5) 研究推進部長
- (6) その他学長が指名する者 若干人

3 前項第2号から第4号までの委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 研究行動規範委員会に委員長を置き、第2項第1号の者をもって充てる。

5 研究行動規範委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 不正行為防止に係る重要事項を審議すること。
- (2) 不正行為防止計画の策定及び実施の進捗管理に関すること。
- (3) 不正行為発生要因の把握、発生要因に対する改善策の策定及び実施に関すること。
- (4) コンプライアンスの状況及び実施体制に関すること。
- (5) その他不正行為防止の推進に当たり必要な事項

6 研究行動規範委員会の事務は、事務局関係部課の協力を得て、研究推進部研究推進課において処理する。

(資金適正執行委員会)

第12条 最高責任者の下、資金等の不正使用防止を推進するため資金適正執行委員会を置く。

2 資金適正執行委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 理事（総務・財務担当）
- (2) 教職員のうち学長が指名する者 若干人
- (3) 財務部長
- (4) 研究推進部長
- (5) その他学長が指名する者 若干人

3 前項第2号及び第5号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 資金適正執行委員会に委員長を置き、第2項第1号の者をもって充てる。

5 資金適正執行委員会は、不正防止の推進に当たり、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 資金等の不正使用防止に係る重要事項を審議すること。
- (2) 資金等の不正使用防止計画の策定及び実施の進捗管理に関すること。
- (3) 資金等の不正使用発生要因の把握、発生要因に対する改善策の策定及び実施に関すること。
- (4) 資金等の不正使用におけるコンプライアンスの状況及び実施体制に関すること。
- (5) その他資金等の不正使用防止の推進に当たり必要な事項

6 資金適正執行委員会の事務は、事務局関係部課の協力を得て、財務部財務課において処理する。

（出典 国立大学法人群馬大学における公正な研究活動及び適正な資金執行規程
(別添資料9-2-①-I)）

これらの実施体制のもと、不正行為・不正使用の防止計画等を策定し、研究活動上の不正行為の防止や資金等の適正管理を行っているほか、教職員に対しては、ウェブサイトや説明会をととした法令遵守の意識啓発を行っている(資料9-2-①-13 参照)。

9-2-①-13 「研究活動上の不正行為の防止への取組（ウェブサイト掲載）」

公正な研究活動及び適正な資金執行への取組み

公正な研究活動及び適正な資金執行への取組み

群馬大学の構成員には、社会からの信頼と負託に誠実に応えるべき責務が求められています。独創的な科学研究を展開するとともに、基礎科学と実践的・実学的研究との融合を図りつつ、時代と社会の要請に応じた新しい知の創造を目指している群馬大学にとって、特に研究資金は大変重要なものです。この研究資金を群馬大学が適正に管理するとともに、研究者自らが有効且つ適正に使用し社会倫理に基づき科学研究活動を推し進めてこそ、群馬大学が掲げる目標の達成に繋がるばかりでなく、社会からの信頼と負託に応えることとなります。

ここに、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定）が平成26年2月18日に改正され、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文科科学大臣決定）が定められたことに基づき、公正な研究活動及び適正な資金執行への取組みの方針を定め以下に公表し、率先して群馬大学の公正な研究活動等に取組みます。

群馬大学長 平 塚 浩 士

公正な研究活動への取組みについて
公正な研究活動

- 群馬大学行動規範, 群馬大学科学者行動規範
- 不正に係る相談・告発の窓口及び申立て並びに措置等について

参考資料

- 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」等

適正な資金執行への取組みについて
適正な資金執行

- 公正な研究活動等を行うための責任と権限の明確化
- 本学における資金等の使用等に関する相談窓口
- 研究費使用ハンドブック及び会計ルールハンドブックについて

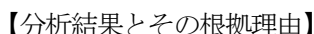
参考資料

- 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」等

(出典 URL <http://www.gunma-u.ac.jp/news/kenkyuhi/torikumi.html>)

研究活動上の不正行為防止については、「研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドライン」「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」の改正・決定に伴い、平成 26 年度中に学内体制の見直しを行った。

具体的な対応としては、具体事案の調査組織となる「研究活動等調査委員会」を新たに整備し、前述の不正防止推進組織と機能を明確に区分したほか、最高責任者である「学長」が、定期的に責任者から報告を受けるための「研究活動等定例報告会（仮称）」についても新たに整備を行った。併せて学部等における責任体制を明確化し、学部等において教職員に対する「研究倫理教育」「コンプライアンス教育」（2つあわせて「公正活動教育」）を実施することを決定した（資料 9－2－①－14 参照）。



危機管理については、コンプライアンス全般にかかる危機管理室を設置し、各学部等と相互に連携して対処する体制を整備しているほか、危機管理の実効性を高めるため、個別の危機事象に係る全学マニュアルを整備している。また研究活動上の不正防止についても、研究上の問題と資金上の問題の両面に対する体制が整備されている。

以上のことから、管理運営のための組織及び事務組織が、任務遂行の上で適切な規模と機能を有しており、併せて危機管理に係る体制が整備されていると判断できる。

- ・ 9-2-①-A 国立大学法人群馬大学 役員会規則
- ・ 9-2-①-B 国立大学法人群馬大学 経営協議会規則
- ・ 9-2-①-C 国立大学法人群馬大学 企画戦略会議規程
- ・ 9-2-①-D 国立大学法人群馬大学 事務組織規程
- ・ 9-2-①-E 国立大学法人群馬大学 事務協議会要項
- ・ 9-2-①-F 国立大学法人群馬大学 危機管理規則
- ・ 9-2-①-G 国立大学法人群馬大学 危機管理対応指針
- ・ 9-2-①-H 群馬大学台風等自然災害における休講等の措置に関する申合せ

- ・ 9-2-①-I 国立大学法人群馬大学における公正な研究活動及び適正な資金執行規程
- ・ 9-2-①-J 研究活動・資金の執行 不正防止体制整備の見直し

観点 9-2-②： 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。

【観点に係る状況】

■大学の構成員

管理運営に関する学生からの意見・ニーズについては、学生との懇談会（別添資料 6-1-②-A 参照）や学生生活実態調査（前出資料 7-2-②-4 参照）において把握するとともに、その要望を踏まえた改善を行っている。

教職員の意見・ニーズについては、各種会議のほか、学長が必要に応じて学部教授会に出向いて意見交換を行い、各学部の課題・問題点を把握し、その要望を執行役員会議等において議論し、管理運営に反映させている（資料 9-2-②-1，別添資料 8-1-②-A 参照）。

資料 9-2-②-1 「国立大学法人群馬大学執行役員会議規則（抜粋）」

（任 務）

第 2 条 執行役員会議は、次の各号に定めることを任務とする。

- （1）大学の運営に関する重要事項について協議すること。
- （2）教員の選考を行うこと。
- （3）他の規則等の定めるところにより執行役員会議の議決が必要とされる事項について協議すること。
- （4）その他学長が必要と認める事項について協議すること。

（出典 国立大学法人群馬大学 執行役員会議規則（別添 3-2-①-C））

■学外関係者

学外関係者の意見・ニーズについては、経営協議会において、学外有識者 9 人を委員に委嘱し、学外者の立場から、本学の管理・運営についてさまざまな意見を頂いている（別添資料 9-2-②-A 参照）。また毎年開催している群馬県との懇談会においても業務運営等に関する提言を受けており、それを踏まえた改善を行っている（別添資料 8-1-③-A 参照）。

【分析結果とその根拠理由】

学生のニーズは、学生との懇談会等により、教職員のニーズは、各種会議により把握を行い、管理運営に反映している。また学外関係者のニーズは、経営協議会の学外委員や、群馬県との意見交換会を通じて把握し、必要な改善を行っている。

以上のことから、学生・教職員及びその他学外関係者からの意見・ニーズを把握しており、適切な形で管理運営に反映していると判断できる。

（別添資料）

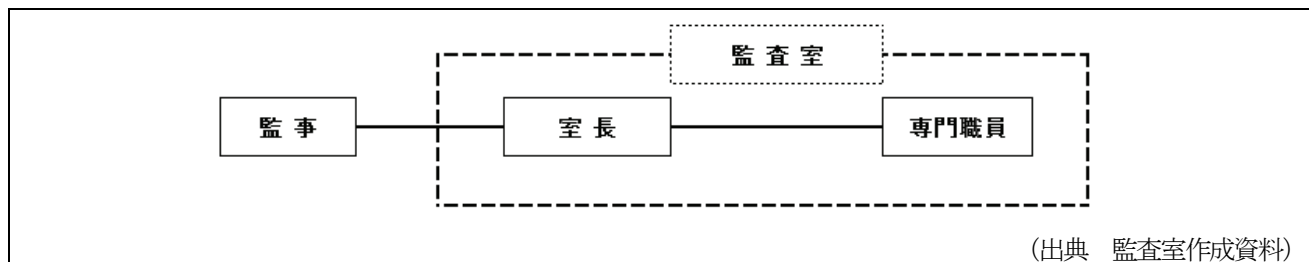
- ・ 9-2-②-A 経営協議会における意見への対応について（第 2 期）

観点 9-2-③： 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

【観点に係る状況】

本学では、常勤・非常勤各 1 名の監事を置いている。また監事監査に関する事務を処理するために、監事の下に「監査室」を設置している（資料 9-2-③-1，別添資料 9-2-③-A 参照）。主な業務内容は「業務監査」と「会計監査」となっている。

資料 9-2-③-1 「監査室体制図」



■業務監査

業務監査では、「群馬大学監事監査規則（別添資料 9-2-③-B 参照）」及び「群馬大学監事監査実施基準（別添資料 9-2-③-C 参照）」に基づき、毎年度始めに監査計画を作成し監査項目を定め、実地監査前に書面による照会ののち、各組織に赴き、組織の長のからのヒアリング等による実地監査を行っている。実地監査は、大学全体と組織ごとに年に 1 回行っており、結果は、業務監査報告書として取りまとめ、役員会に報告している（別添資料 9-2-③-D 参照）。

このほか、役員会、教育研究評議会、経営協議会、執行役員会議等に参加し、恒常監査を行っている。

■会計監査

会計監査については、毎年度決算時に、会計担当職員及び会計監査人の報告及び説明を受け、会計監査人の監査方法及び結果、事業報告書、財務諸表及び決算報告書について、監査を行っている（別添資料 9-2-③-E）。

また、期中においては、役員会、経営協議会、教育研究評議会などの会議に参加し業務の実態を把握することによる実態調査や、会計監査人との意見の交換などを随時行っているほか、毎月、会計検査院に提出する計算証明に関する指定に基づく計算書類を確認している。

【分析結果とその根拠理由】

監事監査の内容・方法を規則により明確に定め、年度ごとに策定する監査計画に基づき、監査を行い、その結果を監査結果報告書として学長に報告している。

また、役員会等の管理運営に関する会議に参加し、意見を述べているほか、事業年度の決算時・毎月の会計検査院報告等において、会計監査を行っている。

以上のことから、監事が適切な役割を果たしていると判断できる。

（別添資料）

- ・ 9-2-③-A 国立大学法人群馬大学 監査室設置要項
- ・ 9-2-③-B 国立大学法人群馬大学 監事監査規則
- ・ 9-2-③-C 国立大学法人群馬大学 監事監査実施基準
- ・ 9-2-③-D 平成 26 年度 業務監査報告書
- ・ 9-2-③-E 監査報告書

観点 9-2-④： 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

【観点に係る状況】

本学では、実務に必要な知識の習得と今後の大学業務の円滑な遂行に資することを目的として、職員研修を企画・実施している（資料 9-2-④-1 参照）。

資料 9-2-④-1 「本学主催の研修（抜粋）」

（平成 26 年度実施）

研 修 の 名 称	対象者	内容	参加者数	実施日
新任教員説明会	新任教員	大学の現状、課題及び大学運営について理解	26 名	4/14
新規採用職員研修	新規採用職員	職務遂行に必要な知識の習得	8 名	4/8・9
新規採用職員研修 （聴講研修）	新規採用職員	学長・理事等の講義を聴講、大学の現状、課題等について認識	13 名	4/15 ～ 7/29
スキルアップ研修 （リーダースキル）	係長相当の事務職員	職場のリーダーとしての能力の習得、管理運営能力の向上	23 名	10/30
スキルアップ研修 （対人スキル）	中堅相当の事務職員	より高度な職務遂行に必要な能力の習得	15 名	10/31
英会話研修 （TOEIC 講座）	国際・学生系業務に従事する事務職員	講義形式の英語研修、TOEIC 受験	11 名	5/16 ～ 7/25
Microsoft Office 講習会	希望者	標準的なアプリケーションの習熟度向上	44 名	8/20 ～ 9/19
会計事務研修	財務会計事務 経験年数 1 ～ 3 年 程度の事務職員	財務会計の基礎知識の習得、実務知識の養成	16 名	11/27・28

（出典 平成 26 年度 実施研修一覧（本学主催）（別添 9-2-④-A））

また、国立大学協会や国立大学財務・経営センター等が主催する学外研修にも積極的に参加している（資料 9-2-④-2 参照）。

資料 9-2-④-2 「他機関主催の研修（抜粋）」

（平成 26 年度実施）

研 修 の 名 称	実施機関	対象者	参加者数	実施日
関東地区 メンター養成研修	人事院 関東事務局	係長（これに相当する職を含む） 以上の職にある者	1 名	6/27
関東地区 女性職員登用推進セミナー	人事院 関東事務局	課長級以上の管理職員 （男女を問わない） 及び人事担当者等	1 名	7/9
国立大学法人等 部課長級研修	国立大学協会	部長級職員・課長級職員	4 名	7/14・15
国立大学法人等 係長研修	国立大学協会	係長又は係長相当の職にある者で 50 歳以下の者	3 名	11/17・19

関東甲信越地区 国立大学法人等会計事務研修	国立大学協会	会計事務実務経験を 3年以上有する者	4名	10/27 ～ 10/31
関東・甲信越地区及び東京地区 実践セミナー (財務の部) (情報の部) (人事・労務の部)	国立大学協会	実務担当職員 (課長補佐相当職以下の者)	2名 1名 2名	10/23 11/21 12/12

(出典 平成 26 年度 実施研修一覧(他機関主催) (別添 9-2-④-B))

【分析結果とその根拠理由】

事務職員に対して、実務にかかる研修や英会話研修等多様な学内研修を実施しており、国立大学協会や国立大学財務・経営センター等が主催する学外研修にも積極的に参加している。

以上のことから、管理運営に関わる職員の資質向上のための取組が組織的に行われているものと判断できる。

(別添資料)

- ・ 9-2-④-A 平成 26 年度 実施研修一覧 (本学主催)
- ・ 9-2-④-B 平成 26 年度 実施研修一覧 (他機関主催)

観点 9-3-①： 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

【観点到係る状況】

自己評価及び外部評価の実施並びに認証評価並びに第三者評価に対応するため、全学的な統括組織である「大学評価室」(前出資料 8-1-①-3 参照)を設置している。また本学の活動の総合的な状況については、当該室において、年に 2 回「中間調査」と「最終調査」という形で、中期目標・中期計画及び年度計画の実施状況について、根拠となる資料やデータ等を収集し、自己点検・評価を実施し、当該調査の結果をもとに、国立大学法人評価委員会が行う毎年度の業務績評価について、業務実績報告書を作成している(資料 9-3-①-1 参照)。

資料 9－3－①－1 「中期目標・中期計画及び年度計画の実施状況にかかる 自己点検・評価」

■実施状況調査（中間調査・最終調査） 実施状況調査書（中間・最終調査結果・様式）【学内限定】 平成26 事業年度（中間調査様式） 平成25 事業年度（最終調査結果） 平成25 事業年度（最終調査様式） 平成25 事業年度（中間調査結果） 平成25 事業年度（中間調査様式） ↓ 平成25 事業年度（最終調査結果） ●実施状況調査書（業務運営）（PDF） エクセルデータ（174KB） ●実施状況調査書（教育研究）（PDF） エクセルデータ（398KB） ●実施状況調査書（附属病院・附属学校）（PDF） エクセルデータ（67KB） ●特色ある取組について（PDF） エクセルデータ（136KB） ●共通の観点に係る取組状況（PDF） エクセルデータ（106KB） ●政独委の意見に対する取組状況（PDF） エクセルデータ（63KB） ●課題として指摘された事項に対する取組状況（PDF） エクセルデータ（33KB）	■国立大学法人評価（業務実績） 各事業年度に係る業務実績報告書及び評価結果等 平成25 事業年度 平成24 事業年度 平成23 事業年度 平成22 事業年度 第1期中期目標期間における事業報告書（PDF） 評価結果において「課題」として指摘を受けた事項への対応状況 平成21 事業年度及び中期目標期間 平成20 事業年度 平成19 事業年度 平成18 事業年度 ↓ 平成25 事業年度 ◎評価結果【概要】（HTML） ◎法人評価委員会ヒアリング資料（H26.8.1）（PDF） ◎業務の実績に関する報告書（PDF） ◎業務の実績に関する評価結果（PDF）
（出典 URL http://www.gunma-u.ac.jp/hyouka/hyouka_8.html） ＊平成 25 事業年度（最終調査結果） http://www.gunma-u.ac.jp/sb_hyouka/log/eid138.html ＊平成 25 事業年度国立大学法人評価 http://www.gunma-u.ac.jp/sb_hyouka/log/eid147.html	

【分析結果とその根拠理由】

本学の活動の総合的な状況については、中期目標・中期計画及び年度計画に対する実施状況について、年に2回の調査を行っているほか、国立大学法人評価委員会による業務実績評価に際しても、根拠となる資料やデータを収集し、自己点検・評価を実施している。

以上のことから、根拠となる資料やデータに基づいた自己点検・評価が実施されていると判断できる。

観点 9-3-②： 大学の活動の状況について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による評価が行われているか。

【観点に係る状況】

■国立大学法人評価

国立大学法人評価委員会による業務実績評価に際し、根拠となる資料やデータ等に基づいた自己点検・評価の結果については、国立大学法人評価委員会による検証が行われている（前出資料 9-3-①-1 参照）。

また、業務実績報告書の作成に際しては、外部の有識者を加えた経営協議会（前出資料 9-2-②-A 参照）に諮り、意見を聴取するほか、評価結果についても同協議会で報告し、外部者による検証が行われている（9-3-②-2-1 参照）。

資料 9-3-②-1 「経営協議会記録（抜粋）」

第2回 経営協議会 記録

- | | |
|---------|---|
| I 日 時 | 平成25年 6月26日（水）15時10分～17時05分 |
| II 場 所 | 昭和地区医学部大会議室 |
| III 出席者 | 高田学長（議長）
石堂、高橋、林、四方、石川、平塚、井手、野島、竹内の各委員 |
| 陪席者 | 鈴木監事、森田監事 |
| 欠席者 | 郷委員、茂原委員、曾我委員、福水委員 |

議事に先立ち、経営協議会の成立要件が満たされていることが確認された後、学長から、前回の議事概要の確認が行われた。

IV 議事概要

1 審議事項

- (1) 平成24事業年度に係る業務の実績に関する報告書について
平成24事業年度に係る業務の実績に関する報告書案について、資料により説明があり、審議の結果、報告書の記載事項の一部を修正（修正内容は学長に一任）の上、承認された。

(出典 URL http://www.gunma-u.ac.jp/images/aboutus/25keiei2-25_6_26.pdf)

第4回 経営協議会 記録

- | | |
|---------|--|
| I 日 時 | 平成25年 11月28日（木）14時35分～16時20分 |
| II 場 所 | 事務局棟5階特別会議室 |
| III 出席者 | 高田学長（議長）
石堂、茂原、高橋、林、四方、石川、平塚、井手、野島、竹内の各委員 |
| 陪席者 | 鈴木、森田の両監事 |
| 欠席者 | 郷、曾我、福水の各委員 |

2 報告事項

- (1) 平成24年度に係る業務の実績に関する評価結果について
平成25年11月6日付けで、国立大学法人評価委員会委員長から通知のあった平成24年度に係る業務の実績に関する評価結果について、資料により報告があった。

(出典 URL http://www.gunma-u.ac.jp/images/aboutus/25keiei4-25_11_28.pdf)

■認証評価

大学評価・学位授与機構による「大学機関別認証評価」(http://www.gunma-u.ac.jp/hyouka/hyouka_9.html, 参照) 教員養成機構による「教職大学院認証評価」(http://www.gunma-u.ac.jp/hyouka/hyouka_9_2.html参照) を受審し、適合の判定を得ている。

■JABEE ■病院機能評価

そのほか、理工学部では、JABEE（日本技術者教育認定機構）による技術者教育プログラムの認定審査（資料 9－3－②－2 参照）を、医学部附属病院では、日本医療機能評価機構による病院機能評価（資料 9－3－②－3 参照）を受審しており、それぞれ自己点検・評価の結果について、同機関による検証が行われている。

資料 9－3－②－2 JABEE（日本技術者教育認定機構）による技術者教育プログラムの認定審査

JABEE認定

【国際的な技術者としての保障 -JABEE資格の取得-】

- この制度は米国から1936年に始まり、米国でほとんどの大学が取得しています。技術者としての最低レベルを国際的に保証するもので、この上いかに力をつけさせるかで、大学の特徴を示します。
- 日本技術者教育認定機構(JABEE:Japan Accreditation Board for Engineering Education)の認定を受けた学科を修了し、技術士会に登録すると技術士補の資格が得られるなど資格取得面でも優遇されています。
- JABEEはワシントン協定に加入(2005年6月)、この資格は国際的に同等性を保証されており、世界で仕事をする国際エンジニアにとって大変有効な資格となります。
- ワシントン協定には、米国、カナダ、英国、アイルランド、香港、南アフリカ、豪州、ニュージーランドそれに日本が加わりました。ドイツ、韓国、台湾、中国、ロシアなども準備中です。

一般社団法人 日本技術者教育認定機構

高等教育機関名	認定プログラム名	分野	新規認定 開始年度	備考
群馬大学 http://www.tech.gunma-u.ac.jp/				
工学部	機械システム工学科 日本技術者教育認定機構認定プログラム	機械	2003	2009年度以前修了生は 工学部機械システム工学科 機械システム工学修習コース 2016年度修了生から 理工学部 機械知能システム理工学科
工学部	社会環境デザイン工学科	土木	2002	2009年度以前修了生は 工学部 建設工学科 2016年度修了生から 理工学部環境創生理工学科 社会基盤・防災コース

(出典 URL <http://www.jabee.org/accreditation/program/>)

資料 9-3-②-3 「日本医療機能評価機構による病院機能評価」

病院機能評価とは**医療を見つめる第三者の目。それが病院機能評価です。**

病院機能評価は、病院が組織的に医療を提供するための基本的な活動（機能）が、適切に実施されているかどうかを評価する仕組みです。評価調査者（サーベイヤー）が中立・公平な立場にたって、所定の評価項目に沿って病院の活動状況を評価します。評価の結果明らかになった課題に対し、病院が改善に取り組むことで、医療の質向上が図られます。

認定病院は、より良い病院作りを目指して成長し続ける病院です。

病院機能評価の審査の結果、一定の水準を満たしていると認められた病院が「認定病院」です。すなわち認定病院は、地域に根ざし、安心・安全、信頼と納得の得られる医療サービスを提供すべく、常日頃努力している病院であると言えます。すでに全国の病院の約3割が認定されています。

群馬大学医学部附属病院

総括

■ 機能種別

主たる機能種別「一般病院2」及び副機能種別「精神科病院」を適用して審査を実施した。

■ 認定の種別

書面審査および12月26日～27日に実施した訪問審査の結果、以下のとおりとなりました。

機能種別：一般病院2

認定

機能種別：精神科病院（副）

認定

（出典 URL http://www.report.jcqh.or.jp/jcqh/menu_kekka.php?page_id=hp040N&nintei_id=6820）

■環境 ISO

また荒牧キャンパスにおける教育・研究活動に対して、環境マネジメント ISO14001 を平成 19 年度に取得し現在まで継続している。環境 ISO で掲げた環境保全における目的・目標・計画を実行している。

【分析結果とその根拠理由】

国立大学法人評価や認証評価のほか、学部等においてもさまざまな外部評価を受審し、大学運営の改善に役立っている。

以上のことから、大学の活動の状況について、外部者による評価が実施されていると判断できる。

観点 9-3-③： 評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われているか。

【観点到係る状況】**■PDCA サイクル**

国立大学法人評価委員会による業務実績評価の結果については、役員会、経営協議会及び教育研究評議会等で報告し、周知徹底を図るとともに、指摘事項に係る早急な取組を行うことを確認している。指摘事項の対応につ

いては、全学組織である大学評価室並びに学部等評価委員会を中心に取り組むとともに、中期目標・中期計画及び年度計画における実施状況の自己点検・評価の際に、対応状況を確認している（別添資料 9-3-③-A 参照）。

またそのほかの各種評価結果についても、本学のウェブサイトに掲載し、学内の関係者に周知している（資料 9-3-③-1 参照）。

資料 9-3-③-1 「各種 評価結果（ウェブサイト掲載）」

大学評価室

トップページ > 大学概要 > 大学評価室

室長からのメッセージ
実施体制
中期目標・中期計画
大学情報データベース
関係法令

大学評価
授業評価
教員評価
国立大学法人評価
認証評価
第三者評価

教育研究活動等の
質の向上を目指して

Plan
Do
Check
Action

大学評価室からのお知らせ

お知らせ一覧へ RSS

2014-11-10 平成25年度に係る業務の実績に関する評価結果について
2014-10-15 平成26年度計画に対する自己点検・評価(中間調査)の実施について【学内者お知らせ】
2014-08-01 平成25年度教育方法改善のための自己点検・評価(授業評価等)実施状況調査結果について

(出典 URL http://www.gunma-u.ac.jp/hyouka/hyouka_index.html)

■認証評価（前回受審）指摘事項 対応

また前回の大学機関別認証評価受審時（平成 21 年度）において「主な改善を要する点」として指摘を受けた事項について、毎年度フォローアップを行い、すべての事項について改善行なった（資料 9-3-③-2 参照）。

資料 9-3-③-2 「認証評価 前回受審時の指摘事項 対応（概要）」

項目	指摘事項	対応状況
教員配置	大学院教育学研究科（修士課程・教科教育実践専攻）において、本学における「専修」を「専攻」として捉えた場合教員の配置状況が、設置基準において定められた「教科に係る専攻において必要とされる教員数」を下回っている。	平成 27 年 4 月から、教科の枠を超えたより実践的なカリキュラムへの改編を行うとともに、「専修」を廃止し、コース制を導入のうえ教育体制を整備した。 平成 26 年 11 月 7 日公布の平成 26 年文部科学省告示第 161 号（大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件の一部を改正する告示）による改正後の基準によれば、研究指導教員及び研究指導補助教員ともに必要とされる人数を上回っている。

入学定員 超過率	学士課程（工学編入）、大学院課程（教育学研究科 社会情報学研究科）の入学定員超過率が高い。	入学者選抜方法等の見直しにより、 適正值（1.3%）以下に改善した。
施設	教育学部の校舎において 一部バリアフリー化が不十分である。	平成 22 年に教育学部 C 棟の老朽化に伴う 改修工事を行い改善した。

(出典 企画評価課作成資料)

■設置計画履行状況等調査（AC）留意事項 対応

設置計画履行状況等調査（AC）において「留意事項」が付された項目についても、該当する学部においてさまざまな対策に取り組み、改善を行っている（資料 9-3-③-3 参照）。

資料 9-3-③-3 「設置計画履行条項等調査 留意事項対応（概要）」

項目	留意事項	対応状況
教職大学院 (専門職)	入学者の適切な確保に努めること。 コースごとの適切な定員充足に努めること。	学内での説明会・学外での広報活動を強化した結果、 平成 22 年度の県教育委員会推薦の現職教員院生が 1 名増加し、入学者が 14 名となった。
理工学部 理工学府	学部と大学院を同時設置することを踏まえ 目的・必要性を整理すること。	設置する目的・必要性について 再整理を行った。
理工学部 (学士)	早期卒業を希望する学生を支援する 体制を整備することが望ましい。	早期卒業を希望する学生を支援するため「群馬大学 理工学部早期卒業に関する内規」（平成 25 年 4 月 1 日制定）を整備した。
理工学府 (修士) (博士)	長期インターンシップについて カリキュラムの記載を改めること。	博士後期課程から入学する学生と差が生じないよ う、学生の希望に応じて博士前期及び後期の両課程 において単位の取得を可能とするようにカリキュラ ムを改めた。
	電子情報・数理教育プログラムのコア教育科目 において、数学、物理について修士論文に結び つく科目が不足しているため、コア教育科目に 増やすか、あるいは必要に応じてインテンシブ 科目を増やす等で対応すること。	コア教育科目において、新規に「現代物理学インテ ンシブ」（1 単位）及び「現代数学インテンシブ」（1 単位）を導入するとともに、既に「計算機科学特論」 として開講予定であった科目の数理的要素を強化し て、科目名も「数理構造特論」（2 単位）に変更して 開講することとした。

(出典 URL http://www.gunma-u.ac.jp/html_hyouka/aboutus_17.html)

【分析結果とその根拠理由】

国立大学法人評価をはじめとしたさまざまな評価について、結果を学内の諸会議において報告しているほか、ウェブサイトに掲載することより、周知徹底を図っており、指摘事項の改善について、全学的な対応を行っている。具体的には、入学者選抜方法の見直しや耐震及びバリアフリー化を行うなど、評価結果を受けた改善の取組を行っている。

以上のことから、評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われていると判断できる。

(別添資料)

- ・ 9－3－③—A 評価活動手順（フロー図）

（２）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

該当なし

【改善を要する点】

該当なし

基準 10 教育情報等の公表

(1) 観点ごとの分析

観点 10-1-①: 大学の目的（学士課程であれば学部、学科又は課程等ごと、大学院課程であれば研究科又は専攻等ごとを含む。）が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

【観点に係る状況】

本学の理念・目標（学部及び研究科等の目的を含む）は、本学ウェブサイトで公表しているほか、大学概要・学生便覧などの刊行物に掲載し、これを配布している。（資料 10-1-①-1，資料 10-1-①-2 参照）。

資料 10-1-①-1 「大学の理念及び目標」


理念・目標

- ▶ 前文
- ▶ 基本理念
- ▶ 目標


前文

群馬大学は、上毛三山に抱かれた明るく豊かな自然風土の下、昭和二十四年に新制の国立大学として誕生した。それ以後、北関東を代表する総合大学として、有為な人材を育成するとともに、真理と平和を希求し、深遠な学理とその応用を考究し、世界の繁栄と人類の福祉に貢献することを目的として、その社会的使命を果たしてきた。


基本理念

- 新しい困難な諸課題に意欲的、創造的に取り組むことができ、幅広い国際的視野を備え、かつ人間の尊厳の理念に立脚して社会で活躍できる人材を育成する。
- 教育及び研究活動を世界的水準に高めるため、国内外の教育




目標

- ・ 教育の目標
 - 学生の自主的で創造的な勉学を促進する学修環境を整えるとともに、学生が本来持っている潜在的な能力とエネルギーを引き出すため最大限の支援を行う。
 - 教養教育においては、その重要性を認識し、全学的な協力体制の下、専門教育との連携を図りながら、幅広く深い教養、総合的な判断力、そして自然との共生を基盤とした豊かな人間性を涵養する。

(出典 URL http://www.gunma-u.ac.jp/html/aboutus_0.html)

資料 10-1-①-2 「学部及び研究科等の目的」

■ 学士課程

学部	区分	掲載 URL・刊行物 (頁数)
教育学部	ウェブ	(学部) http://www.gunma-u.ac.jp/faculty/facu001/g1813 (専攻) ○文化・社会系 http://www.edu.gunma-u.ac.jp/jp/bunka.html ○自然・情報系 http://www.edu.gunma-u.ac.jp/jp/sizen.html ○芸術・表現系 http://www.edu.gunma-u.ac.jp/jp/art.html ○生活・健康系 http://www.edu.gunma-u.ac.jp/jp/seikatsu.html ○教育人間系 http://www.edu.gunma-u.ac.jp/jp/kyoiku.html
	刊行物	2015 教育学部案内 (2 頁)
社会情報学部	ウェブ	(学部) http://www.gunma-u.ac.jp/faculty/facu001/g1816 (情報行動学科) http://www.si.gunma-u.ac.jp/shokai/jk.html (情報社会科学科) http://www.si.gunma-u.ac.jp/shokai/js.html
	刊行物	2015 社会情報学部学部案内 (4 頁)
医学部	ウェブ	(学部) http://www.gunma-u.ac.jp/faculty/facu001/g1818 (医学科) http://www.med.gunma-u.ac.jp/undergrad/ (保健学科) http://www.health.gunma-u.ac.jp/admissions/med/
	刊行物	2014 群馬大学概要 大学院医学系研究科・大学院保健学研究科・医学部・医学部附属病院 (表紙裏)
理工学部	ウェブ	(学部) http://www.gunma-u.ac.jp/faculty/facu001/g1820 (化学生・生物化学科) http://www.st.gunma-u.ac.jp/chemistry/01.html (機能知能システム理工学科) http://www.st.gunma-u.ac.jp/machine/01.html (環境創生理工学科) http://www.st.gunma-u.ac.jp/environ/01.html (電子情報理工学科) http://www.st.gunma-u.ac.jp/electron/01.html (総合理工学科) http://www.st.gunma-u.ac.jp/coordination/01.html
	刊行物	平成 26 年度 理工学部学修案内 (146 頁)

■ 大学院課程

研究科等	区分	掲載 URL・刊行物 (頁数)
教育学研究科 (修士)	ウェブ	(研究科) http://www.gunma-u.ac.jp/faculty/facu002/g1823 (障害児教育専攻) http://www.edu.gunma-u.ac.jp/jp/postg_s/s_mastercourse.html (教科教育実践専攻) http://www.edu.gunma-u.ac.jp/jp/postg_s/k_mastercourse.html

(専門職)		(教職リーダー専攻) http://www.edu.gunma-u.ac.jp/jp/postg_s/m_mastercourse.html
	刊行物	2015 教育学部案内 (36-37 頁)
社会情報学研究科 (修士)	ウェブ	(研究科) http://www.gunma-u.ac.jp/faculty/facu002/g1825 (社会情報学専攻) http://www.si.gunma-u.ac.jp/daigakuin/about/index-j.html
	刊行物	平成 26 年度 社会情報学研究科 大学院履修手引 (2 頁) 大学院社会情報学研究科リーフレット
医学系研究科 (修士) (博士一貫)	ウェブ	(研究科) http://www.gunma-u.ac.jp/faculty/facu002/g1827 (生命医科学専攻) http://www.med.gunma-u.ac.jp/graduate/ (医科学専攻) http://www.med.gunma-u.ac.jp/graduate/
	刊行物	2014 群馬大学概要 大学院医学系研究科・大学院保健学研究科・医学部・医学部附属病院 (表紙裏)
保健学研究科 (博士前期・後期)	ウェブ	(研究科) http://www.gunma-u.ac.jp/faculty/facu002/g1829 (保健学専攻) http://www.health.gunma-u.ac.jp/ghealth/about.html
	刊行物	2014 群馬大学概要 大学院医学系研究科・大学院保健学研究科・医学部・医学部附属病院 (表紙裏)
理工学府 (博士前期・後期)	ウェブ	(研究科) http://www.gunma-u.ac.jp/faculty/facu002/g1832 (理工学専攻) http://www.gunma-u.ac.jp/html/graduate_4.html
	刊行物	理工学府要覧 (26 頁)

(出典 学部研究科等作成資料)

さらに、これらの目的を周知するため、学生に対しては、学生便覧 (別添資料 10-1-①-A 参照) を入学時に配付するとともに、新入生ガイダンスにおいて説明を行っている。

また、教職員に対しては、群馬大学概要 (資料 10-1-①-3 参照) を配付するとともに、新任教員研修・初任者研修において説明を行っている (別添資料 10-1-①-B 参照)。

資料 10-1-①-3 「大学概要 (抜粋)」

目 標

1. 教育の目標

- (1) 学生の自主的で創造的な勉学を促進する学修環境を整えるとともに、学生が本来持っている潜在的な能力とエネルギーを引き出すため最大限の支援を行う。
- (2) 教養教育においては、その重要性を認識し、全学的な協力体制の下、専門教育との連携を図りながら、幅広く深い教養、総合的な判断力、そして自然との共生を基盤とした豊かな人間性を涵養する。
- (3) 学部専門教育においては、教養教育との融合を図りつつ、各専門分野の最新の知見及び技術を修得し

産業界や自治体等との共同研究・共同事業を推進し、その成果を広く社会に還元する。

3. 社会貢献等の目標

- (1) 地域の知の拠点として学内外の関係機関と連携した活動を通じて、地域の文化及び伝統を育み、豊かな地域社会を創造する活動を行うとともに、知の地域社会への還元を推進し、産業の発展に貢献する。
- (2) 地域医療を担う中核として医療福祉の向上にあたるとともに、地域住民の多様な学習意欲や技術開発

(出典 平成 26 年度 大学概要 (表紙裏～1 頁))

【分析結果とその根拠理由】

本学の理念・目標（学部及び研究科の目的を含む）をウェブサイトで公表しているほか、大学概要・学生便覧などの刊行物に掲載し配付することにより、広く社会一般に公表している。

また構成員に対しても、刊行物を配布し、研修及びオリエンテーションにおいて、説明を行っている。

以上のことから、本学の目的が適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知していると判断できる。

（別添資料）

- ・ 10-1-①-A 平成 26 年度 学生便覧（抜粋）
- ・ 10-1-①-B 平成 26 年度 新任教員説明会 日程表

観点 10-1-②： 入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。

【観点到係る状況】

入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針（学部及び研究科含む）は、大学案内・学部案内・募集要項などの刊行物に掲載しているほか、本学ウェブサイトにおいても公表している（学士課程：http://www.gunma-u.ac.jp/html_kyoumu/images/campuslife/H28gakushi・AP・CP・DP.pdf，大学院課程：http://www.gunma-u.ac.jp/html_kyoumu/images/campuslife/H28daigakuin・AP・CP・DP.pdf 参照）。

これらの方針を周知するため、学内では刊行物の配布に加え、教授会などの各種会議や新入生ガイダンス等において、説明を行っている。

また学外に向けては、刊行物を学外進学説明会・本学のオープンキャンパス等で配布しているほか、入学志願者及びその保護者・高等学校・予備校・受験産業などへも、個別に配布を行っている。

【分析結果とその根拠理由】

入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針（学部及び研究科を含む）について、大学概要・学生便覧・募集要項などの刊行物に掲載し配付するとともに、ウェブサイトでの公表を行っている。

また刊行物を大学の内外に積極的に配布し、学内の各種会議やガイダンス等において説明を行っている。

以上のことから、入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が、適切に公表、周知されていると判断できる。

観点 10-1-③： 教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される事項を含む。）が公表されているか。

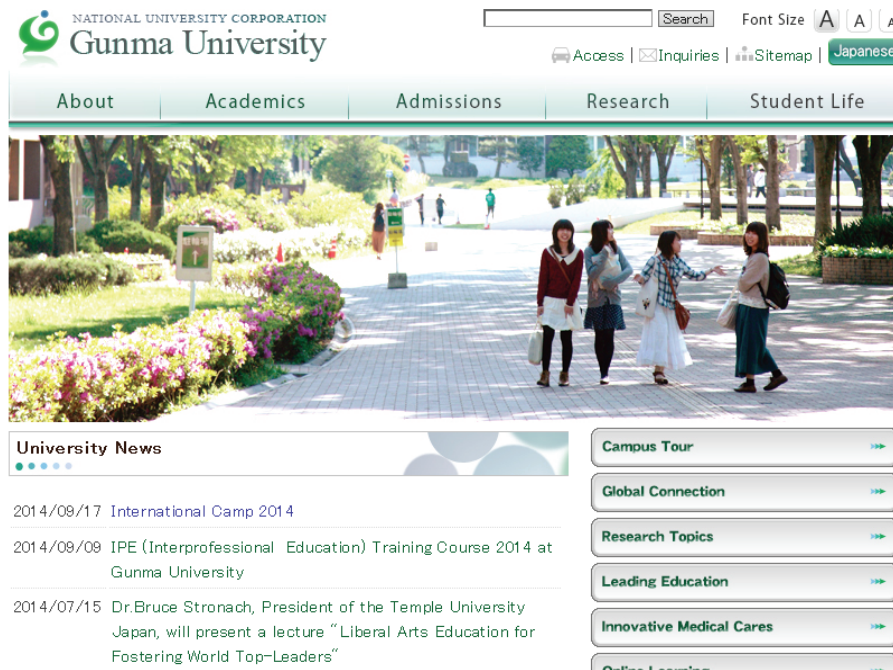
【観点到係る状況】

教育研究活動等についての情報は、本学ウェブサイト及び大学概要をはじめとする刊行物により公表している。

グローバル化に対応するため、平成 26 年度から英語版のウェブサイトと大学概要を作成し、海外に向けて情報を発進している（資料 10—1—③—1、別添資料 10—1—③—A 参照）。

資料 10—1—③—1 「大学ウェブサイト（英語版）」

■ウェブサイト（英語版）



（出典 URL <http://www.gunma-u.ac.jp/english/index-e2.html>）

■キャンパス案内ビデオ（英語版）



Gunma University campus guide(English narration version)

作成者: 群馬大学公式チャンネル

3 週間前・視聴回数 160 回

Gunma University made a video clip to introduce what's encourage you to study on the campus.

（出典 URL <https://www.youtube.com/user/GunmaUniversity>）

学校教育法施行規則第 172 条の 2 により公表が義務付けられている教育情報については、ウェブサイトに専用ページを設け、該当する情報を集約して掲載している。そのほか法定の公表事項である自己点検・評価の結果や財務諸表についても、ウェブサイトに専用ページを設けて公表している（資料 10—1—③—2 参照）。

資料 10-1-③-2 「教育情報等の公開」

■学校教育法施行規則第 172 条の 2 により公表が義務付けられている教育情報

教育情報

※学校教育法施行規則等に規定する情報等の提供

教育研究活動等の状況に関する情報

- 大学の教育研究上の目的について
 - 基本理念
 - 目標
 - 学則・各学部等の教育研究上の目的(PDF: 99.4KB) [別ウインドウ](#)
- 教育研究上の基本組織について
 - 教育・研究組織

(出典 URL <http://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g1902>)

■自己点検・評価 URL http://www.gunma-u.ac.jp/hyouka/hyouka_index.html

■財務諸表等 URL http://www.gunma-u.ac.jp/html_zaimu/aboutus_20.html

また群馬大学大学情報データベースを整備し、所属する研究者の研究成果や活動といった研究情報を公表している（資料 10-1-③-3 参照）。

資料 10-1-③-3 「群馬大学 大学情報データベース」

群馬大学
Gunma University

大学情報データベース

研究者検索 業績検索

大学情報データベースシステムについて

このシステムは、本学に所属している研究者の成果や活動といった研究情報の公開を目的としております。姓名や所属など研究者から検索したい場合は[研究者検索](#)をご利用ください。

業績検索

検索対象 論文

キーワード 検索

(出典 URL <https://univ-db.media.gunma-u.ac.jp/>)

そのほか、大学の育情報を活用・公表するための共通的な仕組みとして、導入された大学トポレートに参加し、広く教育研究活動についての情報を公開している。

【分析結果とその根拠理由】

教育研究活動の状況等に関する情報を本学ウェブサイト及び大学概要をはじめとする刊行物により、公表している。

教育情報や自己点検・評価の結果など、法律により義務付けられている事項はもちろん、独自の大学情報データベースの整備など、研究情報についても積極的に公開している。

以上のことから、教育研究活動等についての情報が公表されていると判断できる。

(別添資料)

・10－1－③－A 平成25年度 群馬大学概要（英語版）（抜粋）

（2）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

該当なし

【改善を要する点】

該当なし